

平成 27 年第 1 回定例会会議録

平成27年 第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期23日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
2月24日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
2月25日	水	休 会	議案調査
2月26日	木	休 会	議案調査
2月27日	金	休 会	議案調査
2月28日	土	休 会	（市の休日）
3月 1日	日	休 会	（市の休日）
3月 2日	月	休 会	議案調査
3月 3日	火	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
3月 4日	水	本 会 議	一般質問
3月 5日	木	本 会 議	一般質問
3月 6日	金	本 会 議	一般質問
3月 7日	土	休 会	（市の休日）
3月 8日	日	休 会	（市の休日）
3月 9日	月	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
3月10日	火	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
3月11日	水	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
3月12日	木	本 会 議	議案訂正
		委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）

月 日	曜日	区 分	日 程
3 月 1 3 日	金	休 会	議事整理
3 月 1 4 日	土	休 会	(市の休日)
3 月 1 5 日	日	休 会	(市の休日)
3 月 1 6 日	月	休 会	議事整理
3 月 1 7 日	火	休 会	議事整理
3 月 1 8 日	水	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成 2 7 年 第 1 回菊池市議会定例会会議録（目次）

2 月 2 4 日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第 1 号……………	43
2. 本日の会議に付した事件……………	45
3. 出席議員氏名……………	47
4. 欠席議員氏名……………	48
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	48
6. 事務局職員出席者……………	49
7. 開 会……………	50
8. 開 議……………	50
9. 日程第 1 会議録署名議員の指名……………	50
10. 日程第 2 会期の決定……………	50
11. 日程第 3 議案第 2 号から議案第 4 5 号まで一括上程・説明……………	50
休 憩……………	61
開 議……………	62
12. 日程第 4 議事第 1 号 農業委員の推薦について……………	75
13. 日程第 5 請願第 1 号から陳情第 2 号まで一括上程……………	76
14. 日程通告 散会……………	76

2 月 2 5 日（水曜日）	休 会
2 月 2 6 日（木曜日）	休 会
2 月 2 7 日（金曜日）	休 会
2 月 2 8 日（土曜日）	休 会
3 月 1 日（日曜日）	休 会
3 月 2 日（月曜日）	休 会

3 月 3 日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第 2 号……………	79
2. 本日の会議に付した事件……………	79
3. 出席議員氏名……………	79
4. 欠席議員氏名……………	80
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	80
6. 事務局職員出席者……………	80

7. 開 議	81
8. 日程第1 質疑	81
9. 日程第2 委員会付託	89
休 憩	92
開 議	92
10. 日程第3 一般質問	92
(1) 城 典臣君質問	93
「中山間地対策について」	93
○市長 江頭 実君答弁	94
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	95
城 典臣君質問	95
○市長 江頭 実君答弁	97
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	98
城 典臣君質問	99
○市長 江頭 実君答弁	99
(2) 城 典臣君質問	100
「観光について」	100
○経済部長 松野浩一君答弁	100
(3) 城 典臣君質問	101
「本市のPRについて」	101
○経済部長 松野浩一君答弁	102
城 典臣君質問	103
○経済部長 松野浩一君答弁	103
○市長 江頭 実君答弁	104
(4) 城 典臣君質問	105
「施政方針について」	105
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	106
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	107
城 典臣君質問	108
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	108
○経済部長 松野浩一君答弁	109
城 典臣君質問	109
○市長 江頭 実君答弁	110
昼食休憩	110

開 議	110
(1) 坂本道博君質問	110
「七城地区のあいのりタクシーの運行について」	110
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	111
坂本道博君質問	112
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	113
坂本道博君質問	113
○市長 江頭 実君答弁	113
(2) 坂本道博君質問	114
「農業所得向上対策について」	114
○経済部長 松野浩一君答弁	115
(3) 坂本道博君質問	115
「施政方針について」	115
○経済部長 松野浩一君答弁	117
坂本道博君質問	119
○経済部長 松野浩一君答弁	120
坂本道博君質問	120
○市長 江頭 実君答弁	120
(4) 坂本道博君質問	122
「米食味分析鑑定コンクール国際大会について」	122
○経済部長 松野浩一君答弁	122
○市長 江頭 実君答弁	123
休 憩	124
開 議	124
(1) 水上隆光君質問	124
「市長が考える地方創生とは」	124
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	125
○市長 江頭 実君答弁	126
水上隆光君質問	127
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	127
水上隆光君質問	128
○総務部長 馬場一也君答弁	128
水上隆光君質問	129
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	129

○市長 江頭 実君答弁	130
(2) 水上隆光君質問	130
「施政方針における予算編成方針について」	131
○総務部長 馬場一也君答弁	131
水上隆光君質問	131
○総務部長 馬場一也君答弁	132
水上隆光君質問	132
○市長 江頭 実君答弁	133
(3) 水上隆光君質問	134
「通学路について」	134
○教育部長 松岡千利君答弁	134
水上隆光君質問	134
○教育部長 松岡千利君答弁	134
水上隆光君質問	135
○建設部長 中原宏隆君答弁	136
休 憩	136
開 議	136
(1) 荒木崇之君質問	136
「花房台の用地購入について」	137
○経済部長 松野浩一君答弁	137
荒木崇之君質問	138
○経済部長 松野浩一君答弁	138
荒木崇之君質問	139
○経済部長 松野浩一君答弁	139
荒木崇之君質問	139
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	140
荒木崇之君質問	140
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	141
荒木崇之君質問	141
○教育部長 松岡千利君答弁	143
荒木崇之君質問	143
○教育部長 松岡千利君答弁	143
(2) 荒木崇之君質問	143
「体育施設について」	144

○教育部長 松岡千利君答弁……………	144
荒木崇之君質問……………	144
○教育部長 松岡千利君答弁……………	145
荒木崇之君質問……………	145
○教育部長 松岡千利君答弁……………	145
11. 日程通告 散会……………	147

3月4日（水曜日） 本会議

頁

1. 議事日程第3号……………	151
2. 本日の会議に付した事件……………	151
3. 出席議員氏名……………	151
4. 欠席議員氏名……………	151
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	152
6. 事務局職員出席者……………	152
7. 開 議……………	153
8. 日程第1 一般質問……………	153
(1) 工藤圭一郎君質問……………	153
「地方創生について」……………	153
○経済部長 松野浩一君答弁……………	153
工藤圭一郎君質問……………	154
○経済部長 松野浩一君答弁……………	155
工藤圭一郎君質問……………	155
○経済部長 松野浩一君答弁……………	155
工藤圭一郎君質問……………	155
○経済部長 松野浩一君答弁……………	156
(2) 工藤圭一郎君質問……………	156
「まつりについて」……………	157
○経済部長 松野浩一君答弁……………	157
(3) 工藤圭一郎君質問……………	157
「市営住宅について」……………	158
○建設部長 中原宏隆君答弁……………	158
(4) 工藤圭一郎君質問……………	159
「公平委員会の決定について」……………	160
○総務部長 馬場一也君答弁……………	161

工藤圭一郎君質問	161
○総務部長 馬場一也君答弁	162
休 憩	162
開 議	162
(1) 泉田栄一郎君質問	162
「田島工業団地について」	162
○経済部長 松野浩一君答弁	164
泉田栄一郎君質問	164
○経済部長 松野浩一君答弁	165
泉田栄一郎君質問	165
○市長 江頭 実君答弁	165
(2) 泉田栄一郎君質問	166
「火山灰の被害対策について」	166
○経済部長 松野浩一君答弁	167
泉田栄一郎君質問	168
○経済部長 松野浩一君答弁	168
(3) 泉田栄一郎君質問	168
「防災について」	168
○建設部長 中原宏隆君答弁	169
泉田栄一郎君質問	170
○経済部長 松野浩一君答弁	170
泉田栄一郎君質問	171
○経済部長 松野浩一君答弁	172
(4) 泉田栄一郎君質問	172
「国保の医療費適正化について」	172
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	173
泉田栄一郎君質問	173
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	174
(5) 泉田栄一郎君質問	175
「スマートフォンの活用について」	175
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	176
泉田栄一郎君質問	176
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	178
昼食休憩	178

開 議	178
(1) 出口一生君質問	178
「菊池市消防団活動について」	179
○総務部長 馬場一也君答弁	179
出口一生君質問	179
○総務部長 馬場一也君答弁	180
(2) 出口一生君質問	180
「交通安全対策について」	180
○総務部長 馬場一也君答弁	181
出口一生君質問	182
○建設部長 中原宏隆君答弁	182
○総務部長 馬場一也君答弁	182
(3) 出口一生君質問	183
「施政方針について」	183
○総務部長 馬場一也君答弁	183
○市長 江頭 実君答弁	184
出口一生君質問	185
○市長 江頭 実君答弁	185
休 憩	186
開 議	186
(1) 岡崎俊裕君質問	186
「まち・ひと・しごと創生について」	187
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	187
○総務部長 馬場一也君答弁	188
岡崎俊裕君質問	189
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	189
岡崎俊裕君質問	190
○市長 江頭 実君答弁	190
(2) 岡崎俊裕君質問	191
「花房中部2期地区畑地帯総合整備事業の創設換地を市が買い上げる時期と 周辺整備について」	191
○経済部長 松野浩一君答弁	193
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	194
○建設部長 中原宏隆君答弁	194

岡崎俊裕君質問	194
○市長 江頭 実君答弁	195
○建設部長 中原宏隆君答弁	195
(3) 岡崎俊裕君質問	196
「交通弱者対策について」	196
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	196
岡崎俊裕君質問	197
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	197
岡崎俊裕君質問	198
○市長 江頭 実君答弁	198
(4) 岡崎俊裕君質問	199
「施政方針について」	199
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	199
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	200
岡崎俊裕君質問	201
○市長 江頭 実君答弁	201
休 憩	202
開 議	202
市長 江頭 実君発言の取り消し	202
(1) 猿渡美智子さん質問	202
「男女共同参画について」	202
○総務部長 馬場一也君答弁	204
猿渡美智子さん質問	204
○市長 江頭 実君答弁	205
(2) 猿渡美智子さん質問	206
「教育振興基本計画について」	206
○教育長 原田和幸君答弁	207
(3) 猿渡美智子さん質問	209
「フッ化物洗口について」	210
○教育部長 松岡千利君答弁	210
猿渡美智子さん質問	211
○教育長 原田和幸君答弁	211
(4) 猿渡美智子さん質問	212
「高齢者支援について」	212

○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	213
猿渡美智子さん質問……………	214
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	215
9. 日程通告 散会……………	216

3月5日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第4号……………	219
2. 本日の会議に付した事件……………	219
3. 出席議員氏名……………	219
4. 欠席議員氏名……………	219
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	220
6. 事務局職員出席者……………	220
7. 開 議……………	221
8. 日程第1 一般質問……………	221
(1) 東 奈津子さん質問……………	221
「介護保険事業について」……………	221
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	222
東 奈津子さん質問……………	223
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	224
東 奈津子さん質問……………	225
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	225
東 奈津子さん質問……………	225
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	225
東 奈津子さん質問……………	225
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	226
東 奈津子さん質問……………	226
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	226
東 奈津子さん質問……………	227
○市長 江頭 実君答弁……………	227
(2) 東 奈津子さん質問……………	227
「子育て支援について」……………	227
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	228
東 奈津子さん質問……………	229
○健康福祉部長 木原雄二君答弁……………	229

(3) 東 奈津子さん質問	229
「国民健康保険税について」	229
○市民環境部長 倉原良則君答弁	230
東 奈津子さん質問	230
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	230
東 奈津子さん質問	231
○市長 江頭 実君答弁	232
(4) 東 奈津子さん質問	232
「菊池市教育振興基本計画について」	233
○教育長 原田和幸君答弁	234
休 憩	235
開 議	235
(1) 水上彰澄君質問	236
「地方創生事業について」	236
○市長 江頭 実君答弁	236
水上彰澄君質問	237
○市長 江頭 実君答弁	238
(2) 水上彰澄君質問	238
「農業振興について」	238
○経済部長 松野浩一君答弁	239
水上彰澄君質問	240
○経済部長 松野浩一君答弁	241
(3) 水上彰澄君質問	242
「特別養護老人ホーム、デイサービス、グループホーム等について」	242
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	244
昼食休憩	245
開 議	245
(1) 樋口正博君質問	245
「施政方針について」	245
○経済部長 松野浩一君答弁	247
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	250
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	251
○市長 江頭 実君答弁	252
樋口正博君質問	253

○経済部長 松野浩一君答弁	258
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	259
○市長 江頭 実君答弁	259
休 憩	260
開 議	260
(1) 山瀬義也君質問	260
「施政方針について」	260
○市長 江頭 実君答弁	261
(2) 山瀬義也君質問	262
「第5期老人保健福祉計画及び介護保険事業計画について」	262
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	263
山瀬義也君質問	264
○市長 江頭 実君答弁	266
山瀬義也君質問	266
○市長 江頭 実君答弁	267
○副市長 木村利昭君答弁	267
(3) 山瀬義也君質問	267
「国の地方への多様な支援と、市の今後の考え方は」	268
○教育部長 松岡千利君答弁	270
○市長 江頭 実君答弁	270
山瀬義也君質問	271
○市長 江頭 実君答弁	271
9. 日程通告 散会	272

3月6日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	275
2. 本日の会議に付した事件	275
3. 出席議員氏名	275
4. 欠席議員氏名	276
5. 説明のため出席した者の職氏名	276
6. 事務局職員出席者	276
7. 開 議	277
8. 日程第1 一般質問	277
(1) 大賀慶一君質問	277

「海外観光客の誘致と国際交流について」	277
○経済部長 松野浩一君答弁	278
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	280
大賀慶一君質問	281
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	283
○経済部長 松野浩一君答弁	284
大賀慶一君質問	284
○市長 江頭 実君答弁	285
(2) 大賀慶一君質問	286
「施政方針について」	286
○経済部長 松野浩一君答弁	288
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	289
○教育部長 松岡千利君答弁	290
大賀慶一君質問	290
○市長 江頭 実君答弁	292
○経済部長 松野浩一君答弁	293
○教育部長 松岡千利君答弁	293
休 憩	294
開 議	294
(1) 木下雄二君質問	294
「道路整備について」	294
○建設部長 中原宏隆君答弁	295
(2) 木下雄二君質問	296
「学校跡地の活用について」	296
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁	296
木下雄二君質問	297
○市長 江頭 実君答弁	297
(3) 木下雄二君質問	298
「防災無線の戸別受信機設置について」	298
○総務部長 馬場一也君答弁	298
木下雄二君質問	299
○総務部長 馬場一也君答弁	299
(4) 木下雄二君質問	300
「小川基金の奨学金への活用について」	300

○教育部長 松岡千利君答弁……………	301
木下雄二君質問……………	301
○市長 江頭 実君答弁……………	302
木下雄二君質問……………	302
○市長 江頭 実君答弁……………	303
木下雄二君質問……………	304
○市長 江頭 実君答弁……………	304
(5) 木下雄二君質問……………	305
「龍龍館の再開の時期について」……………	305
○経済部長 松野浩一君答弁……………	305
(6) 木下雄二君質問……………	306
「ポケットパーク足湯等の再検討について」……………	306
○建設部長 中原宏隆君答弁……………	307
木下雄二君質問……………	307
○市長 江頭 実君答弁……………	308
(7) 木下雄二君質問……………	308
「鞠智城跡を国営公園化にと目指しているが現状は」……………	309
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁……………	309
木下雄二君質問……………	309
○市長 江頭 実君答弁……………	310
昼食休憩……………	310
開 議……………	310
(1) 平 直樹君質問……………	311
「移住・定住について」……………	311
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁……………	312
平 直樹君質問……………	313
○政策企画部長兼市長公室長 小川秀臣君答弁……………	315
平 直樹君質問……………	315
○市長 江頭 実君答弁……………	316
(2) 平 直樹君質問……………	317
「菊池市市民会館利用について」……………	317
○教育部長 松岡千利君答弁……………	317
平 直樹君質問……………	317
○教育部長 松岡千利君答弁……………	317

平 直樹君質問……………	318
○教育部長 松岡千利君答弁……………	318
平 直樹君質問……………	318
○教育部長 松岡千利君答弁……………	318
平 直樹君質問……………	318
休 憩……………	319
開 議……………	319
平 直樹君質問……………	319
○教育部長 松岡千利君答弁……………	320
平 直樹君質問……………	320
○教育部長 松岡千利君答弁……………	320
平 直樹君質問……………	320
○教育部長 松岡千利君答弁……………	320
平 直樹君質問……………	320
○教育部長 松岡千利君答弁……………	321
平 直樹君質問……………	321
○教育部長 松岡千利君答弁……………	322
平 直樹君質問……………	322
○教育部長 松岡千利君答弁……………	322
平 直樹君質問……………	323
○教育部長 松岡千利君答弁……………	323
平 直樹君質問……………	324
○教育部長 松岡千利君答弁……………	324
平 直樹君質問……………	324
○教育部長 松岡千利君答弁……………	324
平 直樹君質問……………	325
○市長 江頭 実君答弁……………	325
9. 日程第2 議案第46号 上程・説明・質疑・委員会付託……………	325
休 憩……………	327
開 議……………	327
10. 日程通告 散会……………	329
 3月 7日（土曜日） 休 会	
3月 8日（日曜日） 休 会	

3月 9日（月曜日） 常任委員会（総務文教・福祉厚生・経済建設）
 3月10日（火曜日） 常任委員会（総務文教・福祉厚生・経済建設）
 3月11日（水曜日） 常任委員会（総務文教・福祉厚生・経済建設）

3月12日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第6号	333
2. 本日の会議に付した事件	333
3. 出席議員氏名	333
4. 欠席議員氏名	334
5. 説明のため出席した者の職氏名	334
6. 事務局職員出席者	334
7. 開 議	335
8. 日程第1 議案第19号、議案第30号及び議案第46号訂正	335
9. 日程通告 散会	338

3月13日（金曜日） 休 会
 3月14日（土曜日） 休 会
 3月15日（日曜日） 休 会
 3月16日（月曜日） 休 会
 3月17日（火曜日） 休 会

3月18日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第7号	341
2. 本日の会議に付した事件	341
3. 出席議員氏名	341
4. 欠席議員氏名	342
5. 説明のため出席した者の職氏名	342
6. 事務局職員出席者	343
7. 開 議	344
8. 日程第1 各常任委員長報告	344
・総務文教常任委員長報告	344
・福祉厚生常任委員長報告	348
・経済建設常任委員長報告	352
委員長報告に対する質疑	357

討 論	359
(1) 東 奈津子さん討論	359
(2) 猿渡美智子さん討論	362
(3) 荒木崇之君討論	363
(4) 大賀慶一君討論	363
休 憩	364
開 議	364
採 決	364
討 論	365
(1) 岡崎俊裕君討論	365
(2) 松岡 讓君討論	366
(3) 荒木崇之君討論	367
採 決	367
討 論	368
採 決	368
9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	368
10. 追加議事日程（第7号の追加1）	369
追加日程第1 議員提出議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	369
追加日程第2 意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	370
11. 閉 会	373

第 1 号

2 月 24 日

平成 27 年第 1 回菊池市議会定例会

議事日程 第 1 号

平成 27 年 2 月 24 日（火曜日）午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 2 号 公益的法人等への菊池市職員の派遣等に関する条例の制定について

議案第 3 号 菊池市地域振興基金条例の制定について

議案第 4 号 菊池市公共施設等総合管理計画策定審議会条例の制定について

議案第 5 号 菊池市の未来を考える懇談会条例の制定について

議案第 6 号 菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について

議案第 7 号 菊池市景観計画検討委員会条例の制定について

議案第 8 号 菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 11 号 菊池市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12 号 菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 13 号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 14 号 菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 15 号 菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号 菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

- る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 菊池市老人保健福祉及び介護保険運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 平成 26 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 20 号 平成 26 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 21 号 平成 26 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 22 号 平成 26 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 23 号 平成 26 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 24 号 平成 26 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 25 号 平成 26 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 26 号 平成 26 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 平成 26 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 28 号 平成 26 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 29 号 平成 26 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 30 号 平成 27 年度菊池市一般会計予算
- 議案第 31 号 平成 27 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 27 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 27 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 27 年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 27 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 27 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 27 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 27 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 27 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 27 年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第 41 号 第 2 次菊池市総合計画の策定について
- 議案第 42 号 第三次菊池市行政改革大綱の策定について
- 議案第 43 号 辺地総合整備計画の策定について

議案第 4 4 号 市道路線の廃止について

議案第 4 5 号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

第 4 議事第 1 号 農業委員の推薦について

第 5 請願第 1 号 手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願

陳情第 1 号 国道 3 2 5 号の早期ルート決定及び現道 4 車線化拡幅工事について
の陳情書

陳情第 2 号 大型商業施設進出反対についての陳情書

まで一括上程



本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 2 号 公益的法人等への菊池市職員の派遣等に関する条例の制定について

議案第 3 号 菊池市地域振興基金条例の制定について

議案第 4 号 菊池市公共施設等総合管理計画策定審議会条例の制定について

議案第 5 号 菊池市の未来を考える懇談会条例の制定について

議案第 6 号 菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について

議案第 7 号 菊池市景観計画検討委員会条例の制定について

議案第 8 号 菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 1 0 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 号 菊池市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 2 号 菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 3 号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 4 号 菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- 議案第 15 号 菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 菊池市老人保健福祉及び介護保険運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 平成 26 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 20 号 平成 26 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 21 号 平成 26 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 22 号 平成 26 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 23 号 平成 26 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 24 号 平成 26 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 25 号 平成 26 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 26 号 平成 26 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 平成 26 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 28 号 平成 26 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 29 号 平成 26 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 30 号 平成 27 年度菊池市一般会計予算
- 議案第 31 号 平成 27 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算

- 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度菊池市水道事業会計予算
 議案第 4 1 号 第 2 次菊池市総合計画の策定について
 議案第 4 2 号 第三次菊池市行政改革大綱の策定について
 議案第 4 3 号 辺地総合整備計画の策定について
 議案第 4 4 号 市道路線の廃止について
 議案第 4 5 号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

日程第 4 議事第 1 号 農業委員の推薦について

日程第 5 請願第 1 号 手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願

陳情第 1 号 国道 3 2 5 号の早期ルート決定及び現道 4 車線化拡幅工事についての陳情書

陳情第 2 号 大型商業施設進出反対についての陳情書

まで一括上程



出席議員（20名）

- | | | | |
|-------|-----|-----|----|
| 1 番 | 平 | 直 樹 | 君 |
| 2 番 | 東 | 奈津子 | さん |
| 3 番 | 坂 本 | 道 博 | 君 |
| 4 番 | 水 上 | 隆 光 | 君 |
| 5 番 | 出 口 | 一 生 | 君 |
| 6 番 | 猿 渡 | 美智子 | さん |
| 7 番 | 松 岡 | 讓 | 君 |
| 8 番 | 荒 木 | 崇 之 | 君 |
| 9 番 | 柁 原 | 賢 一 | 君 |
| 1 0 番 | 工 藤 | 圭一郎 | 君 |

1 1 番	城	典 臣 君
1 2 番	大 賀	慶 一 君
1 3 番	岡 崎	俊 裕 君
1 4 番	水 上	彰 澄 君
1 5 番	泉 田	栄一朗 君
1 6 番	森	清 孝 君
1 7 番	樋 口	正 博 君
1 8 番	木 下	雄 二 君
1 9 番	山 瀬	義 也 君
2 0 番	境	和 則 君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市 長	江 頭	実 君
副 市 長	木 村	利 昭 君
政策企画部長兼 市 長 公 室 長	小 川	秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場	一 也 君
市民環境部長	倉 原	良 則 君
健康福祉部長	木 原	雄 二 君
経 済 部 長	松 野	浩 一 君
建 設 部 長	中 原	宏 隆 君
七城総合支所長	大 山	堅四郎 君
旭志総合支所長	水 上	満 弘 君
泗水総合支所長	上 田	讓 二 君
財 政 課 長	中 村	喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤	道 俊 君
教 育 長	原 田	和 幸 君
教 育 部 長	松 岡	千 利 君
農業委員会事務局長	原	和 徳 君
水 道 局 長	藤 本	辰 広 君
監 査 事 務 局 長	宮 村	公 男 君

○

事務局職員出席者

事務局 長
事務局 課長
議会 係長
議会 係

城主 一 君
徳永 裕 治 君
松原 憲 一 君
新永 晶 子 さん

午前１０時００分 開会

○
○議長（森 清孝君） 全員起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は２０名です。定足数に達していますので、ただいまから平成２７年第１回菊池市議会定例会を開会します。

○
○議長（森 清孝君） ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成２６年１２月分までの一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告がっておりますので、ご報告いたします。なお、詳細については、それぞれ事務局に備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思います。以上で諸般の報告を終わります。

○
午前１０時０１分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（森 清孝君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第８８条の規定により、坂本道博君及び水上隆光君を指名します。

○
日程第２ 会期の決定

○議長（森 清孝君） 次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る１月２３日の議会運営委員会におきまして、本日から３月１８日までの２３日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月１８日までの２３日間と決定しました。

○
日程第３ 議案第２号から議案第４５号まで一括上程・説明

○議長（森 清孝君） 次に、日程第３、議案第２号から議案第４５号までを一括議題

とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆様おはようございます。本日、平成２７年第１回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように、本日から３月１８日までの２３日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案第２号から議案第４５号の提案理由の説明に先立ちまして、まず、平成２７年度における市政運営に関する基本的な考え方と予算の概要についてご説明申し上げ、議員各位を初め市民の皆様にご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

昨年は広島での集中豪雨や御岳山の噴火などにより多くの人命が失われるなど、予測のつかない自然の猛威を見せつけられた年でした。

また、経済面では、期待されたアベノミクス効果については消費税増税の影響から、地方では好転の兆しの見えない一年でもありました。

そのような中、本市では全国桜シンポジウム、全国栗研究大会、日本名湯百選シンポジウムと全国規模の大会が相次ぎ、全国テレビで紹介される機会も急増するなど、大いに菊池のよさを全国に発信した一年でした。

また、菊池川沿いに桜並木を海までつなぐ日本一の桜の里プロジェクトがスタートしたほか、インターネットショップ「菊池まるごと市場」の開設や、菊池一族シンポジウムの開催など、新たな活性化の取り組みに挑戦した年でもありました。

何よりもうれしかったのは、市民参画により大きな成果が上がった一年であったことです。竜門ダムからのそうめん流しは、高校生の小さなアイデアがやがて多くの菊池市民を巻き込み、大きな波となって、まさかの世界記録へとつながりました。

国際交流映画祭でも市民を中心とした実行委員会の情熱が行定勲監督の心を動かし、深夜まで多くの若者でにぎわう大成功となりました。

そして、初の市民劇「蘇れ菊池のこころ」は、市民による手づくりの劇として、観る側にも演じる側にも大きな勇気と感動を生み出しました。

これら３つのプロジェクトの成功に共通するのは、まさに市民との協働と連帯、つまり「市民力」です。市民レベルでのさまざまな新しい挑戦が始まり、それが新たな化学反応を引き起し、そこから「市民力」という新しいエネルギーが生まれてきている気がします。

少子・高齢化、人口減少、東京一極集中の流れが続く中、地方にとっては大変厳しい時代を迎えています。この市民力こそがこれからの生き残りの鍵であります。

合併10周年を迎える今、反省や教訓を前向きのエネルギーに変えて、全市民挙げて知恵と汗を絞り、誰もが住みたくなる「安心・安全の癒しの里」実現へ向けて、自信と誇りを持って「市民力」を結集し、次の10年、次の世代に向けての新たな一歩を踏み出す年にしたいと考えております。

平成27年度は、私の就任3年目の重要な時期であり、さらなる事業推進を図り、一定の成果をより確実なものとしていく年と位置づけて、予算の選択と集中により、事業の加速化を図ってまいりたいと考えております。

それでは、平成27年度の予算編成方針について述べさせていただきます。

本市の財政状況を平成25年度決算から見ると、市税では前年から約4,800万円の増加を見ていますが、そのほとんどが市町村たばこ税によるもので、今後は少子・高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少が推測されることから永続的な税収の増加は見込めないところです。

普通交付税については、平成27年度からの一本算定化の影響が大きく、国でも交付税算定基礎の見直しは行われているものの、大きな財源の減少は否めない状況です。

歳出については、庁舎整備を初め生涯学習センター建設など大規模事業が進行する一方、既存施設の更新や改修、インフラの再整備など老朽化対策が重要課題となっています。

公共施設等総合管理計画の早急な策定を目指し、廃止、整理統合を含めた計画的、効果的な施設の運用を図っていく必要がございます。

また、歳出の増加要因として、顕著なものは社会保障に係る扶助費で、「子ども・子育て関連三法」や「医療介護総合確保推進法」の制定を受け、今後ますます扶助費に係る財政負担は増大するものと思われます。

このように厳しい財政状況が続くことから、事業評価等適正な判断のもと徹底的な無駄の削除、聖域なき見直しを図ることが必要であり、めり張りをきかせた歳出の重点化、効率化を図り、本市の目指す「安心・安全の癒しの里」の実現に向けた取り組みを推進していく必要がございます。

以上を踏まえ平成27年度一般会計予算を編成したところですが、大規模事業の実施や地域振興、活性化のための地域振興基金創設などの事業費増により、前年比17.2%増の288億7,700万円を計上しております。

次に、最近における幾つかの市政の動向についてご報告申し上げます。

まず、平成27年は地方に新しい流れをつくる「地方創生元年」と言われていま

すが、本市でも昨年１１月に「きくちまち・ひと・しごと創生総合戦略本部」を立ち上げ、平成２７年度中の地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定に向け、本市にかかわる全ての人との連携により、まちづくり・ひとづくり・しごとづくりに取り組んでまいります。

また、平成２７年度から平成３３年度までを計画期間とする第２次総合計画は、本市の最上位計画であり、基本構想、基本計画、実施計画で構成され、市の将来像を実現していくものであります。

前期基本計画３年、後期基本計画４年とすることで、市長マニフェストと庁内課題の整理と共有により、政策実効性の向上や市民にわかりやすい市政運営を推進していく計画としております。

庁舎整備につきましては、平成２７年度から本庁舎平屋部分を解体し、３階建ての増築棟工事に着手します。増築棟完成後は既存庁舎のリニューアル工事と外構工事を行い、平成３０年度に全ての工事の完了を予定しております。

生涯学習センターにつきましては、本庁舎の増築とともに工事に着手し、平成２９年度の開館を目指して整備を進めてまいります。

また、総合支所の組織機構につきましては、事務分掌等の検討を開始しており、新庁舎完成までには組織体制の見直しを進めてまいります。

行財政改革の取り組みとしまして、平成２７年度から平成３１年度までの５年間の計画として、第３次行政改革大綱を定め、「時代に即応した連携と協働のまちづくり」と「持続可能な財政基盤の確立」を目的に質の高い行財政運営を目指してまいります。

さて、重点プロジェクトについてでございますが、「安心・安全の癒しの里」の実現に向け、「経済の活性化の仕組みづくり」「住みやすさ日本一の菊池づくり」、この２つを大きな柱とし、それぞれのプロジェクトを進めてまいります。

まず、１つ目の柱である経済の活性化の仕組みづくりとして、その１点目は「儲かる農業」プロジェクトです。

農業では、菊池の恵まれた自然で育まれた農産物に、化学肥料や農薬の低減割合によって７段階に分けた「菊池基準」を設け、安心・安全・美味しい「菊池ブランド」として全国に発信してきました。

その中でも、全国的に評価の高い菊池米にさらに磨きをかけ「菊池ブランド」として発信するため、本年も第３回菊池米食味コンクールを開催いたします。

今回は平成２８年度に本市で開催されます第１８回米・食味分析鑑定コンクール国際大会のプレイベントと位置づけ、多くの市内生産者への参加を呼びかけ、意識の向上を図り本大会での入賞を目指していきます。

インターネットショップ「菊池まるごと市場」については、オープンから半年を迎え、さらなる売り上げを伸ばすために、5つの物産館や生産者が連携した新商品の開発やPR、料理教室等を行いターゲットとなる都市部の消費者へ発信していきます。

また、「菊池基準」の取り組みの拡大はもとより、就農希望者等への支援の推進、営農指導の充実並びに6次産業化に関する各種相談への対応などにより、「儲かる農業」をさらに進めたいと思います。

2点目は観光戦略「癒しの里」構築プロジェクトであります。

観光面では、農業体験やフットパスなど、田舎の素材をフルに活用したインバウンド型のグリーンツーリズムやヘルスツーリズムに力を注ぎ、集客と滞在につながる基盤づくりを進めてまいります。

特に今後は、農家レストランのような交流拠点づくりと農家民泊を推進し、中山間地の観光関連収益源を創出するとともに、都市部との交流を通じた定住化や高齢者の元気づくりにも役立てたいと考えております。

特に竜門ダム一帯については、都市部住民の週末レジャー基地として、さらには大型レガッタ大会やオリンピック合宿ニーズを取り込むために整備に着手してまいります。

また、滞在型の観光基盤づくりのために、日本一の桜の里、森の中まち、ホテル王国の3つの長期プロジェクトについても引き続き進めるとともに、温泉街の景観整備と菊池公園の整備などを一体的に進めてまいります。

あわせて、地区住民の皆様の協力を得ながら、花房の坂の景観整備にも着手いたします。

さらに、菊池市観光の基点となる市民広場の再整備については、平成26年度に引き続き、市民広場再整備市民検討委員会において意見をお聴きし、具体的な整備方針を決定してまいります。

以上のように、今年度は眠っていた資源を整備し、健康や癒やしをキーワードに商品化していく具体化の年であります。整備には数年の時間を要するものもあり着実に実行していく所存ですが、最も大事な点はおもてなしとお客様の満足であり、基盤整備とあわせて、おもてなしの人材育成を全市的に進めてまいる所存です。

さて、3点目は、きくち情報発信プロジェクトです。

市民のニーズが多様化、高度化する中、スピード感を持った行政情報の発信が必要なことから、これまでにデジタル放送を利用したデタポンやフェイスブック、新たに観光サイトを立ち上げるホームページのリニューアルや動画を活用した最新手法のARなどにより情報発信の魅力アップに取り組みしました。

今後も住民のニーズと時代に沿った行政情報発信の充実を図り、市内だけでなく市外に向けても広く発信してまいります。

防災・災害情報や行政情報を地域へ確実に発信・周知する取り組みの一つとして、コミュニティFMも含めた研究を行ってまいります。

また、本市の魅力を最大限に伝えるため、九州や中国地方をターゲットにしたテレビ番組を活用してまいります。

あわせて平成27年1月に日本自動車連盟、いわゆるJAFと締結した観光協定により、全国に向けて菊池をPRしてまいります。

また、平成26年10月より「菊池遺産マップ」など、4つのデータを誰もが自由に使えるオープンデータとして公開しており、今後もデータの掘り起こしに努めてまいります。

さて、次に、2つ目の柱である住みやすさ日本一の菊池づくりであります。

その1点目は、定住促進化プロジェクトです。

定住促進については、平成26年10月より総合窓口を企画振興課に設置、また、ホームページに「きくち暮らしのすすめ」を開設したところであります。

今後は、さらに移住・定住を促進するため、仮称であります、定住支援センターの設置を予定しており、田舎暮らしを目指す移住希望者へのサポートや空き家等の情報発信を行ってまいります。

2点目は、地域おこし・地域づくりプロジェクトです。

市民の皆様とともにまちづくりを進めるために、今年の「市長と語る会」は地域だけではなく、子育て世代、移住者家族、高校生、若者、進出企業といった異なるグループ単位でも幅広く行ってきましたが、今後は希望される行政区単位などでも実施できるよう、より丁寧に市民との対話を進めてまいります。

また、域学連携事業を活用し、市民の意見をお聞きしながら、地域の課題解決に取り組んでまいります。

記憶の記録・伝承事業については、昨年度に続きデジタル化を行い、ホームページ上で情報発信するためのシステムを構築し、企画展などの開催により、若い市民の啓発や観光資源として活用してまいります。

昨年12月に中心市宣言を行った定住自立圏構想については、都市機能と農林業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、一体感のあるまちづくりを進めてまいります。

また、地域おこし協力隊については、外部の視点からのアイデアを活用して市や住民と協働して地域の活性化を図っていきたいと考えております。

具体的には、移住・定住などの地域課題に取り組み、地域力の充実、強化を図りたいと考えております。

3点目は、文教菊池再興プロジェクトです。

本市の教育理念である「文武両道・廉恥礼節」にのっとり、心も形もきちんとして、健康で教養のある子どもの育成を目指します。

この教育理念を実現するために平成26年度に引き続き、市単独で補助教員や特別支援教育支援員、学校看護師、学校図書司書を配置し、学校運営の基盤を許可するとともに、以下のことに取り組みます。

まず、「文武両道」教育を推進するために、全ての小・中学校普通教室と理科室、音楽室、体育館などの特別教室に電子黒板と実物投影機を整備します。さらにICT機器を活用したグループ学習ができるように、全ての小・中学校にタブレット型PCを整備し、ICTを効果的に活用したわかりやすい授業を実践することで学力の向上を図ります。

また、障がいの有無に関係なく、誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育に向けた本市独自の取り組みとして、特別支援教育に関する専門的な指導主事を配置し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への生活、学習面に対処する教職員等の指導力強化を図ります。

体力の向上では、体育の授業の充実を図り、みずから運動に親しむ資質や能力を育成することはもとより菊池市総合型地域スポーツクラブの拡充を図ります。

安心・安全の給食としましては、現在進めております「菊池基準」を満たした地域の食材を活用してまいります。食育の推進につきましては、旧市町村単位の地区食育推進委員会の活用により、小・中学校が連携して各地域特色ある学校給食献立の作成と食育活動を実践してまいります。

次に「廉恥・礼節」教育を推進するために、学校、家庭、地域社会の連携のもと、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、さまざまな体験活動やゲストティーチャーの活用などを推進します。特に花いっぱい運動やあいさつ運動は市全体で取り組みます。また、自分を大切にするとともに周りの人も大切にしようとする心を育み、いじめ、不登校の未然防止と解消に取り組みます。

菊池の人、文化、自然を愛する心を育成するために、地域の伝統や文化等に関する学習、道德教育用郷土資料「熊本の心」や、市教育作成郷土資料「わたしたちの菊池市」などの教材を活用していきます。

伝統・文化面では、市指定文化財の史跡である「菊之城跡」を初めとする史跡群の国指定に向けて、史跡調査検討委員会の意見を聞きながら、県と連携して、保存等について取り組んでまいります。そして、市民協働により史跡の現状を調査しな

がら、必要に応じた整備を進めてまいります。

4点目は、支え合い安心・安全プロジェクトです。

コミュニティ交通対策については、平成26年度のアンケート調査をもとに、市民の意見を分析し、市民生活の利便性と財政負担を考慮しながら公共交通体系の再構築を図っていきます。

子育て支援については、少子化の現状を踏まえ、すくすく子宝祝金を拡充するとともに、子ども・子育て新制度への移行を円滑に進め、教育・保育施設の整備、待機児童ゼロ政策の堅持や病児保育を実施します。

また、社会問題化している「児童虐待」に対応するため、家庭児童相談員の増員など、支援体制を強化し、質の高い子育て環境の整備を図ってまいります。

高齢者支援については、介護保険制度の改正により、地域の実情に応じて多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、介護予防や見守り・家事等の生活支援サービス等を提供する仕組みを充実させていく必要があります。今後、地域に不足するサービスの創出、生活支援サービスの担い手育成、住民主体の運動・交流の場の確保などについて、関係機関との協議・調整を行ってまいります。

健康づくりについては、市民に生活習慣病の改善や疾病予防のための栄養・運動等の指導を養生園に委託し、トレーニング活動の場を商工会や旅館組合との連携を広げ、温泉などの地域資源を活用した運動、食についての情報等を取り入れながら、民と官の協働による健康づくりをさらに推進していきます。

あわせて、地域おこし協力隊の活動を活用し、協力団体をふやしながら連携を強化するとともに、新たな地域資源、健康資源の掘り起こしと磨き上げを行い、市民の健康増進活動の開発普及に取り組んでまいります。さらには、熊本大学と連携し、本市の健康課題や課題解決への効果的な検討、事業展開により、健康づくりを推進してまいります。

5点目は、循環型社会モデル都市プロジェクトであります。

再生可能エネルギー利活用事業として今年度は、昨年度実施した小水力の賦存量調査や、熊本県による家畜排せつ物等バイオマスのエネルギー転換システム構築調査を基礎資料として、本市において利活用可能な再生可能エネルギー源の抽出や施設整備経費・ランニングコストの推計、生じたエネルギー、電力・熱の利活用法の検討等を行い、仮称であります。菊池市再生可能エネルギー利活用計画を策定します。

6点目は、人材育成プロジェクトです。

熊本大学政策創造研究教育センターより講師を迎え、政策立案能力形成研修を実施し、職員の政策立案能力に加え、議論の場を円滑に調整するファシリテーション

能力、みずからの意見を表現するプレゼンテーション能力等の養成を図り、ひいては組織全体としての政策形成能力の向上を図っていきます。

新たに中央官庁に職員を派遣し、育成を図るとともに、平成２８年度実施に向け、人事評価制度の再構築に取り組んでまいります。

次に、これまで述べました重点プロジェクトに加え、以下の施策についても継続的に、かつ力を入れて取り組んでまいります。

まず、花房中部２期地区畑地帯総合整備事業において、市が取得予定の公共用地活用については、慎重かつタイムリーに整備方針を策定したいと考えております。

また、学校跡地の活用につきましても、有効活用を図るため地域住民の意見を尊重しながら、できるだけ早い時期に活用の方向性をお示ししたいと考えております。

人権意識の高揚については、同和問題を初めとするあらゆる人権問題の解決に向けて、全ての市民の皆様が人権について理解と認識を深めながら、お互いの人権が尊重できるような差別のない明るいまちづくりを目指してまいります。

また、男女共同参画の推進につきましては、平成２６年度に策定する男女共同参画計画に沿って、今後も各種団体や市民の皆様と協力しながら、さまざまな事業に取り組み、男女共同参画社会の推進を図ります。

子ども医療費助成事業については、引き続き独自に中学３年生までを対象として助成を行い、市外の医療機関を受診する場合も、平成２７年度中に本人の支払いが不要ないわゆる現物給付を実施し、市民サービスの拡充を図りたいと考えております。

また、つまごめ荘においては、入所者、利用者の身体状況に合ったサービスを行うとともに、安定的、永続的な運営のため、行政改革の課題の一つであった民営化の検討も行っておりま。

地域福祉の推進については、第２期地域福祉計画に基づき、さらに深刻化する高齢者支援や、さまざまな問題を抱え生活困難に陥る人などを自立に導く総合相談体制の整備など、市民、行政、福祉事業者等が連携しながら地域における支え合いの仕組みづくりを構築していきます。

障がい者の自立支援については、サービス利用者全てに計画相談支援を実施することを初めとし、相談支援体制の充実を図り、利用者のニーズの把握や本人の自立支援、社会参加に向けた、より適切な福祉サービスの提供に努めます。

また、自立支援協議会を初め、関係機関と連携を図りながら、居宅における支援、地域移行の受け入れ体制の整備、就労支援など福祉サービスの充実を図りながら、支援体制を整備してまいります。

生活困窮者の自立支援については、平成２７年４月１日から生活困窮者自立支援

法が施行されることから、庁内支援体制の構築や関係機関との連携体制を整備しながら、生活困窮者に対し、自立に向けた支援を包括的、継続的に行っていきます。また、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、働く場や参加する場を広げていきたいと考えます。

また、消費生活センター窓口を商工観光課から福祉課所管に変え、平成２７年度から開設する生活困窮者自立支援相談窓口に併設し、一体的な支援を行ってまいります。

新型インフルエンザ等の対策については、行動計画に基づき、模擬訓練を実施するなど、感染症等の健康危機管理に努めます。

また、窓口で交付している各種証明書については、住民の利便性の向上を図るため、マイナンバー制度の個人番号カードを利用し、コンビニエンスストアでも交付できるよう、平成２８年２月から運用を開始する予定です。

企業誘致につきましては、県営菊池テクノパークへの誘致を県と連携して取り組むほか、田島・林原工業団地への誘致も積極的に推進してまいります。

商工業振興事業については、商工業者への各種助成及び融資制度を充実、改善し、経営安定とにぎわい創出に努めます。また、市内共通商品券「めぐるん券」のさらなる普及により、地域経済の活性化と商工業の振興を図ってまいります。

就業支援については、地域若者サポートステーション事業を活用し、若年層を対象とした就職相談窓口を設置し、必要に応じてセミナーを開催するなど、支援の推進を図ってまいります。

創業支援については、産業競争力強化法に基づき、商工会や金融機関と連携して創業支援を実施する「菊池市創業支援事業計画」を策定し、経済産業省の認定を目指してまいります。

また、創業しようとする者に対し、相談窓口を設置し、各種補助金の獲得や登録免許税や信用保証料の優遇措置を講じるための体制整備を図るとともに、空き店舗調査に基づく物件等の情報提供や従来補助事業を活用した支援を実施してまいります。

次に、農業関係ですが、農地の有する多面的機能を維持するため、水路の泥上げ、農道の草刈り、路面維持など、地域が共同して行う維持活動を推進してまいります。

また、中山間地域の担い手の減少や耕作放棄地等の問題解決に向けた支援もあわせて進めてまいります。

畜産振興については、まず、肉用牛の優良雌牛の導入により菊池産牛肉のブランド化を図るとともに、乳用牛についても高品質生乳生産のための優良雌牛を導入し、畜産経営基盤の改善を図ります。

また、国際競争力強化のため、地域の関係者が連携して作成する畜産クラスター計画に基づき、家畜飼養管理施設を初め、バンカーサイロ等の自給飼料関連施設の整備を行いながら、地域全体の畜産収益力向上を図ってまいります。

道路整備については、まず、幹線市道の整備として、市街地中心部へのアクセス道路となる亘甲森線、鴨川公園一帯の地域活性化を図るため菰入新橋のかけかえ工事を含む間所板井線、千畳河原を通り菊池溪谷、阿蘇などへの観光ルートとなる古川伊倉線などの整備を推進してまいります。

また、生活道路については、市民の皆様が安心・安全で快適な通行ができるように整備や維持管理を行ってまいります。

次に、国道３８７号と市道小野崎森北線の花房交差点改良については、継続して県と協力しながら取り組んでまいります。

国道３２５号の森北から大琳寺までの菊池拡幅区間、主要県道の日生野隈府線、下木庭（シモコバ）地区、二重峠菊池線、下河原地区、植木インター菊池線、七城町間所地区等の整備促進については、引き続き県へ要望してまいります。

水道事業につきましては、水道施設の耐震化並びに簡易水道事業等の統合とそれに伴う水道事業基本計画の策定を行ってまいります。

下水道事業については、下水道使用料の事業間、地域間の格差是正のため、料金改定について、住民説明会を実施し、ご意見をお聞きしながら進めてまいります。

また、料金の滞納整理や加入促進についても戸別訪問等を強化してまいります。

また、菊池市浄水センター並びに泗水浄化センターの老朽化対策として、改築更新に取り組んでまいります。

以上、平成２７年度の主要施策を申し述べましたが、この施策を推進していくには「市民力」が重要な鍵となってまいります。

この「市民力」を生かし、本市が発展していくために私たちに必要なものを３つの「つ」という合い言葉であらわしております。

最初の「つ」は「つどう」。みんなが「つどう」ことで、新しい知恵と力が生まれます。２つ目は「つなげる」。そのアイデア、素材、人をつなげることで新しい価値が生まれます。そして、３つ目の「つ」が継続こそが力と言われる「つづける」であり、最も重要で、最も難しいポイントであります。

本年度も「安心・安全の癒しの里」の実現を加速させるため、「市民力」を結集し、この３つの「つ」を合い言葉に、市民の皆様にもご理解とご協力をいただき、市政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、私の施政方針とさせていただきます。

それでは、上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

その前に１点、今までの私の発言で訂正をさせていただきます。

先ほど道路の中で先ほど日生野隈府線、下木庭（シモコバ）地区と申し上げましたが、下木庭（シタコバ）地区の間違いでございました。おわびして訂正させていただきます。

それでは、戻りまして、上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案書その１、議案第２号から議案第７号につきましては、公益的法人等への菊池市職員の派遣等に関する条例を初め、地域振興を目的とする事業の財源に充てるための地域振興基金条例、公共施設等総合管理計画策定審議会など執行機関の附属機関の設置条例、子ども・子育て支援法の制定に伴う利用者負担等に関する条例など、新たに制定する６議案です。

次に、議案第８号から議案第１８号につきましては、法律の改正に伴う情報公開条例及び行政手続条例の所要の改正、附属機関の設置等に伴う特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正、市職員の特殊勤務手当支給条例の改正、介護保険料の改定等に伴う菊池市介護保険条例の改正、そのほか厚生労働省令の改正等に伴う関係条例の所要の改正など、改正する条例１１議案です。

次に、議案書その２の議案第１９号から議案第２９号につきましては、平成２６年度菊池市一般会計ほか各会計の補正予算案１１議案、いずれも事業費の最終見込み額の確定に伴う減額補正が主なものです。

また、別冊となっております議案第３０号、平成２７年度菊池市一般会計予算から議案第４０号、平成２７年度菊池市水道事業会計予算の１１議案につきましては、先ほど市政方針で内容の一部をご説明申し上げました平成２７年度の各会計当初予算案です。

議案書その１に戻りまして、議案第４１号から議案第４３号につきましては、第２次菊池市総合計画、第三次菊池市行政改革大綱及び辺地総合整備計画の策定に伴い、議会の議決を求めるものです。

議案第４４号、議案第４５号の市道路線の廃止及び認定につきましては、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、上程されました議案の概要を申し上げました。内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） ここで１０分間休憩します。

○

休憩 午前１０時４２分

開議 午前 10 時 49 分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。それでは、議案第 2 号から議案第 4 号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案書その 1 の 1 ページをお願いいたします。

議案第 2 号 公益的法人等への菊池市職員の派遣等に関する条例の制定についてでございます。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により、公益的法人等への職員の派遣に関し必要な事項について条例で定めるものでございます。

あけて、2 ページから 4 ページが制定する条例案でございます。

内容は、職員の派遣、派遣職員の職務への復帰、派遣職員の給与などを定めております。なお、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしております。

次に、5 ページをお願いいたします。

議案第 3 号、菊池市地域振興基金条例の制定についてでございます。

市民の連帯の強化及び地域振興を目的とする事業の財源に充てるための基金を創設するに当たり、地方自治法の規定により、管理及び処分等に必要な事項につきまして条例で定めるものでございます。

あけて、6 ページが制定する条例案でございます。

市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく合併特例債を財源として基金を設置するものでございます。積み立て、管理、運用益金の処理、処分等を定めております。なお、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしております。

次に、7 ページをお願いいたします。

議案第 4 号、菊池市公共施設等総合管理計画策定審議会条例の制定についてでございます。

地方自治法の規定により、執行機関の附属機関の設置について条例で定めるものでございます。

あけて、8 ページから 9 ページが制定する条例案でございます。

本市が所有する公共施設等を長期的な視点から総合的かつ計画的に管理するための総合管理計画の策定等を行うため、本審議会を設置するものでございます。

所掌事務、組織、任期等を定めております。なお、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしております。

次に、１１ページをお願いいたします。

議案第５号、菊池市の未来を考える懇談会条例の制定についてでございます。

地方自治法の規定により、執行機関の附属機関の設置について条例で定めるものでございます。

あけて、１２ページが制定する条例案でございます。

地域審議会の設置期間が満了することから、市民の意見を酌み取る地域審議会にかわる組織として、各地域審議会の意見を反映した形で設置するものでございます。まちづくりへの市民の主体的な参画と協働を推進してまいります。所掌事務、組織、任期等を定めております。この条例は平成２７年４月１日から施行することとしております。

次に、１３ページをお願いいたします。

議案第６号、菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてでございます。

子ども・子育て支援法の制定に伴い、認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する事項を条例で定めるものでございます。

あけて、１４ページから１５ページが制定する条例案でございます。子ども・子育て支援法に規定する政令で定める額を限度として、市が定める利用者負担額等について必要な事項を定めるものでございます。利用者負担額、利用者負担額の徴収、通知及び減免等を定めております。この条例は平成２７年４月１日から施行することとしております。

次に、１７ページをお願いいたします。

議案第７号、菊池市景観計画検討委員会条例の制定についてでございます。

地方自治法の規定により、執行機関の附属機関の設置について条例で定めるものでございます。

あけまして、１８ページから１９ページが制定する条例案でございます。

景観法の規定に基づく景観計画に関し、総合的な観点から調査検討を行うため、本委員会を設置するものでございます。所掌事務、組織、任期等を定めております。この条例は平成２７年４月１日から施行することとしております。

次に、２１ページをお願いいたします。

議案第８号、菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

あけて、２２ページが改正する条例案でございます。

ここで別冊の新旧対照表の１ページをお願いいたします。

左が現行、右が改正案でございます。改正点は下線部分でございます。独立行政法人の分類が細分化されたことに伴い、記載のとおり法人名称等を改めるものでございます。この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしております。

再び議案書 23 ページをお願いいたします。

議案第 9 号、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

行政手続法の一部改正に伴い、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

24 ページから 25 ページが改正する条例案でございます。

再び新旧対照表の 2 ページをお願いいたします。

2 ページから 7 ページまでが第 1 条、菊池市行政手続条例の一部改正でございます。

主なものとしては、5 ページの下段、33 条、行政指導の方式に記載のとおり、第 2 項を追加するものでございます。

また、6 ページの中段から 7 ページの上段に記載していますとおり、第 34 条の 2 として、行政指導の中止等の求めに関する手続の新設、続いて 7 ページに記載のとおり、第 34 条の 3 として、処分等の求めに関する手続等を新設するものでございます。

8 ページが第 2 条、菊池市税条例の一部改正でございます。改正点は下線部分記載のとおり、菊池市行政手続条例の改正に伴う条ずれを修正するものでございます。この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしております。

次に、議案書の 27 ページをお願いいたします。

議案第 10 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行機関の附属機関及び今後規則で定める専門員の設置並びに附属機関の名称変更等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

あけて、28 ページが改正する条例案でございます。

新旧対照表の 9 ページをお願いいたします。

記載のとおり、公共施設等総合管理計画策定審議会委員を追加し、地域審議会委員を菊池市の未来を考える懇談会委員に、老人保健福祉・介護保険運営協議会委員を高齢者保健福祉・介護保険運営協議会委員に改め、景観計画検討委員会委員及び生活保護就労支援員を追加するものでございます。

なお、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行いたします。

ただし、老人保健福祉・介護保険運営協議会委員の項の改正規定は公布の日から施行することとしております。

恐れ入ります、再び議案書の２９ページをお願いいたします。

議案第１１号、菊池市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

市職員の特殊勤務手当支給について、勤務の特殊性に応じた支給とするため、条例の一部を改正するものでございます。

３０ページが改正する条例案でございます。

新旧対照表の１０ページを再びお願いいたします。

税務職員手当のうち、賦課業務に従事した職員及び管理職を対象から除くため改正するものでございます。この条例は平成２７年４月１日から施行することとしております。

次に、議案書３１ページをお願いいたします。

議案第１２号、菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、厚生労働省令の制定に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

３２ページが改正する条例案でございます。

ここで再び新旧対照表の１１ページをお願いいたします。

利用対象者を小学校就学全児童に広げるため、改めるものでございます。この条例は平成２７年４月１日から施行することとしております。

再び議案書３３ページをお願いいたします。

議案第１３号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

第６期菊池市介護保険事業計画の策定に伴う平成２７年度から平成２９年度までの介護保険料の改定及び介護保険法の一部改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

３４ページが改正します条例案でございます。

ここで新旧対照表の１２ページをお願いいたします。

第６条の保険料率の対象年度及び保険料の額を記載のとおり改めるものでございます。なお、この条例は平成２７年４月１日から施行することとし、保険料及び改正を法附則第１４条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関しては経過措置を定めております。

次に、議案書の３５ページをお願いいたします。

議案第１４号、菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。厚生労

働省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

あけて、36ページから40ページが改正します条例案でございます。

ここで新旧対照表の13ページをお願いいたします。

35ページまでが本議案の新旧対照表でございます。主なものとしまして、条例中、複合型サービスを新たなサービス名称である看護小規模多機能型居宅介護に改め、事業者の事故発生時の対応義務を追加、20ページ中ほどの登録定員を記載のとおり改めるものでございます。なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

ここで再び議案書41ページをお願いいたします。

議案第15号、菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

厚生労働省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

あけて、42ページから44ページが改正する条例案でございます。

再び新旧対照表の36ページをお願いいたします。

43ページまでが本議案の新旧対照表でございます。主なものとしましては、先ほどの議案第14号と同様に、記載のとおり、新たなサービス名称への改正、事業者の事故発生時の対応義務の追加、登録定員の改正でございます。なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

次に、議案書の45ページへお戻りください。

議案第16号、菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

あけて、46ページから47ページが改正します条例案でございます。

再び新旧対照表の44ページをお願いいたします。

46ページまでが本議案の新旧対照表でございます。主なものとしましては、45ページの「介護予防訪問介護計画」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、46ページの指定介護予防事業者の協力義務を追加するものでございます。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

再び議案書の49ページをお願いいたします。

議案第17号、菊池市老人保健福祉及び介護保険運営協議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

条例中、「老人」の表記を「高齢者」に改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

あけて、50ページが改正する条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、議案書51ページをお願いいたします。

議案第18号、菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

市一般職員の給与に準じ企業職員の給与の基準について、条例の一部を改正するものでございます。

52ページが改正します条例案でございます。

新旧対照表の48ページをお願いいたします。

主なものといたしまして、市一般職の職員に準じ、管理職員特別勤務手当の基準について、記載のとおり改正するものでございます。この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

次に、別冊の議案その2をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第19号、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第9号）でございます。

あけて、2ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から8億8,386万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ246億8,561万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事業費の最終執行見込みに伴う補正が主なものでございます。主なものを事項別明細書で説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 枠目の市民税及び2 枠目の固定資産税がそれぞれ2,383万1,000円、6,785万7,000円の増額となっております。これは新築家屋及び償却資産の増が主な原因でございます。

3 枠目の地方交付税5億3,937万3,000円の増額は、普通交付税交付額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。

1 枠目の社会福祉総務費、節28繰出金3,118万2,000円の増額は国民健康保険事業特別会計において一般被保険者の医療費の増に伴い歳出増となったことにより、補正財源として繰り出すものでございます。

38、39ページをお願いいたします。

1 枠目の節23 償還金利子及び割引料2, 837万4, 000円の増額は、平成25年度の扶助費に係る国庫支出金の清算による返納金等でございます。

それでは、5ページにお戻りいただきたいと思います。

中ほどの第2表、継続費補正でございます。防災行政無線デジタル整備事業につきまして、事業の一部を平成27年度に継続して実施する必要があるため、事業年度及び事業費の年割り額を記載のとおり変更するものでございます。

下の第3表、繰越明許費補正でございます。表に記載のいずれの事業等において、年度内の完成が困難となったため、翌年度へ繰り越すものでございます。

6ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

公共事業等債、合併特例事業債及び緊急防災・減災事業債につきまして、地方債対象事業費の執行見込みにより限度額を22億8, 170万円とするものでございます。

次に、飛びまして、65ページをお願いいたします。

これから説明いたします特別会計等補正予算の10議案につきましては、補正の内容のほとんどが事業費の最終執行見込みに伴う補正でございますので、歳入歳出予算の事項別明細による説明は省略をさせていただきます。

議案第20号、平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

66ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に3, 305万1, 000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億6, 518万1, 000円とするものでございます。内容は一般被保険者の医療費の増による増額補正となっております。

次に、75ページをお願いいたします。

議案第21号、平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

76ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から88万9, 000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3, 634万5, 000円とするものでございます。

内容としましては、事務事業費の執行見込みによる減額補正となっております。

次に、83ページをお願いいたします。

議案第22号、平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

８４ページをお願いいたします。

予算総額から１，１０２万２，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ５３億６，９９３万２，０００円とするものでございます。事業費の執行見込みによる減額補正となっております。

８７ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正でございます。

財政安定化基金貸付金につきましては、事業費の決算見込みの確定により財源確保が可能となったため、廃止するものでございます。

次に、１０１ページをお願いいたします。

議案第２３号、平成２６年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第４号）でございます。

１０２ページをお願いいたします。

予算の総額から１，０１５万４，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２億１，１９４万７，０００円とするものでございます。内容としましては、一般管理費及び事業費の執行見込みによる減額補正となっております。

次に、１０９ページをお願いいたします。

議案第２４号、平成２６年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）でございます。

１１０ページをお願いいたします。

予算の総額から６，２１０万１，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ６億１，７２４万９，０００円とするものでございます。主に管渠整備事業費及び処理場改築更新事業費の執行見込みによる減額補正となっております。

１１２ページをお願いいたします。

第２表、繰越明許費でございます。菊池市浄水センター改築更新事業につきまして、年度内の完成が困難となったため、翌年度へ繰り越すものでございます。

１１３ページでございます。

第３表、地方債補正でございます。下水道事業債につきまして、地方債対象事業費の執行見込みにより限度額を５，６８０万円とするものでございます。

次に、１２３ページをお願いいたします。

議案第２５号、平成２６年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）でございます。

１２４ページをお願いいたします。

今回の補正は予算の総額から１，９５１万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ５億５，３０１万９，０００円とするものでございます。事業費及び維持管

理費の最終執行見込みによる減額補正となっております。

127ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

下水道事業債につきまして、地方債対象事業費の執行見込みにより限度額を1億3,480万円とするものでございます。

次に、137ページをお願いいたします。

議案第26号、平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

あけて、138ページをお願いいたします。

予算の総額から1,650万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,583万7,000円とするものでございます。浄化槽設置見込み数の減に伴う事業費の執行見込みによる減額補正となっております。

141ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

下水道事業債につきまして、地方債対象事業費の執行見込みにより限度額を2,170万円とするものでございます。

次に、149ページをお願いいたします。

議案第27号、平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

150ページをお願いいたします。

予算の総額から1,354万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,558万円とするものでございます。内容としましては、事業費及び維持管理費の執行見込みによる減額補正となっております。

次に、157ページをお願いいたします。

議案第28号、平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）でございます。

158ページをお願いいたします。

予算の総額から474万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,638万7,000円とするものでございます。事業費の執行見込みによる減額補正となっております。

次に、167ページをお願いいたします。

議案第29号、平成26年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

168ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条の水道設備費を2,104万4,000円減額し、1億7,345万8,000円に、水道整備費を150万円減額し、1億2,300万円とするものでございます。

次に、3条の収益的収支において、収益を666万2,000円減額し、総額を4億9,807万8,000円に、水道事業費用を1,082万5,000円増額し、総額を4億3,704万4,000円とするものでございます。

次に、第4条の資本的収支におきまして、収入を270万円増額し、総額を1億3,401万円に、支出を2,254万4,000円減額し、総額を4億143万6,000円とするものでございます。

次に、別冊となっております議案第30号から第40号までの一般会計、各特別会計、水道事業会計の平成27年度当初予算につきまして、別冊の予算に関する説明資料により概要をご説明いたします。

それでは、予算に関する説明資料1ページをお開きください。

平成27年度菊池市の財政規模でございます。

一般会計、特別会計、水道事業会計の合計で467億209万9,000円となっており、平成26年度と比較しますと55億1,557万4,000円、13.4%の増となっております。

一般会計につきましては、予算総額288億7,700万円で、平成26年度の当初予算と比較しまして42億4,300万円、17.2%の増となっております。主な要因は、庁舎、生涯学習センターなど大規模な施設整備や産業廃棄物対策に係る補償としての環境対策推進事業並びに合併特例債を活用した地域振興基金の創設などに取り組むものでございます。

続きまして、特別会計についてご説明をいたします。

まず、国民健康保険事業会計でございますが、予算総額82億1,078万6,000円、対前年度比9億9,188万円、13.7%の増で、主に制度改正に基づく保険財政共同安定化事業拠出金の増や医療費の伸びによるものでございます。

次に、後期高齢者医療事業会計につきましては、予算総額5億2,929万3,000円、対前年度比645万3,000円、1.2%の減で、前年度並みとなっております。

次に、介護保険事業会計につきましては、予算総額52億7,923万7,000円、対前年度比316万円、0.1%の増で、前年度並みとなっております。

次に、簡易水道事業等会計につきましては、予算総額2億2,030万3,000円、対前年度比52万5,000円、0.2%の増で、前年並みとなっております。工事としましては、水源・迫間簡易水道建設事業、旭志簡易水道建設事業と

なっております。

次に、公共下水道事業会計につきましては、予算総額8億5,518万6,000円、対前年度比1億7,624万8,000円、26%の増で、主な要因は、浄水センター改築更新事業実施に伴う建設工事委託料によるものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業会計につきましては、予算総額6億6,174万4,000円、対前年度比1億350万円、18.5%の増で、主な要因は、泗水町桜山地区污水管渠築造工事費及び舗装工事費の増によるものでございます。

次に、地域生活排水処理事業会計につきましては、予算総額1億4,096万7,000円、対前年度比928万5,000円、7.1%の増で、主な要因は維持管理費によるものでございます。

次に、農業集落排水事業会計につきましては、予算総額3億6,700万2,000円、対前年度比2,154万4,000円、5.5%の減で、主に維持管理費の減によるものでございます。

最後に、特別養護老人ホーム会計につきましては、予算総額7億2,845万2,000円で、対前年度比4,473万8,000円、6.5%の増で、主な要因は看護師報酬及び維持管理費用の増によるものでございます。

以上、特別会計全体では169億9,297万円で、対前年度比13億133万9,000円、8.3%の増となっております。

次に、水道事業会計につきましては、予算総額8億3,212万9,000円で、対前年度比2,876万5,000円、3.3%の減となっております。主な要因は、配水管敷設替工事費の減によるものでございます。

あけて、2ページをお願いいたします。

平成27年度目的別歳入予算の状況でございます。

表中、主なものを説明させていただきます。

まず、一番上の市税につきましては50億325万9,000円で、対前年度比5,731万3,000円、1.2%の増となっております。固定資産税及び個人市民税の増を見込んでいるところでございます。

次に、地方譲与税から中段の地方交付金につきましては、国の地方財政計画と本市の実績等を精査した上で見込み額を計上いたしております。地方消費税交付金5億8,100万円につきましては、前年度消費税の改定により増額を見込んでおりましたが、消費の落ち込み等により予想を下回る結果となっているために、平成27年度においては減少するものと見込んでおります。

次に、地方交付税のうち、普通交付税につきましては、交付税算定一本化の初年度となりますが、算定見直しや公債費算入の増額を踏まえ、前年度と同額の75億

円を見込んでおります。特別交付税につきましては、増員を予定しております地域おこし協力隊員の経費の算入や、これまで例年の特別交付税の交付実績額等を勘案しまして2億円を増額しました6億円を計上いたしているところでございます。

次に、国庫支出金は35億291万9,000円で、対前年度比3億4,912万6,000円、11.1%の増となっております。主な要因は、社会資本整備総合交付金、いわゆる中心市街地のリノベーション事業の増によるものなどでございます。

次に、県支出金は25億3,388万2,000円で、対前年度比2億3,717万7,000円、10.3%の増を見込んでおります。主な要因は、産業廃棄物施設補助金及び農地等の有する多面的機能を維持するための交付金などによるものでございます。

次に、繰入金につきましては26億2,162万9,000円で、対前年度比12億6,440万7,000円、93.2%の増となっております。主な要因は、環境整備繰入金及び財政調整のための財政調整基金繰入金でございます。

最後に、市債は47億8,090万円で、対前年度比22億650万円、85.7%の増となっております。主な要因は、いずれも合併特例債による借り入れを予定しております地域振興基金の創設及び庁舎、生涯学習センター等の整備による市債の発行でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

平成27年度目的別歳出予算の状況でございます。

表中、主なものをご説明いたします。

まず、議会費でございます。2億2,712万7,000円、対前年度比965万2,000円、4.4%の増で、主に議員共済費負担金等の増によるものでございます。

次に、総務費は50億3,161万7,000円、対前年度比24億5,592万4,000円、95.4%の増で、この主な要因は、地域振興基金の創設及び庁舎整備によるものでございます。

次に、民生費は92億4,727万円、対前年度比1億6,765万6,000円、1.8%の減で、扶助費は伸びておるものの、主に県の介護基盤緊急整備特別対策事業、安心こども基金特別対策事業、保育所施設整備補助金等でございますけれども、これらの減によるものでございます。

次に、衛生費は27億5,323万円、対前年度比9億155万8,000円、48.7%の増で、主な要因は、環境対策推進事業によるものでございます。

次に、農林水産業費は19億6,144万9,000円、対前年度比3億8,4

23万8,000円、24.4%の増で、主に農地等の多面的機能の支払い事業及び辺地対策事業の増によるものでございます。

次に、商工費は4億4,123万6,000円、対前年度比1億1,685万3,000円、36%の増で、主に企業誘致等推進事業及び自然保護ゾーン整備事業の増によるものでございます。

次に、土木費は24億9,586万8,000円、対前年度比3,089万3,000円、1.2%の減で、主に街路事業の減によるものでございます。

次に、消防費は7億1,364万4,000円、対前年度比4億5,209万円、38.8%の減で、この主な要因は、防災行政無線デジタル整備事業の減によるものでございます。

次に、教育費は31億3,316万5,000円、対前年度比9億4,503万9,000円、43.2%の増で、主に生涯学習センター整備事業、市営プール整備事業、学校ICT教育推進事業の増によるものでございます。

最後に、公債費は28億5,239万4,000円、対前年度比8,047万5,000円、2.9%の増で、平成22年度からの繰り越しによって実施しました経済対策事業等の借入れ分の償還によるものでございます。

なお、4ページから20ページにかけましては、性質別歳入予算分析表、目的別性質別歳出予算分析表、性質別歳出予算分析グラフ、主な普通建設事業の状況、一般会計の主要事業一覧表、特別会計の主要事業の一覧表を記載しております。議員各位におかれましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上が一般会計、特別会計、水道事業会計の平成27年度当初予算の概要でございます。

次に、議案書その1に戻っていただきたいと思います。

53ページをお願いいたします。

議案第41号、第2次菊池市総合計画の策定についてでございます。条例の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。計画書は別冊となっております。

第2次総合計画は平成27年度から平成33年度までの7年間を期間とする基本構想と3年間の前期基本計画で構成され、市長任期と合わせることで市長マニフェストと庁内課題の整理、共有を行い、政策実効性の向上と市民協働のまちづくりを推進した内容となっております。市が進むべき方向性を明確にするとともに、各種計画の最上位計画に位置づけ、行政運営の基本方針とするものでございます。

次に、55ページをお願いいたします。

議案第42号、第三次菊池市行政改革大綱の策定についてでございます。

条例の規定により議会の議決をお願いするものでございます。大綱は別冊となっております。

本大綱は、第二次行革大綱の取り組み結果を踏まえ、連携と協働のまちづくり、持続可能な財政基盤の確立を目的として平成27年度から平成31年度までの5年間を実施期間とした大綱となっております。

次に、57ページをお願いいたします。

議案第43号、辺地総合整備計画の策定についてでございます。

法律の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

今回の計画につきましては、平成27年度から平成31年度までの新たな5年間の計画策定を行うものでございます。

あけて、58ページから小木辺地の整備計画を初め、85ページまで、12地域の辺地総合整備計画書でございます。

次に、87ページをお願いいたします。

議案第44号、市道路線の廃止についてでございます。

道路法の規定により、路線の廃止について議会の議決をお願いするものでございます。

あけて、88ページから91ページが廃止路線の一覧及び位置図でございます。

次に、93ページをお願いいたします。

議案第45号、市道路線の認定についてでございます。

道路法の規定により、道路の認定について議会の議決をお願いするものでございます。

あけて、94ページから98ページが認定路線の一覧と位置図でございます。

以上、議案第2号から議案第45号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第4 議事第1号 農業委員の推薦について

○議長（森 清孝君） 次に、日程第4、議事第1号、農業委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。農業委員会に関する法律第12条第2項の規定により、議会推薦の農業委員会委員の4名を議長において推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員会委員を議長において指名することに決定しました。

農業委員会委員に菊池市片角１９番地、永田孝子さん、昭和２８年７月４生まれ、菊池市七城町加恵２８７番地１、荒木孝子さん、昭和２８年９月２２生まれ、菊池市旭志新明１４３６番地１、芳野須麻子さん、昭和３１年３月３生まれ、菊池市泗水町住吉６１２番地、工藤真理子さん、昭和３３年１１月２９生まれを指名します。

お諮りします。ただいま指名しました４名の方を農業委員会委員として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました永田孝子さん、荒木孝子さん、芳野須麻子さん、工藤真理子さんを農業委員会委員に推薦することに決定しました。

日程第５ 請願第１号から陳情第２号まで一括上程

○議長（森 清孝君） 次に、日程第５、請願第１号並びに陳情第１号、陳情第２号を議題とします。

請願第１号並びに陳情第１号、陳情第２号が今定例会までに提出されました請願、陳情であります。その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を３月３日午前１０時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、明日２月２５日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午前１１時４６分

第 2 号

3 月 3 日

平成27年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成27年3月3日（火曜日）午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 委員会付託
- 日程第3 一般質問

出席議員（20名）

1 番	平	直 樹	君
2 番	東	奈津子	さん
3 番	坂 本	道 博	君
4 番	水 上	隆 光	君
5 番	出 口	一 生	君
6 番	猿 渡	美智子	さん
7 番	松 岡	讓	君
8 番	荒 木	崇 之	君
9 番	柁 原	賢 一	君
10 番	工 藤	圭一郎	君
11 番	城	典 臣	君
12 番	大 賀	慶 一	君
13 番	岡 崎	俊 裕	君
14 番	水 上	彰 澄	君
15 番	泉 田	栄一朗	君
16 番	森	清 孝	君
17 番	樋 口	正 博	君
18 番	木 下	雄 二	君

19番 山瀬 義也 君

20番 境 和 則 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長兼 市長公室長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	中 原 宏 隆 君
七城総合支所長	大 山 堅四郎 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 譲 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
教 育 課 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
事 務 局 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	安 武 則 貴 君

○議長（森 清孝君） 全員起立をお願いします。
（全員起立）

おはようございます。
着席をお願いします。

午前 10 時 00 分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 質疑

○議長（森 清孝君） 日程第 1、質疑を行います。

ここで申し合わせ事項について申し上げます。質疑は一括質疑として 3 回までとなっています。質疑は提出議案に対して疑義をたずぬものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。
猿渡美智子さん。

[登壇]

○6 番（猿渡美智子さん） おはようございます。議案第 30 号、平成 27 年度一般会計予算についてお尋ねします。

31 ページになります。

歳入のところで、款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 4 衛生費補助金の節 1、保健衛生費補助金のむし歯予防対策事業費補助金 62 万 5,000 円は、フッ化物洗口にかかわるものでしょうか。まず 1 点目のお尋ねです。

次に、もしこれがフッ化物洗口にかかわるものであるのであれば、歳出ではどこにフッ化物洗口にかかわる予算が計上されているのでしょうか、お尋ねいたします。

また 3 点目に、同じくこれがフッ化物洗口にかかわる補助金であるとすれば、県の補助金はずっと継続するものなのか。

以上 3 点、よろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） おはようございます。それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

1 点目につきましてでございますが、むし歯予防対策事業補助金につきましては、

フッ化物洗口事業にかかわるものでございます。

2点目につきましては、保育園、幼稚園及び小・中学校のフッ化物洗口にかかわる歳出予算として、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費で、総事業費といたしましては214万円を計上しているところでございます。

3点目につきましては、県のほうに確認しましたところ、むし歯予防対策事業補助金というのは、平成26年度に補助金要綱の改正を行われておりまして、その時点で財政当局では5年間継続するということとなっておりますが、単年度ごとに査定が行われ、その結果で判断されるということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） フッ化物洗口にかかわる補助金であることがわかりましたので、このことについては、また一般質問でお尋ねすることにします。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 次に、平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 皆さんおはようございます。質疑させていただきます。

議案第30号、平成27年度菊池市一般会計予算について、今年度当初予算よりも42億4,300万円多いが、地方交付税も一本算定型でどんどん収入が減らされていく中で、その主な要因は何ですか。

2点目、地域おこし協力隊活動助成金という名目で合計1,600万円の計上がありますが、一般会計からの支出もあります。全て国の事業費で賄うのではなかったのですか。

3つ目、歳出、款9、項2小学校費、4億2,946万8,000円ですが、今年度予算は2億3,645万7,000円であります。なぜ小学校が3つ減ったにもかかわらず、たった1年で倍近い増額になりますか。

議案第41号、第2次菊池市総合計画の策定について、第2章、第2節、「学び合いと地域が育む人づくり」、「人を育む文教豊かなきくち」、「菊池氏の精神を表す言葉である「文武両道・廉恥礼節」を本市の教育理念とし、ふるさと菊池を愛し、菊池の伝統・文化を受け継ぎながら「文教菊池」の確立を目指します。」とありますが、これはまさに学校教育事業の中に菊池学を取り入れるということではないのですか。

続いて、同じく第2節、施策6、課題解決に向けた取り組みの中に「安全安心の給食としては「菊池基準」を満たした地域の食材を学校給食に活用します。」とあ

るが、市長みずから公言されていた言葉を足して、地域の食材を学校給食に活用し、日本一の給食づくりを目指しますと明記すべきではありませんか。

最後に、議案第４２号、第三次菊池市行政改革大綱の策定について、基本方針の効率的な組織の構築と人材育成の内容についてだが、計画的な職員の削減に取り組むとあります。職員数が約１００名近く減っているのであれば、それに伴って部や課の統廃合も明記しないと整合性がとれないのではないかと。

以上、お聞きいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。今、平議員から質疑がありました、まず、議案第３０号、平成２７年度菊池市一般会計にかかわる１点目２点目につきまして私のほうから、また、議案第４２号、第三次菊池市行政改革大綱の策定についてにかかわる質疑について、まとめてお答えをしたいと思います。

まず、一般会計予算にかかわる１点目についてですが、平成２６年度当初予算と比較して４２億４，３００万円の増となっている主な要因といたしましては、庁舎建設整備事業約１１億８，０００万円、生涯学習センター整備事業約６億８，０００万円、市営プール整備事業約２億７，０００万円、最終処分場の操業の短縮及び埋め立て処分の終了に伴う補償約６億６，０００万円並びに合併特例債を活用した地域振興基金創設のための積立金１３億円、以上の事業を合計いたしますと、約４０億９，０００万円の増となります。これが増加の主な要因となっております。

２点目の地域おこし協力隊活動助成金につきましては、隊員１人当たり２００万円を上限としまして、活動経費について市の負担実績に応じて特別交付税の全額措置となっておりますので、このような予算計上でございます。

次の議案第４２号についてでございますが、質疑がありました具体的な部、あるいは課の統合等の表現につきましては、効率的、効果的な行政運営を進めるための組織機構の構築という表現で記載をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） おはようございます。それでは、私のほうからは、議案第３０号、平成２７年度菊池市一般会計予算についての３点目をご説明いたします。

款９教育費、項２の小学校費において、前年度予算との比較で増額の主なものをご説明いたします。

まず1点目ですが、小学校の教科書が平成26年度で改訂をされております。これは4年に1回でございますけれども、これに伴いますところの教師用指導図書並びに教材等の購入費用が約4,000万円の増となっております。

2点目です。学校施設整備に関しますところの設計委託料で約3,900万円の増でございます。

3点目です。各学校にICT教育を推進するところから、この整備を行うためのICT機器等のリース経費、これが約4,300万円の増でございます。

4点目でございますが、隈府小学校のグラウンド整備ほか各学校の営繕工事、これに約7,600万円を予定いたしております。

以上が増の主な要因でございます。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

〔登壇〕

○教育長（原田和幸君） おはようございます。1点目の学校の授業の中に菊池学を取り入れることができないかとのことですが、本市では、熊本県教育委員会が作成しました道德教育用の郷土資料「熊本の心」の活用や菊池市独自で作成しました郷土学習用副読本「わたしたちの菊池市」を活用したり、あるいはゲストティーチャーを招いて菊池の歴史を学んだり、まち探検やフィールドワークを行ったりするなど、生活科や社会、理科、道德、総合的な学習の時間といったさまざまな教育活動の中で、菊池市の郷土理解に努めているところであります。また、社会教育の分野でも、菊池一族の史跡めぐりやふるさとカルタ大会などを行っております。

このようなことから、現状でも菊池を学ぶこと、菊池学に関する取り組みは充足しているものというふうに思っております。

2点目の総合計画の第2節、施策6「生きる力を育む学校教育の充実」の課題解決に向けた取り組みに「日本一の安心安全の給食」の文言を取り入れられないかということについてであります。本市の学校給食は、昨年建設しました菊池地区学校給食共同調理場を初め、市内の全ての給食施設で衛生的なドライ方式と最新鋭の調理器具を整備し、国の基準を満たした施設となりました。

また、食材については、熊本県産で申し上げます地産地消率も約60%で、さらに、その半分を地元菊池市の食材を活用しております。

今後は、菊池基準を満たした菊池市産の食材をより多く学校給食に活用していきたいというふうに考えております。

このように、衛生面や食材利用、食育などさまざまな観点から見ましても、トップレベルの安全・安心な学校給食の提供を行っているものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 答弁ありがとうございました。特に給食のところは、市長が公言されているというのもありまして、それを大きく総合計画の中にうたい込むというのはすごく大事なことなので、その後の各委員会での慎重審議に期待して、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 次に、東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 皆さんおはようございます。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質疑を行います。

まず初めに、議案第30号、平成27年度菊池市一般会計予算について質疑を行います。

款の民生費、項の生活保護費、目の扶助費についてです。前年比で予算が7千百282円減額となっていますが、その理由は何でしょうか。また、予算は減額ですが、生活保護の申請者数と実際に受給を受けている方の数はどうなっているのでしょうか。過去3年間の推移を教えてください。

次に、議案第42号、第三次菊池市行政改革大綱についてお尋ねします。

基本方針1、効率的な市民サービスの推進の（1）質の高いサービスの提供のところ、各種証明書、コンビニ交付サービスの導入が上げられていますが、このサービスは全国的導入が予定されていますマイナンバー制が前提となっていますが、この制度に関しては、内閣府の調査でも多くの国民が不安と答えています。

そこで、伺います。このサービス導入によつての危険性やデメリットを市としてどのように認識していらっしゃるのでしょうか。

次に、同じく議案第42号、第三次菊池市行政改革大綱、基本方針1、効率的な市民サービスの推進の（2）民間活力の活用について伺います。

この中で、特別養護老人ホームの民営化が検討されていますが、民営化に伴うメリットだけでなく、市民、利用者にとってのデメリットを市としてどのように認識していらっしゃるのでしょうか。

以上3点について質問いたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） すみません、質問の第1点目を訂正させていただきます。

扶助費の減額は7,128万円と訂正させていただきます。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 私のほうからは、質疑の１番と３番のほうについてお答えをさせていただきます。

まず、生活保護費の部分についてでございますが、生活保護の扶助費が減額となっている理由でございますが、平成２０年度から平成２３年度までの生活保護世帯数というのは大幅に伸びてまいりましたが、平成２４年度からの伸びというのは鈍化傾向にあっております。平成２７年度におきましてもこの傾向は継続すると思われましますので、扶助費につきましては７億３，６４４千円と、前年度当初予算に対しまして、議員がおっしゃられたように７，１２８万２，０００円減額した予算を上程しているところでございます。

ただ、今回の予算の減額はあくまでも保護者数や医療費の増減を推測した予算計上でございまして、保護者の生活扶助の削減を目的としたものではございません。

２点目の過去３年間の生活保護受給者の申請数と開始件数ということでございますが、あわせて廃止件数も述べさせていただきます。

平成２３年度が申請件数８１件、開始件数７４件、廃止件数３４件、平成２４年度が申請件数４９件、開始件数４４件、廃止件数４０件、平成２５年度が申請件数６４件、開始件数５９件、廃止件数５２件となっております。

次に、特別養護老人ホームの民営化についてでございますが、民営化に伴います市民、利用者にとってのデメリットについてのご質問でございますが、今回の第三次菊池市行政改革大綱計画期間中において、庁内の菊池市行政改革推進本部会議で協議しながら、同施設の入居者、家族会及び職員の意見をお聞きするとともに、外部による検討委員会を設置するなどして総合的に民営化の最終判断を行ってまいりますが、その取り組みの中で、民営化に伴いますメリット、デメリットの検証を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） おはようございます。それでは、私のほうから質疑の２番目の、質の高いサービスの提供の、コンビニ交付についての質疑に対してお答えいたします。

各種証明書のコンビニ交付サービスの導入につきましては、議員ご承知のとおり、来年１月から全国の自治体が一斉に開始する社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度により個人番号カードの交付が始まり、その個人番号カードの活用を

して行うサービスのことでございます。社会保障・税番号制度により、市民の皆様が行う諸手続等が簡素化され、行政側も事務の効率化が進むということで期待をされております。

国においても、この制度をさまざまな手続やサービスに活用するよう推進しており、コンビニ交付につきましても積極的に導入をするように通知をされているところでございます。このようなことから、第三次行政改革大綱に記載をしているところでございます。

この制度を最大限に活用する、運用していくためには、当然個人情報の保護、情報漏洩等に対するセキュリティの強化が重要であるということは認識をしております。国、各自治体においては法令等の整備を進めることとなっており、あわせてシステム等の整備を行い、市民の皆様の不安や懸念等の払拭に努めていくということで取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） ありがとうございます。以上で質疑は終わります。

○議長（森 清孝君） 次に、荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） おはようございます。通告に従いまして質疑を行います。

まず初めに、議案第30号、平成27年度一般会計予算についてお尋ねをいたします。

47ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の報償費、こちらが中段になりますが、190万2,000円、このうち64万8,000円が顧問弁護士への報償金ということですが、市の顧問弁護士はどなたを予定されているのかお尋ねをいたします。

次に、161ページをお開きください。

こちらも中段になります。款9教育費、項5社会教育費、目5文化施設費、そのうちの使用料及び賃借料85万5,000円について、文化会館の地権者との契約は改正されたのかお尋ねいたします。

次に、議案第42号、第三次菊池市行政改革大綱の策定についてであります。

行政改革大綱の3ページになります。

行政改革大綱の3ページで、職員数の推移及び増減は記載されているが、嘱託職員及び臨時職員の推移が示してありませんので、示していただければと思います。

す。

以上３点、よろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは私のほうから、１点目と３点目につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、１点目の一般会計予算のご指摘の報償費につきましてでございますけれども、顧問弁護士の予定としましては、長年市行政にかかわっていただき、内容も熟知させていただいております由井弁護士にお願いができればと考えているところでございます。

３点目の行革大綱の中での嘱託職員及び臨時職員の推移ということでございますので、平成１７年度以降の数字を述べさせていただきます。

平成１７年度が２６０人、平成１８年度が２６９人、平成１９年度が２７９人、平成２０年度が３０４人、平成２１年度が３２４人、平成２２年度が３４９人、平成２３年度が３３９人、平成２４年度が２８１人、平成２５年度が２８８人、平成２６年度、２７年１月現在でございますけれども、２８７人ということでございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 私のほうからは、文化会館の地権者との契約改正についてお答えいたします。

文化会館の土地賃貸借につきましては、昨年より地権者の方々と協議を継続しているところでございます。

その内容としましては、現在の賃借料の見直し、これは算定方法も含めてでございます。それから、土地の売買、いわゆる市のほうで買い上げるという件についてでございます。それからもう１つは、現在の契約の見直し、これは年数等を設けての見直しとか、そういうものも含まれます。

こういうことにつきまして協議をさせていただいたところですが、残念ながら、現在のところ、地権者の方からは現在の契約のままでお願いしたいということで、了解をいただいております。今後も真摯に粘り強く話し合いを継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） それでは、2点について再質疑を行います。

由井弁護士をお願いしているということですが、県内に250人もの弁護士がいらっしゃいます。由井弁護士を選定する理由、これをお尋ねします。

次に、文化会館のほうですが、ここに決算特別委員会の議事録があります。平成26年、これは木下委員長、平成25年、坂井正次委員長、いずれも委員会としても改めて誰が見ても疑義がない契約に改善されるよう指摘をいたしましたということで、委員会では強く指摘をされております。そういうことで、地権者の方が応じないということですが、これは総務のほうでしっかり審議をしていただいて、誰が見ても疑義がない契約というのを努力していただきたいと思っております。

それでは、1点だけ。なぜ由井弁護士を選定されるのか、その理由についてお尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 先ほど説明しました繰り返しになるかと思いますが、菊池市の行政に関しまして長年携わっていただきまして、内容も熟知されていると。こちらの問いかけに対しまして何の支障もございませんので、現在のところ、時間も短く相談に乗っていただける、いつでも相談に乗っていただけるという状況でございますので、引き続きということでございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 総務委員会におかれましては、過去の由井先生のご判断というのをしっかり判断していただいて、総務委員会で決定されたいだけだと思います。

終わります。

○議長（森 清孝君） これで質疑を終わります。

○

日程第2 委員会付託

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第2号から議案第45号まで及び請願第1号、陳情第1号、陳情第2号については、お手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますよう、お願いいたします。

平成 2 7 年 第 1 回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第 2 号	公益的法人等への菊池市職員の派遣等に関する条例の制定について
	議案第 3 号	菊池市地域振興基金条例の制定について
	議案第 4 号	菊池市公共施設等総合管理計画策定審議会条例の制定について
	議案第 5 号	菊池市の未来を考える懇談会条例の制定について
	議案第 8 号	菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 9 号	行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第 1 0 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 1 1 号	菊池市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 1 9 号	平成 2 6 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）
	議案第 3 0 号	平成 2 7 年度菊池市一般会計予算
	議案第 4 1 号	第 2 次菊池市総合計画の策定について
	議案第 4 2 号	第三次菊池市行政改革大綱の策定について
	議案第 4 3 号	辺地総合整備計画の策定について
福祉厚生 常任委員会	議案第 6 号	菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
	議案第 1 2 号	菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 1 3 号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 1 4 号	菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 1 5 号	菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

付託委員会	議案番号	件名
福祉厚生 常任委員会	議案第16号	菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第17号	菊池市老人保健福祉及び介護保険運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第19号	平成26年度菊池市一般会計補正予算（第9号）
	議案第20号	平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第21号	平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第22号	平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
	議案第28号	平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）
	議案第30号	平成27年度菊池市一般会計予算
	議案第31号	平成27年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第32号	平成27年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
	議案第33号	平成27年度菊池市介護保険事業特別会計予算
	議案第39号	平成27年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
	請願第1号	手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願
建設経済 常任委員会	議案第7号	菊池市景観計画検討委員会条例の制定について
	議案第18号	菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第19号	平成26年度菊池市一般会計補正予算（第9号）
	議案第23号	平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）
	議案第24号	平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
	議案第25号	平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

付託委員会	議案番号	件名
経済建設 常任委員会	議案第26号	平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第27号	平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
	議案第29号	平成26年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）
	議案第30号	平成27年度菊池市一般会計予算
	議案第34号	平成27年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
	議案第35号	平成27年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
	議案第36号	平成27年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
	議案第37号	平成27年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
	議案第38号	平成27年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
	議案第40号	平成27年度菊池市水道事業会計予算
	議案第44号	市道路線の廃止について
	議案第45号	市道路線の認定について
	陳情第1号	国道325号の早期ルート決定及び現道4車線化拡幅工事についての陳情書
	陳情第2号	大型商業施設進出反対についての陳情書

○

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前10時31分

開議 午前10時39分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第3 一般質問

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

ここで申し合わせについて申し上げます。

質問の順序は通告順です。質問時間は、答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式となっています。

発言の通告があつておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） おはようございます。今回、平成27年第1回定例会で一般質問が20回目となりました。今までさまざまなテーマで市長に対して質問をさせていただきました。しかし、なかなかいい答えをいただけませんでした。質問内容が悪いと言われればそれまででございますが、今回も私なりに感じたことを提案型の内容で質問させていただきたいと思います。

その前に、春がいよいよ目の前までやってまいりました。春は出会いと別れの季節であります。今回も定年、早期退職と19名ほどの職員の皆様がおやめになると伺っております。長い間、市民のために働いていただきまして、ご苦労さまでございました。今後、退職される皆様が地域のため、菊池市のため、第2の人生でご活躍されますようご期待申し上げ、質問に入りたいと思います。

今回は4題の質問をさせていただきます。

まず初めに、中山間地域対策についてお伺いしたいと思います。

地域創生の将来像を描く一つとして、役所の出張所を山間地に配置してはということでお聞きしたいと思います。

今、地方創生が叫ばれております。1月、農業を考える会で研修に行った折、3名の国会議員と懇談する機会がございました。その中で、地方創生の話をもどの議員もされ、都市部への人口流出、地方過疎化の歯どめにと、国の本気度が伝わってまいりました。

その中で、国が地方活性化のために地域先行型の交付金1,700億円で各自治体の財政を支援することが決まっております。この交付金とは別に、地方創生に交付金が追加されるものと考えております。その交付金の使い道は、あくまで地方の自主性が第一と考えます。その中でも、人がかなめであり中心であらなければならないと考えております。そして、地方の特色を生かして活性化させるアイデアを出さなければならないと思います。そこで、いよいよ地方創生に菊池市も本格的に取り組む、始動させなければならないと考えております。

市長は、主要施策を推進していくには市民力が重要な鍵になると書いておられますが、その前に行政力で市民を、先頭を切って引っ張る、それから市民力ではないかと考えます。まさにこの地方創生の鍵は行政力がすぐれた自治体が成功すると考えます。

市長は地方創生に対してどのようなビジョンで取り組まれようと考えておられるのか、まずお尋ねしたいと思います。

次に、貨客混載導入についてでございます。

国土交通省は、今回、貨物トラックに客を乗せたり、タクシーで荷物を運んだりする貨客混載を一部の過疎地で解禁する方針を決めた。近く制度改正の検討に入ると新聞紙上で載っておりました。人口減少や高齢化の影響により路線バスが撤退し、タクシーも少ない地域で住民の足を確保する狙いがあるようです。

菊池市は、この貨客混載の導入についてどこまで把握されておりますか、お尋ねしたいと思います。

まず、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 皆様おはようございます。

ただいま城議員からのご質問の中で、地方創生に対する私のビジョンということでのご質問でございました。

先日、石破大臣によりますメッセージビデオがございまして、これは議員の皆様もお聞きになる機会があったかもしれませんが、その中で、大臣が地方創生とは従来の地方再生とは違うということをおっしゃっていました。地方創生とは文字通り新しい地方をつくるということで、地方再生と言ったように従来と同じ方法では地方を元気にすることが難しいと。かつての高度成長期のように、公共事業と企業誘致を中心とする量的拡大だけでは通用しない時代を迎えていると、そういう趣旨の発言をなさっておりました。一言で言えば、地方で知恵を絞ってほしいということのように私は了解したところです。

すなわち、創生というのは、その地域にある資源を生かすこと、また、気づいていない潜在力を最大限に引き出す努力をしていくこと、これが大きな鍵になるというふうに思っております。

本市でも、昨年11月に「きくちまち・ひと・しごと創生総合戦略本部」を立ち上げまして、平成27年度中の地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定に向けて取り組んでいるところでございます。

国が策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、「地方における安定した雇用の創出」「地方への新しいひとの流れの創出」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」と、こういった4つの目標が示されております。

本市におきましても、農業と観光を中心とする経済の活性化と、それを通じた雇用の創出、移住・定住対策、子育て等、若い世代への支援などに取り組むことが重要であるというふうに考えております。

地方により置かれた状況や特性が違いますので、地域が知恵を絞り、地域資源を生かしながら自立していくということが求められております。そのためには、官民一体となって英知を結集していくことが必要であるというふうに思います。私は、その先頭に立っていく覚悟でございます。しかし、行政だけではなく、議会、市民、農林商工の各産業界、学校、金融機関等々の連携による力の結集が極めて重要で、この総和を私としては市民力と呼んでいるわけでございます。言葉をかえれば、これらは総力戦の時代であると言ってよろしいかと思えます。戦略プラスこの連携力を高めて、地域資源を生かしたまち・ひと・しごとづくりに総力戦で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 皆様おはようございます。それでは、第2点目の貨客混載についてお答えいたします。

現行制度では、貨物を運ぶトラックと、人を乗せるタクシーやバスは明確に役割が分かれております。

貨客混載は、貨物輸送が主要業務のトラックが有料で客を運んだり、人を乗せるためのバス、タクシーが有料で貨物を輸送したりすることによってございますが、業界間の顧客の奪い合いを防ぐなどの目的で、貨客自動車輸送事業法や道路運送法により、現在は原則として認められておりません。

しかし、人口減少、高齢化が進む過疎地域等の公共交通空白地域を補完するため、既存事業者を活用した貨客混載制度の創設を今後速やかに構すべき施策として、国土交通省の有識者会議でまとめられ、中間報告が報道されたところでございます。

この制度につきましては、既存事業者の営業が行き届かない過疎地域等において、貨物の集配トラックが有料で助手席に客を乗せる仕組みや、タクシーによる買い物代行などを想定されております。

本市が過疎等に該当するかどうか、現時点ではわかりませんが、円滑な人流、物流の確保を通じた生活環境の整備を目指すものであり、貨客混載を認めるエリア、安全性を確保する方策等の課題があるため、今後さらに検討を進めるようでございますので、国の動向に注視して情報収集を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 市長が今言われましたけど、総力戦だと、私もそう思います。

やっぱりみんなが連帯しながら地方創生に向かっていくということが大事だと思います。

そこで、私なりに中山間地域を抱える自治体の将来像の一つとして、中山間地域に役所の出張所を配置してはどうかという考えを述べさせていただきたいと思います。

私の住む水迫地区には、ここは昭和30年に合併し、菊池市となったものでございます。昭和30年代から、自宅のそばには役所がございました。そこには二、三名の職員の方が常駐されておりました。昔は道路も砂利道で、菊池市まで行くには自動車もないわけですね。また、バスは一応、菊池溪谷がございましたので、日に何本か通っておりました。しかし、お金がかかります。おいそれとバスも利用できなかったのではないかと推測されます。しかし、私の住む地域は、その当時、七、八十世帯はございました。その中に、旅館、食堂、薬局、衣料販売店、魚屋、床屋2軒、パーマ屋2軒、金物屋、店が4軒、酒屋、産婆さん、パチンコ店、製材所、駐在所、豆腐屋さん、農協、たばこ屋さん、鍛冶屋さん、たまに歯医者さんが出張で来られておりました。そして、役場があり、市内へ行かなくても事が足りていたと思います。うちの地域から大分へ向かう峠越えの宿場町として栄えたんじゃないかと思われそうです。周辺地域の皆さんも、うちの地域で何不自由なく買い物されて過ごされていたということでもあります。

今、話しましたように、生活には何不自由ございませんが、市内へ行くのが非常に不便であったということで、役所が存在したのではないかと思います。そして、その後はどうなったかと考えますと、車がない世代など、市内へ行くにも容易にできるようになりました。便利になって地域はそのかわり衰退していきました。今では七、八十軒あったところが二十数軒までに減ってしまいました。また、店も一軒もございません。

そして、今では高齢者がふえて、車があっても乗れない。うちの中を見れば、若者は家を出てしまい、車に乗せてくれる人もいない。昔と違った不便さが生まれてきております。

それから、中山間の問題として考えられるのが、高齢化と人口の減少で、区長や民生委員になり手がいないという問題があります。そこで、そういう役をするのが苦手で、苦痛でやりたくない。それで町部へ出る人もおられるのではないかと思います。また、現役で仕事をしながら役を受けるということは物すごく難しいんですよね。ですから、役所にきょうは行きたいと、行ってくれと言われても行けないとか、いろいろさまざまな仕事をしていると制約がございますので、なかなかできない人もおられるんじゃないかと思います。

また、深刻なことで考えなければならないのが、空き家の問題であります。かなりの数の空き家が存在しております。移住してくる人も地域行事の参加を嫌がったり、さまざまな理由があろうかと思いますが、なかなか移住も進まないのが現状であります。

そこで、私の考えは、このたび出されました第2次菊池市総合計画の癒しの里づくりに向けた土地利用の中の、自然環境保全ゾーンの中に住んでおられる皆様を対象にした取り組みについて、今言っているのはそこでございます。この地域に役所の出張所を配置していただけないかということでございます。空き家を改造して、そこに職員の皆さんに住んでいただき、役所の仕事をさせていただくとともに、区長や民生委員の役目をしていただくということはどうでしょうか。6地域ぐらいのところに役所を配置して、3年ぐらいの交代で2人ないしは3人ほど配置して業務に当たってもらい、中山間地の皆さんは若い者が来たと喜ばれるのではないかと思います。少しは中山間地の不便さや中山間地の抱える問題も解決すると考えます。

今、私が述べましたが、とっぴな話でございますけれども、市長はどう思われるか、お聞きしたいと思います。

次に、貨客混載のことでございますけれども、菊池市が過疎地はないということでお聞きしました。存在するかどうかわからないということでございますけれども、認定はそうでしょうけれども、過疎地は過疎地だろうと思います。山間地の交通事情を考えると、私はいい発想だなと思いました。実情に合ったすばらしいことじゃないかなと思い、また解禁になったということはいいいことだなという思いがしました。

これが、部長も言われましたけれども、過疎地に限ったことじゃなくて、広く、困ったところ、中山間地とか、そういうところが対象になるかもしれません。これは国の動向の話にもありましたけど、そうだと思います。

そこで、こういうことがなされた場合のためにも勉強しておく必要があると考えます。そのとき、もしもそうなった場合は、他の自治体よりも早く取り組み、模範となっていきたいと私は考えますが、市長はどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの1点目の中山間地にいわば市役所の出張所のような機能をつくってはどうか。また、職員をそこに居住させる等のアイデアもあるのではないかと、こういったご質問であったかと思います。

これまでそういうふうな形での検討は進めておりませんが、お話を聞きまし

たところ、市役所のニーズだけではなくて、さまざまな、例えば、買い物のニーズであるとか、あるいは、ふれあいのニーズというものもあろうかと思います。言うならば、地域における、人々がだんだん過疎化していく中で、そういったふうな生活の利便性と交流の場というものをどう考えるかというふうな設問ではないかというふうに私は理解したところでございます。

今、全体的な財政面でいきますと、これからいろいろな出張所をふやしていくということは今考えておりませんが、ただ、1つ事例として参考になるのは、龍門地区におきましては、昔からある酒屋さんが、地元のさまざまな細々した買い物ニーズプラス近所の人の寄り合いの場というふうになっておりますので、そういったふうな地域における、特に中山間地における交流拠点のようなものは、今回の施政方針の中でも検討していきたいということを述べておるわけですので、まず、そういったふうなニーズを把握した上で、交流拠点のありようといった形の中で総合的に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

〔登壇〕

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、貨客混載についての再答弁をいたしますけれども、その前に、先ほどの中で「貨物自動車輸送事業法」を「貨客自動車輸送事業法」と間違えておりましたので、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

再答弁でございますけれども、中山間地域における交通体系でございますが、これまでにも何度かお答えしておりますけれども、中山間地にはあいのりタクシーを導入しております。集落の面積が大きく地形的にも勾配の大きい中山間地では、自宅の玄関から目的地までドア・ツー・ドアで行くことができる有効な手段であると考えております。

また、あいのりタクシーは、隔日運行により複数人での乗車を促すことで費用が抑制されますので、効果的であると考えております。

現在、公共交通の構築につきましては、アンケート調査などにより地域の現状や需要の大きさなどを踏まえ検討を進めているところでございます。

少子・高齢化が急速に進んでいく中、中山間地における買い物や通院など、日常生活に必要な交通体系も今後維持していかなければならないと考えております。

議員おっしゃいますように、国のほうでも現在6回のうちの3回の会議というこの中間報告がなされておるところでございますので、この制度につきましては今後とも注意深く注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） では、1番の中山間地域のことについて再々質問したいと思います。

地域創生は、地域の特色を生かした視点で行われております。

そこで、ちょっと次元は違いますが、新潟県十日町市の事例を紹介したいと思います。

閉校しました学校の廃校跡をレスリング場に改築して、日本代表の合宿で利用したことで地域が活性化したと新聞紙上に載っておりました。地方創生は大胆な発想も大事と言われております。

香川県では、奨学金で大学を卒業した人が県内で就職した場合、奨学金の返還を一部免除する制度を始め、好評を博していると書いてありました。本市も、地域性を考えた発想で取り組んでいただきたいと思います。

私が提案したことが難しい問題でございます。なかなか現実には難しいかもしれませんが、住民サービスの点から、地域に住む高齢者の要望をかなえるために、役所のほうからサービスを求める人のところへ出向く何らかの体制をつくるということではできませんでしょうか。

いずれにしても、いろいろと地方創生についてさまざまな点から提案してあります。都会の役人が机に座って地方の再生を考え、提案したりするにはどう見ても無理があると考えます。地方創生の中で、このことが対象になるか、今言ったことが対象になるかわかりませんが、地方に住む私たちから実情に合った施策をやるべきと考えますので、最後に市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） これからの地方創生に取り組むに当たってのスタンスといいたいでしょうか、大胆な発想が必要ではないかということですが、おっしゃるとおりだと思います。従来の発想にとらわれない大胆な発想も取り入れながら、考え方を広く持って検討していきたいと思います。

今のレスリングの事例のように、恐らく行政だけではなかなか気づきもしないような発想法もあるかと思いますので、まさしく若者であるとか、女性の視点であるとか、あるいは外からの視点であるとか、そういったアイデアをたくさん取り入れながら、文字通りの総力戦で取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） では、次の質問に行きます。

観光について、本市の無料W i - F i の設置状況はということでお聞きしたいと思います。

まず、L A Nとは、家庭やお店、ホテル、会社など、狭い範囲のインターネットへの接続ネットワークを指します。また、このような無線L A NのことをW i - F i とも呼びます。そして、現在、スマートフォンやタブレットパソコンのような携帯型端末の急速な普及によって、カフェやファミリーレストラン、コンビニ、空港、駅など身近な場所で気軽に無線L A Nを利用し、インターネットを利用できるようになっております。これを公衆無線L A Nと呼びます。

その利用のメリットは、自宅外で高速で安定してインターネット回線を利用し、さまざまなホームページの閲覧ができることであります。

本市も観光地を抱えております。国内の観光客の方も大切ですが、これから先は海外の観光客の取り組みが重要になってくると考えます。

そこで、お聞きしますが、今、菊池市には1年間にどれだけの海外の観光客が来られ、宿泊されているのでしょうか。また、市内全域の無料W i - F i の設置状況はどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 皆さんおはようございます。それでは、2点についてお答えいたしたいと思います。

まず、本市におけます現在の無線W i - F i の設置状況についてでございますが、市所有の公共施設につきましては設置していない状況でございます。

民間事業所におきましては、コンビニエンスストアや携帯電話通信業者の店内利用サービス等が約100件程度あるようでございます。

市の平成27年度の計画といたしましては、熊本県と連携いたしまして、くまもと無料W i - F i による設置を市内4カ所の公民館と文化会館、松倉邸の計6カ所を計画しております。

今後、外国人観光客などのおもてなしにも有効と考えておりますので、市内物産館や総合支所のロビーなどを初め、数十カ所を整備する方向で計画をしておるところでございます。

次に、2点目でございます。

W i - F i の設置でございますが、外国人観光客の宿泊とか菊池の状況でござい

ます。

本市におきます外国人観光客は、平成２５年度の観光統計によりますと、宿泊者数で１万１０７名、平成２４年度と比較いたしますと１，２８１名の増でございます。まだ確定はしておりませんが、平成２６年度のところで申し上げますと、１万６，０００名に達する見込みとなっている状況でございます。議員がおっしゃいましたように、スマートフォンやタブレットなどの携帯端末の利用が進み、国内外の旅行者においては、情報の収集や発信方法といたしまして、タブレット等の携帯によりますところの方法に変換しているような状況でございます。

平成２３年度に観光庁が外国人の旅行者の方々に対しまして行ったアンケート調査におきましても、旅行中に困ったのが、第１位に上げられますのが無料の公衆無線ＬＡＮ、いわゆる無料Ｗｉ－Ｆｉの環境の未整備が上げられているところでございます。

ご存じのように、東京オリンピックの開催決定の際、特に注目されるようになりましたのが「おもてなし」でございます。これにはさまざまな手法や手段があると思いますが、この無線Ｗｉ－Ｆｉの整備もおもてなしインフラの一つであると考えておりますので、今後、観光施設や物産館なども含めて準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○１１番（城 典臣君） 計画していて、また進めていくということですので、よろしくお願いしたいと思います。

部長も今言われましたけれども、日本へ来られた外国からの観光客の３０％以上の方が、何が不便かといえば、無料Ｗｉ－Ｆｉが整備されていないことだということとあります。また、特に九州の整備はおくれているようでございます。１５％ぐらいというお話でございました。結局、近隣の観光客では、中国、韓国の方々が一番多いと思います。そこはネット社会でございます。ですから、そのネットが整備されておれば、そのネットに自分たちが行ってよかったということを書き込むわけですね。そうすると、情報発信にもなると思うんですね。ですから、早く整備していただいて、さっき言われましたようにおもてなしの一つとしてこの整備をしていただきたいと思います。どうかよろしくお願いしたいと思います。

では、次に行きます。

本市のＰＲについてお伺いしたいと思います。

大都市のコンビニにアンテナショップを開設してはどうかということでございます。

株式会社ローソンは、２００９年３月から大都市の一部の店舗に自治体のアンテナショップを設置しております。都内のある店舗には、ほかの店に見られないお菓子類やご当地ラーメンなどのさまざまな商品が並べられているそうです。現在、大都市での本市の特産物のＰＲのやり方と、アンテナショップを開設してＰＲしているなら、どこの大都市でされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

〔登壇〕

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

都市部でのＰＲの業務につきましては、平成２１年度より毎年１０月に１週間、福岡市天神中心部でございます老舗百貨店博多大丸におきまして、農畜産物の販売促進と観光ＰＲを行っているところでございます。

これには１日１，０００人以上を超える来客がありまして、売上も好調であるところです。また、リピーターのお客様からも毎年楽しみにしていますなどの評価を得ているところでございます。

次に、福岡市中央区のＫＫＲホテル博多におきましては、昨年９月から１１月の３カ月間におきまして、七城米と旭志牛を中心といたしました料理の「菊池好き好き御膳」を提供いたしまして、月に３００膳以上の注文があり、お客様から好評を得ているということです。

なお、本年２月から３月の期間限定ランチといたしまして、「菊池牛ご飯膳」を提供したところ、菊池米食味コンクールの出品米の追加注文もございまして、米どころ菊池のＰＲにも貢献をしているところでございます。

次に、博多天神の西鉄グランドホテルにおきましても、本年１月中旬から１カ月間期間限定プレミアムランチといたしまして、旭志牛がメインのフルコースランチを提供いたしまして、本市の産品ＰＲを行ってきたところでございます。

アンテナショップにつきましては、現在、第三セクターの有限会社七城町特産品センターが、久留米市にメロンドーム久留米店がございます。それと、そのほかに福岡市内ではスーパーサニー、マルキョウにおいて販売の展開を行っているところでございます。

次に、東京におきましては、昨年１１月、都内のジャーナリストやエージェント、バイヤー、食材の取引関係者などをお招きいたしまして、本市の食材を使用した料理発表によります農畜産物の販売促進とあわせまして、千代田区神田淡路町の複合商業施設「ワテラス」や千代田区有楽町の交通会館におきまして、ネットショップ「菊池まるごと市場」の取扱商品などのＰＲと販売を行ってきたところでございます。

次に、大阪におきましては、本年２月に北西部の池田市に店舗を構えます「産直野菜ぷちトマト」店内におきまして、本市の農産物の販売促進を行ったところです。

さらに、熊本県大阪事務所との連携によりまして、阪急電鉄の池田駅に直結いたしましたショッピングモール内の「サンシティ池田」におきまして、菊池米や水田ゴボウの漬け物、赤大豆きな粉などの加工食品の販売促進とあわせまして、牛乳と肉の消費拡大キャンペーンや、旅行客の誘致活動などを行ってまいりました。

その中でも、商品によりましては、販売初日に売り切れるほどの人気の品もございました。お客様方からは好評を得てきたところでございますが、まだまだ菊池の知名度が知れ渡っておりませんので、今後も都市圏へのＰＲ活動を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

〔登壇〕

○１１番（城 典臣君） いろいろ市も努力されてやっておられるということで、心強く思っておりますけれども、もう１つの知名度アップに、このアンテナショップをコンビニの中に設置してはどうかということ。そうすれば、もう少し限定された小さいところでもできるんじゃないかなという思いがします。

それで、こういうコンビニの中にアンテナショップを配置したのはローソンが初めての試みだそうです。現在、東京や大阪など９店舗で実施されております。徳島県、埼玉県、函館市などの自治体がアンテナショップを開設しているようです。そこに地方の特産品販路拡大と情報発信が目的でされていると言われております。

メリットとしまして、店内で販売する特産品の発注はローソン側の従業員さんが行い、販売スタッフなどの人件費や単独のアンテナショップ設置に必要な物件の賃料といった負担が自治体にはかからないと言われておりますし、ローソン側に見れば、それぞれの地方の特産品を店頭に並べることで、ふだんコンビニに入らないような人たちも、新たな客層を呼び込めることが期待できるということでメリットがあるようでございます。

どのようなシステムになっているか、私もちょっと詳しくは知りませんが、調べていただいて、安価で菊池市のＰＲや特産物のＰＲができればという思いでこういうのを期待したいと思うんですが、市長はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

〔登壇〕

○経済部長（松野浩一君） それでは、私のほうからは、ローソン内での自治体のアン

テナショップの状況等について、少しお話しさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃいましたように、全国で9つの県や市が取り組んでいると聞き及んでおります。その中の一つに熊本県もございます。現在、熊本県のほうでは、大阪市の中央区にございます安土町二丁目店内に設置をしているところでございます。

県のほうに状況を確認いたしましたところ、初期費用といたしましては、看板の設置や販売什器代といたしまして約300万円及びオープニングイベントの経費といたしまして約200万円、計の500万円が県の予算から支出されたとのことでございます。

現在の運営経費につきましては、家賃代といたしまして月々9万円、また、売上の10%をローソン側に納めるような仕組みとなっておるところでございしております。

また、ローソン店舗との調整につきましては、管理運営業務を県の物産振興協会に委託をされて、協会が商品の仕入れの入れかえやこん包、発送、決済までをまとめて行っているというところでございます。

なお、コンビニなどの食品流通業界では、賞味期限が3分の1になると商品のほうを廃棄する商習慣があるということで、各製造メーカーから送る最少ロットでも期限内での売り切りが難しい場合が多く、少量多品目を混載し、飽きられないための商品の入れかえも定期的に行いながら発送をしているというところでございました。

県の物産振興協会では、大阪に1名の嘱託員を派遣するなど人的資源の投入も行いながら、県大阪事務所の協力も得て、月に1回程度のイベントを行っているというところでございました。また、くまモン効果の影響もございまして、開店当初より売上は伸びてきたとのことですが、現在の売上は月100万円程度ということでございます。

しかしながら、家賃や人件費などから見た損益分岐点につきましては、月150万円程度の売上が必要であるということとともに、便利さが売りのコンビニの展開に当たりましては、すぐに食べられる商品の提供など、新しい商品の開発も必要になってくるということが考えられているというところでございます。

こうした状況にありまして、コンビニ等への出店につきましては一定の効果があると考えてはおりますが、コストとリスクなどの情報の収集を行いながら、費用対効果など慎重に検討していく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今、ご提案のございましたコンビニへの菊池市のアンテナ

ショップについてどう思うかということでございますが、今、経済部長のほうから答弁しましたように、最近の出展事例で見ますと、初期経費が約500万円、運営経費としても年間かなりの金額が必要となってくるというふうに考えられているところでございます。

目下、都市部への販売展開としましては、ただいまのところはインターネットショップ「菊池まるごと市場」での販路拡大に注力してまいっているわけでありますけれども、ここでは菊池基準というものを全面に出すことで、菊池の農産物全体に対するイメージアップを図る戦略でございまして、農産物、さらには菊池市自体へのPR効果も狙っているところでございます。

ご提案がありました件につきましては、さらに少し研究はしてみたいというふうに考えているところでございます。

また一方、コンビニということでの新たな接点も最近生まれておりまして、実は最近、大手のコンビニさんが、コンビニの全国チェーンさんですね。ここが菊池基準という仕組みに大変関心を持たれまして、そこから菊池の農産物、とりわけ健康にいいと言われておりますヤーコン、菊芋に注目していただきまして、本市と共同で商品としての開発可能性を探りたいということで、先方からコンタクトをいただきまして、近々、当市との打ち合わせが始まります。もしこうした提携が実現しますと、アンテナショップとは比較にならない効果につながる可能性もございますので、こうしたことにも大いに期待しているところでございます。

いずれにしても、PRと、あるいは販路拡大ということでは、1つ2つということではなくて、さまざまなことを考えていかなきゃいけませんけれども、その際には、やはり経費効率であるとかPR効果といったものを十分に留意しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

〔登壇〕

○11番（城 典臣君） コンビニで新たな展開の話を聞きまして、いずれにしろ、いろいろな経費がかかりますので、市長が最後に言われましたようなことも視野に入れながら頑張っていってほしいと思います。

次に、施政方針について伺います。

重点プロジェクトの中で、観光戦略「癒しの里」構築プロジェクトにおける取り組みについて、もう1つが支え合い安心・安全プロジェクトの中で、子育て支援の意味から保育園児の保育料の無料化はできないかということで、2点お聞きしたいと思います。

まず初めに、1番のことについて質問いたします。

市長は施政方針の中で、今後、農家レストランのような交流拠点づくりと農家民泊を推進し、中山間地の観光関連収益源を創出するとともに、都市部との交流を通じて安定化や高齢化の元気づくりにも役立てたいと考えていると書いておられますが、このことは市長がみずからやろうと考えておられるのか。また、地元の有志の方が、地元でなくても山間地の将来を考えた事業をやりたいと考えている方がおられる場合は後押しをされる考えがあるのか、あるとすれば、どのような支援を考えておられるのか、具体的な内容をお聞かせいただきたいと思います。

次に、2番目の質問についてお伺いします。

少子化でなかなか子どもの数がふえないのは全国的な悩みでございます。本市も例外ではなく、市もさまざまな子育て支援策を打っておられます。ことしも長年にわたり公明党が訴えて実現いたしました中学校3年生までの子どもの医療費助成も継続していただきました。

また、昨年12月議会で同僚の泉田議員が一般質問で訴えました、本市以外の医療機関を受診する場合の本人立てかえ払いを現物支給にできないかという質問をいたしました。今回、施政方針の中に、平成27年度に実施し、市民サービスの充実を図りたいと、実施していただけるようになりました。多くの子育てしている親御さんに大変喜ばれると思います。感謝申し上げたいと思います。

今回、私が聞きたいのは保育料のことです。子どもが生まれれば、すくすく子宝祝金が支給されますが、ここからが大変な子育てが始まるわけですね。将来のことを考えれば、子どもは1人か2人と考えるのが普通でしょう。将来を考える前に、子どもを産んで間もなくから保育料が重くのしかかると思います。

菊池市は近隣の自治体に比べて保育料が安いと聞いておりますが、私はこの際、保育料を無料にしてはどうかと考えます。子育て支援、若い世代の定住化や他市から移住などにつながると考えます。

本市は、他の自治体の模範になってきております。今回も他の自治体の模範となり先駆者になりませんか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、第1点目の農家レストラン及び農家民泊等についてお答えさせていただきます。

近年、地域活性化策として緑豊かな農山村において、都市部から癒しのある田舎暮らしを求め、農業、自然、文化などに触れる農家民泊などの取り組みが注目されております。

このため、現在、庁内の関係課におけるプロジェクトチームで、先進地や専門家への研修、県との意見交換を重ねているところでございます。

農家民泊はなじみが薄いと思いますので、まずは市民の方への先進事例の取り組みを紹介するため、農家民泊講演会を3月20日に開催することとしております。

この講演会では、都市農村交流や田舎での農家民泊、農業体験受け入れに興味のある方などの入門として、遠野市での農家民泊のあり方を紹介していただき、農家民泊がどのように地域の元気づくりにつながっているかをご教示いただくところでございます。来場いただいた方にはアンケートをお願いするなど、興味を持たれている方の把握を、実践していただく方の掘り起こしを行いたいと考えているところでございます。

また、具体的な活動を考えておられる方につきましては、勉強会や先進地研修を開催し、実践につながるようなサポートで自立を促してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 私のほうからは、保育料の無償化についてお答えをさせていただきます。

本市の保育料の軽減につきましては、保育園に子どもを3人以上入所させている世帯につきましては、国の制度といたしまして、2人目を半額、3人目を無料とする多子世帯への軽減制度と、県の制度といたしまして、18歳未満の子どもから数えて3人目以降の3歳児未満の子どもの保育料が無料となります多子世帯への軽減制度、この両方を実施しているところでございます。

現時点では、本市では2,044名の子どもが保育所に入所しておりますが、その中で軽減制度の該当者となりますのが、国の制度76名、県の制度212名、合計288名の方が無料となっております。

また、現在の本市の保育料の水準でございますが、県の保育料基準の約65%で設定しておりまして、議員が申されましたように、近隣の市町村と比較しても安いのが現状でございます。

今年度におきまして、国が低所得者の幼児教育の一部無償化導入を検討しておりますが、財源の確保が難しいために、来年度からの導入は見送られております。

今後、国の動向に注視していく必要がございますが、このような状況を踏まえまして、現時点での保育料の無償化というのは考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 訂正をさせていただきます。現在の本市の保育料の水準でございますが、「県」と申しましたが「国」のほうでございますので、訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 2番目の質問にも現状では考えていないということでございますので、これは省きまして、1番の質問で再質問をしたいと思います。

私が先ほど紹介した人は地元の人で、市長が考えられる構想プロジェクトに合致した考えを持っておられます。地域をどうにかしたいと強く考えておられます。どの民家で計画されているのか、この前、見に行きました。その民家を改造して、地域の人たちとのよりどころであり、きれいな水が豊富にあるから、都会の人たちが田植えや稲刈り体験など、収穫の喜びの場をつくりたいというお話をされておりました。そして、古民家で自炊したり宿泊され、田舎の食材で料理をつくり楽しんでもらえばと話しておられました。また、料金は気持ちでいいというお話をされておりました。その地域の人たちと集団農場を目指したいとも話しておられました。高齢化で個人個人では営農が難しくなっているからだと考えられます。

今、述べましたような計画などに対し、市は何か支援策を考えておられるのか、また、集団営農について助言など市が手伝いされることはないか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 再質問にお答えいたします。

農家民泊等の後押しでございますけれども、先ほども申し上げましたが、まずは運営方法、安全管理、衛生管理など仕組みについての基礎的な勉強会を開催したいと思います。

ちなみに、農家民泊においては、旅行業法の免許を取らずに農林漁業家に泊まる、いわゆるホームステイとなり、旅館業法等の許可が要らないなどのメリットはありますが、宿泊の対価を直接受け取ることができないため、中間支援組織が客と受け入れ農家の間に入り、料金システムを構築する必要があります。

こうした一定の工夫が求められますが、都会からの自然の豊かさを求め、また観光を兼ねてその土地のよさを知りたくて来られる方も多いかと思います。地元の人には当たり前のことでも、都会の人には意外だということもたくさんありますので、

地域資源を多く活用し、自然を満喫できるようなお勧めコースや農業体験メニューの検討も進めてまいりたいと思います。

また、農家民泊に関していえば、旅館業法では人を宿泊させるためには客室の広さが33平方メートル以上であり、食品衛生法においては宿泊者専用の台所が必要とされているため、一般家庭では法律の基準をクリアできず、家を改修したり増築する必要があったのですが、旅館業法を初めとした農家民宿に関する法律の規制緩和が平成15年にあり、既存の住宅を利用した小規模な農家民宿が開業しやすくなっている状況にあり、こうした情報についても提供してまいりたいと考えております。

本市としましては、先進地の取り組み事例をさらに検証し、受け入れのマニュアルづくりや中間支援組織を育成するなど、仕組みづくりが後押しにつながるものと考えております。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、私のほうからは、集落営農組織についてお答えいたしたいと思います。

主に農業の生産課程におきまして、一部または全部の作業等を受託いたしまして、共同で行う組織が集落営農組織でございます。

本市におきましては、現在32の集落営農が国、県の補助事業を活用いたしまして、機械の共同利用を行うなど、農作業の効率化を図りながら、米、麦、大豆などの生産出荷が行われているところでございます。

また、組織の立ち上げに当たりましては、規約の作成や設立準備会等に費用がかかることから、集落営農の組織化に対する国の補助事業もあります。それに伴います集落営農に関する相談に応じるなど、事業の活用を積極的に図ってまいりたいと考えているところでございます。

本市といたしましては、個人経営で生じがちな過剰投資の回避やコスト低減につなげることを基本といたしました、農業生産組織の組織化を進めることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） もう時間ありませんけど、市長、こういう人をどういうふうな後押ししていくか、切れてもいいですからお願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） そういう方がいらっしゃるということで、私は今、大変力強く感じているところでございます。

今、部長が申し上げたようなさまざまな補助事業の研究であるとかに加えて、例えば、事例の紹介、講習、あるいはフットパス等への組み入れとか、そういったことで、また市としても外に対しての宣伝、PRも打っていきますので、あらゆる限りのご援助をしていきたいというふうに考えております。

ぜひ私どもとしても、それを実現したいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） ここで昼食等のため休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時40分

開議 午後 零時55分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） こんにちは。議席番号3番、坂本道博です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

私は菊池市議会議員として、菊池市の皆様が公平に安心して生活できる環境づくりが大事であると常日ごろより感じております。議員活動の中で、地域からの相談、要望など、さまざまなご意見をいただいておりますので、それを踏まえて、今回の定例会での質問とさせていただきます。

私は、市民の要望、期待に応えるためには、迅速な行動が必要であると思います。一部の偏った意見だけではなく、多くの地域から多くの意見を聞き取り、その問題点を抽出して実行していくことが重要であると思います。

さて、市としては、公共交通機関の確保は総合計画重点施策の一つに位置づけ、市民のために必要な施策であること、また、情報収集、課題の整理等を行い、早い時期の交通体系を構築する旨の答弁を以前からされております。

私が昨年9月定例会において一般質問をした際に政策企画部長からは、七城地区については、市民の要望をきちんと把握し、実態にマッチした公共交通の再検討が重要であるとの答弁を受けました。また、9月の答弁内容では、公共交通の現状や地域ごとの違いや公共交通の必要性などの情報収集、整理を行っていること、それ

から、アンケート調査の準備も進めているとのことでした。

なお、江頭市長からも交通体系の再検討は認識しており、平成２６年度中の重要課題として答弁を受けています。スピードを重視されている江頭市長でありますので、既に９月の段階でアンケート調査の準備を進めているということでしたので、そのアンケート調査の結果を踏まえての地域ごとの違いや実態にマッチした分析についてお聞かせください。

以上、１回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、私のほうからアンケート調査の全体的な集計結果についてお答えさせていただきます。

本市の公共交通につきましては、県内外から注目を集め、評価をいただいている仕組みでございますが、導入から一定期間がたち、地域を取り巻く環境は徐々に変化しておりますので、市民の皆様のニーズを把握したいと考え、平成２６年１１月にアンケート調査を実施いたしました。

調査につきましては、区長文書により全世帯に調査票、説明用チラシ、返信用封筒をお配りし、１２月末まで回答を受け付けております。集計作業を行った結果、１万６、２５５通の配付に対しまして２、２６１通の回答をいただきましたので、１３．９％の回収率となります。

速報的なアンケート取りまとめ内容になりますが、家族の中で交通機関を利用していますかとの問いに対しまして、交通機関を利用しているが３２％、現在は交通機関を利用していないが将来的に利用するが４８％、将来的にも交通機関を利用しないが２０％でございました。

また、公共交通の利便性が高まるとした場合、どの方向に行きたいですかとの問いに対しまして、回答率が多い順に、光の森周辺が３１％、菊池地域が２８％、熊本市中心部が２１％となっております。

現在の菊池市の公共交通を総合的に評価するとの問いに対しまして、現在の利便性であれば十分と思うが１５％、現状では利便性がやや劣ると思うが２４％、利便性はかなり劣っていると思うが２７％、判断できないが３４％となっております。

このほか、べんりカーやあいのりタクシーに関する回答や自由意見を数多くいただいているところでございます。

次に、集計後の手順についてでございますけれども、市民のご意見やニーズを調査しましたので、回答内容を分析してルート、ダイヤ、運賃、エリア等、さまざまな事柄の確認や財政負担を考慮して、平成２７年度では公共交通体系の方向性を示

してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。アンケート調査から分析をいつまでして、計画案を作成して事業所等に説明をされ、周知をして、いつから運行ができるのか早急に報告をしていただきたいと思います。

公共交通空白地帯の運行については、採算性の問題などを取り上げていますが、お体の不自由な方、高齢の方、妊婦の方、けがを負った方などの、いわゆる交通弱者の方が社会生活を行う上で必要最低限の便利さを確保することは、お体の不自由な方にあっては、社会生活に参加する機会の増加になり、人口減少地帯である菊池市にとっては、高齢化社会到来に対応する手段としてますます重要なものになってくると思います。また、交通弱者や買い物弱者などと言われるように、地域の福祉の観点においても必要であると思います。

菊池市議会においては、市民生活の公平性を保つために、ある重要課題について繰り返し一般質問をされて、一筋の光明につなげた方がおられます。私も交通アクセスについては以前にも一般質問しましたが、繰り返し質問することにより市民生活の充実を目指したいと心から願っております。

そこで、繰り返しになりますが、現在、市の事業により社会福祉協議会が運行している有償運送事業の拡大、各沿域でのNPOの立ち上げによる運行業務、民生委員や社会福祉協議会とのタイアップ、タクシーの補助制度など、いろんな方法を検討され、地域福祉全体の対応を目指していただきたいと思います。もちろん民間事業者の運行には配慮することは大事なことだと思います。

市長が掲げられている癒しの里の「癒し」とは、地域住民の生活不安を解消することが最初に取り組む課題ではないでしょうか。菊池市民が本当の意味で潤うためには、観光や都市部への対外的なPRも大事なことでしょうが、一番重要なことは、市長におかれましては、一部の偏った意見を重要視するのではなく、多くの市民目線で多くの地域から多くの意見を聞き取り、その問題点を抽出して実行していくことが市民生活にとっては最も重要ではないでしょうか。スピードを重視されている江頭市長のことですので、癒しの実現のためにできるだけ早い対応をお願いします。

そこで、七城地区のあいのりタクシーの運行について、一定の期間での試験運用、また、バスの空白時間帯へのスポット的な運用などできないものなのでしょうか。

以上、2回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 七城地区のあいのりタクシーについてでございますけれども、現在、先ほど申し上げましたとおり、交通体系の見直しを行っているところでございます。

また、菊池市内において新たな地域への輸送サービスを行う場合は、バスやタクシー事業者、市民の代表、運輸局や警察などの関係機関の代表者等で組織する菊池市公共交通会議の中で協議をしなければならないことになっております。この合意がなければ輸送サービスを行うことができないため、バスやタクシー事業者の調整が必要となり、その後、運輸局等への申請、それから、試験運行を経て本格運行の手順となるとところでございます。今、公共交通体系についての見直しをやっている段階ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。平成27年度の一般会計予算書を見ると、コミュニティーバス、乗り合いタクシー運行助成金1,800万円、地方バス運行補助金、産交バス2,194万9,000円を計上されています。乗り合いタクシーには1,200万円の補助金が使われており、玄関から目的地までが好評で、交通弱者の足となっています。

そこで、合併10周年を迎える本年、取り残されている七城地区のあいのりタクシー運行への対応について市長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの坂本議員のお尋ねは、七城地区における公共交通体系についてということでございます。

本市の公共交通体系につきましては、先ほど部長が説明したとおり、県内外から一定の評価をいただいておりますけれども、導入から一定期間がたちまして、特に七城地区におきますと、七城の大尺地域を運行しておりました豊田線のように、路線が廃止になるなど七城地域を取り巻く環境は変化しておりまして、また、市民の皆様のご要望も多岐にわたっているところでございます。

こういうことから、まずは市民の皆様の声を聞こうということで、ニーズ把握のためのアンケート調査を実施したところでございます。

施政方針にも掲げていますとおり、交通体系の再検討にはしっかりと取り組みたいと考えておりますので、アンケート結果を踏まえて、市民生活の利便性と、それから、もう一方で財政負担を考慮しながら、七城地区を含めまして全体的な公共交

通体系の構築に向けて、今、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。私も地域の皆さんからの強い要望を受けていますので、早期に平等な行政サービスが受けられるように強くお願いしたいと思います。

次に、農業所得向上対策について質問します。

1月26日から28日まで、菊池の農業を考える議員の会で東京へ行き、内閣府、農林水産省、日本農業経営大学校、清瀬市議会、農業委員会との意見交換会、県選出の国会議員への陳情活動を行いました。

清瀬市での意見交換会においては、地域農業振興の活性化と施設園芸について現地視察も含め研修を行いました。清瀬市は、耕地面積213ヘクタール、89%が生産緑地に指定があり、将来を見越した意欲ある農業経営が行われています。

清瀬市の農業生産は都内でもトップクラスで、生産された農産物は都内への市場流通が中心ですが、市内小・中学校の給食の食材となっているほか、共同直売所や個人直売所で生産者の顔の見える新鮮な地元野菜や花が市民に提供されています。農産物の収量は、ニンジン、ゴボウ、ホウレンソウは都内1位、2位はカブ、3位はサトイモで、多くの農産物が市内で生産されています。しかし、近年、大根、ニンジンというのは市場価格が低迷をするとともに、露地栽培のホウレンソウは天候不順の影響などにより、その生産が不安定になっています。

そこで、普及センターと清瀬市は、農業経営の改善に向け、東京都の都市農業経営パワーアップ事業等補助事業を活用して、安全・安心に配慮した農薬散布軽減型ハウスの導入と拡大、栽培技術の向上に向けた活動支援を展開しています。

国50%と10%、市15%補助の約75%の補助事業により、施設の利用による生産安定と経営改善とともに、平成14年に清瀬市内の後継者を中心に清瀬施設園芸研究会を設立し、平成15年から平成20年度までに301棟の整備をされています。導入ハウスにはさまざまなタイプがあり、作付作物により工夫がされています。

菊池の物産館の主力は新鮮な野菜です。近年、台風の大型化が心配されています。高齢な生産者がふえる中で、台風のたびにビニールをおろしたり張ったりできない生産者もふえています。ハウスを守るためにビニールをおろしたとしても、中の農作物は被害を受け、それからの出荷はできなくなってしまう。ハウスリース事業を利用して台風耐候性ハウスを導入することにより、生産者の高齢化対策にもつ

ながると思います。

菊池市でも将来を見越したハウスリース事業などの取り組みができると思います
が、どうでしょうか。質問とします。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

12月の定例会でも答弁をいたしました。ハウス等の整備に关します国、県の補助事業といたしましては、強い農業づくり交付金、また、県のくまもと稼げる園芸産地育成対策事業がございます。加えまして、地方創生事業ではございませんが、平成26年度の国の補正予算に关します補助事業といたしまして、経営体育成支援事業がございます。

この事業を少し説明させていただきますと、人・農地プランに位置づけられました中心経営体や農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた農家の方が、経営規模の拡大に伴い、融資を受け農業用機械等の導入をする際、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営展開を支援するものでございます。補助率につきましては事業費の10分の3以内となっており、補助金の上限は300万円となっているところでございます。ハウス設備の導入ではございませんが、トラクターやコンバイン等の機械の導入の事業につきまして、本定例会の補正予算として計上をしているところでございます。

これらの補助事業を活用することによりまして、農業所得の向上が図られると考えますので、引き続き事業実施希望をされる皆さんに対しまして、周知徹底を図りますとともに、積極的な活用を働きかけてまいりたいと考えております。

なお、本市におきましては、合併後の旧市町村間の均衡を図る上で、国や県の補助事業に対します市の独自の上乗せ補助は行わないとした経緯がございますので、市全体のバランスや財政状況等を考慮すれば、市の単独補助金の上乗せや市が実施主体となりハウス導入事業に取り組むことは、現段階においては難しいものと考えております。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。現在、阿蘇中岳の火山灰の影響を受ける可能性が今後、出てくるかもしれません。降灰に強い素材のビニールハウスもできております。降灰対策も含め、ハウスリース事業の導入を強く要望していきたいと思ひます。

次に、施政方針について質問します。

さて、施政方針の中で、儲かる農業プロジェクトとして、主に安心・安全な農産物を栽培する制度である菊池基準とインターネットショップと菊池米食味コンクールの3点について述べられておりました。菊池基準とインターネットについては、市長公約として取り組みの強化を図られていることは十分承知しておるところです。

さて、菊池基準については、菊池市農産物の安心・安全な栽培基準を7段階でつくって、消費者の方に対して、菊池の農産物は安心ですよというメッセージとして消費拡大や価格にもつなげていくこととして聞いております。時代に即した取り組みであると感じております。しかし、生産者の皆さんがこの取り組みについてどれだけ理解していることでしょうか。

昨年10月には制度ができたと聞いていますが、前向きな取り組みのはずなのに、実際生産者に伝わっていますか。取り組みについて、推進はどう行っていますか。1番目の質問として、菊池基準の推進状況と菊池基準の現在の登録農家数をお聞きます。

次に、インターネットショップ菊池まるごと市場ですが、これも昨年10月にオープンして約4カ月が経過しました。十数年前は珍しかったインターネットによる販売も、現在ではネットの情報が氾濫し、どこにでもあるような同じような商品が販売してあるため、消費者から選択され売り上げを伸ばしたところが、現在も運営できている時代となっているようです。

菊池市のネットショップはどうでしょうか。農産物については、主に菊池基準で取り扱うものを置いてあり、安心なものを好む消費者にとっては都合のよいショップとなっていると思います。また、菊池米食味コンクールにおいて各賞を受賞された方のお米を「菊池米の匠」として販売されており、オリジナル商品などにも力を入れていることが感じられます。そのほか、お試しセットや送料無料など、販売していく中でいろいろな工夫をされており、各物産館や関係スタッフの販売促進に向けた取り組みの成果を感じました。

そこで、2番目の質問として、オープンからの売り上げについてお聞きます。

また、送料無料などの特典をつくって販売促進されておりますが、市民にどのように知らせていますか。

それから、3番目の質問として、5つの物産館や生産者が連帯した新商品の開発やPR、料理教室等を行うと述べてありますが、5つの物産館とはどこを示していますか。

新商品の開発とありますが、開発商品の対象となる作物として具体的な考えはありますか。

料理教室は何のために行いますか。教えてください。

4 番目の質問として、その他、儲かる農業プロジェクトにおいて、営農指導の充実とありますが、どのような対応を行うか具体的にお聞きします。

さて、菊池市の基幹産業は農業であります。昨年から菊池基準とインターネットショップ開設が儲かる農業につながっていくと再三再四答弁があっておりますが、実際に月日が経過して、どうでしょうか。

私は菊池の農産物を消費者にアピールする上で、安心・安全、菊池基準や新しい流通であるネットショップは、一つの手法としては効果を出すものと感じております。しかしながら、これだけでは、儲かる農業、地域の農業の活性化にはつながらないのではと不安に感じております。

5 番目の質問として、施政方針の経済の活性化の仕組みづくりの儲かる農業プロジェクトの中に述べられている以外で、儲かる農業のためにはどのような取り組みを考えているのか、お聞きしたいと思います。

以上、1 回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまの質問にお答えしてまいります。

1 つ目が菊池基準の進捗状況でございますが、議員ご存じのとおり、菊池基準につきましましては、安心・安全な農産物の栽培基準といたしまして、エコファーマーから J A S 有機農産物までの 7 段階で栽培基準を定めているところでございます。

現在の進捗といたしましては、昨年 9 月から 1 0 月にかけてまして、各地域で計 1 3 回の制度説明会を開催しており、2 月末現在で 1 1 3 件の申請があっているところでございます。

次に、2 つ目のインターネットショップ菊池まると市場の売り上げについてでございますが、1 0 月 2 0 日のオープンから 2 月までの 4 カ月間で 2 5 1 万円となっており、当初販売目標額には達しておりませんが、徐々に伸びているところでございます。

また、市民への周知につきましては、広報や市及び商工会等の関係団体のホームページへのバナー貼りつけを行いますとともに、生産者の皆様に対しまして、各物産館等の出荷協議会や J A 各部会及び市認定農業者連絡協議会などの関係機関を通じまして、菊池基準の普及推進とあわせまして、周知を図っているところでございます。

5 つの物産館のことでございますが、泗水、旭志、七城の各道の駅、それと、菊池の物産館並びに J A 菊池「きくちのまんま」でございます。

続きまして、3 つ目の新商品の開発でございますが、菊池まると市場におきま

す運営の枠組みといたしまして、地域の人や物を最もよく知る各物産館や、きくちのまんま菊池店を間に置くことで、その強みであります商品の品揃えや量の安定化を図ることとしております。

特に、フラクトオリゴ糖やポリフェノール類を多く含みます健康によいと言われますヤーコンにつきましては、平成19年に九州東海大学、現在の東海大学九州キャンパスと締結をいたしまして、農業に関する交流協定に基づく推進会議で特産品化のための新品種の栽培試験や加工品開発等を計画的に進めるために、現在、大学や物産館と連携をいたしまして、協議を進めているところでございます。

このように、各物産館等におきましては、地域の特色であります農林畜産物の販売を行っており、その一部は地域のブランドといたしまして定着をしているところでございます。消費者に魅力ある商品を提供するためには、米や野菜、肉といった単品もさることながら、季節や旬の製品の組み合わせも必要と考えております。現在、菊池まると市場では、七城米や旭志牛ももスライス、菊池ミネラルウォーター、古代米、シイタケ、銘菓松風、養生みそなどを詰め合わせいたしました「菊池まるとパック」や「おためしセット」「すき焼きセット」など、各地域の選りすぐりのセット商品を消費者の皆様に提供し、好評を得ているところでございます。

今後は、菊池まると市場を拠点に既存の枠を超え、より地域的なまとまりや切磋琢磨によります新たな商品開発をしていくこと、すなわち総合力での菊池の売り込みが必要であると考えております。

4つ目の営農指導の拡充につきましては、平成27年度から営農指導委員を2名雇用する予定でございます。指導員としての適任者がいないか、現在、県やJAを通じまして推薦をお願いしているところでございます。

また、就農希望者や6次産業化等への取り組みにつきましては、地域おこし協力隊を活用することとしており、現在、選考作業を行っておるところでございます。

5つ目の日本農業経営大学校との連携した効果等についてでございますが、昨年11月11日から13日までの3日間におきまして、実践農業者経営力養成セミナーを泗水公民館で開催いたしましたところでございます。市内の若手農業者22名が参加いたしまして、「知恵と工夫で爽風（かぜ）を巻き起こす」をテーマといたしました公開講座や、菊池市の強みを生かした地域ブランドづくりなどについて熱心な討議が行われ、参加者の経営に対します多くの発言もあり、大変実りあるセミナーであったと思っているところでございます。

さらに、本年4月には、本市から初めて日本農業経営大学校に進学する学生もおりまして、大学校での農業経営に対します知識や技術を学び、卒業後は菊池市の農業の発展のために寄与するものと期待をしているところでございます。

最後に、6つ目の菊池基準とインターネット販売以外の儲かる農業につきまして、生産面におきまして、福岡県で飲食店向けの西洋野菜を生産する農業法人等を物産館や新規就農者とともに見学をいたしまして、次の儲かる品種を探す取り組みを行っているところでございます。

また、先ほど城議員のときに市長がお答えしましたように、大手コンビニのほうで菊池の農産物に興味を持たれております。健康によいと言われますヤーコンや菊芋に着目をいたしまして、商品としての可能性を探るために、今後、現地調査も予定されているというふうに聞いているところでございます。

また、流通面におきましては、首都圏のシェフを菊池に招いたシェフツアーの開催や各種商談会への参加によりまして、生産者とシェフ及びバイヤーが直接商談をいたしまして生産の過程を伝えることで、高値取引につながる仕組みづくりを行っているところでございます。

早速、昨年11月に開催いたしましたシェフツアーをきっかけに、東京の飲食店で旭志のネギやえこめ牛などの取引が始まったところでございます。また、この2月から3月にかけては、KKRホテル博多の主催によりまして、佐賀県伊万里市と共同の食のフェアが開催されることとなっております。このような民間の組織が菊池のPRを行う機会を積極的に捉え、製品のイメージにつながる宣伝を行い、消費の拡大に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

〔登壇〕

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。1回目の質問でネットショップの売り上げをお聞きしましたが、オープンから1年間の販売目標は2,700万円であると聞いておりますが、4カ月の売り上げについては、目標との差はかなりあるように思いますが、運営を任せられているメロンドームなどのスタッフや関係者の努力により徐々に売り上げが伸びていることは私も承知しております。売り上げを伸ばして農家の所得がふえていくように、今後とも頑張っていっていただきたいと思います。

さて、ネットショップを運営していく上で、品目や数量を確保する上では、JAからの出荷も必要になってくると思います。しかし、つい最近ですが、高齢化などの影響により、JA菊池の産直店舗である「きくちのまんま」店での商品数が少なくなってきたとJAの役員の方からお聞きしました。以前、私が一般質問したときに、JA菊池との協議については若干調整不足があっていると聞いておりましたが、現在では当然改善されていると思いますが、現在のJAとの協力体制とJAの置か

れている現状などの把握はされていますか。この点について、2回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、2回目の質問にお答えいたします。

ネットショップ「菊池まるごと市場」の運営の一員でもございますＪＡ菊池につきましては、ネットショップオープン後もショップの課題の検証や方針協議の場としてのブランドづくり実行委員会、インターネットショップ開拓部会委員としての商品の提供とあわせまして、経営から販売戦略などに関しまして活発な意見交換を行っているところでございます。さまざまなイベントにおきましても、一緒に参加していただきながら販売促進を行っているところでございます。

ネットショップにおきまして、ご存じのとおり、本市の安心・安全な農産物の栽培制度でございます菊池基準の栽培に基づいた農産物の取り扱いが大前提となっておりますので、ＪＡ菊池の農産各部会におきましても、菊池基準の普及推進を強くお願いしているところでございます。このようなことから、今後もＪＡとの協力関係を強くしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） それでは、儲かる農業について最後の質問ですが、江頭市長はインターネットショップを昨年10月にオープンし、無事公約を果たされましたが、2,000万円の予算を投資したネットショップ「菊池まるごと市場」の売り上げにつなげていき、儲かる農業としての公約を果たす義務も出てきています。

さて、ネットショップの売り上げにつなげるための販売戦略について、江頭市長はどのようにお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの坂本議員からのお尋ねは、ネットショップの販売力を高めるための考え方ということでございます。

現在は、情報技術というのが飛躍的に進展しておりまして、その結果、日本の中での地理的、あるいは時間的な制約というのが大変薄まっているために、消費行動が大変大きく変化しております。また、健康ですとか環境問題といったふうに、社会の価値観も大変変容してきているわけであります。

こういう状況の中で、販売力をどうやって高めるかというのを考えたときに、や

はり情報ということと、それから、商品戦略の組み合わせが大変重要だというふうに考えております。

情報ということに関しては、まず質のよい情報を情報発信力の高い方から流してもらうということが大変重要だと思います。

今、SNSといったものが新しいコミュニケーション手段として大変定着しているわけですが、例えば、有名シェフによる都市圏において菊池の素材を使った料理教室ですとか発表会を開く、あるいはジャーナリストや旅行エージェントなどを菊池に招くということで、その発信力を活用していくということは大変有効であろうと考えております。実際、昨年からことしにかけて東京で開催しましたところ、参加者のフェイスブックやブログ等で多数発信されているところでございます。

また、こうしたいわば効果的なピンポイント方式とは別に、大手企業とタイアップした取り組みというのにも必要だというふうに考えております。

その一例として、この1月から大手の商社系のマンション業者との提携がスタートしておりまして、商社系の会社がつくっております自社のマンション、そこに菊池の水を、よく病院なんかに行くとウォータータンクが置いてあるわけですが、これをいわば標準装備として設置すると。そうしますと、後々水は菊池から定期的に届けることになるわけですが、こうした新しい提携が既に1月から始まったところでございます。こうしたところは、もう既に何万世帯もありますし、これからマンションがふえていきますので、そうしたところに今度はネットの商品も重ねていくことが可能になってまいります。

それから、前にも一度申し上げましたが、全国にいらっしゃる菊池さん、この方が一説に20万とも30万いらっしゃるとも言われております。これが一つのターゲットとして大変大きなマーケットでありますので、ここに向けたマーケティングを今、検討しておるところでございます。

もう1つの商品戦略という点につきましては、お客様にどうやって買っていただける商品をつくっていくか、そういう視点であります。

やはり今、競争が大変激しゅうございますから、菊池ならではの各商品をつくっていくことが大変必要であろうというふうに思います。

具体的には、全国で菊池だけという意味でのオンリーワン商品となりますと、幻のシイタケと言われております黒香であるとか、それから、先ほど来お話が出ています大手コンビニとの共同によりますヤーコン、菊芋の製品化と、こういったことも大変期待しておるわけでありまして、現在、具体的に東海大学との新しい品種の栽培ですとか加工の開発もスタートさせているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。発信力の活用、大手との取り組み、オンリーワンの製品化などを実現されて、稼げる農業の実現に向けてさらに販売戦略の協議を重ねてもらい、市民生活の安定につなげていただきたいと思います。

次に、米・食味分析鑑定コンクール国際大会について質問します。

来年、平成28年11月には第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会が菊池市で開催されます。菊池米の付加価値を高めることと地域活性化を行っていく上で、大変重要な大会になると考えております。

農家にとっては栽培期間が長期間となる米づくりは、その他農産物の栽培管理の基本となっており、良質米づくりは農業技術に磨きをかける絶好の機会になると思います。私も2年前の宮城県七ヶ宿町で開催された第15回大会に参加しました。全国の農家を含む関係者数千名が集まり、活気のあった大会でした。命の源米づくりの大切さを改めて感じた大会でもありました。

昨年の大会では、農家が自信を持って出品した4,300点を超えるお米の中からわずか10点が最高賞の金賞に選ばれると聞いておりますが、参加することに異議がある大会とするのではなく、金賞を獲得し菊池米を全国に轟かせることが菊池の農業の活性化につながると思います。そのためには、お米づくりに関する強化対策が必要になるとは思います。いかがでしょうか。

また、関係機関との連帯も重要になってくると思います。第18回大会に向けた今までの取り組みと平成27年度の取り組み、そして、関係機関との連帯についてお聞きします。

また、大会成功に最も重要なことは、生産者は当然のことながら、やはり江頭市長の姿勢、意気込みが重要になってくると思います。市長の今大会に向けた意気込みを聞かせていただきたいと思います。

以上を質問とします。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、私のほうから大会に向けての取り組み並びに関係機関との連携などにつきましてお答えいたしたいと思います。

菊池米食味コンクールにつきましては、菊池米のブランド化によります消費の拡大と菊池ファンの増加につなげることを目的といたしまして、一昨年より開催をしているところでございます。

本市の米生産農家の方々におきましては、日本穀物検定協会主催の食味コンクールにおきまして7年連続で最高賞であります特Aを受賞している七城米を初め、菊池米においても良食味を追及し菊池米の市場での価値を高めると同時に、今後も米づくりを守り続けることが本市の豊かな田園風景を保つことになるということで、普及を推進しているところでございます。

全国大会への取り組みにつきましては、昨年11月には青森県田舎館村で開催されました第16回の全国大会へ職員を派遣いたしまして、運営方法や必要経費などの調査とあわせて、地元米生産者や高校生を対象といたしました良質米の技術講習会等を行い、大会成功に向け取り組んでまいったところでございます。

平成27年度におきましては、第3回の菊池市大会を平成28年度全国大会のプレイベントといたしまして開催することとしているところでございます。プレイベントとして開催いたしますには、県やJAの協力もお願いしながら全国大会での上位入賞と農家の皆様の意識を高めるために、米づくりで日本一になりました山形県の遠藤五一さんをお招きいたしまして、栽培技術講演会等を開くことで予算を計上しておるところでございます。

また、先月九州の大規模な米生産農家の方々がお集まりいただいて、大手の農機具メーカーのアグリジャパンフェスタにおきまして、本市の農業への取り組みや菊池大会へのPRなどを行ってまいったところでございます。

さらに、大会運営者でございます米・食味鑑定士協会との連絡調整につきましても緊密に行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） それでは、坂本議員のご質問で米・食味鑑定コンクールに向けた私の意気込みということでございました。

先ほどご紹介の中にもありましたが、日本一の米づくり農家である遠藤さんという方でございますが、この方のお米は5キログラムで1万円以上という、大変素晴らしい値段、しかも維持されてきているわけでございますけれども、この方は、まさに米・食味鑑定コンクールの優勝から今の立場を確立されたわけでありまして、こうした大会の本市での開催というのは、安心・安全の菊池基準ということと、それから、米どころ菊池を文字通り世界に発信する絶好の機会というふうに捉えております。

この米・食味鑑定コンクールを創設して長年主催されてきております米食味鑑定士協会の鈴木会長におかれては、実は大変菊池のファンでございまして、昨年の菊

池米食味コンクールでもお言葉をいただいております、来年の菊池での世界大会は菊池にとっての大きな試金石であろうと。実は全国レベルから見た場合、菊池米の水準はまだまだと言わざるを得ないという大変厳しいコメントをいただいております。したがって、この大会の上位入賞のためには、農家の皆様が主役となって、残された2年間、本気になってこだわりを持った米づくりに取り組むことが一番重要であるというふうに強調されておりました。

私は、これは本当に千載一遇のチャンスと捉えておりますので、関係機関とも連携して、本当に労を惜しまず全力で支援してまいる覚悟でございますが、あわせて、農家の皆様に対しても、このコンクールへの参加と、それから、米づくりに関しまして、幾重にもご理解とご協力をこれからお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。ぜひとも熊本県、JA等の関係機関からの協力を得て、大会に向けた取り組み強化をお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○

休憩 午後1時46分

開議 午後1時54分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 議席番号4番、水上隆光です。我がふるさとの里山の裾野に広がります菊池市が活気づくまちになりますよう、いろんな質問をしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

それでは1つ目は、市長が考える地方創生とは、2番目に、施政方針における予算編成方針について、3番目に、通学路について、この3つを質問していきます。

それでは、通告に従いまして、最初の質問として、市長が考える地方創生とはということを質問いたします。

安倍政権のもと、農協改革論議も山を越え、いよいよ地方創生の論議や政策の中身が我が国、または地方の行く末を握っていると思われれます。そういうさなか、先

般、先ほど坂本議員のほうから紹介もありましたけれども、1月26日、27日、28日に菊池の農業を考える議員の会という山瀬会長を初めとする13名で東京のほうに行ってまいりました。県選出の国会議員の先生方、また、農水の官僚の方、それから、農家視察などを行いました。

東京一極集中という言葉がよく出てきます。私も昭和50年代前半に東京、横浜のほうにおったわけでございますけれども、そのころの状況とどうかなと、今、思い返してみますと、やはり1月に行った研修のときのほうがかなり人間がふえていると。人間がかなり、午前10時半の時間帯の電車でもかなり混んでおるという状況でした。昭和50年代前半は午前10時半ごろ電車に乗れば、案外すいているなという印象を持っていたものですが、さすがに一極集中、かなり来ているなという印象を受けたところでございます。

そういうことからして、東京での移住者説明会というものがあつたと聞いております。県を初め、各自治体からの参加もあつたと聞いております。菊池市、参加されたと聞いております。菊池市が参加してどのような感じを受け取ったのか、お話を聞かせていただきたいと思います。

それと、ざっくりとした質問ではありますが、市長が考える地方創生とはどういうものかというものをお聞きしますが、午前中の質疑にもかなり具体的に市長、答えられておりました。そういう意味からして、私のほうからは、近所の方が私に市長は地方創生というものをどう思っているのかと聞かれた場合に、私が近所の人に話しやすいように説明をいただきたいと。まず1番目の質問とします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

〔登壇〕

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、私のほうから東京で開催されました移住説明会について回答させていただきます。

首都圏から地方への移住を後押ししようと、一般社団法人移住・交流推進機構、JOINと言いますが、と総務省が東京ビッグサイトで開催しました「JOIN移住・交流&地域おこしフェア」に1月18日に参加をいたしました。

このフェアは、全国各地の田舎暮らしに役立つ情報の収集と地域の魅力再発見を目的に、首都圏エリアにお住まいの移住希望者等をターゲットに開催されております。今回は200を超える自治体がブースを設置するなど、日本最大級の開催となり、自治体の魅力や移住に関する情報発信を行うため、本市のほかに熊本県や天草市も参加されております。

会場では、真剣に移住を考えておられます方から、就職、不動産、交通事情など

長時間の相談を受け、また、菊池市に興味をお持ちの方には、市の魅力のPRを行ったところでございます。

相談への対応は、各種施策の紹介をチラシやホームページを使うなど準備をいたしましたが、専用のガイドブックの用意など、わかりやすい説明の工夫が必要であると感じたところでございます。

今後は、このほか熊本県単独でも移住フェアや相談会が行われておりますので、積極的に参加し、田舎暮らしを求める移住者に対して本市の魅力をPRしてまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、水上隆光議員からのお尋ね、地方創生を地域の方がわかりやすいように自分なりの言葉で述べてくれということでございました。本当は肥後弁が一番いいのかもしれませんが。

去年の後半のほうから、特に石破地方創生担当大臣が就任されて以来、急速にこの動きが出てまいりまして、今、地方創生ブームであります。地方創生というのを国が言っています趣旨を簡単に言いますと、少子・高齢化、人口減少の大きな波の中で、地域資源を生かしてくださいと。そして、みずからの知恵と努力で自立的に官民一体となって知恵を結集して地域を活性化させてくださいと。そのために国は応援をしますと、こういうことであります。

しかし、ここで言っていることは、私は実は市長就任前から、菊池のよさを生かして市民力を結集してふるさとを元気にしましょうと訴え続けて取り組んでいたことと、ある意味全く同じなんです。地域資源に、つまり菊池の持っている地域資源というものに着目して、国が創生という前に、ある意味、先行して取り組んできたということかというふうに私は考えております。

特に今、社会の一番関心の高い自然とか健康というキーワードで見ると、菊池は宝の山ですよ。足元に一流の素材が眠っておるとずっと訴え続けてまいりました。特に農業と観光が菊池らしさを発揮できる部分だと思います。これを戦略の柱にしていくんです。そして、特に都市部のお金、これは私は外貨という例え話にしておりましてけれども、外貨を取り込むことが重要なんであると。といいますのは、菊池の中のお金だけでは成長しないからなんです。そして、あわせて外から定住者も取り込んでいこうと。新しい知恵が生まれるからであります。

そして、あとはいかにして知恵と努力を結集していくか。そのためには、議会、産業界、市民など全てを巻き込んでいくかと。それを市民力の結集が必要だというふうに訴えてきたわけであります。

そして今、ある意味では国全体がこの地域資源を生かした地域創生に向けて大きく動き出したわけでございます。大きなお金がいわば用意されているわけでありますから、私は大変わくわくしていると、ある場で申し上げたことがございます。

その一方で、今度は日本の国全部が市町村がライバルということになりますので、ますます知恵と努力が必要だということになります。

したがって、このためには本当に総力戦で知恵を結集していく必要があろうと思いますので、市民の方々はもとより農林商工といった産業界の方々、教育機関の方々、あるいは金融機関の方々、あわせて議会の皆様に引き続き、あるいはこれまで以上に、またご協力をいただいて進めていきたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。部長のほうから、東京における移住者説明会というものの説明がありました。それでは、菊池に移住されているという方が直近3年ぐらいで年度別にどれぐらいなのか、また、合併後どれぐらいの人が実際、移住してこられているのか、その辺の数字がわかればお示ししたいと思います。

それと、さっき市長のほうからもある程度の答えはありましたけれども、菊池に合った地方創生と。菊池に合った地方創生というのはどういうものなのかということをお聞きしたいと。

次に、市長あたりが考えていらっしゃる具体的な提案の上位5位あたりはどういうものを具体的に言うのか、この辺を質問いたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、水上隆光議員の質問にお答えいたします。

年度別の推移につきましては、後でご報告させていただきたいと思います。

それから、菊池市に合った地方創生ということでございますけれども、今後、菊池市において地方版の長期ビジョンのほうを策定してまいりますので、その中でいろんな方々のご意見を伺いながら策定していきたいというふうに考えております。

それから、具体的な施策を含めまして、先ほど言いましたように総合戦略のほうを策定することとしておりますので、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略で示されております基本目標等を本市にイメージして考えてみた5項目としまして、空き家の活用等を中心とした移住・定住支援、それから、ブランド力の向上、6次産業

化等による儲かる農業づくり、それと、着地型商品の開発等による観光振興、それから、出産・子育て等の若い世代の支援や教育環境の充実、最後に地域資源等を活用した市民の健康づくり等を中心に取り組んでまいりたいと考えておりますけれども、いずれにしましても、移住・定住、それから、地域の創生に向けたプランづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○４番（水上隆光君） ありがとうございます。江頭市長誕生の２年前に地方創生という言葉があったかどうかは定かではありませんけれども、江頭市長が立ち向かうにはもってこいの事柄と申しますか、事案だと思っている市民は多くいると思います。非常に多いと思います。

菊池高校から九州大学、それから、トップの企業での経験を積み、世界各国を回られたという、一般の人では経験できない手腕に期待した結果が市長選の答えだったと私は思っているところです。

そこで、江頭市長にはフットワークよく動き回ってほしいと思っておりますけれども、地方創生の支援、お金ということを考えてみますときに、自動的に入ってくる支援金みたいなものがあるのか、それとも、さっきみたいな話で知恵を出し合った結果についてくる支援金というような支援金、そういう２つの支援金というふうに考えた方がいいのか、ややそこまでははっきり答えははっきり出ていませんというふうな今の状況なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、今回の地方創生に関する国の財政措置について簡単に説明させていただきます。

今定例会で上程予定の地方交付金という、いわゆる先行的に実施される交付金につきましても、全国に枠配分みたいな形で配分されまして、本市にも消費喚起型と先行型という２つの枠で交付される予定になっております。

それと、先ほど経済部長も申し上げましたとおり、緊急経済対策として省庁がそれぞれ経済対策をやっている補正予算がございます。その辺は、自動的に枠があって交付される分じゃなくて、それは活用していくということになろうかと思います。

それとあと、来年度以降、今回、補正された分の来年度以降につきましても、また、地方独自の交付金を取りに行く上乗せ分というものもあるやに聞いておりますので、その辺はそれぞれの地方自治体が特色を持った提案型というような形で、いい分は採択されていくというような認識でおります。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） じゃ、2種類と思っていいということですかね。わかりました。

それでは、特に2番目のほうの、みんなでフットワークよく動いて、知恵を出し合って取りにいかねばならないような施策、支援金あたりはどんどん取りにいく活動をしなければならないと思っています。

次に、先般、2月17日に熊本市の崇城大学ホールにおきまして、平成26年度熊本県農業委員全体研修会というものが開かれました。その中で、鳥取県農業会議会長の川上一郎会長の講演がありました。その中で、川上会長は、もうちょっとで手が届きそうなものは、この地方創生の力をかりてやるべきだと言っておられました。この、もうちょっとで手が届きそうなものは、この地方創生の力をかりてやるというふうな考えが菊池市にあるのか、そこら辺をひとつ質問したいと思います。

それから、内閣官房の地方創生の地方創生フォーラムというものの文書の中に、それぞれの地方がどのような資源、人材を生かし、その地を創生していくかの検討には、行政のみならず、産・学・金・労・言、そして地域住民等、その他にかかわる全ての人の参加と課題の共有が必要ですよというようなことがうたわれております。

そういう意味からして、3月にどの集落も区の総会を控えているところでございます。区の総会で一般からの意見を聞くということも大事という観点から、また、現場目線の地方創生というものが進められたほうがいいという住民の声が上がるのも予想されます。そういうことからして、区の総会に地方創生への思いとか提案を聞いてみるという項目をつくったらどうかと思いますけれども、質問したいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 水上隆光議員のご質問で、もうちょっとで手の届きそうなものがあるかということですが、今、先ほど総務部長が言いましたように、それぞれの交付金が交付される予定になっておりますけれども、その中で、いろいろな範囲の中での取り組みが必要になるかと考えておりますので、今後、そのような中のうちで取り組めるものがあるならば、それに取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、先ほど取り組み状況で実績のほうを申し述べておりませんでしたので、実績のほうをさせていただきます。

平成22年度から平成25年度までの4年間の実績としまして、市外からの移住

世帯３１戸、移住者８５人が移住していただいているところでございます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま水上隆光議員から２点の質問が出まして、今、１点目を部長のほうから説明いたしました、１点目、多少私のほうからもつけ加えておきますと、もうちょっとで手が届きそうだというのは、これは当然、積極的に取り上げていきたいと思ひますし、私、先ほど千載一遇のチャンスであるという言葉も使ったと思ひますが、ふだんこういうのをやりたいなと思ひていてもできなかったようなことあるかと思ひますし、それから、先ほど城議員のお話の中で、レスリングを使ったまちおこしという例もございましたけれども、こういったふうな大胆な発想に基づいたアイデアというのも大変よろしいんではないかと思ひておりますので、いろんな人の意見を聞きながら、文字通り知恵を集めて、このチャンスを活用していきたいというふうにて考えております。

それから、２点目の知恵を集めるという意味での総会のシーズンを利用した市民との対話集会はいかがかということでございますが、常々私、市民の声に耳を傾けたいというふうにて申しておりますし、順次こうした機会をふやしてきておりまして、単なる地区別ではなく、高校生と、あるいは若者と移住者と子育て世代と企業とといったふうにて広げてまいりまして、来年度の施政方針の中でも、さらに細かくご希望があれば、区のレベルでもこうした対応をやらせていただきたいということを既に申し上げたところでございます。

ですから、タイミングが合えば当然でございますし、また、総会シーズンといったふうなところだと、どうしても集中してしまいますので、むしろ年間を通じて私は時間があればそういったものにに応じていきたいというふうにて考えておりますので、年間を通じてぜひご活用いただければというふうにて考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○４番（水上隆光君） 市長が集落全体に行くというふうな捉え方に聞こえたかと思ひますけど、そうじゃなくて、区長さんが現場目線という最前列におられるわけですから、区長さんがあっさりと議案のその他あたりで聞いてはいかがかなと思ひて質問したわけです。そうするのがオール菊池でいくというふうにもつながると思ひておりますので、お聞きしたわけでございます。

最後に、国が今後とも地方に事前に十分な情報提供を行うとともに、地方との意見交換を踏まえてその提案を反映させるということが重要だと思ひられます。そのた

めには、市長にさっきから言っていますけれども、フットワークよく動き回ってほしいと思っています。

また、東京、また首都圏の人たちが田舎の原風景を思い起こす感覚というものを掘り起こすというような言葉、また、発信を市長に、また、執行部にはどんどんやっていただきたいと思い、次の質問に入らせていただきます。

次に、施政方針における予算編成について。

市長の施政方針の中でも、財政についてお聞きしたいと思います。

計画を中止するもの、いわゆるやろうと思っていたけれどもやめるもの、また、廃止、やっているけれどもやめるもの、また、スリム化していくんだというようなものがあれば、お答え願いたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 施政方針の中の予算編成方針の部分の、いわゆる無駄を省くとかスリム化していくといった部分のお話かと思います。江頭市長就任後、これまでの行政改革ということで捉えまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、これまで行政改革への取り組みでございますけれども、学校給食施設を廃止し、給食センターとして統合整備したというのが1点ございます。

また、韓国釜山観光事業所の配置事業につきましては、これは事業評価により費用対効果がないというような判断をいただきまして、事業を廃止いたしました。さらに、物産館や温泉ドームの指定管理者を公募により指定をしていくといった取り組み、あるいは遊休資産の処分等を実施し、財政効果を上げているというようなところでございます。

また、平成26年4月には定員管理計画を策定し、市民へのサービスの提供を維持しながら適正な定員管理、スリム化を進め、人件費の抑制に取り組んでいるところでございます。

以上お答えします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 12月の定例会において、荒木議員の箱物関係の質問の中で、市の直営施設が131施設、指定管理施設が44施設、その合計が約18億円ほどの維持費ということでございました。そして、施政方針の中で、公共施設等総合管理計画の早急な策定を目指し、廃止、整理統合を含めた計画、効果的な施設の運用を図っていく必要があるという文言があります。この12月に出た箱物にどう対処

するのかをまずお聞かせ願いたいと思います。

それから、平成27年度一般会計予算が前年比17.2%で42億円ほど増加になっていますよという説明が午前中の説明でありました。その中には、聞いていると地方創生に関するものはないというふうに思われました。それでは、地方創生が実際に予算として動き出すのはいつごろからだと思っていらっしゃるか。この2点ほどを質問いたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） まず1点目の箱物に関する考え方についてということでございますけれども、今議会で提案しております第三次行政改革大綱に基づきまして、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本計画を来年度から定めるということにしております。統廃合、長寿命化など計画的に実施しまして、施設の最適な配置等を実施してまいります。

公共施設等の人口1人当たりの公共施設、延べ床面積でございますけれども、県平均に比べまして、本市は大きく上回っていることもございます。これは、前回の荒木議員のご質問のときに出たお話でもございます。この部分は行政改革の重要な課題というふうに捉えているところでございます。ライフサイクルコストの把握でございますとか、今後、菊池市の人口がどうなっていくのか、それぞれの施設が現在どのように利用されているのか、そういうのをまず把握しながら、施設の適正配置や統廃合を進めるというのが今回の計画の目的でございます。

それと、2点目の地方創生予算の着手時期といいますか、この分につきましてですけれども、今般の国の経済対策に係る地方創生の予算としましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金という名称によりまして、先ほど説明しました交付金でございますけれども、平成26年度の補正予算として計上する必要がございます。したがって、今後、会期中に平成26年度予算を補正させていただくべく追加提案したいと考えておりますので、追加提案の議案が可決された後に着手できるということになろうかと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

次に、菊池市の家計簿という質問をさせていただきたいと思えます。

現在の菊池市の家計簿はということでございますけれども、地方創生の中にも厳しい財政状況が続くことから、事業評価等適正な判断を徹底的な無駄の削除、聖域

なき見直しを図ることが必要だと明記されています。交付金も一本算定化され、減らされていくことが考えられる中、江頭市長になられてこの2年間の経験を積まれた現在、元銀行マンでお金、数字のスペシャリストの江頭市長にお聞きします。

2年前の選挙のときに、この人なら今の菊池市の財政をどうにか建て直してくれるんじゃないかと、そういう高い期待をされていた市民も、かなり数多くいらっしゃると思います。そのお金、数字のスペシャリストの江頭市長から見て、現在の本市の家計簿は一体どのように見えているのかお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問は、市のいわば家計簿と見ました際の財政状況をどう見るかということでございますが、財政状況を端的に示す指標としまして、例えば、実質赤字比率ですとか、あるいは実質公債費比率といったふうな、いわゆる財政健全化4指標というのがございます。この指標からしますと、今、建て直すという表現ございましたが、これまで、それから、一番直近での決算でございます平成25年度の決算においては、どの指標からも健全な範囲にあるということは数字上はうかがえるわけでございます。

しかしながら、恐らく今後ということで問題提起をなさったことだと思いますが、今後につきましては、歳入面では普通交付税の一本算定が始まりますので減少が見込まれるということ、それから、歳出面では扶助費等のいわゆる義務的経費が増大していく見込みでありますし、大規模事業も当面続くことから、今のままの財政指標の水準を維持するというのは難しいと思いますので、やはり厳しい方向に推移してまいるものというふうに予測しておるところでございます。

そのために、これまで財政調整基金や減債基金並びに庁舎等整備基金を積み立てることで、少しでも今後の財源の減少や財政負担の軽減に努めて備えてきたわけでございます。また、将来の財源確保をする目的で、来年度は地域振興基金の創設にも取り組む予定でございます。今後はこういった基金を有効に活用しながら、財源に見合った健全な財政運営に努めて、「癒しの里菊池」の実現を目指したいというふうに考えております。

無駄というものはないかということでございましょうけれども、地方公共団体は住民福祉の向上のため、最小経費で最大の効果を上げることが行政運営上、求められているわけでございます。したがって、常にコスト意識を持って優先順位をつけて、必要な事業に取り組むことが必要であるというふうに考えております。

現在、無駄ということではなくて、今後の効果的、効率的な行政運営の取り組み

という観点で申し上げますと、今後の施設統廃合も含めて、公共施設等の適正な配置に取り組んでいきたいというふうに考えます。また、事務事業や各種団体の補助金等の見直し、適正な定員管理、第三セクター等の改革が必要であろうというふうに考えております。また、幼稚園、つまごめ荘等の民営化の検討なども含めて、行政改革に引き続き取り組むことで健全な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○４番（水上隆光君） ありがとうございます。ぜひとも家計簿がよくなるようにお願いしたいと思います。

次に、３番目の通学路について質問いたします。

菊池市として通学路というものをどのように捉えているのか、また、通学路の定義みたいなものはあるのかを質問いたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） それでは、通学路についてお答えいたします。

通学路とは児童・生徒が登下校の際に通る道路のことです。交通量や交通安全施設の整備状況、そして、危険箇所があるかないか、こういった諸条件と、通学距離を考慮しまして、学校が指定しておる道路のことです。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○４番（水上隆光君） 一遍に質問しなければならないところでしたけれども、次に、旭志中学校の通学路に危険地帯があると私は思っております。伊萩新明線、１７０メートルほどの長さになりますけれども、この１７０メートルほどの通学路が非常に危険であるという認識が周りの集落、また、中学生の親あたりから言われております。この危険性についての認識はなされているかお聞きします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ただいま議員からご紹介ございました市道伊萩新明線のことですけれども、現在のところ、教育委員会のほうには学校を通じて保護者等から危険箇所としての報告はいただいております。

しかしながら、今後は今年度策定いたしました菊池市通学路防犯・交通安全プログラムというものがございますので、これに基づきまして、学校関係者や道路管

理者、そして、警察等を含めまして、情報を共有しながら協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） それでは、伊萩新明線がなぜ危険地帯になったかという説明を少しさせていただきたいと思います。

旭志の森林組合の325号から森林組合のところから旭志のほうに入っていくグリーンロード、広域農道が入っていくわけでございます。この道路が大型トラック、ダンプあたりが通る道となっております。それが最初20年ほど前は広域農道に入っていって、旭志の中央台地から麓地区へ抜け、旭野原野、それから、小川集落へ入り立門のほうへ行くと、いわゆる広域農道を行っていたわけでございますけれども、20年ほど前ですかね、旭野原野に上る広域農道というのが、かなり上り坂が急なものですから、かなり無理をすると。ダンプ的にもトラック的にも。1回ほどは、余りにもオーバーヒートして車が燃えるという事故もありました。

そういうことがあっているさなか、今度は姫井から広域農道につながる、いわゆるふるさと農道というのがあるんですけれども、そちらのほうに大型車は10年ほど前から回っていました。ところが、原植木線で伊萩から岩本にバイパス的な道ができましたので、これが中学校につながっている道になります。そこが余りにも近くて便利なものですから、今まで言った2つの方法じゃなくて、その中央台地の昔の全農サイロというのがあったんですけれども、そこから左に入っていって、中学校と体育館の間を通過して、旭志グラウンドの横を通過して原植木線に乗って岩本、姫井、小川、そして立門のほうへ抜けるというふうな、非常に近いコースができたわけです。できたわけですので、誰もが遠くて車が燃えるような坂道は通りたくないということで、ほとんどの大型トラックがそっちを通るようになりました。まさかこの道がこんなに大きいトラックとかダンプが通るとは思っていませんでしたと旭志以外の方が私の近所に来てから必ずそう言われます。

また、伊萩区長のほうからは、旭志総合支所のほうにそういう陳情みたいな形で出していると言われておりました。また、区民の人の話を聞くと、生徒たちの肩をこするように大型トラックが材木を山盛りに積んで2車両ぐらい牽引して通るから恐ろしいんですよと言っておられます。

そういうことから、ぜひとも改善をしていただきたいと思っているところですが、新市建設計画の普通建設事業においては、本年度の取り組みにより、今後5年間で優先的に取り組む事業が設けられ、4地域の平準化を図られることとなっ

ておりますと、平準化をうたっておられます。その優先的に取り組まれる事業以外にも、今、私が申し上げましたように、緊急性、必要性を考慮し、何とか事故の起きる前に対処という形をとっていただきたいんですけれども、ご見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） ご指摘の区間につきましては、私も現場を見に行きましたが、確かに大型トラックの交通量が多いところでした。その区間につきましては、通学路のようになっておりますので、安全対策につきましては、教育部局と情報を共有しながら、まずは現状として対応可能な安全対策を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 数少ない減りつつある子どものためでございます。何とかご検討をよろしくお願いして質問を終わらせていただきます。終わります。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○

休憩 午後2時40分

開議 午後2時48分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 議席番号8番、荒木崇之です。通告に従いまして、一般質問を行います。

先日、フェイスブックを通して、相川俊英さんという方とお知り合いになりました。相川さんは、地方自治の取材を続けること25年、全国津々浦々を訪ね歩き、自治体の問題や地方議会の現状を記事にされておられます。私が12月議会で一般質問をしましたときに用いました、週刊ダイヤモンドに掲載された箱物ワーストランキングの記事を書かれたジャーナリストでもあります。その相川さんが先日、「トンデモ地方議員の問題」という本を発刊されましたので、早速読ませていただきましたが、地方議会は全体的に立候補者が少ない。もしくは無投票の議会においては競争原理が働かず、手抜き、楽ちん、ぬるま湯で、怠け者の楽園となっているとの

内容は、我々地方議員にとって耳が痛いものです。また、相川さんがある市の幹部に取材したところ、行政にとって一番よい議員は勉強しない議員、つまり行政のことをチェックしない、職員がコントロールしやすい議員が一番よいとの答えだったそうです。私の事務所の格言カレンダーの今月の格言は、「悪く思われたくない気持ちは、言うべきことを言えなくする」でした。私は言うべきことは遠慮せずにきちんと行って、職員がコントロールしにくい議員でありたいと思います。そのことを踏まえ、一般質問に入ります。

花房台用地の購入について質問をしますが、過去に数名の議員が質問されています。しかし、市民の方にも、中には議員、市職員の方にも内容がよく伝わっていないところがありますので、池上彰さんのように、そうだったのか花房台用地と題して質問をします。そこで言うていいんかいというくらい踏み込んだ答弁をしていただき、有意義な政策論争ができるようお願いいたします。

最初に、議長より許可を得ましたので、花房台の地図を示します。

[地図を示す]

○8番（荒木崇之君） 黒マーカーで塗ってあるところ、この部分ですが、これが花房台用地です。面積が合計7.3ヘクタール。7.3ヘクタールというと皆さんピンとこないと思いますので例えますが、ソフトバンクホークスの本拠地、福岡ドームちょうど1個分です。ですから、相当な広さというのがわかります。花房台用地といえば、そうですね、もともとは合併協議会において菊池市の新庁舎を建設する予定地でした。しかし、平成18年に財政難を理由に新庁舎が凍結され、その後、平成23年に花房台への新庁舎建設を変更し、現在の庁舎のリフォームをするようになったことは、市民の皆さんもご存じかと思います。そこで市民から出てくる話が、庁舎を建設しないなら、花房台用地は買わなくていい。7.3ヘクタールの土地を買って何になる。土地ばかり買って、市は不動産屋でもすつとかとなるわけです。ごもっともな意見であります。しかし、市は平成23年8月25日、福村前市長が公共用地として取得することを確約しました。また、江頭市長も平成25年6月13日の一般質問で用地を購入すると答弁されております。

そこで、お尋ねしますが、用地購入に係る費用と、どうして購入しないといけなのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず最初に、経緯でございますが、今、荒木議員が申されましたとおり、平成16年4月に菊池北部4市町村合併協議会におきまして、新庁舎建設に当たりまして

国道３２５号、国道３８７号の間の菊池グリーンロード沿線周辺に適地を求めるといことが確認されているところでございます。

一方、県営花房中部２期地区畑地帯総合整備事業につきましては、平成１７年９月に地元推進協議会が設立されまして、計画時、総事業費１７億１，８００万円、事業費負担割合が国が５０％、県が３０％、市が１０％、地元が１０％となっておりますが、農業情勢等厳しい状況の中で、地元負担に対しての軽減がなければ事業に参画しないという受益者が多く、同意徴収が困難な状況でございました。

そこで、特別減歩の手法に基づきまして、菊池グリーンロード沿線に創設換地による新庁舎及び災害時避難所機能を兼ね備えました公園広場と位置づけ、市が公共用用地として購入し、地元負担金を軽減することを前提といたしまして、事業の参加同意を得て、平成２０年５月に事業採択をいただき、事業に着手したという経緯でございます。

なお、用地の購入費につきましては、まだ現在のところ工事等を行っており、総事業費のほうはまだ確定はしておりませんので、購入価格につきましては、まだ未決定なところでございます。

事業実施につきまして、創設換地用地購入による地元負担金の軽減が前提となっております以上は、市が購入しなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○８番（荒木崇之君） 今の松野部長の答弁では、花房台用地は圃場整備事業推進を行った経緯から市は購入しなければならないとのことですが、圃場整備に関係ない人からすれば、数億円もの土地購入自体に納得されない市民の方もいらっしゃると思います。なぜ数億円かといいますと、先ほどおっしゃったように、花房圃場整備の事業費の１０分の１を地元が負担するとなっていますので、例えば、事業費が１０億円だと１億円、２０億円だと２億円、３０億円だと３億円となります。それが土地購入代になってくるわけなんですね。

そこで、お尋ねしますが、もし仮にこの数億円を出して市が購入しなかった場合、そのリスクと、花房台購入費を圃場整備の受益者負担分、要は花房台の農家の負担分に充てるのが法的に適法か、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、受益者の工事費負担を軽減することを前提にいたしました事業の参加同意をいただいております経緯がございますので、購入しない場合は換地処分等ができなくなり、圃場整備事業が完了しない状況が想定され、その場合、工事前の原形復旧工事を行うなど、さらには、現在まで投入いたしました事業費に対する補助金の返還が生じるなど、受益者の皆様方の行政に対する不信感を招くこととなりますので、市が購入しなければならないと考えております。

また、圃場整備におきます適法化ということでございますが、換地の手法におきまして、非農用地を生み出すことは何ら問題はないと考えております。

換地処分におきましては、農地所有者の同意のもとに農地の一部を売却することと同じで、農地が減った分の代金は換地処分清算金の中で処理がされるところでございます。逆に、換地処分の際に農地がふえた地権者の方には用地代といたしまして支払ってもらうこととなりますので、元庁舎予定地は非農用地として設定しております。農用地以外の用地単価で購入することとなります。この購入代金は、1次取得者でございます土地改良区に支払うこととなり、その後、地権者の同意のもとに土地改良区が調整をいたしまして工事代金に充てるという行為につきましては、適法であると考えております。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 今、どうしても買うということをおっしゃいました。また、その負担分を充てるということも適法であるということではございましたが、17億円の事業費と仮定すると反当たり220万円、20億円と仮定すると反当たり260万円、30億円かかったら1反当たり390万円になるわけなんですよ。

そこで、お尋ねしますが、農地としてはかなり高額な金額だと思いますが、それでも購入をしますか、お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 金額といたしましては、農用地以外のところで購入いたしますので、若干高くなることはいたし方ないと思いますが、それでも、農地といたしまして事業が成立いたしませんので、購入しなければならないと考えております。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 松野部長は買います、買いますとおっしゃいますが、村上ファンドかと思ってしまいました。ちょっと古いですかね。

ともあれ、市が花房の圃場整備を行うに当たって、花房地区の農家の方に用地購入費を受益者負担分に充てるとの約束で事業を進めてきたのであれば、ここで市が買わないとなれば、だまされたと言われかねません。また、用地の一部を市や県に購入してもらって、市道や県道の一部として使用し、用地買収代を農家の圃場整備負担金に充てるやり方は、確かに泗水の久米や福本、富の圃場整備で使われた手法なので、一定の理解はしました。

では、買う買わないの話はおいておいて、話を前に進めましょう。これが問題なんです。

市は花房台用地 7.3 ヘクタールという広い土地で何をする予定なのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 荒木議員の質問にお答えいたします。

創設換地の非農用地の取得につきましては、庁舎等の整備用地として取得することで県と事前協議を行っておりますので、土地改良法に基づく計画変更の手続きが必要となってまいります。当初の計画や平成 21 年 12 月 11 日に制定されました農地法の運用に関する国の考え方を踏まえますと、公共性のある用途でなければ厳しいものがあると考えております。

以上、今後、整備方針の策定に向けて庁内での検討を始めておりまして、条件面等の課題の整理のために、関係機関からのご指導をいただいて、今後、その購入目的について検討をしていきたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8 番（荒木崇之君） 今のところ、何をするか今検討しているとの答弁ですが、この花房台用地取得の期限は、おわかりかと思いますが、平成 30 年 3 月 31 日です。あと 3 年しかありません。逆算すると、平成 27 年度で内容を決定して、その後、7.3 ヘクタールなら農地転用、農地から別の地目に変えるときに農林水産大臣の許可が要りますので、相当な時間がかかります。ですから、時間がもうないということをご認識されていると思います。

それでは、ここに平成 27 年 2 月 10 日に行われた市の政策調整会議の資料があります。わかやすく言いますと、江頭内閣の閣議があったわけです。その中で、市の職員に用地の活用案を聞いたアンケートがあります。いろんな案が書かれています。例えば、市民野球場、ランニングコース、公園、民間商業施設、民間の屋内娯楽施設、個人用住宅、もちろんその中には、何もしないことがお金を使わない一

番の方法、菊池市は箱物が多いので、これ以上後世に負担を残すべきではない、取得するための目的を探しているようで疑問を感じると、実に的確なご意見もあります。

では、平成23年8月には福村前市長が購入すると表明していたにもかかわらず、約3年半、市は何をしていたのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） これまで現在の庁舎等の整備計画を優先的に取り組んできたため、先ほどからご質問があります花房台用地の購入に関しましては検討は行ってきておりません。先ほど答弁をさせていただきましたけれども、今現在、庁内の政策調整会議等におきまして、情報の共有化などを図りながら検討を始めているところでございます。

おっしゃるように、時間がないということは認識しているところでございまして、今後、庁内の横断的なプロジェクトチームの組織化など、慎重かつタイムリーに整備方針を決定していきたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 小川部長、非常に苦しい答弁かと思います。実際、何もやっていないものを答弁するのは、なかなか無理があります。今、小川部長の、荒木議員は批判ばかりせんで、何か提案でもしたらどうかという心の声が聞こえてきました。池上彰さんふうに言うと、いい質問ですねとなるわけですね。

ではまず、問題の整理からしましょう。何がよくて何がだめなのか、何が実現可能か不可能か、これを前提に職員アンケートに出されていた活用案を示します。これです。

[資料を示す]

○8番（荒木崇之君） この出された活用案を、自力型と他力本願型に分けます。わかりやすく言いますと、市が自分の力でつくるもの、市民球場、ランニングコース、公園、文化施設、市民農園などであります。他力本願型は、県営野球場、振興局の移転、企業誘致、民間商業施設、大学の研究センター、個人住宅といったように、県もしくは民間の力を借りて活用するものです。

では、不可能なものを消していきましょう。他力本願型は全て消えます。なぜなら、この用地は第1種農地の転用許可になりますので、何でもいいというわけにはいきません。また、上下水道、道路などのインフラ整備が必要となりますので、整っていないところに企業が進出してくる可能性は非常に低いと考えます。県の施

設につきましても、ことし１年で県営野球場の移転や振興局の移転が決まることは難しいと思います。ということで、他力本願型は全て消えます。

あとは自力型から消去していくことになりますが、市にない施設、または建てかえやどうしても必要な施設でないと許可がおりないと思います。菊池市にない市民球場はどうかとの案ですが、ナイター施設にしますと虫が寄ってくることになり、周辺農地への影響が心配されます。何のために圃場整備をしたのかということになります。また、市にないものに市民農園も該当しますが、市にはたくさんの遊休農地があります。さらに、１０アール、１反当たり数百万円も使って市民農園をすることが菊池市に必ずしも必要な施設なのかは疑問があります。

そこで、私は文化会館の建てかえを提案します。この提案につきましては、おい、ちょっと待てと、おまえ、１２月のときに施設を減らせて言っていたじゃないかということで矛盾を感じる方がいらっしゃるかと思いますが、私は４つの理由からこれを提案します。

１つ目は、文化会館の現在の賃借料、ことしの予算では８５５万円が計上されていて、６０年契約ですので、あと２３回支払うことになります。計算すると、約２億円の賃借料を支払うことになりますし、賃借ですので、支払いが終わっても市の所有にはなりません。

２つ目、現在の文化会館の駐車場が手狭なために、周辺の民間施設に駐車されたりして迷惑をかけています。７．３ヘクタールあれば、十分な駐車場を確保することができます。

次に３つ目、花房台の立地です。ここに立地を示した地図がありますが、周辺の文化施設、合志市のヴィーブルが６０２席、大津町文化ホールが５５５席、菊陽町図書館ホールが５００席、植木文化会館が６４１席と、１，０００席規模の施設がないので、１，０００席規模の文化会館が建設されれば、ほかの自治体の文化会館とは差別化を図れると思います。また、花房台なら現在の文化会館から南に約５キロメートル行きますので、ちょうど菊池郡市の真ん中に当たります。

さらに、４つ目の理由ですが、現在の文化会館が建築から３８年を迎え老朽化していますので、これから２０年の修繕費や音響施設の入れかえ等の費用を考えるなら、有利な起債で新築するほうがよいのではないかと考えます。いわば、私が提案しているのは、未来的投資というのが私の持論です。

そこで、お尋ねしますが、文化会館の建てかえとして花房台用地を検討されてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

〔登壇〕

○教育部長（松岡千利君） それでは、文化会館の建てかえにつきまして答弁をさせていただきます。

文化会館につきましては、現在ある施設の長寿命化に向けて保全計画を策定中でありまして、その報告書をもとに、今後の改修も含めた計画を練っていくということにいたしておるところでございます。したがって、議員から今ご提案がございましたけれども、文化会館を移転して建設するといった考えは今のところございません。

以上です。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 今、部長から、真っ向から否定されましたけれども、それではお尋ねします。部長は花房台用地に何をつくったがいいと思いますか。代替案を示してください。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ただいま部長はというご指名でございましたけれども、私の個人の意見は差し控えさせていただきたいと思いますが、花房台に公共用地の代替案というご質問だったと思います。先ほどのご質問からの流れでございますので、文化会館ができないということなら、じゃ、どうかということだったと思いますので、教育委員会としましては特に考えはございません。

以上です。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 教育委員会としては特に考えがないということでありましたが、私の提案を全否定されるなら、代替案ぐらいは欲しかったなと思います。部長に聞いても仕方がないと思いますが、せめて前向きに検討しますとか、そういった言葉が欲しかったなと。意見の一つとして取り上げさせていただきますというような形がいただきたかったなと思ったんですが、この花房台用地購入事業は、今、まさに財産となるか負の遺産となるかの重要な岐路に立っていることを強く訴えたいと思います。今後、菊池市の30年を左右する大きなプロジェクトだと思いますので、上の意見ありきではなくて、次世代を担う若手職員で各課横断的にプロジェクトチームを組んで、知恵を出し合っていただくことをお願いします。傍聴者の皆さん、そうだったのか花房台用地、おわかりいただけたでしょうか。うんうんと、うなずかれたので、次の質問に移ります。

それでは、スポーツ施設の予約について質問いたします。

もし泗水の方が七城の体育館を使用したいとき、もしくは菊池のグラウンドを使用したい場合、本庁、もしくは最寄りの教育分室で申請することができるのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 体育施設の利用についての質問にお答えさせていただきます。

ただいま仮に七城ということにしますと、泗水の方が泗水ではできないということでございますので、教育委員会の七城分室のほうに行ってください、申請をしていただくということになっております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） ご回答ありがとうございました。私も退職したときが泗水の教育分室に10カ月在籍していましたので、存じてはありましたが、松岡部長がおっしゃったように、現在、菊池市のスポーツ施設はそれぞれの支所で管理していますので、分室で管理していますので、申請はおろか、予約状況を確認することもできません。また、施設だけではなく各備品のテント、軽スポーツ用具、机、椅子など、それも旧自治体ごとで管理されておりますので、実際、私が職員のときに、ある区長さんがグラウンドゴルフ用具を借りに来られました。泗水の分では足りなかったために、七城の用具もお借りすることになっていたのですが、申請書を泗水分と七城分それぞれ提出していただいたという二度手間をおかけしたことを覚えています。また、予算査定において、同じ備品で各支所から、そして社会体育課から上がってきて、非常に無駄ではないかなということを覚えております。

そこで、お尋ねしますが、スポーツ施設の予約状況及び申請等をインターネット、もしくは本庁及び各総合支所で行うことができるサービス、県内では天草市、荒尾市、合志市、熊本市が行っていますが、これを導入する考えはあるか、お尋ねします。予約システムの構築については第一次、第二次の行政改革大綱の中では触れてありませんでしたが、今議会に提案されている第三次行政改革大綱の中で明記してありますので、取り組まれるものと思いますが、あわせて備品の予約等も含めてシステムを導入されるお考えがあるか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 体育施設の予約のシステムということだろうと思いますけれども、これに2つの要素がまずあると思います。

1つは、現在の予約状況がどうなっているのかという確認をするシステム、それから、自分が使いたいときにそこから入って行って予約をするという2つのことが想定されますが、ご紹介がありました他市の状況も、議員からのご紹介と若干食い違うかもしれませんが、私どもが調べたのでは、天草市、合志市、宇城市ということでされておりまして、予約が可能なのは天草市のみということでございました。これには、もちろん利点、悪い点がございますので、本市としましても、このような先進地の事例を調査研究いたしまして、市民の利便性を図るという意味からしまして、調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 松岡部長が導入に向けてご答弁されましたが、私はちょっと疑問が深いので、再度ご質問をいたします。

なぜなら、平成24年第4回定例会で中山繁雄議員がスポーツ施設の予約システムの導入について質問をされ、その中で、インターネット予約が難しいなら、社会体育課と各教育分室の予約状況の共有化はできないかとの一般質問をされています。平成24年第4回です。

当時の部長、これは松岡部長じゃありません。部長が、利用者の皆様方の利便性を考えて、どこでも予約・申請ができるよう、また利用状況の共有化を図るためにもネットによる予約システムの導入が必要であると考えているところでありますが、まずは社会体育課と各教育委員会分室での共有化を進め、どこからでも各施設の空き状況を確認することができ、予約・申請ができるようにしてまいりたいと考えておりますと答弁されています。あれから2年、ネット予約どころか、市役所内の共有化もされておられません。せっかちなB型で、接着剤のようにしつこい私が再度お尋ねします。スポーツ施設の予約システムの導入について、いつまでに導入されるのか。これは本庁と支所を結ぶというシステム、一番簡単なシステムだと思うんですが、それをいつまでに導入されるのか、再度お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ただいまの平成24年の中山議員の質問の件につきまして、今回のこの質問が出ましてから調査をしまして、私も情報は入手をいたしました。結果的にできておりませんことは大変申しわけなく思っております、

おわびを申し上げたいと思います。

しかしながら、先ほど申しましたように、市民の利便性を確保するという意味からは、やはりやる必要性は十分に高いというふうに考えております。したがって、システムの導入につきましては一応専門的な見地も要りますので、そこはちょっとお時間をいただければと思っております。その前に、現段階でも、その情報の共有化に向けてできることは早速取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） これは行政改革大綱の中にも入っておりますので、ぜひとも一日も早い導入に向けてやっていただきたいと思います。決して2年前のその場しのぎの答弁になっていただきたくないなという思いもありますので、各市の比較検討を行って、使いやすいシステムを導入されることを期待します。

私はこれまで公共施設の情報の一元化、また、市が所有する土地に置いてある自動販売機の情報の管理、そして今回、スポーツ施設及び備品の管理の徹底を事あるごとに提言してきました。現状を把握し、無駄と市民の手間をなくすことが、職員の事務量を減らし、ひいては、それが行政改革につながるものと思っています。お金の管理、物の管理と来ましたので、もうおわかりかと思いますが、次は人、つまりは市職員の管理について次回質問することを予告します。

最後になりますが、きょうで私の一般質問は補欠選挙で当選して以来8回目となります。これまでずっと市議会議員の税金滞納を追求してきましたが、今回はそれをしませんでした。12月議会の一般質問で、菊池市の闇に対して、3月は一筋の光を示すことができますと市民の皆さんにお約束しました。市民の皆さんのご支援に支えられ、議員の皆さんにご賛同をいただき、百条委員会を設置することができましたので、その光が、今、形となりつつあります。市民にとって不条理なこと、納得がいけないことに対しては、これからも信念を貫き、納得いくまで追及していきたいと思っています。誰のために議員になったのか、誰のおかげで議員の仕事ができるのかを忘れず、私の報酬は市民の皆さんの税金からいただいているということを常に肝に銘じて、これからも議会活動を行ってまいります。

これで私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 以上で本日の一般質問は終わりたいと思います。あしたも引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後 3 時 2 7 分

第 3 号

3 月 4 日

平成 27 年第 1 回菊池市議会定例会

議事日程 第 3 号

平成 27 年 3 月 4 日（水曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20 名）

1 番	平	直 樹	君
2 番	東	奈津子	さん
3 番	坂 本	道 博	君
4 番	水 上	隆 光	君
5 番	出 口	一 生	君
6 番	猿 渡	美智子	さん
7 番	松 岡	讓	君
8 番	荒 木	崇 之	君
9 番	柁 原	賢 一	君
10 番	工 藤	圭一郎	君
11 番	城	典 臣	君
12 番	大 賀	慶 一	君
13 番	岡 崎	俊 裕	君
14 番	水 上	彰 澄	君
15 番	泉 田	栄一朗	君
16 番	森	清 孝	君
17 番	樋 口	正 博	君
18 番	木 下	雄 二	君
19 番	山 瀬	義 也	君
20 番	境	和 則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長兼 市 長 公 室 長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	中 原 宏 隆 君
七城総合支所長	大 山 堅四郎 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 譲 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
教 育 課 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
事 務 局 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	遠 山 彩 美 君

○議長（森 清孝君） 全員起立をお願いします。
（全員起立）

おはようございます。
着席をお願いします。

午前１０時００分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１ 一般質問

○議長（森 清孝君） それでは、日程第１、一般質問を行います。
初めに、工藤圭一郎君。

〔登壇〕

○１０番（工藤圭一郎君） 皆さんおはようございます。議席番号１０番、工藤圭一郎です。今回、通告しておりました４点について、順次一般質問を行ってまいります。

その前に、市長の施政方針の中で、市民力が鍵になるという考えであります、このことは、今に始まったことではなく、もう何年も前から言われております。市民力に重点を置くのであれば、行政が市民から信頼されなければなりません。信頼を得るには、市民の声を聞き、それに反応を示すことから生まれるものであり、さらに、一部の大きい声だけでなく、小さな声にもしっかり耳を傾けることで、市民力もさらに強く形成されるのではないのでしょうか。いろんな施策に対する市民の声をしっかり受けとめ、対応していく、その積み重ねが信頼を獲得できるのではないのでしょうかと思っております。

まず、市民の立場に立って考えることが必須であります。それらを踏まえて、質問に入っていきます。

まず、今回言われております地方創生の中で、国が示しておりますプレミアム商品券というのがあります。このことについて、本市がこれからの施策として考えていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

〔登壇〕

○経済部長（松野浩一君） おはようございます。それでは、工藤議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

今回、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業におけるプレミアムつき商品券でございますが、１０％のプレミアムをつけて１万円で１万１，０００円の商品

券を販売するというところで予定をしているところでございます。

本市では、過去に2回、平成17年度と平成20年度に地域通貨の「一会」という券を発行しておるところでございますが、今回と同様で、10%のプレミアムをつけて販売したところでございます。

この一会につきましては、1人当たりの購入限度額を5万円としておりましたので、買いたくても買えなかった、一部の方だけが買い占めたというご意見が多く市民の皆様から寄せられたところでございます。その反省点から、今回につきましては、全世帯に購入予約券を送付して、希望されれば全世帯の方が購入できるようにしたいと考えました結果、1世帯当たりの購入限度額を4万円として、10%のプレミアムをつけると計画したところでございます。また、1人の世帯もあれば、10人の世帯もあるといったことから、多人数の世帯への対策といたしましては、中学校3年生以下の子どもさんがいる世帯につきましては、子ども1人当たり2万円分の購入限度額を増額したいと考えているところでございます。

この部分につきましては、県から高い評価をいただきまして、未就学児がいる世帯のプレミアム分の補助は、県の助成措置の対象としたいというお話をいただいております。

それから、プレミアム率を20%にすると言いました市町村が多いと聞いておりますが、そうした市町村では、全世帯の方が購入を希望したといたしましても、数に限りがございますので、全世帯の方が購入することはできないと考えているところでございます。その上、早い者勝ちで、家族や事業所の従業員の方を動員して並ばせたところが商品券を買い占められますので、なおさら恩恵を受けることができる市民の方々は少なくなるというふうに考えております。また、本市や他市町村の前例から申し上げますと、プレミアムつきの商品券の実施後には、消費の先食いにより消費の落ち込みがあるようでございます。プレミアム率が高ければ高いほど消費の落ち込みも多いように聞いておるところでございます。

こうしたことから、今回の商品券の購入を希望される全ての世帯が商品券を購入できるというようにしていきたいという考えで、プレミアム率を10%で計画しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

〔登壇〕

○10番（工藤圭一郎君） そこで、もう1点お尋ねしますが、今現在、商工会が主体となって「めぐるん券」という券を発行されております。この券は、施政方針でも市長が述べられておりますので、それから見ると、続ける話だろうと思っております。

ど、プレミアム商品券を発行したとしても続けられるのか、確認でご質問したいと思いますけど。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 今回のプレミアムつきの商品券につきましては、平成24年度で実施いたしました菊池市内共通商品券発行支援事業におきまして、事業の構築を行い、現在、菊池市商工会で取り組んでいただいております「めぐるん券」を活用して行いたいと考えているところでございます。

この「めぐるん券」につきましては、議員ご存じのとおり、贈答やスポーツ大会等の商品として使える一般的な商品券としての販売のほか、市の補助金を「めぐるん券」で交付するなどして、利用の機会の増加を図っております。また、商業者からの強い要望もございまして、商工会では200万円程度の予算ではございますが、1万円につき5%のプレミアムをつけて、1万500円分の買い物ができるプレミアム販売も時期を限定して行っているような状況でございます。

そういう状況の中で、今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） 今のお答えでいくと、「めぐるん券」と、例えば、今度発行するプレミアム商品券は1つだという、同じだという捉え方でいいんですか。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 「めぐるん券」といたしましては一緒でございまして、ただ、今までは5%のプレミアムがついておりますが、今回につきましては、国の支援事業でございまして、10%をつけて発行するということで、先ほど申しましたように、全世帯に購入券をお配りするということでございます。「めぐるん券」でやりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） やっと理解できました。一緒なんですね。

この「めぐるん券」が、今、私のおります泗水では余りめぐっていないんですよ。それがなぜかといいますと、商工会で販売するんですけど、泗水の商工会を窓口として販売するのは1週間で、その後は菊池の本所で販売がなされておる関係で、なかなか泗水でめぐらずに、どんどん「めぐるん券」取扱所というお店の旗がおりた現状があつて、当然、今度新たなプレミアムがつきますので、説明会があつて、

またさらに新たな加盟店なり取次店を募集されるだろうというふうには思います。しっかりその説明を行っていただいて、消費喚起がしっかり地元の小さい小売店まで届くように配慮をお願いしたいなというところと、あと、前回の「一会」だったですかね、プレミアム、前回した商品券のときの反省を踏まえてという形で、今、部長お答えになりましたけど、そのときもあったのが、券を使われた小売店がそれを商工会に持っていくんですけど、換金が遅いと。少ない金額を使われたところが、なかなか換金できなくて物すごくやりづらいなというお話があったんですよ。

消費者に対する販売に関しては、先ほどおっしゃったように、今度はとにかく配慮したいと、全世帯になるべくいくようにしたいというようなところで、その部分はいいかなと思うんですけど、今度は取次店のその後の扱いやすさ、そういうのを思ったときに、1つ提案とするならば、農協あたりを換金の窓口をお願いできると、要は商工会って日ごろ現金をあんまり扱いませんので、農協の金融であればスムーズに換金作業が進んだりするのかなと。そして、農協もいろんな販売をしていますので、そういうのもひっくるめて、農協と商工会は余り別々行動でなくて、いろんな意味で今、菊池市役所も農協といろんな協議を進めてタッグを組んでやっていこうというような流れの中で、これも一つのいい提案かなというふうに私は考えますけど、そのあたりは何か壁があるなら教えてほしいなと思いますけど、部長、どうですか。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 壁はございません。なぜ商工会かと申し上げますと、今まで商工会のほうでいろいろな事務をしていただきながら、ノウハウは商工会が一番持っているものと私は考えておりますので、議員ご指摘のとおり、今回につきましても、また新たに小売店の方々も手を挙げていただくんじゃないかと期待をしております。その点で、事務の簡素化並びに事務局といたしましても、新たに人を事務局として置いて専門にやっていきたいというふうに考えておりますので、ご指摘のとおり、混乱が起きないように努力してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） よろしくお願ひしたいところと、最初に戻りますけど、プレミアムの割合が10%と、他市あたりを見ると。うちは全世帯になるべく公平に回るようにというお話でしたけど、それでもやっぱりよその市がよかったなということがないように、気配っていただきたいなと。私たちが国から説明を受けたときには、10%から20%というようなお話も国から出ておりましたので、それをあ

えて10%としたところの意味をしっかりと市民に伝えられればというふうに思っ
て、次の質問に移りたいと思います。

次は、まつりについてというふうにしていますけど、しずい孔子公園夏祭りの
ことをお尋ねしたいと思います。

今、このまつり自体を菊池市行政担当の松野部長がどのような捉え方をされて
いるのかなということを率直にお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 工藤議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

孔子公園夏祭りに対します市のかかわりでございますけれども、合併後の祭り、
イベント整理統合の中で、市といたしまして、花火大会が菊池夏まつりへの一本化
されたことによりまして、直接、現在の実行委員会事務局へのかかわりは行って
いないところでございます。しかしながら、ご存じのとおり、商工観光課の職員はも
とより、泗水総合支所の職員を当日の業務に対応させているところでございます。
また、孔子まつりの一事業といたしまして、花火打ち上げに係る費用を一部予算措
置させていただいている状況でございます。

孔子公園夏祭りは行政主導ではございまして、泗水町まちづくり対策委員会の
主催、商工会青年部の皆様がスポンサー集め等に奔走されまして、地域住民の皆
様が中心となって企画運営に当たられており、みんなの手で盛り上げようという強い
意識が感じられる祭りであると思っております。

これからの祭りやイベントにつきましては、このような市民の皆様が主体とな
って開催されることが理想であり、楽しみながらつくり上げていくものではないかと
考えております。その意味でも、この孔子公園夏祭りはモデルとして位置づける祭
りではないかと考えております。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） ありがとうございます。えらいよく言われると、その後、
突っ込みができなくなりますけど、今言われたとおり、合併して花火大会は菊池夏
まつりという形になって、予算がいきなり切られて、それから、その当時、私たち
は商工青年部OBとしてかかわっておりましたので、これではいかんと、市民の皆
さんからも続けてくれという大きな要望を受けて必死にここまで続けてきた。部長
はよくそれをご存じで言っていただきましたけど。今、後継者不足もありまして、
青年部も人数が減って苦しい運営をしながら、それでもやっぱり夏まつりのこの灯
を消してはいかんというような思いで一生懸命続けております。去年は、1.5尺

玉という花火を数年ぶりに今の現役の若手の思いと行動力で、あそこの「ヒライ」から高江までの新しいバイパスの道を通行どめして花火を上げると。私たちが当時だったら、もうあの道路ができたことで大きい花火は上がらないというふうに思っていたんですけど、それをいろんな方面に、当然、行政にもお手伝いいただいてなし得たことなんですけど、そのもとになっている若手の40歳以下の青年部の方たちの頑張りを一言言うとかないかという思いで、今回出しました。

今、部長が言われたとおり、本当にこれこそ市民力であるし、市長が言われるようなことだろうと思います。こういうエネルギーを幾ら、どれだけ集められるか、菊池市が。だかこそ、各地域で行っている祭りのその中身をしっかり見ていただいて、どういう頑張りがあって、地域地域で違うと思います。泗水の場合は、そうやって青年部がスポンサー企業を一軒一軒回って、それでずっと昔から私たちもやっておりましたけど、それをやって今に至っておりますので、そのところがわかっていただけているということが何より、帰って青年部の現役のみんなに伝えられることかなというふうに思います。ありがとうございました。

今後ともよろしくお願いしたいと思います。

次に、市営住宅についてというところで質問を上げておりました。

市営住宅の今後の計画あたりができておるのであれば、その計画についてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 今後の計画ということで、現在の取り組み状況も含めたところで答弁をしたいと思います。

現在、本市の市営住宅は31団地、1,230戸を管理しております。近年整備しました住宅を除けば、どの施設も老朽化が進んでおり、更新期を迎えておりますので、平成23年度に菊池市公営住宅等長寿命化計画を策定し、更新のための整備を実施しているところです。

この計画は、平成18年度に策定した菊池市住宅マスタープランの中の管理コストの縮減と平準化を前提とした市営住宅ストック総合活用の内容となっております。将来の人口に見合う市営住宅の戸数並びに既存住宅の長寿命化に合わせ、生活水準に応じた住戸の改修、整備する優先順位などが示されております。この方針のもとに平成24年度から平成25年度において、朝日東団地の建てかえを行いました。葉山住宅、北宮住宅につきましては、現在改修工事を進めているところです。計画策定から10年となります平成28年度に、住宅政策の基本方針を定める住宅マスタープランの見直しを計画しておりますので、その中で新たな課題に対応した住宅

政策の基本方針を定めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） 今回、この市営住宅のことをお尋ねしたのは、今、総務文教常任委員会で人口減少対策ということをテーマに勉強会を開いております。その中で、総務文教ですので、ポイントを絞って、要は小学校校区というように絞っていったときに、どうやって小学校を維持できるような人を確保するかというようなテーマでずっと勉強会をしておりました。やっぱり、本市も小学校が4校閉校した後ですので、またというようなことがないように、どうやって手を打てるのか、民間の力を活用しながらやるときに、ある程度、人がいる場所はいいんですけど、どうしても人がふえない、そういうところにこそ市営住宅を新たに建設してほしい。ただ、今の菊池市の状況で新たな市営住宅を建設するというのは、物すごく困難だろうというふうに想像はつきます。今言われるように、1,230戸も戸数として持っておりますし、今、部長が言われたとおり、ストック事業で、要はリフォームしながらやっていくんだと、計画はきちっと立っておりますけど、もうそれが、想像ですけど、永遠と続く改修で、始まって終わるところには最初のあたりをまた始めないかんとじゃないかなと、そういうようなことを考えたときに、私なりのというか、素人考えでいきますと、要は民間アパートに入られた方に家賃補助みたいな形ができないのかなと。これは今思いついたんじゃないで、ずっと前からそんなふうに思っていて、要は、管理まで不動産に任せてしまえば、家賃補助だけすることによって維持管理も要らないし、できないかなって随分、住宅課の人にはご迷惑だったんですけど、それをずっと言い続けてきたんですよ、担当の方に。そしたら、やっぱり詰まるところ、公営住宅法というのがありまして、そこにはそういうことはうたっていないくて、行政としては、民間のアパートを使うのであればきちっと借り上げて、管理も行政がするというような形らしいんですよ。それがふっとわかったのが、ちょうどこの前、阪神大震災から20年で、その震災住宅に住まれている方が20年で契約が切れるというのがニュースで出て、皆さんがそれをご存じなかったんですよ。20年たつと期限が切れて出なきゃいけないと。もうこのままずっと住めるんだというふうに、もう20年もたちますから高齢になられていて、そういう方々のインタビューが出ていましたけど、それがまた、法律でそういうふうに決まっているから、行政としてはやむを得ないんだなというふうに理解したんですよ。その壁というのは、取れるのか取れないのか。

せんだって国会議員と会うときにその話をしたんですよ。どうにか、この法律は

変えられんとですかと。変えられんなら、特例か何かをつくってもらえんですかと。地方ではもうなかなか新たな市営住宅はつくられないけど、場所によっては、どうしてもつくらないと民間のアパートが来ないというような場所がある以上は、市がそこを補完しなければ、また小学校の規模適正化なんていう話が出てきて、どうですかという話になったときに、やはり手を打っていないからこそ、そういう話がまた出てくるので、その手を打つことは絶対必要だというふうに思います。だから、担当が法に基づいて仕事をしているので、法を破れというふうには言えませんので、そういうところで困っているということであれば言ってほしいし、私たちができることは、それは国会議員を通してでも国にお願いをするとか、何かを少し変えてもらわないとできないのであれば、そういうふうに思います。

ただただ、今の現状の、さっき言う法律に基づいて住宅を管理運営だけを考えると、もう行き詰まってしまうんじゃないかなというふうに思うんですよ。だから、この菊池市を考えたときに、これから人口減少が進む中で、いかに若い人たちをとどめるか、市長はほかから入ってきてもらうというお話をされますけど、私は、それでは足りないというふうに思っております。やはり出ていってしまう人たちを、出ていってもらわない、とどまってもらうということをまずしないと、そのためには、まず仕事というのもありますけど、やっぱり住みなれたところに住宅でもあれば、そこから通ってでも若い人たちは行くと思うんですよ。それがいいから、やっぱり市から出て、ほかの便利なところのアパートに行ったり、建て売りを買ったりとか、そういう現状なんじゃないかなというふうに思いますので、これはあくまで私の持論というか、そういうことですので、答弁をもらっても、なかなか答弁しにくいようなお話ですので。ただ、総務文教常任委員会としては、そういうことも踏まえて話をこれからも進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、４点目の質問に移っていききたいと思います。

公平委員会の決定について一般質問したいと思います。

公平委員会というのは、職員に対する不利益処分を審査する委員会、人事委員会に当たるものです。この公平委員会が昨年１０月に、平成２４年処分された２名の職員の処分を取り消すと決定され、菊池市もことしの１月３０日にその決定を受け入れるとの記事が熊日新聞に掲載されました。

そこで、お尋ねします。

公平委員会の決定の内容と、平成２４年当時、２名の職員に対してどうして処分が行われたのか、質問します。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。ただいまの工藤議員の質問についてですが、まず1点目の、処分をどうして行ったかということでございますけれども、これは、本市の菊池市情報セキュリティ規則に違反があったと、2名ともそういうことでございます。

それと2点目、処分の内容だったですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○総務部長（馬場一也君） 処分の内容は、それぞれに2事案ありましたので、処分の内容は、減給と戒告という処分をされたというところでございます。

[「公平委員会の決定の内容」と呼ぶ者あり]

○総務部長（馬場一也君） 公平委員会の決定の内容は、今言いました懲戒処分を取り消すというところでございます。双方ともに。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） それでは、この公平委員会の決定の文書、全ての書類を見ますと、処分者の裁量権を逸脱した不当な処分であったとされています。すなわち、福村前市長が権力をかさに着て職員を不当に処分したということではないでしょうか。さらに、女性の職員については違反行為が認められなかった。要は、なぜに処分したかもわからないと公平委員会は判断しています。これは、福村前市長が白いものを黒に仕立て上げ、罪なき者を罪人にした重大な冤罪事件及び人権侵害問題だと思います。また、懲戒処分の決定後に、ある議員が一般質問において、処分された職員は菊池市の顔に泥を塗ったとまで発言されております。議事録もここにありますが、その議員のお名前は伏せておきます。悪いことはしていないのに福村市長の権力で悪者にされた2年と数カ月の職員の気持ちを考えると、いかばかりかと思います。

また、公平委員会の文書を調べますと、市の顧問弁護士が、処分をするなら全部の職員にアンケートが必要とか、2名を処分するならこの会議が必要といったような、最初から処分ありきで市の顧問弁護士が指南役となっているようにも読み取れます。

そこで、江頭市長にお尋ねしますが、2名の職員に対する処分は冤罪だと思いますか。また、処分の決定に深くかかわっていると思われる市の顧問弁護士に対してはどう考えますか、お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 公平委員会というところがございますけれども、市が行いました処分に対して職員が不服を申し立てたと。その処分に対する審理が行われ、公平委員会として裁決が行われたと。裁決の内容によって、我々が判断したというところがございます。弁護士については、法律的な判定事務を依頼しておりまして、その法律的な判定事務を参考にしながら、最終的には当然、処分者である市、もしくは教育委員会のほうで最終的に判断がなされたというところがございます。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） 江頭市長は、2名の職員に対して、長期にわたりご心労をおかけしたことを深くおわび申し上げると謝罪されていることから、福村前市長が行った処分が不当な処分であると認識されていると思います。しかし、謝罪したからそれで終わりではありません。実際、冤罪をつくり上げた福村前市長は、2名の職員に対して何ら謝罪もされておりません。また、職員を処分するに当たっては、市には副市長をトップした懲罰委員会があり、各部長がその委員です。なぜ福村前市長の暴走をとめられなかったのか、なぜ簡単に職員を処分することが可能だったのか、この重大な不当処分、人権侵害にも当たるような処分の真相を解明し、広報等で市民に知らせる必要があると思います。

最後に、菊池市には職員組合がありますが、組合の執行部の方々は、この不当処分が誰にでも起こり得る処分であることを強く認識され、市に真相解明の要望が行われることを提言しまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前10時35分

開議 午前10時44分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 皆様こんにちは。泉田栄一郎でございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、田島工業団地についてでございます。

私はこれまで、田島工業団地については過去4回の質問をさせていただいております。また、ほかの議員の人たちも、この団地については質問をさせていただいてお

ります。

まず、私が平成20年に企業誘致の経過と現状、そして、今後の見通しについて質問をしました。また、その時点で企業がなかなか入ってこないということで、企業誘致のほかに何か考えがあるかという質問をしました。そのときの答えは、9年間は企業誘致の目的であるため用途変更が無理であると、動かせないというようなお答えでした。さらに、9年を経過した平成22年に再度、用途変更の質問をしました。そのときも、用途変更はなかなか厳しく、企業誘致に力を入れるというお答えでした。そして、3回目、同じく22年に提案として、福祉施設である老人ホームや介護施設等ができないだろうかという質問をしました。これもなかなかいい返事が来ませんでした。そして、4回目、平成24年には、またこれも提案をさせていただきましたけれども、自然エネルギーを活用した温泉つき住宅分譲の提案をさせていただきました。なぜ企業が入りにくいかということを質問したときに、まず、この地域は温泉地帯であるため土地自体が軟弱地盤であり、温泉脈が浅いため掘ると温泉が出やすいということ、また、高圧線の配置の問題もあり、それらが企業が敬遠する理由と考えられると、そういうお答えでありました。

それでは、それを逆手にとりまして、地域の特性を生かすべく、温泉つき宅地分譲を再度提案したいと思っております。

この地域は、田島地区に当たる泗水西小学校というのがありますけれども、今年度の全生徒は81名でございます。そのうち、ことしの春卒業をされる方が13名、そしてまた、さらに4月に入学する生徒が18名という予定であります。50年前、私もそこを卒業しましたけれども、私のときは23名で、1年生から6年生まで据え上がりということで、私のときも多くありませんでした。そういう中で、かろうじてこの地域に市営住宅ができ、また、辰頭温泉団地があるため、生徒数を維持しているというのが今の現状ではないかと思います。今、少子・高齢化を抱え、人口をふやす手だてを何か考えなくちゃいけない、そういうふうに思っているところであります。

また、地の利として、植木インターまで10分です。そしてまた、合志市、熊本市に隣接していますので、非常に利便性の高い地域です。田島地域の住民の方々も、この宅地分譲については大いに賛成される方がおられます。この工業団地誘致のため、今まで総事業費は、皆さんもご存じとは思いますが、確認の意味で言わせていただきますと、13億289万円です。また、この面積は10.9ヘクタール、この買収用地面積、約14.8ヘクタールです。昨日の荒木議員の言葉をかりますと、福岡ドームがゆつくりと入るところでございます。平成14年度から毎年約250万円の利息を7年間払い続け、総額利息だけで1,764万5,000円になって

おります。また、平成２３年度から菊池市の土地開発基金から長期借入金が始まりましたので、利息は毎年約２５万円で済むようになっております。一刻も早く企業誘致、また、用途変更をしてでも何か進めてほしいとの地域住民の願望であります。

この提案を市はどのように考えているか、まず、１回目の質問とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

田島工業団地は平成８年から造成等事業に取り組んでおり、平成１４年３月に完成し、今年度で１２年が経過しようとしております。これまでに幾つかの企業からの引き合いがございましたが、結果的には企業の誘致には結びついておりません。

こうした状況の中、工場、倉庫、事務所としておりました用途につきましても、用途の見直しのご意見を先ほどおっしゃいましたとおり何度かいただいております。しかしながら、田島工業団地への企業誘致の現状につきましては、現在、景気の回復の影響を受けまして、企業側も少しずつ設備投資に向け検討を始めている現状がございます。今年度に入りまして、田島工業団地への問い合わせにつきましては複数社あっております。誘致のチャンスが拡大してきていると認識をしているところでございます。

そうしたことから、議員ご提案の温泉つき住宅用地とするためには、住宅への区画割、上下水道や団地内道路の整備等、再造成やインフラ整備などかなりの費用が見込まれますし、区割りをした場合、現在のように広大でフラットな区画での企業への紹介ができなくなりますので、当面は企業誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

現在、田島工業団地の水質につきましては、飲料水に適した水が確保できるのか、あるいはできないにしても企業誘致に良好な熱源としての温泉水が利用可能なのかにつきまして、調査を行っております。また、近隣自治体におきまして、本市にはない施設整備のための補助金を整えていることに対応するために、本市におきましても、立地のインセンティブを強めるため、補助要綱の見直しを行ったところでございます。当面はこのような状況を踏まえまして、今後とも積極的な企業誘致を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○１５番（泉田栄一朗君） 今、ご説明がありましたけれども、１２年でございます。

今からまた調査をされるとか言われておりますけれども、12年間、調査は相当やっているといます。また、誘致の引き合いはあるということも質問のたびに毎回聞いております。当面は企業をお待ちすると、また、行くというお話もありましたけれども、これはもう期限を決めて、やはり攻めの姿勢でこの企業誘致、またはこの内容を変えてでも何か前に進むような形をしていかないと、地域住民の人たちも本当に不安でおられます。今まで何ひとつ結果が出ておりません。1つでも企業が入っていれば、またそれも変わってくると思いますけれども、それありません。そういうことで、これからはある程度の期限を決めながら、今後どのような活用をしていくかという絞り込みをしながら、市長みずからこれを決断していただくと、そういうことが重要ではないかと思います。もう時期が来ていると、そういうふうに思っております。

そういう意味で、その方向性について、市長の考え、ご決意を聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 時期のことでございますが、まず、工業団地の用地といたしまして、誘致する期限を設定する方向性はないかというご質問でございます。

先ほどもお答えいたしましたとおり、今年度に入りまして複数社より問い合わせをいただいている現状がございます。また、昨年度からターゲット企業といたしまして追加しました物流業界からも幾つかお話をいただいております。これは誘致のチャンスと現在捉えて、努力をしているところでございます。

企業誘致は、先ほど申しましたように、景気の状況に大きく左右をされるところでございます。徐々にではございますが、景気が回復している現状といたしましては、市はさらに造成等費用を捻出いたしましたの用途変更につきましては時期尚早ではないかと考えているところでございます。

そうしたことから、今後とも景気の動向を見据えながら、アンテナを高くいたしまして、田島工業団地の早期完売に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 部長のお考えはわかりましたけれども、市長のご決意を聞かせていただければと思っております。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 田島工業団地の見通しでございますが、今まで部長が説明しま

したように、ここのところ企業側の動きが大分出てきておるところでございます。幾つか、それも結構具体的なニーズを持った企業の動きを今つかんでおりまして、例えば、先ほど水の調査と申し上げましたが、これは実は漠然とした一般的な調査をやっているわけではございませんで、関心を持っていただいている中から判断をするための一つの方法として、今すぐ水の確認をしてくれないかと、こういうことがあったものですから、やっておるところでございます。

いずれにしても、これからそうチャンスがたくさんあるとは私も思っておりません。ただ、今、その数少ないチャンスが到来しているのではないかと思いますので、当面につきましては、まず、ここを実現すべく、こちらのほうに集中させていただければというふうに思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） ぜひよろしくお願いします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次は、火山灰被害対策についてということでございます。

阿蘇中岳の噴火に対する質問であります。昨年11月25日より阿蘇の噴火活動が活発化し、阿蘇の方々は大変なご苦勞をされておられます。まずもってお見舞いを申し上げます。

風向きによって火山灰の方向も変わってきますが、今まで南阿蘇方面、特に高森が被害に遭われているようでございます。火口から高森まで約8キロメートル、内牧まで11キロメートル、そして、ここ菊池まで27キロメートルから28キロメートルでございます。一度、この菊池にも火山灰が降ってきた経過があります。また、専門家の人から言わせると、この噴火は五、六年ぐらい続くかもしれないという話もあります。この問題は、他人事ではありません。今後、季節風が変わり、菊池にも火山灰が降ることが考えられます。まず現場を知り、現場の苦勞を直接感じる事が大事だという思いで、経済建設委員のメンバー、また有志の議員で、去る2月16日に高森に視察に行っていました。

まずわかったことは、火山灰は「灰」と書きますが、たばこの灰のようなものではなく、ガラス片のものであります。土壌については、火山灰は強酸性のため、土地にも大きな影響を与え、作物が育ちにくくなります。そのため、酸性化した土を中和する石灰の投入が必要になってくるということでございます。視察を終え、健康被害や農作物の被害が甚大であると感じました。粒子が小さいため、締め切った部屋の中にまで入ってくるそうです。もちろん洗濯物は火山灰のときは干せない。また、子どもたちも外で遊ばせられないという状況でございます。火山灰被害は生

活全般に影響があり、皆さん大変ご苦勞をされておりました。

今後、噴火が続き、3月、4月、風向きが変わったり菊池市に灰が降った場合に、特に直接影響があるのは露地野菜、施設園芸、そして、特に畜産農家の飼料、また、お茶、シイタケ等々、さまざまであります。視察のときに、風評被害ということで、高森の方が一番にシイタケを出荷されたそうです。それを全部取引ができなかったということです。特にシイタケの場合は洗えないということで、ガラス片的な小さいものがシイタケの上に降った場合には、もう洗えないというような状況で、そういう風評被害にも遭われているということをお聞きしました。

噴火が長引き、菊池市に火山灰による農業被害が広がる可能性があると思っております。特に、さきに述べた農業被害対策についてはどのように対応をしていくか、市のお考えを質問させていただきます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

〔登壇〕

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年11月25日に21年ぶりとなる阿蘇中岳の噴火につきましては、現在3か月を経過しているところでございます。これまでのところ、本市におきましては大きな被害は発生していない状況ではございますが、今後、長期化いたしました場合、風向きの変化などから農作物等への影響が懸念されるところでございます。

そのような中、降灰状況による農作物への影響測定や降灰に応じた営農技術対策等、農業者支援に活用するために、1月27日より県内19市町村、30カ所の地点におきまして県の営農技術対策調査事業が実施されており、本市におきましても、旭志総合支所庁舎及び本庁舎の屋上に測定機器を設置して、定期的な降灰量の測定や降灰理化学性の分析が行われているところでございます。

また、2月9日、県の補助事業といたしまして、お茶や園芸作物等に対する機械等の導入事業となる阿蘇火山活動降灰地域関連事業の実施要綱が制定されたところでございます。現在、本市ではお茶農家30戸が組織する茶降灰対策組合と園芸農家3戸で構成する1組織から要望が上がっており、現在、県と調整を行っているところでございます。さらには、阿蘇市や高森町を初め、大津町、菊陽町、合志市、鹿児島市等の降灰対策に関する情報収集も行っているところであります。

防災営農施設整備計画につきましては、県が作成する計画となっており、今後も降灰が長期化し、農作物や農業施設等への対策が必要になる場合に備えまして、活動火山対策特別措置法に基づき計画が作成されることとなり、今後、市といたしましても状況を確認し、県へ要望を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

〔登壇〕

○15番（泉田栄一郎君） 今、ご答弁の中で、特定の調査をしていくというお答えもありました。また、できれば季節風等の風向き、そういうものをやっぱり今後は注意して見る必要があるのではないかと思います。そしてまた、県と他の市町村との連携、これも常に考えておられるということですので、ぜひそれをやりながら、やはり我が市の基幹産業は農業であります。そして、特に畜産の飼料、こういうものにも火山灰が降った場合にはどうなるのかと、非常に高森のほうでは困っておられました。また、お茶は菊池市は特に盛んなところでありますし、新芽に当たったら大変なことになります。また、シイタケもそのとおりでございます。そういう意味で、今回、2月12日の熊日新聞に掲載されておりましたけれども、単独の降灰対策事業、県が4,520万円の追加補正をやったということも聞いております。その中には、緊急土壌を改良する事業、また、お茶対策緊急支援事業、園芸対策緊急支援事業、また、対策資金ということの専決を組んでおられます。危機感を持って準備対応が必要ではないかと思います。

こういう意味で、さまざまな基金、助成を菊池市も敏感にそれを捉える必要があるのではないかと考えています。その点については、どうお考えでしょうか。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

〔登壇〕

○経済部長（松野浩一君） 本市といたしましては、まずは県と協力し、営農技術対策調査事業によります降灰状況の調査を継続してまいりたいと考えております。また、現在提出しております阿蘇火山活動降灰地域関連事業につきましては、生産者の方々を初め、関係機関と連携して、採択に向けてしっかり取り組んでまいります。

今後とも、降灰の対策に関連します情報収集を継続いたしますとともに、県からの情報の把握に努め、タイムリーな対応ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

〔登壇〕

○15番（泉田栄一郎君） 危機感を持って、先々の用心といいますか、そこをしっかりとやっていただきたいと思っております。

次に、防災についてでございます。

近年、各地の集中豪雨による土砂災害が毎年のように起きております。昨年2014年は広島市、そして、2013年は東京都、そして、2012年は阿蘇地方でございます。土石流や土砂崩れ、それに伴う河川の氾濫による流木が被害を甚大な

ものにしました。それにより、菊池市内では2つの橋梁が大破しました。その原因として、本来、山にある砂防ダム等の機能が役割を果たすことができず、流木が流れてきました。土砂災害から身を守るためには、住んでいる土地の地質、地形、歴史などを知り、防災知識を身につけておく必要があると思います。

中国の詩人の杜甫という人が、春望という漢詩に「国破れて山河在り」というような言葉を残しております。今、この山河が非常に危険な状態になっているかと思っております。

先人たちは、山の被害を防ぐために、いろいろな知恵を受け継いでおられます。例えば、杉、ヒノキを植樹した後に、その下には根の張る雑木を植え、災害から身を守ってこられました。これを山師の人から言わせるとモザイク林という植林の仕方だそうです。阿蘇市一の宮の災害後、緑のダム構想が持ち上がっております。被災地に土塁を築き、県が建設する砂防ダムとの二重構造で土砂災害から守る狙いがあるそうです。樹種としては、タブノキ、カシ、シイの常緑樹の広葉樹を植えられているということでございます。

九州北部豪雨後でございますが、菊池市で河川改修と橋梁、砂防ダムの現状と今後の対策について、最初に質問をさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） まず、国直轄区間の合志川の整備について、国土交通省菊池川河川事務所に確認しましたので、その内容をお答えしたいと思います。

国管理の上流端であります高江久米橋から熊本市植木町までの区間において、2カ所の災害復旧工事が平成25年度に完了しております。現在は計画流量を確保するための河道掘削が継続して行われております。

次に、県管理の河川及び砂防事業につきましては、県北広域本部土木部に確認をいたしました。矢護川及び合志川においては、再度災害を防止するため、治水能力を向上させる改良復旧を加えた河川等災害関連事業に取り組まれております。矢護川は菊池市旭志の尾足橋から大津町の一の尾橋の区間、合志川は泗水東小学校付近から千五百石堰付近までの区間で、護岸かさ上げや河川拡幅などの対策工事が実施されております。矢護川の進捗状況につきましては、菊池市内の上流端にある左岸の一部が残っておるものの、その他の区間は昨年10月までに完了しております。合志川は、昨年6月に全区間の対策工事が完了しているということでございます。

次に、砂防事業につきましては、旭志地区の狐塚川で土石流が発生しましたことから、2基の砂防堰堤工事が行われ、管理用道路等を含めて、工事が全て完了しております。

なお、新たに砂防堰堤が狐塚川では3基、湯船川では2基整備される計画でありまして、現在、測量設計が進められているということでございます。

次に、橋梁のかけかえでございますが、伊坂橋及び合志川橋は、現在、道路詳細設計、用地測量及び建物調査が行われておりまして、今後、用地買収を行い、本格的な工事は平成28年度からとのことでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 改修工事が国、県を挙げて進んでいるということで、特に、合志川沿いは完了しているということであります。

今、農林業を取り巻く環境が厳しい中、その打開策として大規模太陽光発電所、メガソーラーの誘致をきっかけに、集落活性化の取り組みが動き出しております。農山漁村再生可能エネルギー法の適用第1号となり、菊池市旭志弁利の太陽光発電施設の工事が始まっております。規模は8.5ヘクタールで、そのほか、既に設置してある箇所を合わせると、12ヘクタール以上と聞いております。これは全量を九州電力に売電し、収益の5%に相当する年約250万円を旭志村ふれあいセンター出荷者協議会に助成することで、地域に還元すると新聞にも書いてありました。このことは、国、県、市が協力して、地域活性化につなげる事業であると認識しているところでございますが、ただ、1つ気になることがあります。これだけの大きな事業ですので、排水計画がきちんとなされているのか。前回、九州北部豪雨の後、経済建設委員長、また委員会として、また、前議長であります山瀬議員と一緒に被害状況を視察した経過があります。流木が至るところに散乱されていました。そのときに、やはり排水計画が重要な鍵になっていると深く感じたところであります。

そこで、3点の質問をさせていただきます。

1点目は、この工事の排水計画がどのようになっているのか、2点目には、この周辺の集約された水が最終的にどの川に流れていくのか、また3点目に、菊池市で行われている太陽光事業の現状と計画の把握はされているのか、その3点についてご質問させていただきます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 3点の中のまず1点目でございます。

当該施設の排水計画によりますと、雨水処理につきましては、区域内に設置されております調整池を経由して、既設の水路に放出するという計画でございます。これは豪雨などの際にはこの調整池で流量を調整することとなっております。災害

を想定した安全対策が図られていると考えているところでございます。

また、その集約といたしましては、今述べましたとおり、調整池で行うところでございますが、その調整池につきましては、堤防部分につきましてはコンクリートで成型をしてございます。また、のり面部分につきましては、地盤改良を行いまして、表面部分は芝を植えて、土砂の流出崩壊が起きないような対策が図られているところでございます。

それと、メガソーラーについての今後の把握でございますが、市のほうでは対策のほうにつきましては協議会が立ち上げられております。特に、環境課と農政課が事務局ではかかわっているところでございます。面積が広い場合につきましては開発行為等もございますので、全体的にはこの協議会の中で対応をしていくということでございます。

以上、お答えいたします。

〔「もう１点、川の流れの」と呼ぶ者あり〕

○経済部長（松野浩一君） すみません、川の流れはしばらく、ちょっと調べさせていただきますようございますでしょうか。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

〔登壇〕

○１５番（泉田栄一朗君） 今、３点の質問をさせていただきましたけれども、工事計画については調整池を使ってきちっとやっておられるということをお聞きしました。今回、私も経済建設としまして、そういう大きな工事をされていますので、委員会としても視察の必要があるということで、先日行ってまいりました。また、個人的にもどういう工事をこの周辺でされているのかということで見てまいりました。

そこで、議長のお許しを受けましたので、パネルを用意させていただきます。

〔パネルを示す〕

○１５番（泉田栄一朗君） まず、個人的に私が見て回ったんですけれども、この谷の下のところなんですけれども、そこの写真を撮らせていただきました。大雨の影響もあったと思いますけれども、杉、ヒノキの根があらわれて、いつでも倒れるような状態になっているのを確認しております。また、この周辺を車で走らせていただきましたけれども、四季の里方面が、まずこちらでございます。そして、こちらが菊池でございます。そして、それからスーパー林道が走っているところでございますけれども、その流れの中で、横に大きな全農がございます。全農は約８０ヘクタールぐらいだということをお聞きしております。その横に、今回計画されておりますメガソーラーができたということでございます。そして、私も歩いてその周辺を見ましたら、あと２カ所にメガソーラーの大きな工事をされている部分がござい

ます。ピンクのところは現在やっているところ、それと、このオレンジの2カ所がまたさらに計画をされてつくられているところでございます。その横はどれくらいの広さかといいますと、2.7ヘクタールが1つ、それと5ヘクタールが1つ、合わせると七、八ヘクタールぐらいの広さがあるということになっているということでございます。そして、さらにその間に、今後計画されているというところが二、三十町の計画用地があるということでございます。

この水はどこに行くかと、あえて質問を差し上げました。私も調べました。すみません、こちらで言わせていただきます。合志川です。私の地元に来るところでございます。この水色の部分は、両方から一緒に集まって、最終的には合志川に来るというところの流れでございます。

そういうことを考えますと、やはり私たちの宅地でいいますと、家を建てた水が一気に集まって合志川に流れてくるということになるということでございます。それを考えたときに、もう一度質問をさせていただきますけれども、菊池市は全体のこういう把握、やはり部署部署の管轄がそれぞれ許可をされると思いますけれども、その部署部署の管轄の許可を、全体を把握する考えといいますか、部署といいますか、そういう総括するところを考えておられるのか、また現実にされているのか、お聞きします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） ただいまのメガソーラーの設置などの開発行為につきましては、菊池市環境基本条例や菊池市旭志地域開発行為等の適正化に関する指導要綱にのっとり、開発事業者からの申請の届けを行うこととなっており、また、協議や指導を行っているところでございます。これは関係部署で指導を行いまして、トータル的には基本条例にのっとり、このところで許可を出すというところでございます。

市といたしましても、先ほど申されましたように、想定されます災害に対しましては、施設の設置基準等を審査しながら、適切な開発が行われるように指導をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） この調査は、菊池全体にかかわる防災の問題でございます。ぜひ全体を把握して、何があってもこれを早目に調査しながら対処できるような方法を考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、国民健康保険の医療費適正化についてでございます。

国民皆保険制度が昭和36年に発足して、半世紀が経過しました。皆保険制度の

達成により、国民の全てが何らかの医療保険制度に加入することになり、必要なときに必要な医療を受ける仕組みが整いました。いつでも、誰でも、どこでも医療を受けられる体制は、国民の平均寿命をトップレベルの水準に押し上げることに大きな貢献を果たしたと評価されております。医学の発展、生活全般の向上、国民の意識の変革等々で、長生きできることはすばらしいことであります。誰しもが健康で長生きしたいという願望があります。しかし、現在、少子・高齢化の進展に伴い、国保は大きな岐路に立たされております。医療費がアップするのも当然といえば当然であります。

初めに、国民健康保険で65歳以上の人の占める割合を市、県、国の順に上げていただきたいと思います。

また次に、1人当たりの年間医療費がどのくらいかかっているのか、市、県、国で平均をお示してください。第1点目です。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

〔登壇〕

○健康福祉部長（木原雄二君） まず、1点目の国民健康保険におきます65歳以上の割合でございますが、厚生労働省がまとめました平成25年度国民健康保険実態調査によりますと、菊池市の65歳以上の割合は30.9%、熊本県の割合が32.5%、全国で34.8%となっております。

2点目の国民健康保険被保険者の1人当たりの医療費でございますが、厚生労働省がまとめました、これは平成24年度でございますが、国民健康保険事業年報では、菊池市の1人当たりの医療費は33万9,258円、熊本県では34万3,982円、全国では31万5,808円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

〔登壇〕

○15番（泉田栄一郎君） 今お聞きしまして、いずれも菊池市でも高齢化が進み、医療費が33万9,000円と非常にかかっているということがわかりました。

そこで、2つ質問をさせていただきます。

1つは、データヘルスの推進、もう1つは、ジェネリック医薬品の促進でございます。

1つ目のデータヘルスの推進とは、医療保険者によるデータ分析に基づく保険事業のことで、レセプトや診療報酬明細や健康診断情報などを活用し、保険事業を効果的に実施していくために作成するデータヘルス計画というものです。厚生労働省は来年度予算概算要求においてデータヘルス計画の作成や事業の立ち上げを支援し、

市町村国保が取り組みを行うことを推進するため、予算を97億円計上しております。平成25年度当初予算が2億9,000万円なので、力の入れぐあいが相当あります。この金額からしても、データヘルスは今後の重点分野の一つであると言えます。

自治体において積極的にデータヘルスを導入することによって、医療費の適正化に効果を発揮すれば、国保財政にとってメリットになると思っております。その先進的な事例を紹介しますと、広島県の呉市でございます。65歳以上の人口比率が約31%。菊池市が30.9%でございます。余り変わりません。医療費が膨れ上がり、2008年には1人当たりの年間医療費が呉市は60万円と、全国平均の4割高い状況になっていたと。危機感を募らせた医療費適正化に本格的に乗り出しました。まず着手したのが、国保加入者のレセプトと診療報酬明細のデータベース化です。患者が処方された医薬品や診療内容を把握して分析した上、ジェネリック医薬品の利用促進を図った結果、薬剤費が5億円削減されたということであります。

ジェネリック医薬品のことは、以前、平成23年に質問をしました。また、大賀議員も質問をされております。

医薬品には、同じ成分で同じ効果でも、値段の高い先発医薬品と値段の安い後発医薬品があると。この後発医薬品をジェネリックと呼ばれています。どのような画期的な発明の医薬品でも、発明から6年が過ぎたら、また、特許が切れると、その有効成分や製法は共有の財産となって、医薬品製造業者は自由に製造できるようになるため、先発医薬品より安く、安全に患者に提供できるようになるということがあります。この呉市ではジェネリック医薬品を大いに促進して、どのくらい節約できるかお知らせするサービスを行ったということです。それが可能になったのがデータベース化でありました。その結果、患者の薬代が3分の1程度に抑えられたと。そして、国保を運営する自治体の負担軽減にもつながったということでございます。また、データベースの活用で、医薬品の削減だけでなく複数の医療機関への重複診療者の抽出、また、同じ種類の薬を併用している方などに対して、訪問指導で過度の診療や薬の飲み合わせなどの改善が推進されております。データヘルス計画は、市民へのさまざまな健康づくりの取り組みをすることで、医療費の適正につながると思っております。

本市においての保険事業で、このような医療費適正化の取り組みとして、データヘルスとジェネリック医薬品の促進について現状をお伺いします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 1点目のデータヘルスの取り組み状況でございますが、

本市におきましては、熊本県健康保険連合会を通じまして、支払い審査業務等にかかわる情報をもとに構築いたしました国保データベースシステムを利用した保険事業を展開しております。抽出しましたデータにつきましては、菊池市の実態把握や地域での健康教室に活用をしております。また、生活習慣病の改善を促す取り組み、また、それを予防するための特定保健指導、合併症の発生を抑えるための重症化防止の取り組みもあわせて行っておるところでございます。

死亡原因の6割が生活習慣病と言われる現在では、レセプト等のデータ分析に基づいた保健事業の推進が強く求められております。今後もデータの活用など、科学的なアプローチを通じまして、保健事業の実効性をさらに高めてまいりたいというふうに考えております。

2点目のジェネリック医薬品の普及啓発でございますが、広報、あるいはホームページの掲載のほかに、ジェネリック希望シールや啓発パンフレット等を配付しております。また、年に1回、ジェネリック医薬品を使用していない被保険者の皆さんに、ジェネリック医薬品に関するお知らせといたしまして、使用中のお薬とジェネリック医薬品に切りかえた場合の負担額を示しました通知を送付して、理解を深めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

〔登壇〕

○15番（泉田栄一郎君） 菊池市でも、私の質問の後、このジェネリックについてはさまざまな取り組みをされ、まず1つが「広報きくち」への掲載、また2つ目に、菊池市ホームページへの掲載と、これは常時されているということです。

また、ジェネリック医薬品使用希望シールというのが私もわかりませんでしたけれども、保険証にシールを張ると、わざわざジェネリックにしてくださいと言わなくても希望ができるということでございます。それを受けまして、窓口に行けば非常に丁寧にそういうこともされていると。そしてまた、ジェネリック医薬品についての金額がこれだけ変わりますよという説明も年に1回されているということで、非常に取り組みもされて頑張っておられるなと思いました。ややもすると、薬というのは高くないと効かないと、安かとは何か効かんとじゃないのかというような思いもあります。そういう中で、このジェネリックの非常に有効な内容を市民の方に説明をするということで努力をされていることがわかりました。

今後もこのデータヘルスを使いながら、さらなる努力をしていただきたいと思います。

それでは次に、スマートフォンの活用についてということで質問をさせていただきます。

きます。

昨年6月、世界最先端IT国家創造宣言が閣議決定されました。その中の目指すべき社会、姿を実現するための取り組みの一つとして、IT・データを活用した地域の活性化があります。どういうことかといいますと、地域の資源を生かした観光や公共・行政、農業等の地場産業等において、IT・データを活用することにより、地域や社会が抱える課題を解決する新しいアイデアや技術により、市民が新たなまちづくりを実現するというところでございます。

菊池市では、日常生活でいろんな課題があると思いますけれども、例えば、横断歩道の白線が消えたとか、ベンチに落書きがあったとか、壁・公共施設に落書きがあったとか、道路の陥没とか、動物が道路で死んでいたとか、スズメバチの駆除、そういう問題がいろいろあります。こういう問題があった場合に、菊池市としてはどういう取り組みをされているのか、お聞きします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 皆様おはようございます。それでは、各道路等の情報に対する取り組みについてということでございます。

現在、課題、要望につきましての聴取方法につきましては、市民の方や各行政区長様からの文書や電話、来庁が主なものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 今、お聞きしましたけれども、区長さんや、また市民の方からの電話とか来庁というようなことをお伺いしました。全国的に見ると、すぐやる課というような課が設置され、市民の声に素早く対応し、同時に行政を市民に身近でわかりやすいものにしようという考えがあって、それができているそうです。また、ほかの取り組みをしている愛知県半田市を紹介させていただきます。

半田市では、市民が日常生活の中で見つけた問題箇所を、今、皆さんが持っておられるスマートフォンですね、スマートフォンのアプリ、これはソフトとも言えますけれども、アプリを活用して、すぐに市に知らせることができるシステムの運用を開始しました。これは市民が無料登録できる民間のスマホアプリを事前にダウンロードして、ユーザー登録しておくということです。横文字ばかりでちょっとわかりにくいと思いパネルにしましたので、お見せします。

[パネルを示す]

○15番（泉田栄一郎君） まず、スマートフォンがありますけれども、このアプリを

使いまして、これを活用するということでございます。スマートフォンを持ってもらえない方もおられるかもしれませんが、そういうことで、それを使うということでございます。そして、例えば自分が道路を歩いていたら陥没箇所があったということで、私はこの写真は、自分がタブレットを使って写真を撮って行政の方にお見せをしたところでございます。これと同じように、スマートフォンのアプリで写真を撮って、そのまま市役所にこれをクリックして送ると、GPSがついていきますので、地図も一緒に出てくるということでございます。そして、その地図を出して、この箇所がこういう問題が起きていますので、何とかできませんかというようなことをお願いするということでございます。そして、その後、市がその内容を見て、この問題は市でやるべきものなのかどうなのか、プライバシーはどうか、そういうようなところを検討して、まず陥没箇所があった場合にはそれを出して、調査して、何日に工事に行きますということで工事に行くわけです。そして、工事が終わった後にこういうお知らせをするということでございます。情報機器を使って、非常に素早い対応をしていくということでございます。それは、今言ったように、例えば落書きをしていたりとか、または公共機関に葉っぱが出ていたりとか、そういうようないろんなことができるということでございます。そういうことで、半田市が、最初はそれを実験的にやられたと。そして、一つの時間、場所に縛られずに、市民が問題を伝える手段がふえたという考えでいいと思います。うちの市が今やっていることに1つプラス、そういう手段がふえたと考えていただければいいと思います。投稿により、まちが改善されることで地域貢献ができるというふうに、市民の方が自分も参加できるという実感が出ると。誰もが対応過程や対応内容を見ることができて行政の透明性が高められるということで、これはどういうことをやったということがそのアプリを使って見れば誰もがわかるということです。そして、迅速に対応ができ、かつ行政の負担もそれほど増加していないということです。

繰り返しになりますけれども、市民から問題箇所や要望があったときは、区長や議員への電話、または市長への手紙を届けていたのが、このスマホで、さらにその方法が1つふえたと考えていただければいいと思います。これは半田市、また千葉市が取り組んでいますけれども、ことし4月から別府市が始めます。また、大阪市も始めるということでございます。行政で始める場合に、3万円でこのアプリ、いわゆるソフトを取り入れることができるということです。一般の市民の方は無料でございます。

そういうことで、情報通信機器を使って市民協働で進めるまちづくりができないかということの質問でございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、情報通信機器を使った対応ということでございますけれども、現在、本市におきましてはホームページ、スマホではございませんけれども、ホームページの中に問い合わせコーナーと、あと市長への手紙を設置しております。

それから、本市におきましても、平成24年7月の災害時に、災害箇所情報の集約が課題の一つと挙がっておりました。

また、平時に道路補修必要箇所などの情報の集約に、先ほど事例でも紹介されました「マイレポはんだ」等の事例は有効な手段の一つであると考え、同様のシステムの研究をしていたところでございます。

今後、各部署で先進自治体における効果を検証するとともに、どのような問題や課題の解消に有効であるかも検証しながら、市民からの情報提供の手段の一つとしての研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一朗君） この調査をしていくというお答えがありました。特に、実験的にでもこれをやって、その効果を見ていただければと思っております。ぜひ進めていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（森 清孝君） ここで昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時44分

開議 午後 零時56分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） 皆さんこんにちは。出口一生でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

2月24日の今定例会の初めに、市長施政方針の挨拶の中でも、去年は広島での集中豪雨や御嶽山の噴火などにより多くの人命が失われるなど、予測のつかない自

然の猛威を見せつけられた年であると挨拶がありました。また、この熊本におきましても、阿蘇の噴火等、自然の脅威を感じます。

まず初めに、菊池市消防団活動についてお聞きします。

消防団は、火災事故、あるいは災害などが発生した際に消防活動を実施し、また、行方不明者、家出、迷子、徘徊等の捜索に消防団が出動しているケースがあります。さらに、遭難した登山者や河川等での行方不明者の捜索を行うことも少なくないと言われております。また、各自治体、消防団により報酬、運営費等の金額が異なることを聞いております。

菊池市の団員確保の方策について、機能的な消防団の確立についてお聞きします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、2点ご質問がございました消防団活動につきまして、まず1点目の消防団員の確保についてですが、現在、市の消防団員は条例定数1,632名ですが、近年の社会情勢の変化により今後の団員の確保や消防活動が懸念されているところでございます。また、サラリーマンの団員が増加しており、平日昼間の消防団員の実働数は少ないのが実情であります。

そのため、今年度より消防団幹部を構成員としました消防団員数検討委員会を設置しまして、今後の消防団員確保の方策及び適正人数について協議を行っていただいているところでございます。

また、団員確保が難しい地域におきましては、日ごろ居住地域におられる消防団OBの方に団員となっていただく支援消防団員としての入団や、女性消防団員の積極的な任用により消防団員の確保に取り組んでいるところです。

次に、機能的な消防団の確立についてですが、今ご説明しました、平成22年度から地域限定的に活動をいただいております支援消防団員制度を導入し、消防団の充実強化、地域の防災体制の充実を図っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。全国の消防団の勤務地の遠隔化、担い手となる若い世代の減少などの理由により、軒並み減少しております。

減少の原因は、消防操法大会等の負担が大きい。2番に、主要な消防団員構成員が自営農家、個人商店主からサラリーマンに推移して就業形態が変化したり、交代勤務等で土曜日、日曜日が休めない。3番目に、企業に就業している団員も、以前は企業も緊急出動に伴い社員が職場を離れることを容認していましたが、近年では

企業の消防団への意識が変化し、従業員である団員が就業中に緊急出動のために職場を離れることを容認しなくなる風潮がふえております。事実上、就業中の火災に対応できなくなっております。４番目に、入団員減少の穴埋めのために実在しない者が登録されている地域も存在し、登録上の団員は足りても実際の火災ではポンプを持ち出すことができないところもございます。

しかし、災害において消防団は消防本部とともに災害対応に当たり、大地震を初め、山林火災、広域火災、行方不明者などの搜索、消防団なくしては活動が困難であります。今日の消防団は、活動内容の主体を消火活動から火災予防活動、地域防災力の向上活動へ大きくシフトしなければならないと思います。菊池市の消防団の定員削減等を行い、機能的な消防団になるべきだと思っております。

再度質問いたします。菊池市の消防団の定員削減についてお聞きします。お願いします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 先ほど答弁しましたように、今年度より検討をいただいております。削減ありきではなくて、適正な人数が何人なのか、あるいは消防団の確保対策もどういったものがあるのか、そういったことを総合的に検討しながら、実動的な、機能的な消防団員が組織できればと思っております。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○５番（出口一生君） ありがとうございます。私も消防団に入って２５年がたちます。今も地区の支援団員として活動しております。私の地区も、もう１０年もすれば現在４６世帯が３分の１ぐらいに減少してまいります。その地域に合った消防活動ができるように、消防団員に消防団として消防団活動ができる消防団に変えていっていただきたいと思います。

次に、２番目の交通安全対策についてお聞きします。

今、日本では年間７８万人を超える方が交通事故で死傷されている状況を踏まえて、国、地方公共団体、関係機関が一体となって交通安全対策に取り組んでおります。

また、きのうの水上市隆光議員の一般質問で、旭志中学校の通学路に危険地帯があるが、この状況をどう解決するかとの一般質問がございました。

施政方針の中では、「生活道路においては、市民の皆様が安心・安全で快適な通行ができるように整備や維持管理を行ってまいります」、また、「コミュニティ交通対策については、平成２６年度のアンケート調査をもとに、市民の意見を分析し、

市民生活の利便性と財政負担を考慮しながら公共交通体系の構築を図っていきます」、また、「本年度も「安心・安全の癒しの里」の実現を加速させるため、「市民力」を結集し、この３つの「つ」を合い言葉に、市民の皆様にもご理解とご協力いただき、市政運営に努めてまいりたいと考えております」とあります。

市の水上隆光議員の一般質問に対する答弁は、協議を進めて、また、対応可能な安全対策を行うということですが、その対応可能な対策を教えてください。

たまたまではございますが、きのう、旭志中学校付近の小学生生徒の通学路が大変危険で危ないと、その地区の区長さんにお会いしまして、区長さんのほうからも指摘を受けました。子どもの安全を守るため、旭志の地区要望として市に強くお願いをされると言われておりました。

菊池市も少子・高齢、人口減少です。今、菊池市の免許状況は、平成２６年１２月現在で３万４，８９３人おられます。そのうち６０代で６，９２８人、７０代で４，００６人おられます。また、８０代以上の方が１，６０５名おられます。これからの消費増税の影響で日本の経済状況は好転するかわからず、日本社会も高齢化により交通弱者がふえていくと思われます。

私も８０代になっても車の運転を行っていると思います。先日も、菊池市において過失運転致死による交通死亡事故がございました。①交通安全意識向上について、②市が取り組んでいる市民への交通保険について質問をいたします。お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、交通安全対策ということで、まず１点目の交通安全意識向上対策等についてご説明を申し上げます。

市民の交通安全意識の向上につきましては、毎月１日、１０日、２０日及び春、秋並びに年末年始の交通安全運動期間中に交通指導員と市職員により街頭指導及び啓発活動に取り組んでいるところでございます。あわせて本年度、菊池地区交通安全協会と保育園、幼稚園、小・中学校、老人会、行政区などを対象に、交通安全教室を１２８回開催し、延べ９，４７８人にご参加をいただき、交通ルールと交通マナー等を学ぶことで、交通安全意識の向上を図っているところでございます。

次に、市が取り組む市民への交通保険についてですが、これは自転車にと。

[「全般的に」と呼ぶ者あり]

○総務部長（馬場一也君） ちょっと自転車のことをまず最初にお答えしたいと思えます。

自転車の保険については、まだまだ認知度が低いのではないかと考えております。

自転車保険の代表的なものとしましては、公益財団法人日本交通管理技術協会が実施しているＴＳマーク制度がございます。これは自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるもので、このマークには傷害保険と賠償責任保険がついており、整備料込みで１，０００円から３，０００円程度の費用で最高５，０００万円までの賠償責任保障が適用されます。市内小・中学校では、昨年７月、保護者宛て書面にてＴＳマーク等の損害賠償保険の加入をお願いしているところでございます。

市内の高等学校におきましては、自転車通学生に対してＴＳマークの義務づけを行っている学校もございます。市民の皆様の私的な交通事故に対する相手方への賠償については、基本的には市民の責任において事前に保険に加入していただくというところと考えておりますけれども、市としましても、こういった機会を捉えまして、保険加入等について啓発を行ってまいります。

自転車以外の保険の状況は調べておりませんでしたので、また後日わかればご説明をしたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○５番（出口一生君） ありがとうございます。今、途中できのうの水上市隆光議員の一般質問の中で対応可能な対策を教えてくださいと言いましたけど、突然質問しましたけれども、今回、私は全体的に交通安全対策についてでお聞きしております。中には入れておりませんでしたけれども、大まかに対応可能な対策を教えてくださいと思います。お願いします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 現在で対応可能な対策としましては、現場を一応確認しまして、現場状況としましては、のり面があります。のり面を有効活用したところで路側帯を広げるような方法で、暫定的ではありますが、歩行者、自転車が通れる幅を、十分ではないかもしれませんが、可能な限り確保するならばというようなことで、今検討をしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 先ほどのお尋ねの続きになります。自転車の件につきましては先ほどご説明しましたけれども、自転車以外となりますと自動車ということになろうかと思っておりますけれども、自賠責と任意保険というところでございますので、

そのところは、各自の自己責任においてどうなっているかというところだと思いますので、そういうことかと思います。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。市民の方の中には、生活がとても厳しくて交通安全保険に加入していない方もおられます。少しでも市民の生活を応援していただくために、よりよい保険を探していただき、市もこれからますます財政が厳しい時代を迎えますが、市民の皆さんのよりよい生活のために、交通安全対策に努めていただきたいと思います。

次に、3番目の施政方針についてお聞きします。

今、国の今年度の一般会計補正予算は90兆円を超えてまいります。昨年度予算を上回り、過去最大ということです。高齢化を背景とした医療、年金など社会保障費用の増加傾向は変わっていないため、2015年3月末には国の借金も1,100兆円に膨らむ見通しでございます。国の収入は税収で年約40兆円から50兆円で、普通の会社ならばもう破綻をしております。また、熊本県の今年度の予算案は3年連続で前年を上回っております。このような厳しい社会状況でございます。

施政方針について、①市長の時代認識について、②菊池市の財政運営について、③重点的、戦略的に取り組むべき施策についてお聞きします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、私のほうから、まず財政運営につきましてご回答させていただきます。

本市の財政運営につきましては、まず1点目は、これまでの対策についてですが、合併当初より合併特例法に基づく地方交付税の、これは普通交付税になりますけれども、優遇措置が合併後10年間であり、その後、縮減されるようになっていたため、平成18年3月策定の第一次行政改革大綱及び平成22年3月策定の第二次行政改革大綱に基づき、事務事業の見直し、定員管理、民間委託等の推進などに取り組むとともに、行政サービスの充実を図るための質の改善にも取り組んでまいりました。その結果による財政効果額は約15億円となっております。このように徹底した行政改革の推進により、財政調整基金及び減債基金等の積立額も年々増加しております。

2点目の今後の見通しと対策について述べさせていただきます。

歳入面では、平成27年度から普通地方交付税が縮減されることや合併特例事業債の活用が平成31年度で終了すること、歳出面では、扶助費等の義務的経費の増

大や庁舎建設を含めまして、普通建設事業の実施による公債費の増大等の要因によりまして、現在より財政状況は厳しくなるものと予想をしております。

対策としましては、今後、特例債を活用した地域振興基金を創設し、財源確保を図りたいと考えております。

また一方では、第三次行政改革大綱に基づき、公共施設等の適正配置、管理、事務事業、補助金・負担金等の見直しによる行財政の効率化に取り組んでまいります。いずれにしましても、コスト意識の徹底による経費の削減等の努力を続けながら、これまでに積み立てた基金を活用しながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） それでは、出口議員のご質問のうち、1番目の時代認識ということ、それから、当面の重点事項ということでございますが、まず1点目、時代認識というのは、当面どういうことが大きな課題であるかということかというふうに私は了解しておりますけれども、先日来からほかの議員の皆さんへのご説明の中で申し上げているとおりでございますけれども、端的に言えば、これから地方は大変厳しい時代を迎えているということだと思います。人口動向によっては消滅する自治体も出てくるというふうなシミュレーションもあるように、生き残りをかけた時代を迎えているということが言えようかと思います。

一方で、地域資源というものに目を向けて、また、時代の大きな価値観の変化等を考えますと、まだまだ地方自身がやることはいっぱいあるというふうに考えておりますし、国としても、今、地方創生ということで大きな期待を寄せておりますし、ある意味では非常に大きなチャンスが来ておると思っております。そういう意味では、このチャンスを生かすも殺すも私ども次第というふうに捉えているところでございますので、知恵を総動員して総力戦で臨んでいく覚悟であるということでございます。

平成27年度は私の就任3年目に当たりますので、公約に掲げた事項について、成果をより確実なものとしていく年として、予算の選択と集中を図りながら、事業の加速化を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、3番目の重点事項でございますが、これは先日、水上隆光議員のご質問でも部長のほうから答弁しましたように、重点としましては、空き家の活用などを中心とした移住・定住支援、それから、ブランド力の向上、6次産業化などによる儲かる農業づくり、それから、着地型商品の開発等による観光振興、出産・子育て等の若い世代の支援や教育環境の充実、そして、地域資源等を活用した市民の健

康づくりと、こうしたことを中心に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。時代認識として、地方交付税の一般財源が国の厳しい財政状況などを背景に、大きな伸びは期待できない一方で、社会保障関係費は増し、厳しい見込みと言われております。

また一方では、日本の借金は大変ですが、返済は恐らく不可能ではない、特別会計を節約すれば捻出できるのではと、また、国民が無駄遣いをやめろと叫び続けられれば何とかなるかもしれないと言われている方もおられます。

また、きのうのことになりますけれども、きのうの答弁で地方創生は地方再生ではないと言われましたが、地方創生、地方再生の違いをもう一度教えてください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） きのでございましたかね、地方創生は地方再生と違うというのは、これは石破大臣のビデオの中でそういう話がありましたというご紹介の中で、大臣の言葉としてもう一回皆様にご披露させていただいたものであります。その中で大臣がおっしゃっていたのは、地方再生という言葉がこれまでにあったと。そのときは、もう一回かつてあったものを取り戻そうということであるけれども、実は、今の時代はかつてと違うと。全く違う前提で、地域資源を生かしながら知恵を絞って新しい価値というものを創造していかなければいけない。そういう意味で、つくり出すという意味で大臣は地方創生というふうにおっしゃっていたというふうには了解したところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 出口一生君。

[登壇]

○5番（出口一生君） ありがとうございます。先日、本を読みました。本の中に、再生とは地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画を作成し、財政、金融等の支援措置を活用すること、また、創生とは、地方で若い世代が安心して働き、結婚し、子育てができる環境を整えることによって地方の活力を高める、人口減少と若者の流出という大きな課題に直面する地方の存続こそ、今後日本が解決すべき大きな社会課題。10年以上前から人口減少と地方の過疎化と高齢化は表面化しており、

国や地方行政でもさまざまな施策を打ってきたが、都市部への人口流出は歯どめがかからなかった。今回の創生では、従来政策の二の舞を演じないように、具体的、効果的かつ早期に戦略を実行することが求められていると書いてございました。地域に合った戦略の必要性が一番大事であると言われておりました。

一本算定の財政対策を考慮した財政計画と運営が重要であり、普通交付税の一本算定は菊池市に重大な影響を及ぼしてまいります。行財政縮小時代を迎え、増大する施策、財政需要へどう対応していくのか、市民にも十分な理解を得る必要がございます。限られた財源の効率的、効果的な活用が不可欠で、優先度評価により事業選択をして、計画の目標達成のため、真に必要な事業を菊池市民のためにしていただきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時28分

開議 午後1時35分

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） こんにちは。議席番号13番、岡崎でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

何遍も出ましたけれども、去年は広島の高雨や御嶽山、そして今、阿蘇山の噴火で苦しみをされている皆さん方がおります。

また、私の友人は東北から北海道に数名いるわけですが、今、大変な豪雪で、一番北は旭川から車で1時間半ほど行った幌加内という町にいます。ここも豪雪で2メートルを超す積雪をしているところであります。また、その幌加内というところはそばの一大産地でありまして、世界そば大会とか、そういうのがありまして、私の友人もそば打ちの名人で、高校もそばの打ち方を習得しないと幌加内高校は卒業できないというところであります。非常に寒いところで、米とそばというところであります。

もう1人は日本海側に寿都というところで、これは先のほうに弁慶岬という、弁慶が義経と中国大陆のほうに渡ったという伝説が残る弁慶岬というところに弁慶の銅像があるんですけど、非常に赤い花の咲く里でありまして、そこにも友達が今おりまして、同じ職についておりまして、今、教育長で頑張っているところであります。

す。

今回、私は４項目について通告をいたしております。

１点目には、まち・ひと・しごと創生について、２点目に、花房中部２期地区畑地帯総合整備事業の創設換地、市が買い上げる時期と周辺整備について、３点目に、交通弱者対策、４点目に、施政方針の中で２点ほどお聞きをするようにいたしております。

まず、１点目のまち・ひと・しごと創生、地方創生についてでありますけれども、先ほども出口議員のほうから一般質問があつておりましたように、創生と地方再生の違いというところでもご答弁があつていたようでございます。

国においては、昨年、平成２６年の法律第１３６号として、まち・ひと・しごと創生法が公布施行されたところであります。法に基づきまして、都道府県市町村においても、地域人口ビジョンと地方版の総合戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するよう努めなければならないというふうに努力義務が課せられているところであります。

今後５カ年間の目標を定めて策定をするということになると思っておりますけれども、この通知につきましては、地方自治法第２４５条の４に基づく技術的な助言をするというような目的で通知があつているところであります。

本市では、昨年、平成２６年１１月に「きくちまち・ひと・しごと創生総合戦略本部」が立ち上げられました。

そこで、お尋ねをしますけれども、１点目に、本市の取り組みの状況、現状についてお示しをいただきたいと思います。

２点目には、県内の各自治体の取り組み状況について。

なお、既に地方創生に関する計画等が類似した認定がされた自治体があれば、その事業等の計画内容もお示しをいただければと思います。

３点目に、交付金と国の支援内容はどのようになりますか、お示しをしていただきたいと思います。

１回目の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、ただいま質問のありました中で、取り組みの現状、県内の自治体、それから、計画されている自治体があればというご質問にお答えさせていただきます。

先ほど岡崎議員が仰せのとおり、本市では昨年１１月に「きくちまち・ひと・しごと創生総合戦略本部」を立ち上げ、平成２７年度中の地方人口ビジョン及び地方

版総合戦略の策定に向け取り組んでいるところでございます。

今後は、人口減少の推計や地域経済の客観的なデータ（地域経済分析システム）に基づいた地域特性の分析と課題の抽出を行い、その地域特性と課題により、本市独自の目標と指標を設定し、その効果を検証していく枠組みを構築したいと考えております。

次に、県内各自治体の取り組みについてですが、平成27年1月30日現在の状況では、県下45市町村中、本市を初め、25団体が地方創生推進組織を設置しており、その他の20団体については現在検討中ということになっております。

また、地方版総合戦略策定状況についてですが、京都府にある京丹後市では、本年1月13日に雇用の創出や観光客の増加など、4項目を柱とした計画の概要（素案）をまとめ、全国で初めて公表をいたしております。

それによりますと、今後5年間で織物業など地域の特徴を生かした新しい産業をつくり出して雇用を創出するほか、滞在型の観光をふやして年間の観光客の数を20万人ふやすなど4項目を掲げ、平成26年度中の決定を目指しているということでございます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、私のほうから3点目の国の支援内容につきましてお答えしたいと思います。

まち・ひと・しごと創生に係る国の支援内容につきましては、国の平成26年度補正予算において、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金として総額4,200億円が確保されております。

交付金は、地域における消費喚起や生活支援策に対して交付される地域消費喚起・生活支援型と、先ほどからの地方版総合戦略の策定と、これに基づきます優良施策等に対して交付される地方創生先行型の2つのタイプに構成されています。先行型はさらに基礎交付分と上乗せ交付分ということに分かれておりまして、地域消費喚起型・生活支援型につきましては、国の予算額2,500億円に対し、本市への交付限度額が9,831万4,000円となっております。また、地方創生先行型につきましては、国の予算1,700億円に対し、これは先ほど申しました基礎交付分と上乗せ交付分が合わさった額でございますけれども、本市への交付限度額が6,237万8,000円となっております。この6,237万8,000円は基礎交付分というところでございます。

本市における予算措置につきましては、まち・ひと・しごと創生以外の経済対策予算もあわせまして、今後追加提案したいと考えております。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 今、数字的なところまで、生活支援型と先行型についてお示しをいただいたところであります。国においては相当な予算を組んで進めていくという強い意思があると思っております。交付金で、平成26年度で4,200億円と。国のほうでは5カ年間で1兆円ほどの予算を組むというふうな試算をされていると聞いておるところであります。

2回目の質問ですけれども、どこの自治体でも同じですけれども、厳しくなっていくのがそれぞれの自治体の財政状況だろうと思います。こういう厳しい財政状況を踏まえて、本市においても少子・高齢化社会を迎えまして、それぞれ自治体の潜在能力としての知力、体力、財力が試される試練の時代ではないかというふうに思っておりますし、自治体運営、市民福祉の向上に直接影響していくことになるのではないかというふうに思っています。

今回、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（5カ年）計画の中で、最重要課題としてどのような基本目標・施策を予定されているのかということについて、お示しをしていただきたいというふうに思っております。

ほかにも熊本県内でも、地方創生にかかわらず、自治体での取り組みがあっているようでございますけれども、先般、国のほうにお伺いしたときに尋ねて、県内の事例では人吉市の事例や熊本市の事例が地方再生計画ということで地方再生法に基づく計画だろうと思いますし、特区的なものだろうと思いますけれども、そういう取り組みがなされているところでもあります。

本市における目指す地方版の総合戦略については、議会と執行部がともに推進をして補完し合うことが大切ではないかというふうに思っております。特にやっぱり国が示しているように、地方版の総合戦略をする上では、答弁にもあったようですが、PDCAサイクルをもって、そのプロセスをしっかりと踏まえた上で取り組むことが必要だろうということをおっしゃっておりますので、そういうところも含めたところで2回目の質問とさせて終わります。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、再質問ということで、具体的な施策ということでございますけれども、現在、それに向けて進めているというところでございます。来年度、総合戦略を策定することとしておりますけれども、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略で示されております基本目標等を本市にイメージして考えてみますと、市長のほうでもありましたけれども、空き家の活用等を中

心とした移住・定住の支援、それからブランド力の向上、6次産業化等による儲かる農業づくり、着地型商品の開発等による観光振興、出産・子育て等の若い世代の支援や教育環境の充実、地域資源等を活用した市民の健康づくりなどを中心に組み組んでいきたいというふうに考えております。

他市の状況もありますけれども、やはり議会、それから行政等も含めました産・官・学・金・労という形で、先ほど議員のほうからありました明確な目標のPDCAサイクルによる効果検証を含めた取り組みとすることとしております。

お答えします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 今、部長のほうから、私が次に聞くような内容の答弁がありましたので、若干前後しますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

私が政策、この地方版の総合戦略の中で、本市の現状、そして将来を見据えた場合については、今、部長がおっしゃったような若い人たちの就労の場を地域に創出すると、つくり出すということ、また、若い世代が結婚をし、出産をし、子育てをする、そういう支援と。また、医療体制の充実を図りながら、医療、福祉を含めた生活支援、社会保障制度の充実が最重要課題だと、また目標だと思っております。

そういうことを含めたところで、主な施策について策定をしていって、目標を立てていただければというふうに思っておりますけれども、お考えをお示しいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今後の主な施策ということでのご質問でございます。特に、今若い人の就労の場を地域に、そしてまた結婚、子育て支援、医療等の充実というキーワードをいただいたわけですが、若い人の就労の場というのが菊池に活性化を取り戻すためには非常に重要だと思います。

そのためには、まずこの経済が停滞したままではなかなか就労の場というのは生まれません。したがって、経済の活性化というのをこれまでも一番の重要施策として上げてきたわけであります。

その中でも、従来から述べておりますとおり、特に観光振興、菊池にいい資源がたくさんございます。これを使った着地型商品の開発による観光振興を推進していきたいと。とりわけキーワードは、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズムであろうというふうに思っております。

それから、この観光と農業というのは、今、一体でありますから、農業について

も、こうしたふうなファンづくりをつなげるとともに、6次産業化等を推進することで、いわゆる儲かる農業づくりを進めていきたいと。米・食味分析鑑定コンクールであるとか、最近手がかりができてきましたコンビニとの共同といったことも手がかりとして進めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、移住・定住支援にも力を入れてまいりまして、ここには特に地域おこし協力隊という外からの新しい力を借りながら進めていきたいと思っておりますし、また、若い子育て世代の支援としましては、子宝祝金をさらに増額したいというふうに考えておりますほか、中学生までの医療費無料化の中で、さらに市外の病院でのいわゆる現物給付といったサービスも向上させていく予定でありますし、病中保育という仕組みを新たに追加して、安心して仕事をしていただく環境づくりも進めていこうというふうに考えているところでございます。

健康づくりに関しましては、温泉、あるいは史跡等を活用した地域資源を折り込んだ市民の健康づくりというものを具体化してきているところでございます。

こうしたことを中心に取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、いずれにしても、それ以外のものをしっかり目を通して、地域の特性をしっかりと分析して、課題の抽出を行うことで、平成27年度中に総合戦略を策定して、目標と指標をしっかりと設定して、その効果を検証していくPDCAの枠組みを構築していきたいというふうに思っております。

岡崎議員からもお話ありましたように、まさに行政と議会が一丸となって、また市民の参画を求めて、全ての分野の人々をつなげていくということが一番の成功の鍵であろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） よろしくお願いを申し上げたいと思います。

医療費関係ですけれども、現在、子どもたちの医療費関係助成については、中学校3年生までということであります。ぜひ菊池市から他市に先駆けて、高校生まで足を伸ばしていただければ定住化促進地にもつながってくるのではないかと。先進的な事例として取り組めないかというところも、今後の課題の中に入れておってほしいなというふうに要望しておきたいと思っております。

それでは次に、2点目の花房中部2期地区畑地帯総合整備事業創設換地についてでございますけれども、昨日、私とはまるっきり反対の買うほうではなく、買わないほうということで荒木議員のほうからご指摘、質問がございましたけれども、私のほうは創設換地、これはもう買い上げる時期と利用目的について明確に示して

いただきたいというふうに思っております。

この花房中部２期地区畑地帯総合整備事業、県営でございますけれども、もともと１期、２期合わせた１つの事業でしたけど、途中、合併がありまして、平成１７年に合併したわけですけど、その前から庁舎問題の関係が出てきて、花房中部にも大きく影響をしてきたところです。

当時、行政のほうにありましたので、花房中部にだけは持ってこないでほしいというような要望も合併協議会の中でしてきましたけれども、現在のグリーンロード沿いというところで庁舎用地の確保をするというようなことで合併協の中で決定をして、この花房中部一本の事業が２つに割れるというような、非常に苦しい時期を地権者の皆さん方、協議会の皆さん方は踏まえて今日を迎えているわけですね。その産みの苦しみというところの合併協議の中で、そういう出来事があって今の花房中部２期地区が創設換地を抱えたところで今事業の推進をやっていると。荒木議員もおっしゃってございましたけれども、時間はないと、全く時間はないわけですね。もう残された時間というのは限られておるわけです。

そういう中で、この地権者、協議会の皆さん方のご苦労を考えた場合、だから、創設換地はいつ買い上げていただけるのか、目的はどうするのかというのを待っておられます。そういうことを踏まえて、この創設換地の公共目的を明確に示していただきたいと思います。

これまでの答弁では、市では明確な目的が示されていません。前回の１２月議会で市民広場の整備と周辺整備の中で提案もしてきましたけれども、用途についても県北の県の本部をとということで、振興局の問題も提起したところでありますし、県営の花房台事業の中に取り組み、創設換地に県の施設、県北本部と、もう１つは移転問題が浮上している県営の藤崎台野球場について、地理的条件等も非常に有利な場所でありますので、城北、阿蘇から玉名までも見てわかるとおり、ちょうど菊池は真ん中近くにあり、道路もグリーンロードがあり、県庁にも近いというところがありますので、非常に地理的条件というのは整った場所であると思います。

県営野球場については荒木議員は他力本願ということで、自己決定できない部分があるというふうなことでありますけれども、創設換地は県営事業の中の創設換地、県施設についても考える必要がありはしないだろうかということで、創設換地に誘致をお尋ねしたところであります。

江頭市長は答弁で、大変おもしろいものがありますが、計画策定を進める中での１つのご意見として受けとめさせていただきたいというふうに思いましたと、こういう答弁をいただいているところであります。菊池市が買い上げることを１つの条件、約束事として地権者の皆さん方にご協力をいただきました創設換地であります

ので、菊池市が公共用地を買い上げる利用目的と時期を明確に示していただきたいと思います。

もう1点、これは中心市街地への玄関口、花房台の国道387号とグリーンロードの交差点改良と周辺の花房坂周辺整備計画の進捗状況について、事業完了時期を含めてお尋ねをしますけれども、菊池市の中心市街地を望む玄関口として、花房坂からの眺望は多くの市民にとりまして、ふるさと菊池、心の風景として、誰もが菊池に帰ってきたなと思う、そういう場所ではないでしょうか。みんなが心から大事に思う場所、ところであります。一方、交通の要衝でもありますし、花房台の交差点の朝夕の交通渋滞につきましては、ご承知のとおりひどいものです。早急な道路改良が望まれるところではありますが、事業の推進状況についてお示しをしていただきたいというふうに思っております。

また、花房坂周辺整備について、花房校区との約束事でもありますので、展望所を含め、花房坂周辺の整備計画の事業完了時期を含め、現状をお示しいただきたいというふうに思います。

以上、よろしくご答弁を。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、私のほうからは、買い上げの時期について答弁したいと思います。

まず、県営花房中部2期地区畑地帯総合整備事業につきましては、平成24年度から工事を着手しておりまして、区画整理25ヘクタール、その他地区外排水路及び集落道路等の工事が完了しているところでございます。

現在、グリーンロード南側の文化財調査、さらには国道387号を横断いたします地区外排水路等を整備しているところでございます。

平成27年度以降の工事といたしましては、区画整理が35ヘクタール、菊池台地用水管配工事等が計画されております。工事が順調に進みましても、平成27年度、28年度に区画整理・菊池台地用水配管工事、平成29年度完了整備工、最終年度の平成30年度に換地処分、権利者会議、登記完了の予定でございます。

国の補助金等の配分次第では事業がおくれる可能性もございますが、現在のところ、創設換地用地につきましては、用途の決定後、農地転用事前調整、協議等を経た上で、県、市、土地改良区の協定締結後になりますので、最終年度の平成30年度に用地の支払いになると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、私のほうから利用目的についてお答えさせていただきます。

創設換地の非農用地の利用目的につきましては、岡崎議員の前回の一般質問で藤崎台野球場や県北広域本部などの県施設の整備についてのご提案をいただいたところでございます。

昨日の荒木議員の一般質問でもお答えしましたとおり、庁内の政策調整会議等におきまして、職員提案や条件面の課題整理などで検討を始めているところでございます。

今後、庁内の横断的なプロジェクトチームの組織化などを行い、平成２７年度中には整備方針を策定したいと考えております。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 私のほうからは、花房の交差点、それから花房坂及び展望所の整備についてお答えをいたします。

国道３８７号とグリーンロードの交差点につきましては、現在、県と連携しながら鋭意用地交渉を進めているところでございます。平成２７年度中には交差点改良に係る用地協議を完了させ、平成２８年度での工事着手を現在目指しております。

また、眺望にすぐれた市民にとって感慨深い場所となっております花房坂周辺整備につきましては、さくらの里プロジェクトにより取り組んでいきたいと考えております。

その取り組みとしましては、今月１５日に地元の協力を得て桜の植樹を行うとともに、平成２７年度に眺望を遮っている杉林を伐採し、桜の植樹を計画しております。

それに、展望所の整備につきましては、場所の選定、整備後の管理体制など、今後とも地元との協議を続け、計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○１３番（岡崎俊裕君） 再質問になりますかね。創設換地につきましては、もう悠長に考えている時間というのは残されていないということは十分ご承知だろうと思いますけれども、早急に利用目的等を明確に議会に示すべき時期が来ているのじゃないかと私は思っております。

特に、２期地区の地権者推進協議会の役員の皆さん方のご苦労を思うときにつき

ましては、かねがねそういう人たちのことを考えて市のほうも対応を早急に図っていただければと思っております。

私の提案した利用目的につきましては、庁内協議関係機関への調査、意向協議等は市長実施されたかどうかについて、お答えを願いたいというふうに思っております。

花房台の交差点改良につきましては、県事業の部分と市の所管分、国道と市道がありますのであると思いますけれども、地権者の理解が得られますように、十分な説明、協議を粘り強く繰り返して、承諾が得られるように努めていただくなればというふうに思っております。

なお、花房坂周辺整備の中で、特に展望所の整備については、地元の意向を十分に配慮した上で整備計画を早急に策定して、地元と協議をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、市の考えをお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうからは、花房台地の検討に係る状況でございます。

創設換地の利用目的に関しましては、私も時限を大変意識しておりまして、議員からのご提案も含めまして、庁内での検討を進めているところでございます。

議員からご提案いただいた件でございますけれども、県に状況等を確認しておりますが、県北部広域本部の移転の可能性ということにつきましては、平成21年度に耐震改修が行われているというふうなことでございまして、ある意味大変厳しいものがあるようでございます。

そうした状況も踏まえまして、先ほどから申し上げておりますとおり、平成27年度中の整備方針の策定の中で、関係機関に必要な応じて協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 花房台の交差点改良につきましては、地元の区長さんのご協力もありまして、協議が進んでいる状況でございます。今後も今まで同様、県と連携をしながら粘り強く協議を進めていきたいと考えております。

また、展望所の整備につきましては、十分地元の意向を踏まえまして、継続して計画づくりに進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 次の質問に移ります。

早い時期に回答をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。今までの件につきましては。

次に、通告をいたしております交通弱者対策についてであります。

このことにつきましては、昨年、平成26年度の議会でも泉田議員、坂本議員、坂本議員は昨日も七城地区の交通アクセスを聞かれておりますので、非常に重なった部分でありますけれども、お尋ねをしないと、私のほうでは私なりの質問をさせていただきますので、よろしくお願いをします。

べんりカー、あいのりタクシーの運行状況と、その運行範囲の見直しについて伺いをします。

日常的に買い物、病院行きなど、市民の皆さんの交通手段の一つとして、菊池市が全国に先駆けて運行を開始しました、このべんりカー、あいのりタクシーの運行状況、利用状況と運行している範囲、運行に係る経費についてお示しをいただきたいと思います。

なお、現在の運行範囲の見直しについて、市の考えをお示ししていただきたいというふうに思います。

1回目の質問です。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、きくちべんりカーにつきまして回答させていただきます。

きくちべんりカーにつきましては、医療施設、店舗、公共施設等が集約している市街地を1乗車100円の運賃で利用することができます。総延長が21.1キロメートル、停留所の数が49カ所で、一周にかかる時間が85分となります。

便数は6便ございまして、第1便は8時30分に出発し、最終の第6便の出発時間は16時30分になります。

運行形態は、道路運送法第4条の乗合免許により、熊本電鉄バス株式会社が事業主体となっております。

平成25年度の利用者は延べ2万1,609人、1便当たりの平均乗車人数は12.1人となり、年間の補助金額は607万8,000円でございます。

また、あいのりタクシーについてでございますが、路線バス廃止による公共交通空白地域であった水源地域、龍門地域、泗水西部地域、泗水東部地域、旭志東部地

域の5つの地域で運行を行っております。

料金につきましては、距離に応じてお住まいの区域ごとに利用料金を設定しており、あいのりタクシーを1人で利用しても、複数人で利用しても、同じ料金となります。

水源、龍門地域については、市街地との往復、泗水西部、泗水東部地域については、泗水まちなかや桜山との往復、旭志東部地域については、市街地や旭志むらなかの往復となります。

運行形態は、自宅から目的地までドア・ツー・ドアで対応しており、運行は1日置きに週3回、1日3往復しております。

予約方法については、第1便については前日予約、第2便以降については、当日の決められた時間までに予約を行う必要があります。

平成25年度の利用者数は延べ1万1,495人、年間の事業者への運行補助金は981万7,000円となっております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

〔登壇〕

○13番（岡崎俊裕君） 交通弱者、買い物弱者についての質問が昨年来あっておりますけれども、市長は昨年9月の議会での答弁では、運行体制を考えると答弁をされております。

本年度の平成27年度の施政方針の中では、昨年12月の中心市宣言、定住自立圏構想について具体的に移住・定住などの地域課題に取り組みます、こう施政方針の中でも言うておられます。また、コミュニティ交通対策について、公共交通機関等の再構築を図りますと施政方針の中で示されているものであります。この中には当然交通弱者対策も含まれていると私は思います。

そこで、お聞きしますけれども、現在のべんりカー運行路線以外の地域の運行見直しはできませんでしょうか。あいのりタクシーの区域見直しはできませんでしょうか。市長が進めておられます「住みやすさ日本一の菊池づくり」につながるものというふうに私は思っております。安心・安全、癒しの里に欠かせないのが市民の足、市民の利便性であるというふうにも思っておりますので、お聞かせを願いたいというふうに思っております。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

〔登壇〕

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、見直しということに答弁させていただきます。

べんりカーやあいのりタクシーは、路線バスなど公共交通の利用が不便な地域におきまして、交通機能を確保するだけでなく、ひとり暮らしの高齢者など、交通弱者の買い物や病院、公共施設などへの移動手段を確保し、日常生活を守るという面がございます。

このため、アンケート調査により市民の皆様へのご意見を伺っておりますので、住みやすさ日本一に向け、公共交通の構築につきましては地域の現状、需要の大きさ、財政負担等を考慮しながら検討を進めているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 再々質問を行いますけれども、交通弱者対策ですので、これは地域の民生委員さんとか年寄りの高齢者の皆さん方から大変要望が強くあっているんですけれども、例えば、私の地元花房校区の場合だったら、国道387号は南北に花房を通っておりますし、東西には県道の旭志鹿本線というのが通っております。南北の国道については、公共交通機関が動いているんですけど、横の線、旭志鹿本線関連についての市道も含めてべんりカーの運行はできないかということをお願いしたいと思います。横の線ということであります。あいのりタクシーも含めた地域の見直しをかけていただければと思うわけなんですけれども、例えば、横というのは、西からいうならば七城地区の板井とか前川水源を通って岩瀬、清水、そして木柑子に入って広瀬、出田というような横の路線ですね、そういう路線が交通空白地帯というようなことで、駅までの距離が相当あるところも大変あるわけですから、そういうところに、例えば、週2回ぐらい、2便とか、月曜、水曜とか、火曜、木曜とか、お医者さんとかなんとか、そういう便が決まっておれば、高齢者の皆さん方も病院行きも非常に助かると思いますし、あいのりタクシーも私のところは来ないような空白地域ですので、高齢者の皆さん方からすれば大変便利になるというふうに考えておりますけれども、市長、そこら辺のところを含めてご回答をいただければというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 交通弱者対策としての新たなルートについての考えということでございますが、市としましては、高齢化が今後ますます進展する中で、高齢者を初めとする、いわゆる交通弱者と呼ばれる方々の移動手段の確保というのは、特に買い物、あるいは通院など、こうした日常生活の面からも重要な課題であると認識しております。

現在、市民アンケートの調査結果を分析中でございます。その中で、よく吟味した上で、花房地域から七城地域を経由するような横方の移動手段がニーズの有無を含めて必要かどうか、全体的な交通体系の見直しの中で、利便性、それから財政面、この両面から総合的に検討してまいりたいというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） 検討するということは前向きに進めていきたいというふうに私は理解しておりますので、よろしくお願いをします。

それでは、最後の質問ですけれども、施政方針についてお伺いをしたいと思います。

1点目には、観光戦略「癒しの里」構築プロジェクトの中で、竜門ダム一帯の整備着手について、週末レジャー基地の整備着手とありますが、整備を予定されている場所についてお示しをいただきたいと思います。また、整備着手の時期はいつごろと計画をされていますでしょうか。また、完成はいつごろまでにとというふうなことを考えていらっしゃるんだったら、そこまでお願いをしたいと思います。

2点目に、市民広場再整備方針が決定されるということであります。市民広場再整備、市民検討委員会での委員さん方の意見の主なものについて、また構成メンバーをお示しいただければと思っております。具体的な整備方針の決定時期はいつごろになると予定されていますか。

次に、その他の主要施策の中で、消費生活センター窓口を新設の生活困窮者自立支援相談窓口に併設することについてでありますけれども、消費生活に関する相談内容、相談者はこれまで経済部商工観光課の所管事務として窓口を設置されて、相談口もあります。また、新たに予定をされております生活困窮者の自立支援に関する相談は、健康福祉部福祉課の所管であるというふうに思っておりますので、相談室の設置場所と相談員の配置はどのようにされるのか。当然それぞれの相談者のプライバシーの保護については最重要な問題であります。どのように確保されていくのか、相談員の配置等も含めてお聞かせをお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、私のほうから市民広場再整備に、市民検討委員会についての意見及びメンバー等について回答させていただきます。

市民広場再整備市民検討委員会は、2月23日に第1回を開催しております。主

な構成員としましては、熊本大学の田中尚人准教授を委員長としまして、これまでご協議いただいた再整備協議会のメンバーを中心に、商工会、観光協会、旅館組合、物産館、体育協会などの市民広場に関係する団体や、商店街連合会、菊池神社、まちづくり団体など近隣地域の関係者、隈府地区区長代表、七城・旭志・泗水地区の代表者など15名で構成しております。

1回目の委員会では、市民広場再整備のこれまでの経緯の説明と、本委員会の役割が全体的な方針を検討する組織であること、具体的な内容を進めるために作業部会を立ち上げ、課題の整理について協議していくことなどを確認いたしました。整備内容の具体的な意見をいただく場としましては、次回の委員会からと考えております。

具体的な整備方針の決定時期ですが、平成30年度までの約7億円の整備内容につきましては、平成27年度の早い時期に決定したいと考えております。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 私のほうからは、消費生活センターについてのご回答となります。

平成27年4月1日より、全国の福祉事務所設置自治体におきましては、生活困窮者自立支援事業が実施されることとなっております。

菊池市では、これまで相談者の経済的問題に対しましては、商工観光課内の消費生活センターによる多重債務相談と、福祉課での生活困窮者自立促進支援モデル事業でございました生活困窮者支援がございました。

この2つにつきましては、相談内容に応じて連携して対応してまいりましたが、先ほど申しましたように、平成27年度からの自立支援事業の実施に当たりまして、生活困窮者の抱える多重債務等経済的問題の相談窓口を集約化し、相談のワンストップ化による利便性を考慮いたしまして、消費生活センターを福祉課所管といたしまして、福祉課窓口に自立支援事業相談員と消費生活相談員を配置いたしまして、相談者の相談内容の把握から相談の実施までの迅速化、情報共有によります相談支援の連携強化を図りまして、経済的問題を抱えております生活困窮者の早期の自立促進を図ってまいります。

なお、プライバシーの保護につきましては、庁舎内の相談室を使用いたしまして、これまでと同様に十分配慮してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） それでは、竜門ダムの整備について、遊休地の活用、左岸側のですね、今回の計画に入っているか。

艇庫からボート場まで、今ボート関係は全部リヤカーか自分たちの人力で運んで持っていくということになっておりますので、あそこにボートを機械でおろすような搬送機のようなものの整備はできないか。また、同時に、竜門ダムの広場一帯のあそこには、龍龍館が今閉鎖になって販売をしていませんけれども、当初から非常に厳しい条件で龍龍館も開店したことがありまして、立ち上げのときの状況もよく知っておりまして、旅館業法等の関係で宿泊もできなかったということで、非常に厳しい状況の中で今日されております。非常に今回の整備の中に、龍龍館の取り扱いについてはどのように考えているかということについてお伺いしたいと思います。

それから、市民広場の再整備については、12月に提案をしましたけれども、騎馬像の移転、あるいは振興局周辺の整備、私は振興局跡地はどうするかというのですね、菊池は膨大な史料を持っております。例えば、古文書とか個人蔵で持っている人たちとか、絵画とか、その他文化財考古学関係の史料、各総合支所にも多分どこかに置いてあると思いますけれども、たくさんの文化財史料とか絵画とかいっぱいあるわけですが、その収蔵庫が今ない状態ですので、これを活用するならということで私は思っておったわけです。

県北事務所の移転は、何かというと会議室と展示場と収蔵庫を兼ねた施設というふうに再利用できないかと私は思っていたところでありまして、市民広場再整備の中で、そういう提案を今回検討委員会の中で話を出していただければ非常にありがたいというふうに思っておりますので、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） それでは、時間がございませんので・・・に話させていただきます。

まず、竜門ダムでございますけれども、左岸の遊休地も含めまして、整備の検討に入っていきたいというふうに考えております。

竜門ダムは、地域に開かれたダムといううたい文句で、その第1号グループの中に指定されておまして、一応その中にキャンプ場、サイクリングロード、遊歩道といったいろんなものがつくり込んでございます。ただ、今まではレガッタ競技を中心にしか使われておりませんでした。こうしたところが眠ったままでございますので、現在休館中の龍龍館については、今年度中に整備を進めて、来年のマスターズレガッタには何とか間に合わせたいということを1つの目標として進めていきたいというふうに思っておりますし、今申し上げました周辺インフラについても、

ぜひ少し手を入れることで十分に活用していけるのではないかと考えております。

それから、このレガッタの導入の前提としても、今熊本ボート協会と艇庫のあたりの整備の仕方のプライオリティーについて、今ご相談をしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、市民広場整備とあわせての県北事務所の展望ということでございますが、県北事務所自体については、先ほど申し上げたような耐震工事やって、まだ余り時間が立っていないということがございます。

今回の第1回の市民広場検討委員会の中では、今後の進め方といったふうなところが中心でございましたので、議員のおっしゃった点につきましては、次回の委員会で一回議題としては出してみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） ここで暫時休憩します。

○

休憩 午後2時36分

開議 午後2時47分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで発言の申し出がありますので、これを許します。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 先ほどの岡崎議員の一般質問に対する答弁の中で、私の発言に一部不適切発言がございました。おわびを申し上げます。議長におかれまして、しかるべき措置をとっていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森 清孝君） ただいま市長から、発言中、一部不適切発言があるので、取り消しの申し出がありました。

市長の発言につきましては、後日、会議録を調査し、不適切発言等があった場合には善処したいと思います。

次に、猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 皆様こんにちは。猿渡美智子です。通告に従って一般質問をします。

まず、男女共同参画についてお尋ねしたいと思います。男性の皆様、どうぞやれやれとは思わないで聞いてください。

近年、安倍総理を初めとして、政府側から男女共同参画に関係する積極的な発言

を聞くようになりました。そんなとき、女性が輝く社会と言われれば、別に輝きたいわけじゃないと反発し、女性が女性の活躍と言われれば、都合よく利用してと腹を立てる自分がありました。非正規、低賃金でダブルワークをしながら必死で子育てをしているお母さん方や、貧困にあえぐ女性たちのことをわかって、その姿を見て言っているんだろうかと思っておりました。

しかし、昨年、政務活動費を利用させてもらって日本女性会議に参加して以来、いろいろな研修に参加する中で、政府がこれまでになく女性参画の必要性を打ち出している今というこのときを逃してはならないと考え直すようになりました。ですから、ここではあえて政府の政策にのっとなって質問をしたいと思っています。

現内閣が打ち出した男女共同参画、その最たるものが、まち・ひと・しごと創生法だと思っています。この法律の中核は、言うまでもなく少子化対策です。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の総括官が講演の中で、少子化は子どもを産み育てることのできない社会環境を準備できなかった政治の責任だと言われました。だから、今、政府は、その社会環境をつくり出すことに懸命なのだと思います。

まち、どんなまちか。もちろん、子どもを産み育てやすいまちです。

ひと、どんな人か。子どもを産もうという気持ちになってくれる人であり、それを支えていこうとする人であり、前提となる仕事をつくり出す人です。

しごと、なぜ仕事か。結婚をする気になる、子どもを産む気になるそのためには、一定の経済力の裏づけになる仕事が欠かせないからです。

また、この法律の中で、東京から地方への人の流れをつくると言われております。意外に思われるかもしれませんが、内閣の統計調査では女性が働いているほうが出生率も上がるという結果が出ていて、それにもかかわらず、東京は20代、30代の女性の就労率が全国で一番低く、出生率もまた1.12と全国で一番低いのです。東京に人が集中していたのでは子どもはどんどん減るばかりです。

そのようなまち・ひと・しごと創生法を踏まえて、1つ目の質問です。

菊池市男女共同参画基本条例では、市の責務として、市民、事業者の皆さんへの活動を支援し、連携して取り組むとあります。働きやすさ、産みやすさ、育てやすさを考えるとき、事業者の取り組みが必須条件です。産・学・官と言えば3府の連携です。男女共同参画の視点に立ち、女性が仕事を続けやすい職場にするための積極的な取り組みをされている事業者がおられる一方では、今でも妊娠、出産が解雇につながっているケースさえあります。女性の働き方ばかりでなく、結果として、女性に家事、育児を一方的に担わせることになる男性の長時間労働の改善も課題です。男性の家事、育児の時間がふえるほど、第2子の出生率が上がるという調査結果も出ています。男女共同参画社会の実現に向けて、市が事業者の皆さんと連携し

てどのような取り組みをされようとしているのか、お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、ただいまの男女共同参画の推進に関連しまして、まず、事業者との連携という点につきまして答弁をさせていただきます。

事業者との連携の取り組みとしまして、平成24年度に菊池市内の132の事業所にご協力いただきまして、男女共同参画に関する企業アンケートを実施いたしました。

その中で、ワーク・ライフ・バランスに今後取り組みたいという意見が一番多くあったことから、平成25年度に熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞された企業の方を講師としてお招きし、ワーク・ライフ・バランスをテーマとしまして企業セミナーを開催し、トップの方針として、従業員それぞれに対応した働き方への取り組みや意義についてご講演をいただきました。

参加いただいた27名から、育児・短時間労働等制度の導入は事業者にとっても重要であるとの意見等をいただき、大変有効であったと感じております。今後は、菊池市内でも同様の受賞された事業者の方がいらっしゃいますので、そういった事業所と連携をとりながら、企業向けのセミナーでありますとか講演会、講座など開催することによりまして、男女共同参画の取り組みや意義、あるいは事業所内におけるハラスメントの防止であるとか、女性の登用、労働法令等の周知、性別による役割分担の解消であるとか、再就職等の実習等、連携をとりながら、他の企業の方へも啓発をしてまいりたいと考えております。

今年度策定予定の菊池市男女共同参画計画では、全庁的に連携を密に図りながら、具体的施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） ありがとうございます。

平成24年度に行われた企業アンケートについては、私も一応目を通しておりますが、その中で、任意記述のところに、行政が実態を知らない事業者のところに余り口を出さないでほしいといった旨の記述もあったように記憶しております。しかしながら、行政の働きかけがないと、女性の働く現状、また男性の働く現状の改善がなかなか見込まれないところもあるかと思っておりますので、今、総務部長のほうから提案のあったような具体的ないろいろな取り組みを通す中で、事業者との連携が菊池の元気になっていくようお願いをしておきたいと思っております。

昨年参加しました山鹿市のフォーラムでは、そのような男女共同参画に先進的に

取り組んでおられる事業者が幾つも紹介されるという内容でございましたので、そのようなこともぜひ参考にさせていただきたいと思います。

重ねて、産・官・学でいえば官、男女共同参画に取り組む市の姿勢についてお尋ねします。

ほかの方の質問とも重なり、しつこくて申しわけありませんが、まち・ひと・しごと創生法の基本理念の3番目にこうあります。結婚、出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産、育児について希望が持てる社会が形成されるよう環境を整備する。続いて、その4には、仕事と生活の調和を図れるように環境を整備するとあります。先ほど部長が言われたワーク・ライフ・バランスのことでありまして、これは長く男女共同参画の場で言われ続けてきたことです。

この理念に沿って、自治体は平成27年度中に総合戦略を策定することになっており、熊本県は女性の社会参画加速化会議を発足させ、産・官・学が共同で加速化戦略を策定しました。男女共同参画の視点なしにこの法律への対応はできないと思っています。

そのような情勢を踏まえて、これからの市政の基本となる菊池市第2次総合計画を見ると、元気な産業づくりについてのところにも、地域が育む人づくりというところにも、男女共同参画の視点が全く見られないのが残念です。男女共同参画が女性だけの人権問題だと捉えられてはいないかと危ぶみたくなります。

市はどのような姿勢で男女共同参画に取り組もうとされているのでしょうか。市長は市行政のトップであり、市役所という菊池市で最も大きい職場のトップでもあります。男女共同参画を推進していかれる立場に立っておられます。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 男女共同参画に対しての考え方というご質問でございました。

本市では、平成26年度に男女共同参画市民意識調査というものを行いました。その中で、男は仕事、女は家庭という考え方に反対であるという人が、平成21年に行いました同種の調査結果と比べますとふえておりました。しかし一方では、家事、育児、介護といった家庭生活の中では、主に女性が分担しているといった結果もございまして、家庭生活においての女性の負担は依然として大きいことや、社会通念、慣習等や地域活動、社会の場で平等と感じている人の割合は、全国よりも残念ながら低いということがわかりました。これらの結果からも、男女共同参画というのは女性だけの問題ではなく社会全体の問題として捉えていく必要があると私も認識しております。

このことを踏まえまして、平成２７年度から平成３３年度までの７年間を計画期間とします菊池市男女共同参画計画においては、あらゆる分野で男女がともに活躍できるまちづくりを目標としております。行政の審議会など政策・方針決定過程の場への女性の参画の拡大や、新たに防災の分野へも女性の参画を進めるなど、これまで男性が中心になりがちな分野で女性の意見が反映できるように努めるとともに、男性や子どもにとっての男女共同参画の重要性の啓発なども進めてまいります。

男女共同参画社会の形成を促進するためには、庁内全ての政策において男女共同参画の視点が必要であり、計画に定めた具体的施策については庁内各課が連携して取り組むこととしております。

以上お答え申し上げます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○６番（猿渡美智子さん） 今、市長の答弁の中で、社会全体の問題として取り組む、全ての政策の中で男女共同参画の視点で取り組むというお答えをいただきましたので、非常に安心をいたしました。できれば、その市長の姿勢が第２次総合計画の中にも見ることができるようであれば、もっとよかったなというところが正直な気持ちであります。

例えば、今、市が推進しておられるインターネットショップも、女性の感覚を生かし、女性の消費者を意識しなければ売り上げの増加は難しいのではないのでしょうか。食品の買い物には女性がかかわることが圧倒的に多いと思います。癒しの観光戦略もまた、女性に選ばれるまちにしていけることが大切だと思います。家庭でのお出かけ先の決定にも女性が大きくかかわります。市長が言われたように、市政のさまざまな分野で男女共同参画が進められることが菊池市の活性化につながるよう期待します。

また、先ほど岡崎議員の答弁に市長は、経済の活性化が大事だというようなことをおっしゃいましたが、余談になりますけれども、ＩＭＦ（国際通貨基金）は、日本で女性の労働力率が北欧並みになれば、何とＧＤＰが８％上がると言ったそうです。経済の活性化にもぜひ女性の力を生かしてってください。

次に、菊池市教育振興計画、まだ案の段階ですが、これについてお尋ねをします。さっきからの流れで言いますと、産・官・学の学です。

この件につきましては、学校教育課からまだパブリックコメントを募集している段階だから答弁できないこともあるというお話がありましたが、内容が決定した後では遅きに失すると思いますし、市民の方からこの計画案を読んでしっかり考えてもらいたいという要望もいただきましたので、今回取り上げさせていただきます。

前の質問とつながりますが、菊池市教育振興計画案を読みますと、男女共同参画の視点がないことがとても気がかりでありました。そこで3点、要望も含めてお尋ねします。

まず1点目は、男女共同参画の意識を育てるということについてです。

男女共同参画社会を実現させることは、国の最重要課題の一つとされていますが、そのためには先ほどから言われておりますように、固定的な性別役割分業の意識を解消することや、男女共同参画について正しく理解することが大切です。そこには教育の課題もあると思います。

市長が先ほど言われましたが、男女共同参画推進課が昨年まとめられた市民意識調査には中学生を対象にしたものもあります。そのアンケートで、「男は仕事、女は家庭などの性別によって役割を固定する考え方について、あなたはどのように思いますか」、大人と同じような設問がありました。この問いに対して、「反対」と回答している女子は60.9%であります。一方、男子は39.1%です。男子は半数にも達していません。中学生にも性別役割分業の意識がまだまだ強いということです。

また、少子化の原因を尋ねる問いで、実に女子の60%近くが少子化の原因を「働く女性がふえたから」と答えています。これは現実と異なる誤った認識です。

さらに、女性が職業を持つことについて、40.6%の中学生が「子どもができたら職業を一旦やめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と答えております。男女共同参画でずっと課題とされてきたM字型雇用です。

この子たちは、一旦離職することから生じるさまざまな不利益があることを知っているのでしょうか。産休、育休、勤務軽減などの権利が保障されているということを知っているのでしょうか。国や地方自治体が懸命に子育て支援策を打ち出していることを知っているのでしょうか。子どもたちが男女共同参画に対して正しい理解を持ち、理解した上での判断と自分の選択ができるように、男女共同参画の視点を教育振興計画にも盛り込んでいくことが必要だと考えますが、どうでしょうか。これが1点目の質問です。

また、男女共同参画は人権の尊重をその基本としておりますので、関連して2点目の質問をします。

教育振興基本計画案の中には、「インクルーシブ教育システムの構築が必要だ」と述べてあります。全く同感です。しかし一方で、菊池の教育理念である「文武両道・廉恥礼節」の説明に「心も形もきちんとしていて、健康で教養ある子どもの育成」を目指すものとあります。インクルーシブ教育というのは、障害があろうとなかろうと、健康であろうとなかろうと、お互いを尊重し、共生していく社会を目指すものですから、先ほどの説明の文章とは相入れない感じがいたします。

これを読まれた一人のお母さんが言われました。この「心も形もきちんとしていて」という文章を読むと、きちんと気をつけのできる子どもの姿が浮かんでくる。これを目指すということは、そうできない子どもは間違っている、そうできないことは悪いことだという認識を周りの子どもに持たせてしまうことにはならないだろうか。なるほどと思いました。これでは共生の社会になりません。「心も形もきちんとしていて、健康で教養ある子ども（市民）の育成」を目指すという一文は、さまざまな子どもたちがいることを前提としたインクルーシブな表現に変えていただきたいと思います、どうでしょうか。

3点目は、外国にルーツを持つ子どもへの支援を取り入れていただきたいということです。

教育振興基本計画案で、「グローバル人材の育成について、相手を尊重し、共存する態度が求められます」と書いてあります。本当にそのことが基本だと思います。外国に出ていって活躍するビジネスマンになる力や、そのための英語力だけが大事なわけではありません。外国から日本にやってきた方々と共存していかなければなりません。

この菊池にも日本人としての自覚という言葉だけではくくれない子どもたちがいます。グローバル化の進展とともに、外国にルーツを持つ子どもへの支援は今後ますます必要になってくると考えられますので、教育振興基本計画の中にもぜひ盛り込んでいただきたいと思います、どうでしょうか。

以上3点お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 1点目の男女共同参画の意識を育てるために、男女共同参画計画の中に示してある項目を第2期菊池市教育振興計画に取り入れる考えはないかということについて、まずお答えをします。

現在、男女共同参画、社会福祉、人権啓発、環境、健康など行政上のさまざまな重要分野について、それぞれの基本法に基づく基本計画が策定されているところです。第2期菊池市教育振興計画も策定中であります。今後、教育委員会議の中で、男女共同参画に関する項目の表記につきましては、重要な項目であると認識しておりますので、ほかの基本計画とのバランスや整合性を踏まえ、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目の教育理念の中に、「文武両道・廉恥礼節」とは、「心も形もきちんとしていて、健康で教養ある子ども（市民）の育成」を目指すところがあるが、インクルーシブ教育との整合性がとれていないのではないかということについてですが、「心も

形もきちんとしていて」とは、身なりや態度などの内面的なものを含めた子どもたちの基本的な姿を指す言葉で、児童・生徒を指導していく上で重要なことというふうに考えます。

取り組むべき施策の中にも、「文武両道」教育の推進を「知育・体育」と位置づけております。それから、「廉恥礼節」の教育の推進を「徳育」というふうに位置づけて施策の基本的方向を示しているところであり、全ての子どもたちが生きる力である「知・徳・体」を身につけていくことを表現したものであります。決して健常者や障害者とを区別するような教育理念というふうには思っておりません。インクルーシブ教育の観点からも、整合性は保たれているというふうに認識をしているところです。

3点目の、グローバル人材の育成の取り組みの中に外国にルーツを持つ子の支援を項目として取り入れる考え方はないかということにつきましても、本市におきましても重要な課題というふうに捉えておりますので、こちらも教育委員会議の中で検討してまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 男女共同参画の視点を取り入れることや、外国にルーツを持つ子どもに対する支援も重要な課題だと捉えていただいたことに対しては、本当にそのように取り組んでいただきたいと思います。

ただ、先ほど教育長が「心も形もきちんとしていて」というのは、何も障害を持っている人たちとかを分け隔てするというようなことではないから、インクルーシブ教育とは整合性があるのだとお話がありました。しかし、この文章を読まれた市民の中に、先ほど一人のお母さんの声を紹介しましたが、そのほかにも何人も、いや、ここのところはひっかかるという市民の方々がいらっしゃるというのも、また現実でありますので、そこのところへの配慮をしっかりとしていただきたいと思いますところであります。

この教育振興基本計画は、パブリックコメントがたしかきょうまでということになっていて、私も帰りには出して帰らないかんと思っているところですが、いろんな方と話す中で市民の方から、パブリックコメントは、言っちゃ悪いが行政の帳面消しだもんね、パブリックコメントで何か変わったことがあるだろうかという話を聞きました。帳面消しで終わっては、パブリックコメントの意味がありません。教育振興基本計画に限らず、市民からの意見にしっかりと向き合っていただくことを要望して、この件についての質問を終わります。

次に、フッ化物洗口についてお尋ねをします。

さきの１２月議会で、フッ化物洗口については危険性を指摘する声も少なくないということから実施に反対する立場で一般質問をしました。今もその考えに変わりないどころか、ますます心配になっています。

１月３１日の朝日新聞、環境ホルモンに関する記事の中に、フッ素化合物が血液中に多い母親の娘は、出生児に免疫たんぱく質の量の低下が確認されました。成長につれ影響は減りますが、完全に消えるかは未確認ですと書かれていました。どのようにしてフッ化化合物が血液に入っていくのかは私にはわかりませんが、フッ化化合物が、少しずつではあっても体内に蓄積されていくということは間違いないのではないかと感じております。脳への蓄積を指摘する科学者の講演記録も読みました。

また、インターネット上には、フッ素がインプラントの金属を腐食することがあるという記事も出ています。そして、インプラントをしている人のためにフッ素が入っていない歯磨き剤が売り出されています。もちろん、子どもにインプラントはほとんど関係ないと思いますし、インプラントの金属腐食に対する反論もあるのですが、要は、それだけフッ素についてはまだまだわからないことが多いということではないでしょうか。

私は、疑わしきは使用せずの立場ですが、それでもフッ化物洗口の予算が既に計上され、ことし９月からの実施に向けての動きが始まっておりますので、次の２点について確認しておきたいと思います。

まず１点目です。フッ化物洗口を導入するに当たっては、保護者に対する説明が必ず必要であると考えますが、説明会は実施されますか。

２点目です。一定のフッ化物洗口を実施したら、これまでのブラッシング指導と比べて効果にどのくらいの差があったのかということと、学校現場に大きな負担となっていないかということについて、見直しを含めて検証すべきだと考えますが、どうでしょうか。

以上２点お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） それでは、ただいまの２点について答弁させていただきます。

まず１点目です。学校でのフッ化物洗口は、ご案内のありましたように本年９月から事業開始を計画いたしておりますので、各学校と協議を行った上で保護者説明会を実施していきたいというふうに考えております。

2点目ですが、取り組みの検証につきましては、事業の効果、それから学校での負担の状況などにつきまして、確実に検証してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 保護者への説明会も検証もしていただけるということでもあります。よかったです。でも、私はしないほうがいいと思っていますが。

重ねて質問します。保護者に対する説明のときに、効果だけを述べられたのでは一方的な情報提供になります。危険性を指摘する声もあることをきちんと伝えるべきだと考えますが、伝えていただけますか。また、最終的なやるやらないの判断は保護者の意思に任せるべきだと思いますが、どうでしょうか。

もう1つ、今年度で3年間、菊池市の小・中学校で取り組んできたブラッシング指導に一応の区切りがつきます。新年度に行われる健康診断の結果、順調な虫歯の減少が見られるのであれば、フッ化物洗口の導入は見合わせてもよいのではないかと思います。どうでしょうか。

以上3点お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） まず、就学前の子どもたちは今フッ化物洗口をやっています。それから、市販の歯磨き剤にもフッ化物は含まれております。あと、ずっと先生たちに対する説明会等を開いてきておりますが、その際、保健所と歯科医師会から来ていただいて説明をしていただいております。

また、猿渡議員のほうからは、フッ化物に対する危険性のご指摘のお声があったんですが、虫歯予防のためのフッ化物利用については、保健所の説明でも歯科医師会の説明でも、医学的に既に安全性、有効性が確立されている、国内外の専門機関が推奨しているということでございますので、危険性ありませんかというふうに私のほうが歯科医師会にお尋ねをしたんですが、いや、もうそれは大丈夫ですというお答えをいただいておりますので、それを危険性が指摘されていますよというのを説明会で話す予定は今のところございません。

次に、保護者の意思に任せるかどうかということですが、当然、自分のお子さんのことですから、どうしてもうちはしませんよとおっしゃるところに対して、いや、せんと困るというようなことは、行政のほうからも学校からも絶対言えないと思いますので、判断はやっぱり保護者にお任せするといえますか、ぜひ虫歯予防のため

にフッ化物洗口をやりたいというところにはやっていただくということでいきたいというふうに思います。

あと、現在行っておりますブラッシング指導の結果によって、フッ化物洗口事業を見直す考えはあるかとお尋ねですけれども、平成24年度から取り組んでおりますブラッシング指導事業では、前回の一般質問でお答えしましたように、虫歯の保有数、あるいは虫歯の保有率ともに、確かに効果は上がってきております。しかしながら、まだ県平均には達していないという状況もございます。このことから、虫歯予防の対策の一つでありますフッ化物洗口と、それから今行っておりますブラッシング事業を一緒に兼ねてやっていくことによって、より一層、虫歯予防に努めていきたいというふうに思っておりますので、今現在では9月からの実施に向けて粛々と進めていきたいというふうに思っております。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

〔登壇〕

○6番（猿渡美智子さん） 保護者への説明会で、あえて危険性について言うつもりはないというお答えでありましたが、それは確かに来ていらっしゃる歯科医師さんや保健師さんが推進の立場である方であるならば、当然安全ですよとしかおっしゃらないと思います。教育長も既に反対の立場の人と推進の立場の人がいらっしゃるというのはご存じのことであると思いますので、やっぱりインフォームドコンセントのこの時代でありますから、危険性を指摘する声もあるのだということぐらいは伝えないと一方的な情報提供になってしまうのではないかと懸念いたしますので、検討してください。

12月議会で執行部からのフッ化物洗口に対する答弁として、WHOも推奨しているのだというお話がありました。私が持っている資料やインターネット上の記事では、WHOはフッ化物洗口は6歳未満の子へは禁忌、してはいけないとしているとあります。ぜひ内容をちゃんと調べいただいて、保護者説明会でWHOが推奨していますからという一方的な話になりませんようお願いします。

また、同じく答弁の中に、洗口液の濃度は歯磨き剤より低いから大丈夫だというお話もありました。アメリカでは、1997年にアメリカ食品医薬局というところがフッ素入りの歯磨きに警告文を義務づけています。たばこと同じで、危険性も表示しなければならないということになっております。日本ではそのような義務づけはありませんが、歯磨き剤も大丈夫だからフッ化物洗口に危険はないとは言えないと思います。フッ素入り歯磨き剤も危険としている国があるのですから。説明会では客観的で公平な情報提供になりますように、どうぞ配慮をお願いいたします。

次に、高齢者支援について質問します。

介護保険制度が改正され、要支援サービスの一部が介護保険から外れて市町村の事業に移行することになりましたが、私としましてはこの改正には賛成しかねるところもあります。しかし、既に決定事項となった今では、要支援者へのサービス低下や、その結果としての要介護者の増加につながらないように、市の体制を整えていかなければならないと思ってもいます。

今回の改正では、これまでは事業所が行っていたデイサービスやホームヘルパーのサービスをボランティアや地域の活動に担ってもらうということが想定されています。1月の議会月例会で提示された菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画にも、この改正を前提としたさまざまな事業が考えられていますが、その中で、地域やボランティアの協力を求める事業の内容についてどんなものがあるのかを1つ目の質問とします。

次に、制度改正の中でその役割がますます大きくなっていくと考えられる地域包括支援センターについてお尋ねします。

地域包括支援センターは、高齢者やその家族にとって一番の相談窓口です。私も父が動けなくなったとき、まずここに相談に行きました。市役所に行くと、ああ、きょうも誰か来ておられるなと思いながら見ているところです。いつも忙しそうです。

12月議会で地域包括支援センターの基準について議決がされました。その新しい基準によると、菊池市の場合は各職種に何名の職員が必要なのか、それに対し、現状では何名の職員が配置されているのかをお尋ねします。

3点目です。4月から特別養護老人ホームなどの施設向け介護報酬が引き下げられます。きのう、たまたまた特養の関係者の方と会いましたら、現場はわかつらんと嘆いておられましたが、その介護報酬引き下げのかわりに、職員一人当たり月1万2,000円の賃金増となる処遇改善加算の拡充が言われております。

12月議会で、つまごめ荘の職員不足の解消と、そのための雇用条件の改善を訴えたところですが、国がお金を出すと言ってきています。利用しない手はありません。しかし、この処遇改善加算は申請しないとお金がおりてきませんので、つまごめ荘についてもぜひ申請していただきたいと思います。市はどのようにお考えでしょうか。

以上3点についてお尋ねします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） まず1点目の、要支援サービスの移行についてでございますが、これまで要支援1、2の方につきましては、介護保険の予防給付で行わ

れていました訪問介護と通所介護が、今回、市町村が行う地域支援事業に移行されることとなりまして、市では見守り、家事等の生活支援サービス、介護予防を提供する仕組みを充実させまして、平成28年4月より新たなサービス提供体制を開始する予定でございます。

訪問介護の移行策といたしましては、登録制のボランティアによる簡単な家事援助や老人クラブのシルバーヘルパーの訪問事業を活用いたしました、話し相手や安否確認などの生活支援サービス体制を整備してまいりたいと考えております。

2点目の、地域包括支援センターの専門員の人員配置の基準でございますが、議員おっしゃったように、昨年12月に制定いたしました条例のとおり、65歳以上の第1号被保険者の数がおおむね3,000人から6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士及び主任ケアマネジャー各1名とされております。この基準を本市に当ててみますと、本市に配置すべき常勤の職員数につきましては、保健師3名、社会福祉士3名、主任ケアマネジャー2名となっております。現状を申し上げますと、保健師1名、社会福祉士1名、主任ケアマネジャー1名でございまして、不足しているのが現状でございます。

3点目の介護職員処遇改善加算につきましては、介護人材の確保、定着の推進を図るため、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対しまして、介護職員1人当たり月額平均1万5,000円を交付する介護職員処遇改善交付金といたしまして平成21年度に制度化されておりますが、平成24年度からは介護職員処遇改善加算といたしまして介護報酬に移行されております。

しかし、介護現場におけます人材確保につきましては、全国的に依然として厳しい状況でもありますし、本市においても例外ではございません。そのような状況も踏まえまして、平成20年4月から全庁的な臨時嘱託職員の賃金、報酬見直しに合わせまして、嘱託の介護職員で月額2,300円、臨時の介護職員で日額200円の報酬賃金の増額を予定しているところでございます。

お尋ねの介護職員処遇改善加算の活用につきましても、介護現場における人材確保の点からも有効な手段であると考えられますので、加算の内容を十分精査し、活用に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 処遇改善加算については、ぜひ実現していただくよう取り組んでください。

先日、区の回覧板の中に、つまごめ荘の嘱託職員募集のお知らせが入ってきまし

た。加算の実現は職員不足解消の強力な手だてにもなると思います。どうぞよろしくをお願いします。

重ねて質問します。先ほど部長のほうから言われたように、市は要支援サービスの移行を平成28年度からと考えられているということです。ということは、移行に向けて準備期間はあと1年しかありません。先ほど説明のあったような事業で、地域やボランティアの協力を得ていくための取り組みが必要です。市長の言葉をかりれば、「市民力」がやっぱり大きな成功の鍵となってくると思います。

私がお話を聞いた市民の方も、協力する気持ちはある。だけど、地域に丸投げされては困ると言われました。ボランティアするにしたって、ちゃんと研修がないと危ないとも言われました。移行に向けたこの1年でどのようにこの「市民力」を育てていこうとされているのか、お尋ねします。

また、地域包括支援センターの職員配置の現状を聞いて、人数からいえば8人必要なところを現状では3人で頑張っておられる。随分無理をして職務に当たっておられることを改めて感じました。相談に行く市民としては、いろいろな悩みを抱えてのことですから、じっくりと話を聞いてほしいと思います。

市長の施政方針にも、総合相談体制の整備とうたわれています。平成27年度には地域包括支援センターの職員の基準が満たされるよう改善される予定があるのかどうか、2点お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるためには、地域の中でお互いが助け合い、支え合うネットワークづくりが重要となります。

そのために、平成27年度におきましては、関係機関と連携をとりながら地域に不足するサービスの創出や、生活支援サービスの担い手育成に取り組むとともに、関係者間のネットワーク化を行う生活支援コーディネーターの配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる協議体の設置などを行ってまいります。

さらに、元気な高齢者を初め地域住民が支える側として参加ができる各公民館でのふれあいデイサービス、あるいは語らいの場など、住民主体の通いの場の充実をさせていきたいというふうに考えております。

地域包括支援センターの専門職の確保につきましては、センターの業務における責任体制を明確にし、また、専門職員の資質を担保する観点から常勤の職員を確保することが必要でありますので、現在、総務課と人事配置について協議を進めているところでございます。

また、今後ともハローワークを初めといたしまして、関係機関との連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 関係機関と連携して担い手を育成していきたいという答弁をいただきましたが、その担い手の育成をどのようにしていくのかという具体的なところを実はお聞きしたいと思っていたのですが、きょうはもう時間がございませんので、またこれから時々、高齢支援課などにお伺いしながら、どんなふうになっているのか話を聞いていきたいと思います。

それから、地域包括支援センターの人員について検討していくというような中身だったかと思いますが、菊池市がほかのいろいろな事業所に対する基準もやっぱり決めているわけですね。この事業所ではこういう基準を守りなさいというようなことが、たくさんの条例の中で決まっていたわけですがけれども、もともとである菊池市がその基準を守らずして、よその事業所に、あんたのところは基準を守ってくださいともなかなか言えない現状があると思いますので、しっかりとこの基準が満たされるように頑張してほしいというか、考えてほしいと思います。

地域包括支援センターでしっかり相談ができて、地域の中で、さっき部長が言われたようなネットワーク、支援体制ができれば、高齢者の安心・安全に大きく貢献でき、地域の活性化につながっていくという可能性もあると思います。反対に、介護保険から外されて、かわりに市民力も育たなければ、要支援の方々へのサービスは大きく低下します。そこでの行政のリードはとても重要ではないでしょうか。一朝一夕にはいかないであろう今後のご苦勞を思うと、頭が下がりそうになるところもありますが、私も一市民として、地域の活動の中ではその一端を担うつもりでありますので、よろしくお願い申し上げますと言って、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 以上で本日の一般質問は終わりたいと思います。

あすも引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員ご起立をお願いします。傍聴者もどうぞ。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午後3時45分

第 4 号

3 月 5 日

平成 27 年第 1 回菊池市議会定例会

議事日程 第 4 号

平成 27 年 3 月 5 日（木曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20 名）

1 番	平	直 樹	君
2 番	東	奈津子	さん
3 番	坂 本	道 博	君
4 番	水 上	隆 光	君
5 番	出 口	一 生	君
6 番	猿 渡	美智子	さん
7 番	松 岡	讓	君
8 番	荒 木	崇 之	君
9 番	柁 原	賢 一	君
10 番	工 藤	圭一郎	君
11 番	城	典 臣	君
12 番	大 賀	慶 一	君
13 番	岡 崎	俊 裕	君
14 番	水 上	彰 澄	君
15 番	泉 田	栄一朗	君
16 番	森	清 孝	君
17 番	樋 口	正 博	君
18 番	木 下	雄 二	君
19 番	山 瀬	義 也	君
20 番	境	和 則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長兼 市 長 公 室 長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	中 原 宏 隆 君
七城総合支所長	大 山 堅四郎 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 譲 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
教 育 課 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
事 務 局 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	安 武 則 貴 君

○議長（森 清孝君） 全員起立をお願いします。
（全員起立）

おはようございます。
着席をお願いします。

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。
初めに、東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） おはようございます。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問を行ってまいります。

まず最初に、介護保険事業についてです。

第6期事業計画では、保険料の値上げが示されていますが、この値上げに至った経過と菊池市の介護保険料は全国平均と比較してどうなっているのかをお聞かせください。

市民の暮らしが殊さら厳しいとき、介護保険料の分野でも新たな負担を強いるというのは見過ごせません。一般財源から繰り入れてでも値上げはすべきではない、こうと思いますが、市としての見解をお聞かせください。

また、ことしの8月から一定の所得がある人の利用料の負担は、現在の1割から2割の負担となります。介護保険制度導入以来の初めての2割負担となりますが、菊池市ではどのぐらいの方々が、この2割負担に該当するのでしょうか、お聞かせください。

また、ことし4月以降は、特別養護老人ホームの入所は要介護3以上となります。厚生労働省は、やむを得ない事情がある場合は要介護1、2の人でも例外的に入所を認めるとしていますが、菊池市では要介護1、2の方への入所の緩和要件をどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

2点目は、2016年度スタート予定である総合事業についてお伺いします。

昨年6月に国会で成立した医療介護総合法は、要支援者からのヘルパーやデイサービスを取り上げ、先ほど指摘した2割負担の導入など、負担増と給付削減がめじろ押しの内容です。

そこで、伺います。介護保険制度の根幹にかかわる介護保険制度創設以来の大改悪だと私はと思いますが、市民の暮らし福祉に直接責任を持つ地方自治体として、この制度改悪に対し反対の意見を国に上げるべきだと思いますがいかがでしょうか。

2点目には、要支援の方の利用する通所介護、訪問介護の見直しについてです。

この点が今度の制度改定の最大の問題となっています。全国一律の基準で運営されている介護給付によるサービスは廃止され、市町村が独自に実施する新たな介護予防・日常生活支援総合事業として、要支援1、2の方々にはサービスが行われます。菊池市で、現在要支援1、2の利用者の方で、訪問介護や通所介護サービスを利用されていらっしゃる方はどのぐらいいらっしゃいますか。また、この制度移行で国は要支援1、2の方でも必要とする人には専門的サービスを提供するとしていますが、菊池市ではどれぐらいの方が引き続き専門的サービスを受けることができる対象となるのでしょうか。また、この制度移行によって介護サービスを受けたいという人を、窓口で25項目のチェックリストで選別が行われます。チェックリストによる判定だけで、NPOやボランティアによる掃除やごみ出しなど、安上がりな生活支援サービスに誘導されることも可能となります。この基本チェックリストによる窓口での判断について、利用者の意向を十分に重視し、給付外しにならないようにすべきと思いますが、この点についての見解をお聞かせください。

以上、お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） おはようございます。東議員の質問にお答えいたします。

まず、第1号被保険者の介護保険料は、介護保険事業計画期間であります3年ごとに見直しをされておりまして、第1期から第5期までの保険料の推移を見ますと、本市では全国平均を上回っております。

第6期で示している保険料は、平成27年度から平成29年度に見込まれる介護保険事業費等から厚生労働省が示した基準に当てはめて推計をしたものでございます。

高齢者の増加に伴いまして、要介護認定者が増加しておりまして、介護保険事業費が約2億5,300万円程度増加する見込みでございまして、また、政令で定められました第1号被保険者の負担割合が21%から22%に改正されたことなどに伴いまして、第5期の保険料から月額600円値上げいたしまして、月額5,900円とするものでございます。

一般会計からの繰り入れの件につきましては、介護保険事業における市町村の一

般会計の負担割合というものは、介護保健法で12.5%と規定されておりまして、法の遵守の点から、規定以上の一般会計からの繰り入れはできません。

次に、介護保険制度の改正に伴い、サービス利用時の自己負担が2割となる被保険者は、本市では平成26年4月1日時点で約830人、第1号被保険者の5.7%となっております。

次に、特別養護老人ホームの入所要件の見直しに伴いまして、平成27年4月以降、施設への入所が原則要介護3以上に限定される一方、要介護1または2であっても、やむを得ない事情によって居宅での生活が著しく困難であると認められる場合は、特例入所というものが認められることとなりました。

入所判定につきましては、施設ごとに設置されました入所判定委員会で判断されますが、特例入所につきましては、公平かつ透明な運営と市町村の適切な関与が求められることから、本市では、菊池市特別養護老人ホーム入所取扱指針に基づき、適切に対処してまいります。

2点目の新たな総合事業と呼ばれます介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、介護保険法の改正によりまして、全国一律の介護予防給付の一部が市町村が行います地域支援事業に移行されるものでございまして、今後の支援体制といたしましては、高齢者の社会参加を進め、世代を超えて市民がともに支え合う地域づくりを進めていくことが重要なものとなりますので、課題等がありましたら国に要望してまいりたいと考えております。

なお、サービス低下にならないように、支援体制の構築に取り組んでまいります。

次に、現在要支援者のうち、訪問介護及び通所介護サービスを利用している方は約6割おられますが、現状と同様の専門的サービスの対象となる方の見込みについては、今後、現行の介護予防ケアプランの分析を行いまして、専門的サービス対象者の確認を行う予定としております。また、事業実施においては、介護認定申請等の窓口における相談時に基本チェックリストによる申請者の状況把握によりまして、介護給付及び予防給付と新しい総合事業に区分の振り分けを行うこととなります。このため、申請者本人の状況や意向などを十分に把握し、必要なサービスにつなげられますように体制を整えたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） ありがとうございます。

まず最初に、改定される介護保険料についてですけれども、やはり菊池市は全国平均より高いということがはっきりしました。やはり値上げはすべきではないと。

部長答弁では、一般会計からの繰り入れは法の遵守という点で行えないというふうに答弁ありましたけれども、２００２年３月の参議院厚生労働委員会で、日本共産党の井上参議院議員の質問に対し、当時の坂口厚生労働大臣が、一般財源の繰り入れを不適切とする三原則に対して、次のように言っています。絶対だめだ、やめろということまでは言っていない。三原則を超えてやることについて、私たちは奨励はしていないが、自治体の主体性を尊重している。こう答弁をしております。自治体のやはり姿勢いかんだと私は思います。市民の暮らしを第一に考え、柔軟に対応していただきたいと思います。

利用料２割負担については、菊池市でも答弁にもありましたように、８３０人、一定数の方がいらっしゃいます。昨年６月のこの法案を審議する参議院厚生労働委員会では、厚生省が示した２割負担の根拠が総崩れとなって、大臣自身が反省を述べるという経過もありました。高齢者世帯の生活に余裕があるどころか、全ての年収層で、現在貯蓄を取り崩して消費支出を賄っていることを厚生労働省自身も認めています。やはりここはきちんと国に見直しを求めるべきだと思います。特別養護老人ホームの入所緩和要件については、指針に基づき適正に対処していきたいという答弁でありました。必要な人が入所の申し込みすらできず、入り口で拒否されないようにぜひしていただきたいと思います。

現在、この特養ホームは、待機者が全国で５２万４，０００人にも上るとされています。そのうち、今回、対象から外される要介護１、２の方は１７万８，０００人もいます。今後、一部の例外を除き、待機者にもなれない見せかけの待機者減らしにつながらないように、特養ホームの増設などの抜本的な対策をぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、再質問をさせていただきます。

総合事業についてですが、一番懸念されるのが要支援者の方からヘルパーやデイサービスが取り上げられることです。今後、専門的サービス対象者の確認を行うという答弁でありましたけれども、改めてお聞きします。

現在利用されていらっしゃる方で、必要な方には継続して専門的サービスをしていく、このことを確認していただけますか。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） １点目の要支援者の方の専門的サービスの必要な方には、先ほど答弁いたしましたように、介護予防プランの分析を行いまして、サービスの提供ができるよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） ありがとうございます。来年スタートに向けて、これから具体的な作業に移っていくと思いますので、ぜひその点は十分よろしくお願いいたします。

再度伺います。次に、総合事業で専門的サービスを提供する場合、国の指針では事業者へのサービス単価が国の基準を上回ってはいけないという上限が設けられていますが、仮に、この単価が下がってしまったら、サービス低下につながるのではと私は恐れております。単価は自治体の判断となっていますが、安易にこの単価を引き下げるべきではないと思いますが、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 2つ目の専門的サービスにおける単価等につきましては、国の基準であります上限で対応する方向で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） ありがとうございます。サービス低下につながらないような単価の設定をよろしくお願いいたします。

次に、要支援の方をどう見るかということです。実際、国の厚生労働委員会の陳述の中で、京都のヘルパー連絡会の方が、要支援者こそ要介護状態が社会的に潜在しており、専門家の丁寧なケアが必要と語っていらっしゃいます。つまり、要支援者は、生活の困難を抱え、専門的知識を踏まえた支援が必要と認定された高齢者だと私も考えますがいかがでしょうか。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 専門的なサービスが必要な方につきましては、介護予防ケアプランの見直しによりまして確認することとしておりますが、現在の要支援者の中にも必要性がある方が多数存在すると思われます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） ありがとうございます。安易に要支援者の方を専門的サービスから外すような見方はやめていただきたいと思いますので、ぜひその点もよろ

しくお願いします。

次に、国は要支援の中でも専門職の対応が必要でない人が多い、掃除や買い物、食事づくりは専門職が携わる必要はないと、介護職の専門性否定発言をしています。しかし、利用者の異変に気づき、自尊心を大事に一緒に仕事をしながら、必要な援助によって重症化を食い止める生活援助は、単なる家事代行ではないと私は思いますがいかがでしょうか。そして、要支援者を専門的サービスから外すことは心身の状態悪化や家族負担の増大など、在宅生活を困難にする事態を逆に招くものだと思いますが、この点についてはどう思われますか、お願いします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 家事支援等の訪問サービスにつきましては、要支援者の状況を十分調査いたしまして、本人及び家族、担当マネージャー等とも協議しながら、専門的サービスの必要な方には専門職によるサービスを提供できるよう実施体制を整えたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） ありがとうございます。

再度お聞きします。国の資料では、専門的サービスは2025年度には今の5割程度に激減すると試算も示されております。こういう流れの中で、一番心配されるのが、先ほどお聞きした自治体の窓口でのチェックリストによる申請者の判定です。現在行われている専門職による支援を減らし、要支援者自体を減らしていく強力な手段になりかねません。このチェックリストによる自治体での判定が要介護認定すら受けさせない人をつくる水際作戦につながらないようにぜひ対応していただきたいと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 市の窓口での介護に関する相談を受ける際には、まず担当者より事業等の目的や内容、手続等を十分に説明するとともに、相談者の意思を尊重してまいります。相談者が必要とされるサービスについては、チェックリストの結果にとらわれず対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） ありがとうございます。その方向でぜひ対応をお願いしたいと思います。やはり何らかの支援が必要になった際、要介護認定を受けることは全ての高齢者の権利です。このことを窓口で徹底していただきたいと思います。

最後に、市長に伺います。今回の制度移行によって、少なくとも現行の介護サービスの質と量を絶対に後退させてはいけないと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、おはようございます。ただいまの東議員からのご質問は、今後の新たな総合事業に関する介護サービスのレベルについてのお問い合わせがございました。新たな総合事業につきましては、介護サービスの質と量が現状から後退しないよう考慮して、高齢者の方が住みなれた地域で生活を継続できますよう、多様な生活支援の充実や支え合いの体制づくり等の推進に努めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） ありがとうございます。介護心中など、痛ましい事件も今、後を絶たず、多くの方が介護退職を迫られています。また、最近では、家族介護のために学業や就職を諦める10代、20代の青年が全国で17万人以上も上るとされています。介護保険制度からもはじき出され、介護者もなく、病院、老健施設などを点々とする高齢者が社会問題となっています。公的介護保険制度をこれ以上後退させることは許されません。菊池市では、現在の介護サービスを量・質とも絶対に後退させない、この決意で取り組みを進めていただきたい、このことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、子育て支援について質問をいたします。

4月から始まる子ども・子育て新制度を前に、年少扶養控除廃止に伴う保育料への影響が心配されますが、菊池市では、4月からの保育料の負担はどのようなでしょうか。

2点目にお聞きしたいのは、非婚ひとり親家庭での寡婦控除の適用についてです。

夫婦が死別や離婚をしたとき、後に結婚せずに子どもを育てている場合などに、所得税や住民税を軽減する制度がありますが、同じように結婚をせずに子どもを育てているのに、婚姻歴がないひとり親は寡婦控除を受けられません。税制の寡婦控除が適用されないことで、非婚のひとり親が不利益を受けていることは、私は法のも

との平等に反すると思います。一刻も早く所得税法を改正して、非婚のひとり親家庭も寡婦控除を受けれるようすべきと思いますが、同時に、その改正を待たずに既に独自で寡婦控除のみなし適用を取り入れている自治体が広がりつつあります。

熊本県でも、私がつかんでいるところでは、熊本市、玉名市、宇土市がこののみなし適用を行っております。そして、小国町でも4月からこの適用を開始するとのこと。

そこで、お聞きします。非婚ひとり親家庭の世帯数など状況をお聞かせください。また、菊池市でものみなし適用を直ちに行うべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） まず、1点目の年少扶養控除廃止に伴います保育料への影響についてお答えをいたします。

平成22年の税法改正によりまして、年少扶養控除が廃止されましたが、保育料算定につきましては、年少扶養控除を適用するよう国の通達がございまして、現在適用しているところでございます。

平成27年度より本格的にスタートいたします子ども・子育て新制度においては、原則的に年少扶養控除は適用しないことになっておりますが、市町村の裁量によりまして、経過措置といたしまして、在園児のみは年少扶養控除を適用することが可能となっております。本市といたしましては、国の基準に基づきまして、他市等で保育料の負担増になる在園児につきましては、年少扶養控除を適用いたしまして、新入園児につきましては、適用しないこととしているところでございます。

2点目の非婚ひとり親家庭の寡婦控除の適用についてでございますが、まず、本市の非婚ひとり親家庭の状況を申し上げますと、該当世帯は54世帯になります。そのうち、保育園を利用しておられる世帯が25世帯でございます。税法上では、非婚ひとり親は、議員がおっしゃったように寡婦控除の適用の対象とはなりません。そのうち22世帯につきましては、母子家庭で住民税非課税世帯あるいは低所得世帯のために、保育料の無料化あるいは軽減が適用されております。

一方、一定以上の所得があり、住民税課税世帯であるために軽減措置を受けることができないと考えるのは3世帯となっております。

議員が提案されました、非婚ひとり親家庭においても寡婦控除を適用することにつきましては、今後、他市町村の状況を情報収集してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） それでは、再質問させていただきます。

新入園児には年少扶養控除を適用しないということでしたが、そのことが今年度と比較して保育料の負担増につながっては困ります。

それで、次のモデルケースの試算をお願いしたいと思います。

年収350万円の父親と年収150万円の母親の家庭で、3歳、ゼロ歳の子どもを保育園に通わせる場合に、年少扶養控除の適用の有無でどうなるかです。平成26年度と平成27年度の保育料を比較するとどのようになりますか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 議員ご提示のモデルケースの保育料を算定してみましたところ、3歳の子ども及びゼロ歳の子どもの保育料は、ともに年少扶養控除を適用する・しないにかかわらず、平成26年度の保育料と平成27年度の保育料に差はございませんでした。

なお、本市の保育料につきましては、国の徴収額の約65%で設定しておりますので、近隣の市町と比較いたしましても安い状況でもございますので、国の基準のとおり新入園児につきましては、年少扶養控除を適用することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 在園児同様、新園児も平成26年度、平成27年度では影響はないということで安心をいたしました。子育て世代にとって、保育料の負担増は生活を直撃します。今後も若い世代が安心して子どもを産み育てることができるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、非婚ひとり親家庭への寡婦控除のみなし適用の件ですが、情報収集をしたものの答弁でしたが、2013年には最高裁の決定を受けて、結婚していない男女の間に生まれた子の相続差別を撤廃する民法改正が行われています。これを契機に、婚姻の有無によるひとり親家庭への差別が解消する動きが全国でも広がっております。予算もそれほど莫大にかかるものではありません。やろうと思えばすぐにでも実現できます。情報収集にとどまるのではなく、一日も早く検討していただき、実施に踏み切っていただきたい、そのことを要望しまして、次の質問に移ります。

国民健康保険税についてです。6月の私の一般質問でも取り上げましたが、菊池市における国民健康保険税は、平成24年度で県内14市の中で、1世帯当たりの

保険料が一番高く、1人当たりで見ても5番目の高さとなっています。

改めてお聞きします。消費税増税の影響や実質賃金が連続して下がり続ける中で、市民にとって国保税の負担はさらに重いものとなっています。限界にきていると私は認識しておりますが、この国保税の市民の暮らしへの影響を市としてどのように認識していらっしゃるでしょうか、お聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） おはようございます。私のほうから、市民の税負担の現状認識についてお答えいたします。

全国の国民健康保険事業には、高齢者や低所得者層が多く加入されております。特に団塊の世代と言われる60歳以上の加入者が年々増加傾向にあり、今後も所得の上昇というものは考えにくい状況でございます。

加えて、医療費が高騰する中、その加入者負担も多くなっているという構造的な問題もございます。さらには、国保特別会計では独立採算制が求められていることから、保険給付に見合う税額を設定し、歳入の確保に努めなければなりません。

本市におきましても、他市町村と同様な状況でございまして、経済状況が回復しない中で、また、国民健康保険の構造上の問題が解決できないままでは、これ以上の市民の皆様の税負担というのは厳しい状況であるというふうに認識しております。

このことから、国保財政調整基金の取り崩しや一般会計からの法定外繰り入れ等を行って、国保財政の安定化を図ってきたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 市民への負担は大変厳しいと、そういう認識だと解釈いたしました。そうであるならば、国保税の引き下げにやはり踏み出すべきだと思います。全国的に重い負担となっている国保税ですが、政府の新年度の予算案で法定減免拡充を想定した保険者支援として、新たに約1,700億円を市町村国保に繰り入れることとなりました。

そこで、お聞きします。この財政支援は、菊池市にはおおよそどのぐらいの配分となるのでしょうか。また提案ですが、この財源も活用して国保税の引き下げを行うべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 1点目の保険者への財政支援の拡充につきましては、

保険基盤安定負担金と申し上げまして、低所得者に対する保険税の軽減相当額を公費で補てんする保険税軽減分と保険税軽減の対象となった一般被保険者の数に応じ、一定割合を公費で補てんする保険者支援分の2つの合計となります。

平成27年度に予定されている拡充内容から推測いたしますと、保険税軽減分が2億5,670万円で、前年度よりも580万円の増額、保険者支援分が1億420万円で、前年度より5,710万円の増額、合わせて6,290万円の増額となる見込みでございます。

2点目の国保財政支援の拡充を利用した国保税の引き下げについてのご質問でございますが、過去5年間の国民健康保険の決算状況は黒字決算となっております。しかし、決算額から基金繰り入れや前年度繰越金を除きました単年度ごとの実質的な収支状況を見てみますと、平成21年度、平成23年度、平成24年度は赤字となっております。国保税の引き下げを検討する場合、実質収支が安定的に黒字となり、十分な基金の造成が果たされており、あわせて収支と見合った医療費の状況が見通せることが前提となると考えております。今回の保険者支援制度は極めて厳しく不安定な財政状況にある中で、大変ありがたいものと捉えておりますが、国民健康保険の被保険者が年々減少する一方で、病院等へ支払う保険給付費は医療の高度化や疾病の重症化を要因といたしまして、右肩上がりです。伸びております。

こうした状況におきましては、拡大により財源が増加したとしても、国保税を引き下げるまでには至らないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

〔登壇〕

○2番（東 奈津子さん） 今、菊池市の財政状況をお伺いしましたが、この国保税の問題は、やはり根本は自治体の姿勢が問われている問題だと思います。もちろん言われたように、高齢化や医療技術の高度化などで給付は右肩上がりです。伸び、財政も厳しいことは承知をしております。

しかし、全国的にも同じような状況です。でも、少なくない自治体では、今度の保険者支援金約1,700億円も活用して引き下げを行おうとしている自治体もあります。実際に京都市は、国からの支援金も活用して、2015年度から加入世帯の9割が対象となる1人当たり年間平均2,532円の国保税の引き下げを発表しました。額的には小さいものではあります。こういう方向に踏み出すことが今大事なのではと私は思います。

最後に市長に伺います。国保税の市民への影響をどのように認識していらっしゃるのでしょうか。そして、さまざまなハードルを乗り越えて引き下げの判断をすべき

と思いますがどうでしょうか、お聞かせください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問は国保税の負担についてということでございましたが、国保税の負担については、東議員もおっしゃっておりますように、市民の皆様が感じている国保税についての負担感というものは、やはり市民目線から見たときには否めない部分があるのかなというふうに思っているところです。

ただ、説明にありましたとおり、医療費等が大変右肩上がりで増加する中で、国保財政も大変厳しい状況でありまして、市町村単位での国保運営が大変困難な状況を踏まえまして、平成30年度から国保の保険者が県に一本化されることになっているところでもございます。

本年度予算も保険税の負担をふやさないため、当初から一般会計からの繰り入れを計上しているところでございます。

こうした情勢下、保険税を引き下げることにつきましては大変厳しいものがあるなというふうに考えているところです。

さらに支出の抑制に努力する余地がまだまだあると思いますので、これまで以上に国保税の負担が増さないように特定健診を推進し、指導が必要な方への訪問指導を実施するなど、医療費の適正化に努めていきたいというふうに考えております。

また、こうした何よりも健康づくりということに力を入れることで、将来の負担増を圧縮していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 予防に努め、医療費の適正化を図っていくということでしたが、今真剣に早急に考えないといけないのは、国のさまざまな支援や市の基金も活用して、市民待ったなしの負担の限界を解消していくことではないでしょうか。この立場に立てるかどうかだと思います。そこが自治体の本来の仕事ではないでしょうか。医療費が増加する中で、給付費がふえ、国保財政が大変厳しい、こういう状況の中で引き下げを行うことは簡単なことではない。このことは私も承知しております。しかし、先ほど京都市の事例を挙げましたが、京都市以外でも来年度からの国保税の引き下げを発表する自治体は生まれています。市長は、施政方針の中で、市民力という言葉は何度も使われましたが、この市民力の発揮は肝心の市民の暮らしが厳しいもとでは発揮はできません。国の支援も活用しながら、ほかの自治体の引き下げのテクニックも十分研究しながら、国保税の引き下げに菊池市が踏み

出すことを要望しまして、次の質問に移ります。

教育振興基本計画について質問いたします。

菊池市教育振興基本計画第2期計画案が発表され、きのうまでパブリックコメントが実施されていました。私のもとにも、市民の方から、この基本計画に関して幾つかの意見が寄せられています。私自身もこの計画そのものの全文を読み、幾つかの疑問や意見をもちました。

昨日、猿渡議員も質問の中で取り上げられましたが、私は今回、第2章の教育理念についてお尋ねをいたします。

第2章の教育の理念として、「菊池精神」ということが述べられています。その内容は、人の人たる気品を堅持し、信義に厚く、清廉なる人格者を理想とし、みずからもこれに近づこうとする心であり、さらに、みずからも邪を憎み、悪に与せず、恥を知り、物や金によって変節をせず、勇気を持って信念に生きる心である。こう述べられています。もちろん、内容として悪いものであるとは私は思いません。しかし、この内容が公教育の基本理念として掲げられてよいのかという疑問が私にはあります。

80代の方から、戦前学校で「菊池精神」という言葉で戦争への意識高揚をさせられた。こういうお話を伺いました。また、歴史を研究されている専門家の方に、改めてこの菊池精神という言葉について意見をいただきましたが、結論として、「菊池精神」という言葉は一種の戦時用語の色彩が強く、教育理念の説明としては非常な違和感がある。こうおっしゃられております。

私なりに「菊池精神」という言葉の歴史や流れを調べてみましても、戦時下の戦意高揚のための言葉であったことは否めません。また、教育理念の中で「文武両道・廉恥礼節」のもと、子ども像を目指しますとあり、5つの子ども像が掲げられています。

1、菊池の山河自然を愛する。2、菊池の伝統文化に学ぶ。3、志を立て、礼儀正しい人となる。4、自学自習の心を持つ。5、個性尊重の心で生きるとあります。最初に述べたように、この内容自身は大切なものであり、親である私にとっても、こういうことは子どもにとっても大切なものであるというふうには考えており、否定するつもりはありません。ただし、教育の現場で最も重視をしなければならない、日本でも1994年に比準した子どもの権利条約の視点が欠けていると思います。子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として位置づけていますが、率直に言って、この基本計画には、その視点が欠けているのではとの感想を持ちます。全体を通して教育の目的が社会のために役立つ人材の育成というふうに感じられます。

以上を踏まえ、この基本計画は、予定では3月中に策定に至ると聞いていますが、

教育という大事な分野の基本計画です。早急に策定するのではなく、先ほど述べた意見も踏まえ、もっと市民の方の意見や専門家の方の意見も踏まえ、しっかりと検証をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） おはようございます。東議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の「菊池精神」につきましては、平成元年12月の議会全員協議会において、当時の荒木修市長が施政方針で示された「菊池精神の復活」と「文教菊池の再現」の中で、「菊池精神」についての解釈を答弁された内容を抜粋したものであります。

当時、荒木市長は「菊池精神とは、長い間、郷土菊池の風土と歴史の中で培われ、住民の大多数によって是認され、かつ尊敬されてきた人々の生活倫理の総括にほかならない」とされた上で、先ほど東議員もおっしゃいましたが、「一言であらわすのは不可能であります。その特徴的な部分として、菊池精神とは、常に人の人たる気品を堅持し、信義に厚く、清廉なる人格者を理想とし、みずからもこれに近づこうとする心であります。さらに分析いたしますれば、みずからも邪を憎み、悪に与せず、恥を知り、物や金により変節せず、勇気を持って信念に生きる、そのような心の要素が多く含まれていると思います」というように解釈されています。

教育委員会では、この「菊池精神」を端的にあらわす言葉、つまり「文武両道・廉恥礼節」とし、これを教育理念としているところです。

また、今申しました「菊池精神」と言いますのは、菊池神社が、その後、菊池市長が解釈されたものを活用されたものであり、宗教的なものとは関係ないものというふうに判断します。戦意高揚に使われたという時代的なことはあったかと思いますが、今の時代において、この「菊池精神」、申し上げましたような内容については、教育委員会としては間違った考えではないというふうに思っております。

2点目の目指す子ども像の5項目は、教育理念を具現化したものです。この計画は、国の計画、県の計画を参酌して策定しており、子どもの権利条約との整合性は保たれているというふうに思います。ただ、例えば、「菊池の山河自然を愛する」という表現になっておりますので、これを「菊池の山河自然を愛する子ども」というような表現にすることにつきましては、前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

3点目の「郷土を愛する」といった考えにつきましては、教育基本法第2条、教育の目標の中で、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこ

と」と定めており、郷土を愛することは教育基本法に基づくものです。

本計画におきます菊池市の教育方針にも、「市民の理解と協力のもと、人間尊重の精神を基底として、ふるさとの伝統文化を継承するとともに、市民として誇りを持ち、明るく平和な郷土づくりを目指し、心身ともに健全な子ども（市民）の育成に努めます」とし、具体的な5項目の1つに「郷土を愛する心と日本人としての自覚及び国際意識の高揚」と示しているところでございます。

ここに示したとおり、本計画における「郷土を愛する」とは、基本法令に基づく考え方であり、人間尊重の精神を基底としておりますので、子どもたちに対して強制的な意味合いを持っているものではないというふうに考えているところです。

第2期菊池市教育振興計画は、現在策定中であります。市民の皆様からも、今、東議員からいただきましたご意見と同様のパブリックコメントをいただいておりますので、今後、教育委員会議の中で慎重に審議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

〔登壇〕

○2番（東 奈津子さん） 答弁ありがとうございました。平成元年の当時の荒木市長が「菊池精神」という言葉に、戦時中の「菊池精神」とは違った新しい意味づけをされ、それが今日使用されている「菊池精神」となっているということは、私も承知をしております。しかし、その背景を踏まえても、戦時下での「菊池精神」という言葉が果たした客観的な役割を考えれば、公教育の教育理念にはふさわしくないと思います。

今、子どもたちや青少年をめぐる痛ましい事件が相次いでいます。私も小さい子どもを持つ親として、教育の果たす役割は本当に大きいし、大事だと思います。だからこそ、菊池市における基本計画の策定に当たっては、市民の方や専門家の方の意見も幅広く聞き、もっと検証を行うべきであると思います。スケジュールありきの早急な策定であってはいけないと思います。戦前の教育が果たした役割への反省や戦後の教育の原点、憲法の原点にしっかりと立っていただいて、子どもたちにとって最善の内容の基本計画が策定されることを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前10時49分

開議 午前10時58分

○
○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上彰澄君。

[登壇]

○14番（水上彰澄君） おはようございます。議席番号14番、水上彰澄です。通告に従いまして質問をいたします。

これまで多くの方が私と重なる質問をしていただいておりますけれども、私なりの質問をさせていただきます。

1つ目に、地方創生事業について、それから2つ目に、農業振興について、3つ目に、特別養護老人ホーム、デイサービス、グループホームについてをお伺いいたします。

まずは地方創生の事業について、菊池市はどのようなことを考えて取り組んでいこうと思っているのかをお尋ねいたします。

先日の2月24日、3月定例会初日に地方創生に関する概要のDVDを皆さんと一緒に見ましたが、一度見ただけではなかなかわかりづらいことが多いわけであり、まち・ひと・しごと創生法の概要においては、第1条の目的においては、「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する」こととなっています。つまり今後におきましては、地域の特性を生かして各自治体における創意工夫を凝らした取り組みに期待がかけるところと認識しており、私自身も大きく期待しているところであります。

そこで、各自治体ごとの手腕により、その取り組み次第では大きく流れが変わるのではないかと感じておりますが、市長としては地方創生に対して取り組みをどのように捉えて、今後取り組んでいこうと思っているのかをお聞きしたいと思います。先ほど言いましたように、一般質問の初日から私の前に4名の方が質問されておりますので、市長の答弁も変わらないかとは思いますが、何かつけ加えて答弁をされることがあればお答えをいただきます。

1回目の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま水上議員からのご質問は、地方創生に関する考え方ということでございまして、これまで何人かの議員にご説明をさせていただいたとこ

ろでございますが、もう一回、まとめという形でお話をさせていただければというふうに思います。

地方創生というものを端的に申し上げますと、地域資源を生かして自立的、主体的に官民一体となって知恵を結集して、そして、総力戦で地域を活性化させると、こういうことに要約されようかというふうに思いますが、これはこれまで足元にある菊池の宝を生かして、市民力を結集して、「癒しの里」菊池をつくり上げましようという取り組みでできたことと、根っこは同じであるというふうに私は思っております。

これからもさまざまな意見に耳を傾けて、知恵を結集して、自信を持ってこれまでの戦略を皆様と一緒に進めていきたいというふうに考えているところです。

主な重点は、繰り返しになりますが、ブランド力の向上、6次産業化といったことを通じた儲かる農業、着地型商品の開発による観光の振興、移住・定住支援、出産・子育て等の若い世代の支援や教育環境の充実、地域資源を活用した市民の健康づくりなどがございます。そのほかにも、やっていかなきゃいかんことはたくさんございます。今後、菊池まち・ひと・しごと創生総合戦略本部を通じまして、地方版の総合戦略としてさらに練り上げていきたいというふうに考えております。

繰り返しになりますが、皆様の知恵を結集して、創意工夫を凝らして菊池らしい戦略に仕立て上げて、総力戦で臨んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 水上彰澄君。

[登壇]

○14番（水上彰澄君） ありがとうございます。地方創生事業を早くから計画して実行に移しているところが二、三カ所あるようですが、我が菊池市においてもアンテナを高くして、好条件のものにはしっかり取り組んでいくことが大切であります。そのためには、交通費はかかりますが、市長、副市長はもちろん、部課長あたりを予算査定前において各省庁に回り番でも相談、勉強と申しますか、調査と申しますか、行ってもらおうとどうでしょうか。決して損はしないと思います。何か土産があります。私はそのように思っております。

市長、そのようなことを考えておられますか。地方創生事業は取りこぼしのないようお願いいたします。何かお答えいただければ、いただくということにお願いしますが、今、申し上げましたように、もちろん市長を初め、部長さん方の各省庁回りということを考えておるかということ。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今後の情報収集への取り組み方というご質問かと思います。

おっしゃるとおり、情報を先につかむということは大変重要になりますので、私も含めまして、幹部が手分けをしていろいろな方面に伺っていきたいというふうに思います。

また、常日ごろから経常的な情報が入ってくるパイプを太くするというのも大変重要だと思いますので、去年から、本来の順番とは違いますけれども、少ない人数の中、東京市長会のほうにもこちらから算段をして送り込んで、先生方とのパイプを太くしているところでありますし、平成27年度からは中央官庁にも市役所の職員を派遣したいというふうに考えているところでございます。いわば、あらゆる手段を使って、おっしゃるような情報収集に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 水上彰澄君。

〔登壇〕

○14番（水上彰澄君） 私が申すまでもなく、そのようなことを行っておる、考えておるということでございます。ありがとうございます。

次に、2番目に移りますが、農業振興についてということにしておりますけれども、これも地方創生にもちょっとひっかかりますけれども、2番ということで上げておりますので、質問をいたしたいと思います。

農業、畜産、酪農の所得向上につながるようなことはできないかということで質問いたしますが、国においては、企業と農家が一緒になった農業の法人化を進めようとしております。しかしながら、就農人口が年々減少していく中において、また、高齢化になっていく中において、これまでの農業基盤を支えてきた家族経営というものには当然守っていかなければならないと私自身考えているところであります。田舎においては、環境、とりわけ田園風景や山林、水、そして、空気といったキーワードがありますが、農業、畜産、酪農はその一翼を担っているものと考えております。しかしながら、農業や畜産を取り巻く情勢は年々厳しさを増している状況であると言えます。

現在、JA菊池においては、畜産農家における収益性向上対策の一つとして、国の平成26年度補正予算対応の中で畜産クラスター事業に取り組まれていると思いますが、この畜産クラスター事業の概要と市としての支援策についてをお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

ちょっと待ってください。水上議員、一括ということで、2番まで質問していた

だいた後でよかですか。

水上彰澄君。

○14番（水上彰澄君）　そうです。2つ目の質問です。すみません。

次に、今回、長崎県の補正予算では国の経済対策に対応し、新規就農分野と肉用牛経営分野におきまして、農林水産業3.2%増で、担い手の確保、育成対策等が盛り込まれ、生産基盤の弱体化が深刻化する畜産分野にも手厚く予算配分がなされています。これは肉用牛経営の規模拡大への支援を初め、肉用牛経営活力アップ事業として、従来の新設牛舎などに対する支援、そして、空き牛舎の増改築も2分の1を上限に補助や、空き牛舎のリストをつくり農家へのあっせんも行われるものがあります。すなわち増頭を諦めていた農家の規模拡大を後押しし、和牛肥育経営における体質強化を推進されるということでもあります。一方、全国中央会におきましても、繁殖農家においては新築牛舎及び廃業農家等の牛舎増改築には上限の2分の1が補助されると聞き及んでおります。

このような充実した支援策につきまして、肥育牛育成農家にも該当するようお願いをしたいところであります。

国、県に対しては、やはり市町村行政から申し上げてもらわないと、なかなか先に進まないようであります。これまで農水省には一、二度申し上げてはおりますが、何分にも菊池地域の農業、畜産後継者が安心して経営ができるようにと願っているところであります。

そこで、青年就農給付金の制度についてどのようなものかをお尋ねします。

またあわせて、親元での新規就農に対しての支援を拡充する考えはないかをお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君）　経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君）　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

畜産や酪農の所得向上につながります事業といたしましては、議員がおっしゃいましたように、畜産クラスター事業がございます。

今回の国の補正予算によりまして新たに組み込まれましたもので、国際的な競争力の強化のため、地域の畜産関係者が連携して作成する畜産クラスター計画に基づき、収益性の向上のための家畜飼養管理施設を初め、バンカーサイロ等の自給飼料関連施設の整備に対しまして、国から事業費の2分の1が助成されるものでございます。

去る2月25日にJA菊池におきまして、管内で初となります菊池地域畜産クラスター協議会が設立され、現在、実施計画の認定申請に係る事務手続を行っている

ところでございます。

なお、今回の事業費は、J A菊池におきまして、現時点ではございますが、16農場で約16億円を見込んでおりますが、国の予算の関係でどれぐらい採択されるのかは未確定でございます。

本事業につきましては、平成27年度及び28年度にも取り組まれる予定でございます。また、今後は熊本酪農業協同組合等でもクラスター協議会が立ち上げられるなど、さまざまな農業関係団体等において事業参入への模索が検討されているところでございます。

今回の事業につきましては、畜産物の安定出荷体制の構築や生産基盤の強化に資する取り組みといたしまして、今後、畜産業界に与える影響は大きいものと認識しているところでございます。

市といたしましても、大きく期待をいたしますとともに、事業の事務等に関します支援体制については、現在調整をしているところでございます。

次に、就農支援でございますが、議員お尋ねの青年就農給付金につきましては、就農時の年齢が45歳未満であれば農業技術等を習得するため研修期間を支援する準備型と経営が不安定な就農直後を支援する経営開始型があり、最長で準備型2年、経営開始型5年の合わせまして7年間の支援を受けることができます。

親元に就農する場合でありましても、親の経営に従事いたしまして5年以内にさまざまな要件を満たし、経営の継承をすれば、継承した時点から給付の対象となるということでございます。

経営開始型は平成27年度より、前年の所得が250万円を超えた場合は給付を停止するとの現行の仕組みを改めまして、100万円を超えた場合は所得に応じまして、規定の計算式により給付金額が変動する仕組みが新たに導入されているところでございます。

また、市の単独といたしましては、新規就農奨励金につきまして、親元就農も含めまして新たに就農される方々に対しまして、単年度ではございますが、30万円の奨励金を交付しているところでございます。

市といたしましても、新規就農者の確保につきましては、農業発展のため最も重要な課題と捉えておりますので、担い手の確保にあわせまして積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上彰澄君。

[登壇]

○14番（水上彰澄君） ありがとうございました。

再質問をいたします。

2月5日付の農業新聞におきまして、熊日にも載っておりましたけれども、既にごらんになられた方もおられるかと思いますが、人吉市に関する記事が載っておりました。人吉市におきましては、国が地方創生のモデルとして地域再生計画の認定を受けたとのことで、安倍首相と石破地方創生担当大臣との間で授与された認定証を誇らしげに抱えておられた田中人吉市長の顔が強く印象に残っています。人吉市の取り組みは、イスラム教の戒律にのっとったハラール促進区の実現を目指しており、本県が推進する「くまもと県南フードバレー構想」に一層の拍車がかかるものと期待されており、まさに蒲島県知事が目指すハラール先進県としての先駆けとなるものであります。

なお、認定を受けているのは農林水産分野においては九州でも人吉だけとなっておりますが、本認定により政府の地域再生戦略交付金を受けることができ、税制上の特例措置もあると聞いております。

このようなことから、本市におきましても、西日本有数の畜産地帯であり、また、おいしい米がありながら値段が安く、農家の手取りも十分でないことなどを考えますと、人吉市に負けじと海外への輸出ができないものかと考えているところであります。今から始まる地方創生事業に期待する一方で、人口の減少や高齢化による消費拡大が望めない中、人吉市が取り組むハラールなど、本市においても外国への輸出を視野に入れた取り組みができないかということをお尋ねします。

このハラールの件におきましては、うちの木村副市長、県の職員当時だったということでお聞きしておりますけれども、イスラムに送る牛肉等の取り扱い方法、この辺を県職員のときに取り組んだということをお聞きしております。そういうこともあわせて、先ほども申しましたように、菊池はよそに負けない畜産地帯でありますので、これを県北のほうで何とかそのような形がとれないものかということで質問をしたところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

人吉市におけるハラール認証につきましては、平成25年3月に熊本県が策定いたしました「くまもと県南フードバレー構想」に基づき、県南地域の食に関連いたします研究開発、企業の誘致や集積などを推進し、地域の活性化を目指す取り組みの一つでございます。

この中で、イスラム教徒向けのハラールに対応いたしました食肉センターの建設が計画されており、平成29年4月の操業開始を目指していると聞き及んでいると

ころでございます。

イスラム圏域の中でも、特に成長が目覚ましい東南アジアを中心といたしましたハラール市場にターゲットを絞って、ハラールフードを通した新たな市場開拓が期待できるものと認識をしているところでございます。

今後も人吉市を初め、県南地域の動向を注視しながら、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上彰澄君。

[登壇]

○14番（水上彰澄君） ありがとうございます。

このイスラム向けは非常に戒律が厳しく、屠殺の方法とか、豚肉は食べない、酒、みりんも使ってはいけないというようなことでないとハラールの認証が受けられないということでございますので、大変難しいものではございますけれども、今までの外国への輸出ができなかったところでありますので、この辺に力を入れて行政も取り組んでいただくなればと、そういう思いで申し上げたところでございますが、先日の松村参議の行政報告の中で、人吉は早く取り組んでいたのも、3億円の予算がつきましたと言われ、今から始まるわけでありますから、おくれたものではありませんという報告がありました。イスラムの人口は17億人、世界人口の4分の1に当たるわけでありますので、ハラール認証を受けられて、この多くの人たちに安心・安全の食材を提供できて、輸出ができるようになるならばと思うわけであります。

今回の地方創生事業を最大限利用して、米、牛肉、鶏肉を主とし、その他商工関連の素材を売り込むことができるよう取り組んでいただきたいと思います。

このようなことを申し上げ、2つ目の農業振興についての質問を終わります。

次に、特別養護老人ホーム、デイサービス等についてを質問いたします。

これも先ほど東議員が詳しく質問されておりますし、また、答弁も詳しく出てきましたので、余り申し上げることはないと思いますが、2月15日、菊池市泗水ホールにおいて、菊池市社会福祉協議会主催で福祉劇が行われました。皆さん行かれたと思います。演目が「もっと、ほっと、安心きくち 認知症の人を見守り支えるまちづくり」で、市職員と民生委員さんの方々と劇を見させていただきました。大変感動いたしました。私のところも同じようなことが起こりましたので、よくわかっております。

今からは団塊の世代がだんだん福祉劇のような状況が起きてくると予想されますが、サービス等は現状で足りているのか、その辺のところをお聞きいたします。

また、老人ホームですけれども、デイサービス等の菊池市においての戸数という
ですか、箇所と申しますか、それもお聞きするならばと思っております。よろしく
お願いします。

○議長（森 清孝君） 水上議員、3番目の事項を一括でひとつ進めてください。

○14番（水上彰澄君） 特別養護老人ホームにおいては、数年前から入所希望が多く、
なかなか入所できにくいというのはなぜか。いろいろ介護老人ホームとか各施設で
認定協議会があつて、優先順位はあるとは思いますが、ひとり暮らしの人でなかなか
か手続等ができない人が、いつまでも入所できないでいる方は何とかならないもの
かと思いますが、民間施設においては後見人がいないとなると、なかなか入所して
もらいたくないという思いはわかりますけれども、こういうときに1カ所ぐらい行政
の持ち物、つまごめ荘がありますが、公正公平に対応できる施設がなくてはなら
ないと、そのように思います。

先日、市長の答弁では、老人ホーム、幼稚園等において民間委託にしていくとい
うことでしたが、福祉のサービスを考えるときに、1カ所ぐらいは残したほうがよ
くはないかと思います。強く要望をしておきます。なぜなら、そういう方を頼まれ
たけれども、なかなか入所ができない。ひとり暮らしの方が本当に困っておられ、
菊池市外へ入所をさせてもらっているという例もありますし、こういうことを思い
ますときに、ただただ行政改革で行政のみを軽くするだけではなく、介護者が困る
ということです、どの施設においても入所願を出しても200人から300人
待ちと言われますが、どうにかして入所できるようなことができませんでしょうか、
その辺のところをお伺いいたします。

最後に、介護職員の処遇改善についてお尋ねしますが、介護報酬の改定は保険料
をなるべく抑え、介護職員の処遇改善や中・重度の要介護者へのサービスを充実す
るものです。介護職員の確保を図るため、介護職員の処遇改善加算について1人当
たり月額1万2,000円相当の拡充を行い、現行の1万5,000円相当の加算
と合わせ2万7,000円相当の加算をするとあります。

中・重度の要介護者や認知症高齢者へのサービス充実をさせる、またはサービス
の確保に向けた取り組みも充実させることで介護職員の確保をしやすい状況になる
ようですけれども、現在、つまごめ荘においては介護職員の確保はできております
か、お尋ねをいたします。以前において、4名ほどは足りませんということをお聞
きしておりますので、この辺のところをお聞きしたいと思います。よろしくお願い
申し上げます。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君）　まず、本市におけます事業所数、定員、利用状況についてご説明をさせていただきます。

本市には、広域型、地域密着型、合わせて特別養護老人ホームが9施設、グループホームが7施設、デイサービス事業所が27カ所ございまして、それぞれの定員は特別養護老人ホーム312名、グループホーム72名、デイサービスが595名となっております。

利用状況につきましては、特別養護老人ホームはいずれの施設とも入所待ちの状態でございまして、県が平成25年度に実施した調査では、平成25年7月1日現在の待機者は、市外の施設への申し込みを含めて356名、そのうち、ほかの介護保険施設へ入所中、あるいは入院中の方が262名、在宅の方は94名となっております。

次に、グループホームにつきましては、平成26年9月時点で利用者数が62名ということで、定員に余裕があるような状況でございます。また、デイサービスも希望すればサービスを受けることができる状況になっております。

2点目の特別養護老人ホームの入所希望者が多くて、申し込みをしてもなかなか入所できない理由といたしましては、入所者が医療機関への長期入院等がなければ継続して入所可能なことや、有料老人ホームに比較いたしますと一般的に料金設定が低いことなどの理由から、なかなかベッドのあきが出にくいということが考えられます。また、入所の判定につきましては、本人の介護の必要な度合いを初め、介護者の健康状態も考慮した上で施設ごとの入所判定委員会に諮って、困窮の度合いによって判断されておるところでございます。

3つ目のつまごめ荘における職員の配置状況でございますが、本年2月28日現在で98名となっております。内訳は、正職員46名、嘱託職員49名、臨時職員3名となっております。現在、介護職員が1名欠員となっております。全国的に厳しい人材不足の状況ではございますが、現時点では職員の配置基準を満たしており、職員の確保は何とかできているような状況でございます。

議員お尋ねの介護職員処遇改善加算の活用につきましても、介護現場における人材確保の点から有効な手段であると考えられますので、加算の内容を十分精査し、活用に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森　清孝君）　水上彰澄君。

[登壇]

○14番（水上彰澄君）　ありがとうございました。

介護職員も大体定員に達しておる状況であるということでもあります。再度申し上げ

げますが、行政が持つ特養施設は、福祉の充実を考えますときに、損をしても一つだけは残していただくことを切望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで昼食等のため休憩します。

午後の会議は、午後 1 時から開きます。

○

休憩 午前 11 時 38 分

開議 午後 零時 56 分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 議席番号 17 番、樋口正博です。昼一番の質問となりますが、よろしくお願いをいたします。

まず質問に入る前に、あと 6 日で千年に一度と言われた東北大震災から丸 4 年を迎えます。改めて犠牲になられた方々のご冥福を祈るとともに、いまだなお進まない復興が一日でも早く行われることを心より願うところであります。

また、その際に、この菊池市役所からも多くの職員の方々が被災地に派遣をされ、その復旧に遺憾なく力を発揮されたことも忘れてはならないというふうに思います。派遣先の自治体から多くの賛辞をいただきました。私自身も 3 度、南三陸町を中心として、その地に入り、被災者とともに避難所での生活も経験をさせていただきました。我々は、あの悲惨な状況下から必死に立ち上がろうとする多くの人々の姿を決して記憶から消してはならないと思うとともに、あの状況から必死に立ち上がろうとするエネルギーを見習い、今度は地方創生に向け議会、執行部一丸となって立ち向かうことを新たに覚悟するところであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回の質問は、施政方針についてお伺いをいたします。

聞きたいところが満載ですが、6 つに絞ってお伺いをいたします。

多岐にわたり長くなることが予想されます。それぞれのプロジェクトについて、事業への取り組みや予算的措置及び人的配置について、具体的または簡潔にお答えをいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、「儲かる農業」プロジェクトについてお伺いをいたします。

菊池基準の拡大というふうに表現をしておりますが、これは何を意味するものか、お聞きをいたします。

また、営農指導の充実とありますが、市役所の実務としては、極めてまれであると感じております。その内容はどのような取り組みなのか、お伺いをいたします。

さらには、総合計画では、平成25年度10件の取り組みに対し、平成29年度20件との目標設定をしてある、6次産業化への対応への取り組みとは具体的にどのようなものなのか、3点についてお聞きをいたします。

2つ目、観光戦略「癒しの里」構築プロジェクトについてであります。

まず、ホテル王国の取り組みに対して、現在の状況をお示してください。

2点目、おもてなし人材育成を全市的に進めるといふふうにあります。具体的などのような取り組みなのか、お聞きをいたします。

3つ目、きくち情報発信プロジェクトの中で、コミュニティFM研究と記されておりますが、具体的には何を研究するのか、お聞きをいたします。

私が察するに、戸別受信機に変わるものとして考えておられるのかというふうに思いますが、実は合併前の菊池地区においてコミュニティFM事業の実施構想が民間主体で動いておりました。当初、機材購入費だけで1億円近い見積もりが示されましたが、さまざまなものを省略すれば約3,000万円程度で放送可能となり、その後はスポンサー収入で賄う計画でした。しかし、その過程で幾つかの問題も浮かび上がり、実施には至りませんでした。

まずはFM局の場所について、空き店舗等の話もありましたが、アンテナの設置や非常時における緊急放送を考えると、市役所内が理想であったが、そのスペースの確保が困難であったこと。次に、防災の観点から見ると、短波放送のために、肝心の中山間地への放送が追加装置を設置しなければ対応ができない、また、その投資額が実際に運用をしなければ積算が難しかったこと。さらには、ランニングコストとして常時2人から3人の雇用または水道光熱費等年間1,000万円から1,500万円の経費を、果たしてスポンサー収入で恒久的に賄うことが可能なのかということなどでした。また、周辺環境も最悪のタイミングであったことも理由の1つです。

当時、玉名にもコミュニティFMがありましたが、その放送基地はある大手の会社の敷地内にありました。そして、その社長さんが玉名市長。その中で、大手企業は多額のスポンサーもそのFM局に投資をしておりましたが、一方で、玉名市からの公的な資金を投入することについて、公私混同ではないかということが一つの選挙の争点となり、大変な時期でありました。

それらのことが重なる中で、残念ながら実施には至らなかったということであります。

確かに、戸別受信機の全戸対応には約9億円程度がかかります。一時的にはFM

局のほうが安価でしょうが、将来負担をどうクリアしていくかが解決の糸口と考えられますが、どのように研究を進められるのか、お聞きをいたします。

4つ目です。支え合い安心・安全プロジェクトの中で、すすく子宝祝金の拡充とは、具体的な取り組みをお示してください。

5つ目、その他の主要施策について、まず、花房中部2期地区公共用地の活用についてお伺いをいたします。

このことについては、多くの議員から質問が出ているわけですが、まずは、まことに初歩的な質問で申しわけございませんが、購入そのものについて、公用地としての大きなくくり、購入目的ですね、多目的な購入は不可能なのかをお伺いをいたします。

同じく、その他の主要施策について、地域が共同して行う維持活動推進の具体的な策とは何を示すのか、お聞きをいたします。

6つ目、私的に見れば、今年度の施政方針で市長が一番声を大にしておっしゃりたいところは、市民力というものではないかと勝手に想像しているところではありますが、市民力を生かす具体的な取り組みとはいかなることを示すのか、お聞きをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、私のほうからは「儲かる農業」プロジェクトについてということと、観光戦略「癒しの里」構築プロジェクト、それと、花房台の用地購入並びに地域が共同して行う維持活動の推進の具体策ということで、4つにつきましてお答えをいたしたいと思います。

まず、「儲かる農業」プロジェクトについてでございますが、菊池基準の取り組みの拡大につきましては、ネットショップの拡充にもつながることでございますので、菊池基準申請者の裾野を広げることが重要だと考えているところでございます。しかしながら、昨年9月から10月にかけて、各地域において計13回の制度説明会を開催いたしておりますが、2月末現在でも113件の申請にとどまっているところでございます。

特に、菊池観光物産館や旭志ふれあいセンターの出荷者の皆様にはエコファーマー取得者が少ない状況でございますので、先ほど申しました、今後、営農指導により菊池基準の取り組みの拡大をやっていくというところで考えております。

その営農指導の充実につきましては、平成27年度から営農指導員を2名雇用する予定でございます。指導員といたしまして適任者がいないか、現在、県やJAを

通じて推薦をお願いしているところでございます。

また、就農希望者や6次産業化に関します各種相談窓口につきましては、地域おこし協力隊でございます移住・定住コンシェルジュ及びブランド推進マネージャーを活用することとしており、現在、選考作業を行っているところでございます。

6次産業化の具体的な取り組みでは、本年には泗水町で国の補助事業を利用いたしました牧場直営の焼肉レストランがオープンする予定でございます。今後とも、補助事業の活用や6次産業化サポートセンターを紹介するなど積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、観光戦略「癒しの里」構築プロジェクト、ホテル王国の取り組みでございます。それと、おもてなし人材育成の内容についてでございますが、1点目のホテル王国の取り組み状況についてでございます。

平成25年度末に市内全行政区211区の区長様にご協力をお願いいたしまして、ホテル発生状況調査を行っております。アンケートの回収率は74.8%、158件でございます。

現在、ホテルの発生が見られる地区は全体の41.1%、以前は発生した地区が32.9%となっており、ホテルの発生、またはその可能性がある地域が約70%ほどあるのではないかと考えているところでございます。

なお、今後、ホテルの発生を望むとの回答も全体の81%となっており、市民の皆様のご関心度は非常に高いと推測しているところでございます。

また、今後の取り組みといたしましては、平成27年度におきまして、学校教育課サイドで環境教育の一環といたしまして、七城、旭志、戸崎の3小学校を研究指定校と位置づけいたしまして、ホテルの生態についての勉強会やホテルの幼虫放流などを2年間行う予定でございます。この3校の校区と、さきに申し上げましたアンケート調査でホテルの発生している地区、以前に発生していた地区、ホテルの発生を望まれる地区のマッチングなどを行いまして、子どもたちと地域の住民の皆様による合同学習会の開催や、ホテルの幼虫放流、ホテルを育てる活動へと広げてまいりたいと考えているところでございます。

2点目のおもてなしの人材育成の内容でございますが、観光客のニーズの多様化、高度化する中で、本市を訪れられるお客様に好印象を持っていただくこと、また、口コミによる情報発信やリピーターとして再訪していただくためには、地域をよく知る市民の一人一人が思いやりの気持ちと温かいおもてなしで接することが大切であると考えているところでございます。

本市を訪れられます観光客と第一線で直接向かい合われます、宿泊施設や観光関連の施設などに就業されている皆様のおもてなしは、本市の印象を大きく左右する

ものであり、最も重要なことと考えているところでございます。

また、昨今の観光客のニーズや意識が観光地を見て回るだけの観光から、その地域の生活エリアでの体験や交流を楽しみ、地元の人々との触れ合いやきずなを求めるといった旅行スタイルへ変化しているようでございます。このことから、これからのおもてなしは観光関係者だけではなく、市民の皆様お一人お一人にもおもてなしの心をお持ちいただくことが必要であると考え、平成27年度におきましては、宿泊施設などへの専門家を直接派遣いたしましての研修などに加えまして、市民の皆様も多く参加いただけるおもてなし研修会を開催し、おもてなしのレベルアップを図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、花房の用地の購入のことでございますが、これは先日も荒木議員に申し上げましたとおりでございまして、当初、最初に平成16年4月に北部の菊池北部4市町村の合併協議会においての新庁舎建設に当たり、国道325号、国道387号の間の菊池グリーンロード沿線に適地を求めるということが確認されて、それ以降、県営の花房中部2期地区畑地帯総合整備事業につきましては、平成17年9月に地元推進協議会が設立されまして、計画時の総事業費が17億1,800万円、事業費負担割合が国が50、県が30、市が10、地元10となっております。

このような状況の中、特別減歩の手法に基づきまして、菊池グリーンロードの沿線に、創設換地による新庁舎及び災害時避難所機能も備えました公園広場と位置づけまして、市が公用地として購入し地元負担を軽減することを前提に事業の参加同意を得て、平成20年5月に事業採択をいただきまして、事業に着手したといういきさつでございます。

事業実施につきましては、創設換地用地購入によります地元負担金の軽減が前提となっている以上、市が購入しなければならないというところで考えているところでございます。市の用地ということで市が購入いたします、ということになりますと、農地以外のところでの購入が、今のところ前提というところでございます。

続きまして、その他の主要施策、地域が共同して行う維持活動の推進の具体策とは何かということでございます。

地域が共同して行います維持活動推進の具体策といたしましては、中山間地域等直接支払いと多目的機能支払いがございまして、中山間地域等の直接支払いにつきましては、平成12年度から農業、農村の多面的機能を確保するため、傾斜度の高い一団の農用地について、国2分の1、県4分の1、市が4分の1の交付金を支払い、協定に基づく農業生産活動を実施していくものでございます。

平成26年度におきましては、活動組織は、菊池地域72、旭志地域が14、計の86集落協定となっております。活動面積は1,430ヘクタールで、交付金額

といたしましては、２億７４２万１，０００円となっているところでございます。

平成２７年度からは、七城地域へも事業の取り組みの拡大を予定しているところでございます。

次に、多面的機能支払いにつきましては、平成１９年度より農地・水保全管理事業といたしまして、市内約７０組織において取り組まれてきた事業であり、平成２６年度からは、多面的機能支払いへと移行されているところでございます。

事業の内容といたしましては、農地や農業用排水路等の草刈りや泥上げ作業など、基礎的な保全活動を通じまして、多面的機能の維持・発揮を図る取り組みや、地域振興に資することを目的といたしまして、地域ぐるみでの植栽による景観形成づくりなどの共同活動、老朽化が進みます農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う活動組織に対しまして、国が２分の１、県が４分の１、市が４分の１の交付金により支援するものでございます。

平成２６年度におきましては、中山間地域等直接支払制度に取り組む集落協定や井堰管理組合のほか、未実施であった地域への事業拡大を図り、活動面積につきましては、２，２９５ヘクタールから４，３５３ヘクタールへと増加いたしまして、交付金額のほうも３億１５２万８，０００円となっているところでございます。

平成２７年度からは、未実施集落等への事業拡大を推進していくこととしているところでございます。

近年、農業者の皆さんの高齢化や担い手の減少などから耕作放棄地が増加してきており、国土保全や水源涵養など農業・農村の持つ多面的機能の低下が懸念されているところでございます。農業の持つ多面的機能が十分発揮されるとともに、本市の農業が継続され、さらに活性化させていくためには、これら２つの事業に取り組むことで、営農の基礎となる農用地や農業用施設の維持・保全にも重要な部分であり、地域が共同して行う維持活動として推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 皆様こんにちは。それでは、樋口議員からの、きくち情報発信プロジェクト、コミュニティＦＭ研究とはということについてお答えさせていただきます。

コミュニティＦＭとは、放送法に規定する基幹放送の一種であり、限られた地域でのＦＭ放送局です。地上基幹放送の一種ではありますが、放送対象地域が従来の広域放送や県域放送より狭く、地形や設備などによって違いはございますが、ＦＭ

電波が届く範囲はおおよそ１５キロメートルから２０キロメートルと言われております。このことから、地域密着、市民参加、防災及び災害時の放送がコミュニティＦＭの一番の特徴となっております。

コミュニティＦＭの目的としましては、名前のとおり、地域のコミュニティの核となるラジオ放送局を目指すことはもちろん、地域住民が参加し地域密着の情報を発信し、地域を盛り上げていくことが一番の目的だと考えております。

また、行政的な観点から申しますと、市の情報発信ツールとしての役割はもとより、防災面での役割も大きいものと考えます。東日本大震災では、このコミュニティＦＭが大活躍し、その有用性も証明されているところでございます。

県内では、熊本市にあります熊本シティエフエム、八代市のカップＦＭ、小国町のグリーンＦＭが現在、運営をしております。

過去に菊池市において、議員のほうからご紹介がありましたけれども、コミュニティＦＭを立ち上げる計画がありましたけれども、立ち上げまでは至っていないということも聞いております。

コミュニティＦＭは、その運営が難しいと言われており、導入自治体の７割は赤字だと言われております。県内のコミュニティＦＭの先駆者でありますエフエムたまなは、１９９２年２月の放送開始から２００６年４月で放送を終了しております。終了した理由は慢性的な赤字体質を改善できなかったと聞いておるところでございます。

コミュニティＦＭの運営は市町村での直営はできないことから、経営体をどうするのか、狭い放送エリアでどのように収益を上げられるのか、設備費や人件費などの経費をどうするのか、また、防災の観点から市全体に電波を届ける方法などにつきまして、先進地の研修を行いながら、本市でのコミュニティＦＭのあり方を研究してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

〔登壇〕

○健康福祉部長（木原雄二君） 私のほうでは、すくすく子宝祝金について答弁をさせていただきます。

この祝金につきましては、多くの子どもが出生されることを祝福しまして、生まれた子どもの健やかな成長を願い、第３子以降の出生に対しまして一律１０万円を支給する制度でございまして、平成２５年度は１１０件支給をしているところでございます。

今回、施政方針でこの施策を拡充としておりますが、平成２７年度より少子化対策、多子世帯への支援、地域経済対策といたしまして、祝金の増額を考えていると

ころでございます。具体的には、第4子以降につきまして、まず、第4子につきましては現金12万円と菊池市内共通商品券「めぐるん券」を3万円分、第5子には現金15万円と「めぐるん券」を5万円分、第6子以降につきましては現金20万円と「めぐるん券」を10万円分支給することを考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうから市民力の意味するところという趣旨のご質問であったと思います。お答えさせていただきます。

まず、「市民力」という言葉を使い始めた背景についてご説明することがよろしいかと思います。これは当市ということではなくて、日本全体に共通する背景でございますけれども、従来の右肩上がりの時代というのは、これは石破大臣もおっしゃっていましたように、おしなべて自治体の戦略というのは公共投資や企業誘致といった量的拡大で、しかも、どこも似通ったやり方であったわけですから、ある程度官庁、あるいは役所に任せたほうが、むしろ効率的な時代があったわけでございます。

しかし、今、少子・高齢化、人口減少の時代を迎えまして、財政面も厳しさを大変増してきました、単純な量的拡大路線では、このままでは道が開けないと。より優先順位に基づく選択と集中が必要になったということがまず1つあるかと思えます。

また2つ目には、世の中の価値観が多様化しているということ、そしてまた、ほかの自治体同士の生き残り競争の時代になってきたということから、地域資源を生かした、より地域特性に合った個別戦略が重要となったものというふうに感じております。

したがいまして、今や官庁だけではなくて、市民も市政に参画し、汗と知恵を一緒に出していくということが必要になってきたというふうに考えております。

今申し上げました、例えば、汗の部分というのは、これは、そのことによるコストダウンという財政面の寄与だけではなくて、市民の皆様みずからがまちおこし、まちづくりにかかわっていくという中で、主体意識が高まっていくということになるかと思えます。菊池さくら千年プロジェクトなどは、その典型例であろうかと思えます。

また、知恵の部分ということでいきますと、各種の重要プロジェクトに市民のワークショップなどで意見を出してもらう機会をふやしているわけですが、そうしたことで新しいアイデアが生まれてきたり、政策の取捨選択等において大変政策の

実効性を高める上で、極めて重要な意味合いを持ってきておるというふうに思います。

言葉を変えますと、市民力というのは、こういう市民参画型の地方経営のあり方が求められているというふうに言いかえてもいいかと思います。あるいは結集力というふうにも言えると思います。

ここで市民と言った場合に、一般の個人市民のことを指すのみならず、この中には、議会、官・産・学、金融、労組、あるいはメディアといったふうな各界の参画を前提とした、言うならばオール菊池という考え方であります。地方創生というものが、地域みずからが官民一体となって知恵を結集して、地域資源を活用して地域特性に合った戦略を練って活性化につなげるということですのでございます。市民力が今、問われているということは、まさにこういう地方創生の時代にあって、市民参画型市政がますます重要になると、そういう基本スタンスをあらわしているもので、還元すれば総力戦ですよということへの覚悟をあらわす言葉というふうに私としては考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、「儲かる農業」プロジェクトについてですが、営農指導については、長年JAさんを中心とした取り組みが今日まで行われてきていると。その中で、菊池基準を広めるためにも市役所が行うということでありますが、技術的かつ感情的なものも含めて、十分な前打ち合わせをしながら進めていただければというふうに思います。

6次産業化についてですが、目標の指数も出してありますが、私はこの件については件数だけにこだわらずに取り組んでいただければというふうに考えています。そのことは何を示すかといえ、誰もが6次産業化に成功できるかといえ、私はやっぱり厳しい部分があるというふうに思っております。それよりは、いかに多くの菊池市の農家を巻き込んで市全体の農業者所得の向上を目指す活動に重点を置いていくかというところが肝心ではないかというふうに考えます。

実は、機会がありまして、昨年私は伊賀市のモクモクファームという農業生産法人の施設を訪れる機会がありました。創業は昭和26年の日本初の農業法人だそうであります。詳しくはここでは触れませんが、取り組みの1つとして、もともと16軒の養豚農家がハムをつくるために立ち上げた会社なんです、今では多岐にわたって経営を拡大しています。

その中で、1つ、お米に関しての事業。実は、このモクモクファーム、現在、自社耕作で20ヘクタールのお米をつくっています。ただ、それ以外に地元の農家の方をお願いをして、80ヘクタール、合計100ヘクタールのお米をつくっています。そのお米を60キロ、まあ一俵玄米価格で3万円で販売をされているということです。農家へのお米の買い取りは一括現金買い取り、銀行借入れを行うそうではありますが、施設の方いわく、試食おにぎりを1個150円で有料で食べてもらって、なおかつさらに持ち帰りで買ってもらう、こんないい商売はないと。そう簡単なことではないと思うんですが、そのように言っておられました。

私も食べましたが、確かにおいしいです。おいしいですが、私個人的な感想からいえば、日ごろ私が食している菊池米はさらにおいしいというふうに思っています。ただ、この取り組みを聞いたときに、私はまさに地域全体の6次産業化としての取り組みの成功例ではないかというふうに感じました。全ての農家が6次産業化が成功するのは難しい中で、既存の成功した企業との連携を図ることによって成功をおさめると。私は、これらのことに予算を投じること、一つ地域全体の6次産業化として求められる市の重要な役割ではないかというふうに考えています。

個別企業の名前を出して申しわけありませんが、例えば、現在成功しているコッコファームさんがありますが、例えば、この菊池米を菊池基準だけではなくて、例えば、コッコ基準という形でつくってもらって、コッコ米というブランドで販売をすると。それにかかわる包装デザイン等を市が負担をすると。これも一つのやり方ではないかと。簡単ではないと思いますが、実はこれ、しきりに私、モクモクファームも聞いていないんですが、農協出しで去年でいえば1万円を切ったと。後から調整金が入って1万2,000円のを例えばコッコファームに売って2万円になるのであれば、それはそれで農業者の所得がふえることであり、私は全体の底上げができるのではないかというふうに考えています。

また、菊池まるごと市場のネットモールに対しても、現在、成功している販売店のウェブサイトリンクを張ってもらおうと。ただし、これも当然有料をお願いをしながら進めていくというのも一つのやり方ではないかというふうに考えます。農業者全体の所得を上げようと思えば、市としてはここまで踏み込むのもひとつやっておかなければならないのではないかというふうに考えますが、市としてのお考えをお聞きいたします。

2点目、観光戦略「癒しの里」構築プロジェクトについてですが、小学校の環境学習と並行して行うということです。七城、旭志、戸崎の3校で2年間ということですが、大変結構な取り組みだと思います。しかし、せっかくのプランも、例えば、幼虫の餌となるカワニナ、これをどこから調達してくるのか、または購入するのか。

また、飼育における専門知識を持った指導者の確保、派遣をどうするのか。また、漁協や井手組合との事前協議など、先行して行うべきことがたくさんあると思いますが、現在の準備状況をお示しいただきたいと思います。

あと、おもてなしについてですが、市民一人一人が認識をするということで、本当にそのとおりだと思います。ただ、市民参加の研修というふうに言っておられますが、呼びかけでそうそうこの5万人の人口の中の何人の方が対応されるのかなというところもありますので、その点は十分に配慮して実行していただければというふうに思います。

コミュニティFMについては、先ほどのおもてなしの人材育成事業等を初め、全市的な情報の共有や地域コミュニケーションをうまく活用するためには、紙面や活字上だけではなく、耳で情報伝達ができるという利点があります。その意味においては、市民にとっては非常になじみやすい事業でもあると思いますが、今後、十分に検証を行って、本当に可能なかどうかなのかなというのをしっかりと判断をしていただければというふうに思います。

次に、すくすく子宝祝金の件ですね。第4子が12万円プラス商品券3万円、第5子が15万円プラス商品券5万円、第6子が20万円プラス商品券10万円ですかね。なぜ第4子からなのかなというところも1つあるんですが、私はせっかく金額の上乗せということで、その財源が確保できるのであれば、私はもう少し持続性がある方法もひとつ選択肢ではないかというふうに思います。

例えば、金額の上乗せ分を出産一時金だけではなくて、小学校、中学校の入学祝金制度に移行して、それぞれの入学時に分散して交付をすると。そうすれば、後から移住をされる方、または現在子育てをしている一番苦しい世代に対しても即応ができるという利点があるというふうに思うんです。

多分、地域住民生活緊急支援のための交付金、参考事例集とか、こういうのもありますけど、これにも載っていますよね。ぜひともこれをやることは私は悪いとは申しませんが、現状を考えたときに、出産一時金だけではなくて、子育ての期間というのは、やはり保育園、幼稚園、それから、小学校、中学校、高等学校、大学は義務教育ではありませんが、非常に長い期間かかっていく。一時金でたくさんいただけるのは非常にありがたいことではあるが、やはりその機会、機会に市がしっかりと継続的なサポートをしていくということが、私は市民から求められている部分でもあると思いますので、この点については、ぜひとも検討というか、今後へ方向性をまた考えていただきたいと思います。市としてのお考えをお伺いしたいと思います。

次に、花房中部2期地区の公用地の活用についてですが、先日の荒木議員、そし

て、岡崎議員の質問でおおよそわかりました。ただ、お二人に共通していたのは、当初、荒木議員は買わなくてもいいんじゃないかという問いをされましたが、やっぱり市としてこれは買うべきことだという答弁に対して、買うのであれば、どう活用するのかという提言をなされた。一方、岡崎議員も、庁舎予定地でさまざまなことがあったが、その計画が崩れた中でも、そのことを前提として、畑総に挑んだ皆様方にご迷惑をかけないように、やっぱり買うべきだという話の中で、県営球場または地域振興局の移転というものを提案されたというふうに思っています。その中では、買うのであれば、今後、この菊池市の活性化に役立つものを間違いなく建てるようにという、やはり願いが込められたのではないかというふうに感じています。

まず、きのう出ましたけれども、第1種農地ということで、そうそう何でも勝手につくることはできないということを改めて認識をして、私の認識不足をちょっと感じたところなんです。先日も文化会館の移設については一理あるとも考えますが、じゃあ、その中で幾つか出た自力、他力という選択肢の中で、市民球場の話も出ましたが、夜間はナイター照明をつけると虫が来て害が来るという話だったんですが、ご存じのとおり、お隣の山鹿市民球場はナイター施設はないという中で、フル稼働で動いています。私が帰るころですから、多分二十四、五年前に建ったんですね。当初、人工芝でした。私も現役を退いてすぐだったので、大学や社会人から問い合わせがありましたが、人工芝ということで、変な話、逆にキャンプは張れないよということで活用できなかったんですが、前年、天然芝に変えて、去年の春も、浜松大学ですかね、100人程度で10日ほどキャンプを張っていた。そういう意味では、経済波及効果もあるし、考えられないことではないかというふうに思います。

また、近くは玉名市、または別府市のAPU立命館アジア太平洋大学ですかね、これらについても、第一種農地だから簡単にはいかないという話ではあるんですが、打ち合わせの中で話をさせていただく部分においては、では、100%無理なのかという話になれば、現時点では非常に難しいが、100%とは言い切れないという部分もあるということです。

そういう意味においては、平成27年度中に明確な購入目的を設定して買うということでありますから、その部分は庁内で十分協議を行っていただきたいと思いますが、その後の運用に関しては、よくよく議会ともご相談をされた中で、確実に菊池市の活性化になる使途目的を、ともに探りながらやっていただければというふうにお願いしたいと思います。

加えて言えば、田島の工業団地も、現在問い合わせが来て動いているということ

ですが、その部分についても、用途変更は今のところやらないよというお答えでしたが、アンテナはたくさん張るべきじゃないかなというふうに思っています。それは何を意味するかといえば、過日の江頭市長のホークスタウンの誘致のときにも、まずは手を挙げて、それが決まれば、それから用途変更しても間に合うんだということをはっきりおっしゃっているわけですから、企業誘致だけではなく、大学なりさまざまなものにアンテナを張って、その中で対応していただければと重ねてお願いをするところでもあります。

あと、地域が共同して行う維持活動推進については理解をいたしました。ただ、これらのさまざまな手続が面倒だという理由で、せっかくの制度を利用されない案件もあるというふうに聞きますので、ぜひともそこは行政としてのフォローをお願いしたいというふうに思います。

最後の肝心な「市民力」を生かす具体的な取り組みということでもあります。

市長の思いは、今よくお聞きをしてわかりました。過日の工藤議員の言葉をかりれば、今に始まったことじゃないんだよと。地域はそれでもっているんだということも一理あると思います。

一番身近なのは、熊日にも載っていましたが、人築というやつですかね、これが本当のこの地域を、景観を守る一つの市民力にもなっているわけですし、工藤議員がおっしゃった泗水の夏祭り、工藤議員も私もまだ議員になる前に、同じ商工会青年部として違う地域ながら、互いに頑張れよという中で、今日を築き上げられたと。これもやっぱり一つの市民力ではないかと思います。ただ、私は市民力を引き出すために一番大切なことは、いかに呼び水を入れていくかということではないかというふうに思っています。

今はほとんどないですけど、井戸のポンプですよ、昔の。最初に呼び水を入れて、それから水を引き出すと。少量の水を継ぎ足すことによって水が出るわけですが、行政に例えれば、人や物や予算、そして情報を多過ぎず少なからず注ぎ込むことによって市民力が大きく動き出すと、そのことは求められる役割ではないかというふうに考えます。

そしてもう1つは、必ず一定の距離を保つという部分だというふうに感じています。それは市民力の魅力というか、力の源は、地域の現状打破に対する思いや、また、行政に対するある意味、対抗意識という、その力は大きな運動のエネルギーになっているという部分もあると思います。そういう意味では、近過ぎては力は弱まるし、遠過ぎてはその力を発揮できないというところを十分に考えていただいて、ぜひともその呼び水の加減を間違えないように願うところではありますが、再度市長の見解をお伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、私のほうから「儲かる農業」プロジェクトの6次産業化と「癒しの里」構築プロジェクトの再質問にお答えいたします。

本市で生産されます農林畜産物を使用いたしまして、加工食品の開発を行い、地域特産品としての菊池ブランドを目指すためには、新年度では新商品開発に伴います農産物の成分分析費や商品づくりのための機材費、新商品のパッケージデザイン費など、6次産業化に取り組まれる企業個人の方への支援を考えているところでございます。

議員ご提案のように、既に軌道に乗っている企業やさまざまな技術を持つ企業との連携も有効な手段であると考えているところでございます。

6次産業化へのステップといたしましては、1次化と2次化との組み合わせによる3次化の取り組みなど、さまざまな模索をしながら本市の農業全体の底上げにつながるよう、しっかりと今後とも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、ホテル王国のプロジェクトの取り組みの状況とおもてなし人材育成の今後の研修会等のやり方でございますが、ホテル王国のプロジェクトを進めるに当たりまして、旭志の有識者を講師にお願いいたしまして、平成25年8月と9月に市長を初め関係職員11名が出席し、ホテルの生態や今後の取り組みについて勉強会を行ってきたところでございます。

ホテルの幼虫やその餌となりますカワニナの放流につきましては、先にご答弁申し上げましたとおり、研究指定校とその地域、地区のマッチングを行いまして、旭志のホテルを育てる会のご意見やご指導をいただきながら、ホテルの生育が可能な河川や井手の環境に適した場所を考えていこうというふうに考えております。

なお、放流いたします幼虫、カワニナにつきましては、旭志地域のホテルを育てる会に依頼をいたしまして譲り受けてまいりたいと考えているところでございます。

また、放流に際しましての漁協や井手管理組合との協議につきましては、菊池川漁協に伺いましたところ、汚染物質がまじって生態系を壊すようなことがなければ協議の必要はないだろうということでございますが、詳細につきましては、今後、調整を行ってまいりたいと考えております。

次に、人材育成のおもてなし研修についてでございますが、研修会の開催につきましては、なるべく多くの市民の皆様に参加がいただけますよう、時期や時間帯を検討いたしますとともに、その内容につきましては、観光協会や旅館、温泉組合、商工会などとも十分な協議が必要であると考えております。

おもてなしは、いろいろな手法や手段があるとは思いますが、散策途中で交わす笑顔やちょっとした挨拶、会話でもおもてなしであり、その触れ合いは一つの大きな観光資源でもあると捉えているところでございます。本市におきましても、ほかにない菊池のおもてなしを市民の皆様、観光関係団体や事業者、我々職員それぞれの立場で連携協力しながら、おもてなし人としての共通認識を持ち、市民の多くの皆様と共有していきたいと考えておるところでございます。

観光に来ていただきますお客様が笑顔で気持ちよくお楽しみいただける「癒しの里菊池」を今後も目指してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 祝い金だけではなくて、継続的な支援方法を考えてほしいということでございます。

議員のほうから提案も含めまして、他市町村の先進地の取り組みの状況を参考にしながら、本市にふさわしい取り組み方法はないかということで、関係部署とも今後協議してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうからご質問のありました市民力と行政の関係という意味合いだったかと理解しております。

この市民参画を求めていくということになりますと、恐らく市政のいろんな局面、分野にかかわってくることというふうに思いますが、行政の役割としては、その中で必要に応じて人、物、金の配分による支援を考慮していきたいということで考えております。また、それに加えて、地域活動の主体である市民との相互理解を深めながら、行政の提案、提言を行いやすい土壌をつくり出して、それで一層の市民参画を得ることで官民協働の領域を拡充していく、あるいは創出していくということも行政の役割だというふうに認識しております。

例えば言えば、市民の皆さんからこういう効果が上がるからこういうことをしたいと、この分を行政が手伝ってほしいとか、あるいは逆に、行政としてこういうニーズがあるので、この分を市民の皆さんで手伝っていただけないだろうか、そういうふうなイメージになろうかと思います。

こうした官民協働を通じまして、市政というものが自分たちの暮らしの問題なんだということを実感していただきながら、それが結果として行政コストを下げ、政策の実効性を上げるということにつながっていくのではないかと期待しているところ

ろです。

もとより行政がやっていたことを全て民間にお願いするといったふうな意味では全くございません。行政でなければできないことは常に存在しますので、官民の役割分担を明確化して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） これで樋口正博君の一般質問を終わりました。

ここで10分間休憩します。

○

休憩 午後1時48分

開議 午後1時56分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 皆さんこんにちは。議席番号は19番であります。何せ議長4年、その前からしますと五、六年になって1年生と同じでございますから。

まず、質問の前に、平成26年度をもって退職される19名の方、早期退職、また、県に帰られる方がおられますけれども、その人たちに市民の生活環境のために一生懸命働いてもらいました。長い間、ご苦勞さんでありました。心から感謝申し上げます。この後は地域に帰って、それぞれに地域のことや、また、たまには菊池のことも気にかけて、ご意見等をもらえば幸いかと思います。

そして、特に3月過ぎますと合併して11年目に入るわけでございますから、本当に混乱の中の職員生活であつたろうというふうに思いますから、ご苦勞をねぎらいたいと思います。ありがとうございました。

そして、市長におかれましては、本当に市民力を結集して、そして、オール菊池で菊池の創生、癒しの里づくりに努めるということでございますから、大いにエールを送りたいと思います。今後ともフットワークよく、やっぱり市民の信頼を受けて前に進まれるようによろしくをお願いをしたいと思います。

それじゃ、通告に従いまして質問をいたします。

施政方針の中に、市民広場再整備計画について5年間で7億円というふうに言っておりまして、それについて、その後の計画はあるのかということで、これは総務文教常任委員会の中でも、7億円で打ち切るのか、その次はどうするのかと、いろいろありましたから、ここで市長のほうからはっきりと答えを出していただきたいというふうに思います。

施政方針の中に、市民広場再整備については、市民広場再整備市民検討委員会において意見をお聞きし、具体的な整備方針を決定してまいりますと説明がっております。前検討委員会の案も参考に、また、市民の皆さんや議会にも意見をお聞きし、新しい方針を決定するということによろしゅうございますか。

また、その後の計画もあるのかということについても質問いたしますが、市民広場再整備は、泗水、七城、旭志、菊池のまちづくり、また、観光の拠点としての位置づけで、国の地方創生の有利な資金等を生かして、市全体の共通事業として完全整備を進める考えはあるのか、このことをまず質問いたしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 市民広場についてのご質問でございます。

市民広場の再整備は、ご存じのとおり、新市建設計画普通建設事業の中に位置づけている事業でございます。平成30年度までに7億円の予算規模で優先的に取り組む事業として位置づけられております。

これで整備は打ち切りかどうかという趣旨のご質問でございました。

市民広場というのは、本市の魅力である自然、温泉、歴史、文化等に囲まれた空間でありまして、まちづくりや観光の拠点として、今後、永続的に本市の象徴となり得る重要な場所の一つであるというふうに私は認識しております。

したがって、長期ビジョンを持って継続的にここに磨きをかけていく必要があると思いますので、恐らくですが、今回の整備だけで本市の魅力を全て表現できるかと言われると、まだまだ余地があるんじゃないかというふうに考えております。

そうは言っても、今、7億円の後はまだ何も決まっていなくてございますから、今回の5年間にわたって7億円の事業というのは、そういう可能性を含めますと、いわば第1期的な性格として位置づけられるのではないかというふうに考えております。まさしくこうした点を本年度から開催しております市民検討委員会におきまして、これまでにまとめた基本構想・基本計画（案）などの結果を踏まえて、長期的に取り組むべきものと、それから、5年間で優先的に取り組むものを検討していただきたいというふうに考えているところでございます。

その後の整備に関しましては、もし必要性が出てくれば一本化した市の共通事業として財政状況や他の施策との緊急性及び必要性などを比較して、継続して取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 市長の答弁で、今後とも引き続きやっていくというふうに、共通事業だという答えだろうというふうに思いますから、このことについてはオーケーであります。

次の質問に移ります。

まずは質問の前に、第5期老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の小規模特別養護老人ホーム施設の完成は平成27年3月末となっております。1月21日の全員協議会で、第6期老人保健福祉計画の説明資料が配付され、簡単な説明がありました。今定例会では議案第42号、第三次菊池市行政改革大綱、平成27年度から31年度までの提案もあっております。特別養護老人ホーム民間移譲の計画も書いてあります。

今後、あり得る各施設の指定管理や民営化、今までの経過について少し紹介します。

今まで民営化は、ふじのわ荘、また、こすもす荘、第一幼楽園、第二幼楽園と、4つの施設となっております。その中で、いろいろ市民の皆さん方から疑問点を投げかけられます。まずは第1点、ふじのわ荘ですね、あそここすもす荘については、無償譲渡の前の年、また、その前ぐらいに1億5,000万円程度の予算を組みながらスプリンクラーの設置や改修が行われております。そして、翌年には無償譲渡ということであります。特に福祉施設の関係者の話によりますと、こすもす荘は2億円までなら入札ではとるはずだったという話を聞きます。私たち議会は何しよるかいという話を聞きますと、私たちには行政のほうから、補助金の返納や、また、もろもろのことがあって、次の人が受けても負担が軽いように無償でやったということであります。あるところに行って話を聞きますと、その方は中風にかかれて、車椅子でありました。奥さんのほうが「ちょっと待ってください、議員さん」ということでありますから、その中で話を聞きますと、「あなたたちは無償でやったばってん、本当に費用対効果を含めて、補助金の返納、また、入札になった場合、そこまで計算して判断をしたのか。何ば議会はチェックしたとかい」ということでありました。ああ、こういう考えもあるなという受けとめでありました。

また、第一幼楽園、あの場所は今解体して、無償譲渡を受けた施設者が建設をやっておられます。このことも、隈府小学校に、あの環境のいい場所に百数十年のクスノキがありました。本当に景観のいい学校の環境でありましたけれども、あのクスノキを切り倒して、そこにドライ方式の給食センターを建てたて。何であざん狭いとこれ、ああいう無理なこつばすって。その後、すぐ第一幼楽園を崩して、市の持ち場所に業者が建てていると。行政と議会がもう少し一年先のことを考えれ

ば、あの場所に給食センターを建ててよかったなど。そうすると、以前のような限府小学校の景観のいい、すばらしい学校の環境ができたということであります。

このようなもろもろの民営化についての批判もあっております。また、今から質問しますこともありますけれども、ですから、行政の責任、また、議会のチェック機能、このことについては、やっぱり私たちも真剣に受けとめなければならないと思います。

今のような話は、それぞれ市民の皆さん方にも賛否両論あろうかと思います。本当に議長時代とか、また、政治活動の中で市民の皆さんが猛烈にそういう形で抗議をされ、批判され、そのようなことがあっていいのかと思います。特に、今、問題の選定委員会や運営委員会、そういうもろもろのことが、これが正しいんだという受けとめ方で私たちも今まで認めてきました。でも、やっぱり執行部の調査、また、市長が出す許認可、それとまた議会のチェック機能ですね、このあり方についても、今後、市民が理解のできるような形で対策と検討をするべきだというふうに思います。

それで、まず1回目の質問として、平成26年度の最後の議会でありますから、あえて質問するわけでもありますけれども、小規模特別養護老人ホーム事業者選定にかかわる経緯についてをまずお示しください。これはちょうど第5期ということでもありますから、本年3月をもって5期が終了するわけですから、あえてご質問いたします。

また次に、菊池市地域密着型サービス運営委員会委員の選任の任期についてお示しをもらいたいと。

そしてまた、社会福祉法人設立認可もお示しを願いたいと思います。

この3点についてよろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） まず、1点目の事業者選定にかかわる経緯については、平成24年3月に第5期の老人保健福祉及び介護保険事業計画を策定しまして、介護基盤整備計画の中で地域密着型養護老人福祉施設であります小規模特別養護老人ホームを平成26年度中に1施設、整備することといたしました。

これにより、平成25年5月の第1回菊池市地域密着型サービス運営委員会において、事業者公募案を協議いたしました。また、公募の方法は7月号の市広報紙とホームページに掲載し、その期間は7月1日から8月31日までといたしました。平成25年9月、第2回の運営委員会において、3つの事業者から応募があったことを報告するとともに、事業者説明会及び審査を11月に非公開で行うことや審査

基準、審査方法について協議をしてまいりました。また、委員全員に対しまして、応募のあった各事業者の申請関係書類の写しを配付し、事業者説明会までに内容の確認をお願いしたところでございます。

平成25年11月の運営委員会にて事業者説明会及び審査を行い、各事業者からの提案内容の説明に対しまして委員から質問していただき、審査基準に基づき採点を行いました。その採点時は委員間の意見交換は行わず、審査後、採点表を回収、集計し、最高得点をとった事業者を選定事業者として市長に報告することを決めております。

平成25年12月11日、先ほどの11月の選定結果を市長に報告いたしまして、正式に選定事業者を決定いたしまして、応募事業者に通知するとともに、ホームページで公表をいたしたところでございます。

2点目の菊池市地域密着型サービス運営委員会の委員の選任につきましては、条例で定める関係機関等の中から推薦等によって委嘱しておりますが、現在の委員の任期は平成25年5月20日から平成28年3月31日まででございまして、委員8名のうち、前回委嘱から再任された方は5名となっております。

3点目の社会福祉法人設立認可につきましては、選定された事業者が新規社会福祉法人として事業計画をしており、そのため法人としての認可を受ける必要がございます。法人設立代表者が市に法人設立認可申請を行い、菊池市社会福祉法人認可審査会におきまして、社会福祉法や、厚生労働省が定めております社会福祉法人審査基準等に基づき審査をした結果、適当と認められるとの結論に至り、市長に報告し、認可したものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 今、木原部長のほうから経緯についてご説明がありました。

平成24年の計画ということであります。また、平成25年5月20日に公募について協議してありますね。そして、平成25年9月20日に3事業者が応募されておりますね。そして、運営委員会の中の審査は非公開ですというふうに決まっていますね。また、それを持ち帰って、11月11日に運営委員会で決定するということになっていますね。

その中で、次の質問で言いますけれども、非公開でして、各運営委員さんたちが持ち帰って、書類を自分で確認して、そして、運営委員会を開いて、各委員同士の協議は一切しないで、次の運営委員会を開いて、1回で個人の採点を集計して事業者を選んだという形で受けとめたいと思いますが、そのとおりですね。そして、そ

の中で、11月11日に決まって、市長に報告したということですね。

私もそういう会議の日にちとか、また、理事の名前あたりは正規に情報公開条例にのっとってっております。こういうことになっておりますね。

それと、サービス運営委員会の委員の任期でありますけれども、これは前市長が委嘱した人たちがあえてまた、あえてじゃなくて、8人中5人は残られて、そのまま選任されているということですね。そして、この計画は前市長が平成23年に計画して、平成26年いっぱい終わるわけなんですね。わかりました。

また、事業者の選定をやって、その後、事業に向けて社会福祉法人の立ち上げをやったということですね。

じゃ、次に質問をいたします。

第5期菊池市老人保健福祉計画が平成23年度に計画されて、前市長のときの計画であります。前市長が菊池市地域密着型サービス運営委員会委員を委嘱されて、またこの次の5期目の計画の中で、その前に選定された人たちをまたあえて江頭市長が選任をされておると。その中に、役職上かわられて新しい方たちが3名おられると。前から引き続きの方が5名おられるということですね。

このような運営委員会で公募された事業者の社会福祉法人秀生会の理事予定者に前市長の名前があります。前市長の任期は平成25年4月23日ですかね、それぐらいになっておると思いますね。ですから、私たちが考えれば、やめて5カ月程度で理事予定者に上がられておるということですね。そのような運営委員会の中で、前回の会議に書類を渡して、各委員さんたちがそれを調査して、運営委員会が開かれて、全体の運営委員会の会議は一回もなく、いきなり点数をつけて、それを集計して、一回の審査で最高得点で秀生会が選定されておるわけなんですね。

選定された事業者は新規であります。社会福祉法人の立ち上げもまだなく、ホーム経営も初めてであります。公募にはあと2つの法人、1つの法人予定者の3つの応募がっております。1つの法人は、下町で福祉関係の施設をされております。また、中町の九電跡の土地を買い、その場所に子ども図書館やミニ公園等も備えた施設の計画があったと聞いております。もう1つの法人は、高齢者の交通の利便性を考え、電鉄菊池駅の車庫跡を計画されたと聞いております。また、泗水に福祉施設の経営もされています。両施設とも実績もあり、地元との密着もあるのに、なぜ新規の業者を選定されたか、疑問であります。

運営委員会の委員の方、数名と話す機会がありました。調査は、運営委員会の前に市が調査をしていると思っていたと。倫理なことや新規のことなど全く気にしなかったということでありました。そういう説明がありました。特に、この認定された事業者は説明がうまく、話が上手だったけん、最高得点をつけたとのことでした。

運営委員会の中で選定事業者が市長に報告され、苦渋の選択をされたと思いますけれども、市長は倫理的に、道理的にどのような思いで許認可をされましたか、お答えください。

市民会館検討委員会では、経験、実績がないので、地元の業者は失格でした。小規模特別養護老人ホーム施設は、新規で初めてのホーム経営で、経験がない事業者に許認可であります。今後の指定管理や民営化の検討委員会、選定委員会、運営委員会のあり方をどう考えられますか、お答えください。

また、社会福祉法人の立ち上げの許認可を含めての座長は副市長と聞きます。建設時に公的資金も使われると思いますが、理事予定者の名簿にある人たちは倫理的に問題はありませんでしたか、副市長のほうにお答えを願いたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 小規模特別養護老人ホームの選定に関するご質問でございますが、当時、小規模特別養護老人ホーム選定に関しましては、選定基準に従って適切に審査された運営委員会の選定結果を尊重して決定したところでございます。

また、施設を運営する新規の社会福祉法人の設立における認可審査会においても、理事の適格性については、社会福祉法や厚生労働省が定めた社会福祉法人審査基準等に違反しておりませんでしたので、認可をいたしました。

それと、今後でございますけれども、地域密着型介護保険事業所の選定など、行政施設の民営化や指定管理者の選定に際しては、市民利便性の向上や行政サービスの充実に資することが重要でありますので、今後、制度的な問題や課題については精査を行った上で、適切な運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 今、運営委員会の出した選定委員さんを、真摯に受けとめて認定をしたということでもあります。市長も、市長になられてまだ5カ月目でありますから、やっぱりそうだったろうなというふうに思います。この3月で完成でございますから、私たちも秀生会さんが七城地域において密着型でみんなから愛されるような施設になってほしいというふうに思うわけでございます。

それで、再々質問でありますけれども、市長にとっては本当に今後、市総力戦で全てに当たっていくということでもあります。やはりそのためには市民の信頼が一番でありますから、今後、市長におかれましては、例えば、選定委員会、また、運営委員会の答えであっても、やはりこれが今後の菊池市のためにならないということ

はもう一回差し戻して、そして、調査をやり直してくれとか、そういう強い姿勢で今後臨まれてほしいというふうに思いますが、今後の市長の考えを聞かせてください。

また、副市長には、先ほど申しましたように、法人の立ち上げはこちらの認可があつてからということでもありますから、ここで質問しますけれども、先ほど言いましたように、やっぱり公的資金が建設には使われます。ですから、その中で理事になっておる人たちもおられますから、その人たちが倫理的には問題なかったのか、その1点をお答えください。

市長のほうも今後のために、市長は本当にみんなから信頼されるような形で進んでほしいという思いですから、やっぱりノーはノーという形でやってもらうような形で、そのことをどのように思われるかをお答えいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今後の対応でございますが、この種の事業者の選定等に関しましては、やはり客観性が保たれて、恣意性が入らないような形でやるのが透明性の上でも非常に重要だと思いますので、先ほど申しましたように、洗い直しの結果、もし制度的な問題、課題等が出ましたならば、審査基準の見直しといった形で適切に運営をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） 山瀬議員のご質問にお答えをいたします。

社会福祉法人の認可に当たりましては、社会福祉法第36条第4項に役員としての資格要件が定められるとともに、「社会福祉法人の認可について」という厚生労働省の通達がございます。よって、審査はそれに準拠をいたします。

今回の社会福祉法人の認可に当たりまして、それに伴い、菊池市社会福祉法人認可審査会において慎重に審査を行ったところでございます。その結果、ご指摘の理事就任予定者に関する項目を含めまして法令、基準等に違反するものはなく、適当だと判断したところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（森 清孝君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 法人の立ち上げも問題がないということでもあります。この質問も、あとは非公開の会議のことでもありますから、述べません。ただ、3月いっぱい

いが5期の計画でありますから、岡崎福祉厚生常任委員長におかれましては、どうか再度精査して、調査をして、報告をいただきたいというふうに思っております。

また、市長におかれましては、次に計画もされますであろう、つまごめ荘の問題がありますから、どうか納得のいくような、市民に説明できるような形のこの次の運営をされるようによろしくをお願いをしたいと思います。

それじゃ、次に移ります。

国の地方への多様な支援と市の今後の考え方についてでございます。

中世の菊池一族の歴史を生かし、県と連携し、九州中世の調査研究の考えはないのかということであります。

これは市長のほうも菊池の歴史を生かしてまちづくりをという形の話がたびたび出てまいります。施政方針の文教菊池再興プロジェクトの中にも、市指定文化財、史跡群の国指定に向け、史跡調査検討委員会の意見を聞きながら、県と連携し取り組んでいきます、市民協働により史跡の現状を調査しながら、必要に応じて整備を進めますとあります。

そこで、質問でございますけれども、関連史跡群の国指定推進を施政方針に入れられており、菊池一族の歴史をまちづくり、地域活性化に活用すること、これは非常に重要であると考えるところであります。菊池一族の歴史研究、啓発について、これまでは行政としてどのような取り組みをしてこられたか、お示しを願いたいと思います。

また、本市農業のあり方についてであります。

昨年より農水省は国の地方創生にあわせ、各市町村に地域に合った農業クラスター計画に向け説明がっております。本市においても、早急にJ A、農家と協議を行いながら、調査と、そしてまた取り組みに向かうのが当然だろうと思いますが、地域ごとの取り組み、また、全体の計画等に向けて農業クラスター計画策定をしなければならないと思います。先ほど水上議員の質問の中にも、松野部長から取り組みがっております。何か新たな計画といいますか、これは今からそれぞれの意見を集約しながら進んでいくということでもいいんですね。酪農については、酪農クラスター計画があるようでございます。それでいいですね。松野部長がまた新たにつけ加えて言いたいというなら説明せんといかんけんですね。

また、農業のあり方について、これは私は地域を守る観点からしても、農業の後継者対策が一番であろうと思います。これは先ほど水上議員の質問にもありましたけれども、農業をやり、地域を守っているというのは今は高齢者の人たちです。あと四、五年もすれば農業をやめなければならない人たちばかりなんですね。年齢になっております。私が住んでいる区なんかは、83戸ありますけれども、その中で

農業者は2人なんです。

農業を考える議員の会で、何回か議員さん方が言っておられましたけれども、政務活動の中で1月26日から28日まで内閣官房の地域対策室で地方創生について説明を受けました。また、農水省では平成27年度の農業予算の説明を受けました。衆議院会館で地元国会議員に地下室の会議室を借りていただきまして、その中では先生方の配慮で内閣官房の審議官、地域創生参事官、農水省の大臣官房、予算課の人たち、また生産局長、そのような方たちと一緒に交えながら意見交換をいたしました。そして、その中でもいろいろなことを聞かれました、質問されましたけれども、私のほうは後継者対策を早急にやってくれというお願いをいたしました。新規就農、この方たちには1年間に150万円を5年間やるということでありまして。また、うちのほうはあと2年間ぐらい足すと、30万円か何かつけてという説明がありましたけれども、それもいいことです。でも、今の地域を守っておるのは、今残っている後継者なんですね。ですから、その人たちには、やはりせめて年に300万円は出してくれというお話をいたしました。そして、例えば、土曜日、日曜日にその人たちが核になって河川の草きりや、また、農道の草刈り、市道の草刈り、そして、排水路の泥上げ、その人たちが核になってやらんと地域を守る人がおらんわけなんですね。非農家の人たち、また、シルバーの人たちを使って誰かが地域を支えんと、地域はどげんなるかわかりません。ですから、早急に対策を打ってくれというお願いをいたしました。

また、水上議員も先ほど質問にありましたけれども、農業の後継者に対しては優遇措置は余りありません。6次化とかなればいいわけなんです、これは坂本議員も言っておられましたけれども、やっぱりハウス農家、畜産農家とかは多額な投資をやっております。ですから、その後継者が親の施設とか財産を買って、例えば、私たち畜産農家は5,000万円、1億円は施設とかに投資をやっておりますから、その半額程度で買っていただいて、そして、両親に500万円ぐらいずつの退職金をやって、あと残りを運営資金で、それを10年ないし15年の低金利で貸し付けてくれと。そういう大胆な方策をせんと農業の後継者は残り手がおらんという実態も言ってまいりました。特に今、農業改革を国が訴えておりますから、農業の発言力は、農協の発言力は弱ってまいります。そうすると、やはり農業市である我が市の市長たちがやっぱり県なり国なり、そういう場所でそういうことを伝えていかなければならないと思います。特に私も議長時代に農業問題、菊池市からこのことをやってくださいと県下議長会に提案をやりまして。それが熊本県で通って、九州議長会に行きます。そこでまた九州議長会の案件として全国議長会に上げてくれということを行いますけれども、残念なことに支部長市はほとんど県庁所在地の議長であ

ります。九州で農業の問題が全国議長会に一点も上がりません。全国議長会で農業問題は、北海道から2点と全国から1点、3点ぐらいなんです。ですから、国からすれば、それぐらい農業に対しての要望というのは上がらないというわけなんです。

ですから、私がお願いしたいことは、ぜひうちの市長、熊本県の市長会、または九州市長会、全国市長会の中に行って、ぜひ農業後継者対策を含めて農業問題について訴えてください。ほとんどの議長会でも道路網の整備とか福祉問題なんですね。でも、生活の一番は農業を含めた地域の基幹産業でありますから、このことについてぜひ市長のほうから働きかけをとということでございますから、どうか市長、その考えをお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） それでは、私のほうから1点目についてお答えさせていただきます。

菊池一族の歴史研究や啓発の取り組み状況でございますけれども、まず、菊池一族の本拠地でございます菊之城跡につきましましては、現地の試掘確認調査を実施しておりまして、その結果は地元への報告会や生涯学習フェスティバルでの展示などによりまして、市民への周知啓発に努めておるところでございます。また、本年度より永青文庫などの文献資料調査を始めているところです。さらには、全体的な取り組みとしましては、関係史跡等への現地説明板の設置やホームページ等での紹介を初めとして、出前講座による史跡案内や地域住民の方々への直接の話の機会などを積極的にふやすことで啓発に努めております。

一つの大きな形としましては、昨年11月に菊池一族歴史交流シンポジウムを開催し、参加者アンケートからも市内外に対して大きな反響があったことを改めて認識したところでございます。このことからしまして、今後もいろいろな取り組みを継続して積極的に啓発を行わなければならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 私のほうからは農業後継者問題に対する発信についてということで申し述べます。

今後、本市における農業振興を図っていく上で、おっしゃいました農業後継者問題を含めまして、さまざまな課題等が山積しているものというふうに私も認識しております。関係農業団体等との連携を密にして解決策を模索していくとともに、県

下市長会、九州市長会などのさまざまな機会を通して発信を強めていくよう努めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（森 清孝君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 今、農業の後継者問題については市長のほうから力強く私も働きかけていくということでございますから、よろしくお願いしておきます。

将来の菊池のまちづくりでありますけれども、これについて、今、教育部長から経過を含めてのお答えがありました。

そこで、もう一回、この次は市長のほうに質問いたしますけれども、やはり将来の菊池のまちづくりは、観光のために中世の菊池、また、九州一円の中世の歴史の研究を含めて調査研究が必要だろうと。中世の歴史の流れをですね。そのためには、まずは役所内にそのような本格的な調査研究室等が必要になってくるだろうというふうに考えるわけなんです。例えば、地元の歴史家や市民の参加、また、国、県、市の指導、支援を仰ぎながら、「蘇れ菊池のこころ」の市民劇のように市民全員が結集して、そして、市民力で菊池の歴史の調査研究が進めば、将来の菊池のまちづくりは市民一体のまちという形になってくるかと思います。そしてまた、それを観光とつなげていくと、このことが一番だろうというふうに考えます。

ですから、今からそのような形の調査研究も必要でありますから、ぜひ市長、そのような研究調査室の立ち上げがないのか。昨日の岡崎議員の施政方針の質問の中にも、また、市民広場再整備の中にもありましたように、中世等の古文書を含めて、いっぱい資料があります。その資料館もないという訴えでありましたから、将来の本格的なまちづくりと観光を目指すというなら、やっぱり中世を含めての九州の資料館等も必要になってくるだろうと考えますから、これは国、県、市あわせてそのような取り組みが必要だろうと思います。

まずはそういうことに向かって市長はどのような形で進めてまいろうというふうに考えられますか、お答え願いたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 菊池にございます歴史コンテンツの活用に向けた専属組織についての考え方というご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、菊池市のまちづくり、あるいは地域活性化を進めていく上で、菊池一族の歴史というものは大変重要であるということは市民の皆様も共通認識をいただいているというふうに考えますし、市としても施政方針の中でお示しし

ているとおりでございます。

特に国指定化に向けました調査等をどういうふうに進めていくのかも注視した上で、また、その成果をどのように観光につなげていくかということにつきましても、国や県の支援、ご助言をいただきながら、菊池市史跡調査検討委員会の皆様初め、市民の皆様からもいろんなご意見をいただきながら、今後、最も効果的な手段、方法を検討してまいりたいというふう考えております。

専属の調査室が必要かどうかといった点につきましても、そういったふうな議論の中で、今後、必要の是非について検討してまいりたいというふう考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） ありがとうございます。前向きに考えるということでございますから、どうかよろしく願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で本日の一般質問は終わりたいと思います。

あすも引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時47分

第 5 号

3 月 6 日

平成 27 年第 1 回菊池市議会定例会

議事日程 第 5 号

平成 27 年 3 月 6 日（金曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 46 号 平成 26 年度菊池市一般会計補正予算（第 10 号）

上程・説明・質疑・委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 46 号 平成 26 年度菊池市一般会計補正予算（第 10 号）

上程・説明・質疑・委員会付託

出席議員（20 名）

1 番	平	直 樹	君
2 番	東	奈津子	さん
3 番	坂 本	道 博	君
4 番	水 上	隆 光	君
5 番	出 口	一 生	君
6 番	猿 渡	美智子	さん
7 番	松 岡	讓	君
8 番	荒 木	崇 之	君
9 番	柁 原	賢 一	君
10 番	工 藤	圭一郎	君
11 番	城	典 臣	君
12 番	大 賀	慶 一	君
13 番	岡 崎	俊 裕	君
14 番	水 上	彰 澄	君
15 番	泉 田	栄一朗	君
16 番	森	清 孝	君
17 番	樋 口	正 博	君
18 番	木 下	雄 二	君

19番 山瀬 義也 君

20番 境 和則 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長兼 市長公室長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	中 原 宏 隆 君
七城総合支所長	大 山 堅四郎 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 譲 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
教 育 部 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
事 務 局 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	安 武 則 貴 君

○議長（森 清孝君） 全員ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前１０時００分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第１ 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程第１、引き続き一般質問を行います。

初めに、大賀慶一君。

[登壇]

○１２番（大賀慶一君） 皆さんおはようございます。議席番号１２番の大賀慶一でございます。一般質問もきょうで４日目ということで、皆さん少々お疲れごみかと思いますが、いましばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問を行いたいと思います。

まず初めに、外国人観光客の誘致と国際交流についてお尋ねをいたしたいと思います。

昨年１年間の我が国を訪れました外国人は、１，３４１万人と過去最高の記録を更新いたしました。前年度と比較しますと２９．１％の伸び率でございます。この主な要因は、政府が積極的に日本への観光客誘致への取り組みを行ってきたためでございます。特に観光客の増加を狙ってビザ発行の要綱の緩和や消費税免税の拡充、円安進行の割安感などの浸透が訪日外国人数の増加に寄与したと言われております。特に今、アジア地域では日本観光ブームが起きておると言われております。

その中でも、昨年１年間で最も多く日本を訪れたのは台湾からの２８３万人でございます。長年トップの座を維持しておりました韓国を抜き、昨年は台湾が第１位の座を占めております。台湾の人口は約２，３００万人余りでありますので、単純に計算しますと、実に８人に１人が我が国を訪れているということになります。本当にアジア諸国での日本のブームのすごさや、また、台湾の方々の日本に対する注目度といいますか、があらわれているものと思っております。

今後も、政府は訪日外国人をふやすためにさまざまな政策を展開しております。東京オリンピックが開催されます５年後の２０２０年には２，０００万人、２０３０年には３，０００万人の観光客の誘致を目標に掲げております。

しかし、外国人観光客は一部の地域に集中しているというのが現状でございます。恩恵を受けているのは限られた地域でもあります。

そこで、本市としまして、このブームを大いなるチャンスと捉えて、あらゆる方面から外国人観光客の誘致の戦略をすることは大変重要なことではないかと私は考えております。まさに地方創生、各自治体間の知恵比べ、あるいは企画力の差によって大きく差が出てくることは明らかではないでしょうか。本市におきましても、国内の観光客の増加に努めることはもちろんのこと、グローバルに世界150カ国、70億人をターゲットにする戦略を練っていくことも必要なことであると考えております。

そこで、まず初めに3点についてお伺いをいたします。

1点目に、外国人観光客の現状においてお尋ねをいたします。

ここ数年間においての本市を訪れる外国人観光客の推移はどのようになっておりますでしょうか。このことは、先日の城議員への質問の中で、昨年度は1万6,000人が本市を訪れたということでございますが、もう少し具体的にお伺いをしたいと思います。

2点目に、これまでに本市が取り組んできた外国人観光客の誘致はどのように取り組んでおられたのでしょうか。具体的にお示し願いたいと思います。

3点目でございますが、現在、本市では韓国の金堤市、清州市、中国の泗水県と友好都市の交流を行っております。

昨年9月議会での泉田議員への答弁の中で、政策企画部長は、3市との交流について、領土問題や家畜の伝染病発生などにより一時中止をせざるを得なかったとの答弁がございました。しかしながら、現状では韓国の両市とは市民間の交流や、あるいはまた、向こうから議員さんも訪れておりますし、「しすいコスモスマラソン大会」などを通じて交流が継続して行われております。国家間の問題とは別に、ある程度の交流が行われているようでございます。しかし、一方で、中国の泗水県との交流は昨今の尖閣諸島への不法侵入や歴史認識の違い、国家体制の違いなどでほとんど交流がなされていないのではないのでしょうか。

そこで、現状を踏まえて、執行部は海外の友好都市としてのあり方についてどのように捉えられておられるのでしょうか、お尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、私のほうから外国人観光客の現状ということと、これまでの取り組みについてお答えをいたしたいと思います。

まず、本市の外国人観光客の現状についてでございますが、過去５年間の熊本県観光統計調査における本市への外国人宿泊者数は、平成２１年が２，３８４人、平成２２年が２，９３３人、平成２３年は４，１５９人、平成２４年は８，８２６人、平成２５年が１万１０７人と、年々増加をしているところでございます。まだ確定はいたしておりませんが、先ほど述べられましたように、平成２６年につきましては１万６，０００人に達する見込みとなっているところでございます。この数字につきましては、平成２１年の６．７倍となっているところでございます。

また、国別の状況につきましては、韓国からのお客様が最も多く、約５６％の８，９６０人、次いで台湾の約２７％の４，３２０人、次に中国の約１６％の２，５６０人でございます。また、その他欧米などからの残り１％が１６０名でございます。平成２６年の未確定な数値でございますので、推測値ということでご理解をいただきたいと思えます。

また、本市を代表いたします観光地でございます菊池溪谷への外国人観光客数を見ますと、正確な統計をとり始めました平成２４年が３，９６２人、平成２５年が７，１１７人、平成２６年が１万３，１３５人となっており、こちらも大幅に増加しているところでございます。

次に、外国人観光客の誘致に向けたこれまでの取り組みについてでございますが、外国へのプロモーション事業といたしまして、平成１７年から平成２５年までの間に８回、韓国釜山で開催されております釜山国際観光展への観光ブースを出展いたしまして、浴衣の着付け体験や日本茶、お菓子などの提供、パンフレットのサンプリングなどの観光ＰＲを行ってまいりました。また、関連イベントといたしまして、釜山商談会にも参加いたしまして、韓国の旅行エージェントに対しまして、本市の有する豊かな自然や温泉などの観光ＰＲをし、本市へお越しいただくための旅行商品の造成について働きかけを行ってまいったところでございます。

しかし、現在では一旦休止をしているところでございます。費用対効果や外国人観光客の動向を踏まえましたプロモーションなどについて、検証や検討を行っている状況でございます。

また、外国人観光客の受け入れの環境の整備といたしまして、多言語の観光パンフレットの作成や菊池溪谷を初めといたします市内観光スポットに多言語の表記によります観光案内看板の設置を行っているところでございます。

また、大手旅行会社との連携をいたしました旅行商品については、中華航空を利用いたしまして、九州を訪れられます外国人旅行者向けに九州各地の観光スポットをレンタカーで巡る旅行商品が造成されることとなっております。そのスポットの１つといたしまして菊池溪谷が紹介いただける予定となっているところでございま

す。これに伴いまして、レンタカーで訪れられます外国人観光客の方々がスムーズに菊池市内を観光していただけるよう、多言語表示の観光マップを観光協会と連携いたしまして製作してまいりたいと考えております。

また、菊池市のホームページにつきましても、平成２６年の３月に大幅にリニューアルをいたしまして、平成２６年１０月からは新たに観光に特化したサイトをスタートいたしております。外国人観光客に向けました多言語の対応もいたしております。近年、国内外を問わず、スマートフォンやタブレットなどの携帯端末の利用が非常に進んできております。携帯端末を利用して旅行される方々も増加しているというところがございますが、本市へ訪れていただいた国内外の旅行者の方々が安心して携帯端末をお使いいただけますよう、観光施設や物産館などへの無料Ｗｉ－Ｆｉの設置を今後、進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

〔登壇〕

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 皆様おはようございます。それでは、大賀議員のほうからありました、どのように捉えているかということでございます。

まず初めに、先ほど議員のほうからもありました韓国海外友好都市との関係について述べさせていただきます。

先ほど議員のほうからもありましたように、現在、本市では韓国の金堤市と清州市、そして、中国の泗水県との友好都市を締結しております。

清原郡は、昨年７月に清州市と合併しまして、今は清州市となっておりますのでございます。

海外友好都市との交流事業としましては、韓国の金堤市で開催されます「地平線祭り」や清州市で開催されます「生命の祭り」に太鼓や舞踊などを披露する本市の市民交流団を派遣しております。一方、本市で開催します「しすいコスモスマラソン大会」に金堤市から、また、「菊池桜マラソン大会」に清州市からそれぞれランナーを派遣していただき、文化・スポーツの相互交流を行っているところでございます。

また、青少年相互交流事業として中学生のホームステイ事業も実施しておりますけれども、口蹄疫や鳥インフルエンザの家畜伝染病を初め、諸般の事情により中止となった年もございます。

先ほどありました中国の泗水県につきましても、平成２４年度に北京で開催されました卓球大会に本市と泗水県の中学生在が合同参加して以来、領土問題を初めとした国家レベルでの問題の影響で交流が休止しているのが現状でございます。ただ、

中国の正月である春節にあわせまして、日本でいうところの年賀状を毎年送って、近況を知らせているところでございます。

どのように捉えているかということですが、先ほど議員からもありましたように、訪日客の増加は本市の魅力をPRするためのチャンスでもあるというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

〔登壇〕

○12番（大賀慶一君） ありがとうございます。年々外国人観光客、これは右肩上がりにふえております。これは大変執行部の皆さん方の努力かとも思っております。また、これからひとつ外国人観光客をどんどん呼び込めるように頑張っていただきたいと思います。

再質問をいたします。

国交省の観光立国推進基本法に次のようなことが書かれておりますので、少しだけ紹介をしたいと思います。

観光は、我が国の力強い経済を取り戻すために極めて重要な成長分野です。経済波及効果の大きい観光は、急速に成長するアジア諸国を初めとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域の活性化、雇用機会の増大などの効果を期待できます。さらに、世界中の人々が日本の魅力を発見し、伝播することにより諸外国との相互理解も同時に増進することも期待できます。

訪日観光の振興と同時に、国内旅行振興も重要であります。そのために、地域が一丸となって個性あふれる観光社会を築いていくことが観光立国には不可欠です。このために政府は、観光立国の実現を目指して邁進しますとうたっております。

政府も海外からの観光客の誘致には並々ならぬ決意のほどが伺われます。本市においても、国の方針に沿った海外観光客の誘致は今後、大きな重点課題ではないかと考えております。

観光振興による観光客の増加は、本市における農産物の需要拡大にもつながりますし、商店街の活性化や雇用の増大など、経済効果が本当に期待できるものと思っております。市長もその辺のところを考慮されまして、森の中のまちづくり、桜の里づくり、ホテルの里づくりなどの事業を展開されているものと思っております。

今後、海外からの観光客の誘致は、今のブームを捉えたスピード感を持った対応が必要ではないかと思っております。

先日、新聞発表でラグビーの世界ワールドカップが熊本県熊本市にも開催が決定いたしました。2019年にはハンドボール女子の世界選手権大会も決定しております。熊本市で開催されますけれども、本市は隣接しておりますし、それらの観光

客を何とかまた取り入れる方策を考えてみるならば、本市にとっても少なからず経済効果があるのではないかと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたしたいと思います。

そこで、それらを踏まえまして、2点についてお尋ねいたします。

1点目に、市長は昨年9月の泉田議員への質問に対しまして、海外への発信として、特に観光面には力を入れており、本市のホームページの見直しを行っています。また、ぜひ海外の方にも心に刺さるようなPRを工夫していきたいとの答弁がございましたが、その後の結果として、どのように進んでおりますでしょうか。先ほどの部長答弁に少し触れてありましたけれども、お尋ねをしたいと思います。

2点目に、これも同じ答弁の中で、菊池の情報は実はインターネットで発信していただいているウェブマガジンがあるのです。そこから国内大手の旅行会社が菊池を発見して、海外の旅行客向けにコースをつくと決定しました。それを今後、海外旅行者に提案していくというお話を聞いたとの答弁でございましたが、その後の展開はどのようになっていますでしょうか、お尋ねをいたします。

3点目に、国際交流の面からお尋ねをいたします。

韓国の2都市との交流につきましては、今の答弁がございましたように、比較的順調に進んでおるようでございますが、今後、お互いが理解し合いながら友好都市との交流が進んでいくことを期待しております。

一方で、中国泗水県との交流につきましては、特に国の体制が違うというわけがありますので、今後、友好都市との交流ができるのかと、私も大変危惧をいたしております。

それらのことを考慮してみますとき、私は海外との友好を図る点において、非常に親日的でもございます台湾との交流が一番ベストではないかと考えております。

4年前の東日本大震災におきましては、台湾から300億円という莫大な義援金が日本に送られております。また、先ほども述べましたように、8人に1人の方が日本を訪れるような国でございまして、また、本県も蒲島知事が高雄市との間に定期チャーター便を開設して、しっかり熱心に活動されております。

そのような中で、友好都市として考えますときに、台湾の中でも宜蘭市との交流を深めていってはとの私の提案でございます。

宜蘭市につきましては少しだけ触れさせていただきますと、そもそも菊池一族の末裔と言われます西郷隆盛に始まります。隆盛が奄美大島に幽閉されて、そのとき、地元の愛加那との間に誕生したのが息子菊次郎でございます。その菊次郎が、その後、宜蘭市の市長になりまして、それまでにたびたび水害で襲われて悩まされておりました宜蘭市が、堤防を築堤したことによりまして水害から地元を町を救ったと

いうことで、現在でも菊次郎堤防として記念館や記念碑まで設置されておりますし、救世主として地元の人々に深く尊敬をされております。

また、旧日本軍が作りました飛行場の格納庫も、地元の方々によって大切に保管されておまして、観光化されております。日本人が残してくれたと大変感謝をされております。

私どもも2回ほど宜蘭市を訪問いたしました。地元のテレビや新聞の取材を受けまして、市長を初め多くの市民の方々の大歓迎を受けたところであります。今後の市レベルの交流や議員等の交流を深めていけば、恒久的な友好都市としての交流ができるのではないかと考えております。それを一つの起点として、台湾からの本市への観光客の誘致につなげていけるのではないかと考えておりますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

以上についてお尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、ホームページの改訂についてまずお答えさせていただきます。

ホームページは、画面のほうを見ていただくとわかるかと思いますが、通常であります行政の画面に加えまして、観光というようなところで特化して見られる方が、すぐに菊池市についての観光等、いろいろなイベントでありますとか、そういったものが見れるような仕組みづくりにリニューアルをしていったところでございます。

それから、3点目の友好都市等の現状と今後のあり方ということですが、今まで台湾宜蘭市との交流については、先ほどありましたように、何度か一般質問をいただき答弁してまいっておりますので、答弁内容が重複する部分があるかと思いますが、ご了承願いたいと思います。

現在、台湾と日本は国だけでなく、国民も親密で良好な関係にあると思います。昨年の海外からの訪日者の数は過去最高で、中でも台湾からは、先ほどありましたように283万人というお客様が見えられております。先ほどもありましたように、4年前の大震災では多額の義援金をいただいております。

このように、台湾は世界の中でも親日家の多い国と言われておりますし、昨年の10月から熊本と台湾高雄を結ぶ定期チャーター便も就航し、熊本へのお客様も増加しており、搭乗率につきましては75%と伺っております。

先ほど議員が申されました本市との西郷菊次郎を通した仲でございますけれども、友好都市を締結している奄美大島龍郷町の出身であり、その龍郷町との交流を現在、

進めているところでございます。

海外との交流につきましては、今、台湾も含めまして、特定の地域だけでなく多くの外国人の方を誘客するために、観光や経済、文化などの本市の特徴を生かせるような地域について研究してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

〔登壇〕

○経済部長（松野浩一君） 先ほどとも重なる部分がございますけれども、大手の旅行会社との連携という形のところでございますが、中華航空が福岡のほうに就航しております。その中で、商品といたしまして、九州各地の観光スポットをレンタカーで巡る商品の造成がされることとなっております。その中で、商品の中に菊池溪谷を一つの観光地として入れていただくと。当然阿蘇山もあることでございます。高速等を使っていただきながら、菊池溪谷を見て阿蘇に行っていただくというような紹介の仕方というふうに思われますが、こういうことをしていただくことによりまして菊池を少しでも認識していただきまして、紹介していただくことが本市の観光の振興につながるというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

〔登壇〕

○12番（大賀慶一君） それぞれに努力はされておりますけれども、ひとつ、より外国人客誘致のために頑張っていただきたいと思います。

それでは、再々質問をいたしたいと思います。

政府も外国人観光客向けには本気で取り組んでおりますので、今日のグローバル化の中で、やはり農産物の輸出の増大も考えますとき、海外観光客の誘致につきましては大変重要なことだと思っております。

そこで市長に、これらを捉えてどのような政策を展開されていくおつもりですか、お尋ねをいたしたいと思います。

2点目に、友好都市の今後についてお尋ねをいたします。

市長もご承知のように、ただいま申しました台湾宜蘭市との交流につきましては、福岡にございます台湾事務所の戒総領事も本市を何度となく訪問されております。本市の農産物にも大変興味を持っておられますし、菊池溪谷などの観光も見学されて、非常に満足されておられました。先月18日も家族と訪問されまして、宜蘭市との交流を熱望されております。今後は総領事としても、市民レベルや議員との交流を手始めに交流をぜひ図っていただきたいと。積極的に私も支援しますという思

いのことを語っておられました。

宜蘭市との交流につきましては、今日の菊池一族の歴史とのストーリーもございまして、国内友好都市の遠野市、西米良村、龍郷町とつながる話でもございます。また、市民の方々の理解もより得られやすいと私は考えております。

今後、市民の交流から一步一步階段を踏んでいくなれば、将来、宜蘭市と菊池一族を結ぶすばらしい友好都市との交流ができるのではないかと考えております。

また、先ほども言いましたように、台湾からの観光客の増大が期待できるものと思っております。その点について、市長のお考えをお聞きしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） 改めまして、おはようございます。ただいま大賀議員のほうからいただきました質問、第1点目、今後の外国人観光客誘致に向けた取り組みということでございますが、近年、国策として外国人旅行者を取り入れようということで、急速にその数がふえておりまして、2003年に520万人規模だったものが、2014年には1,340万人規模ということで、急激に増加しております。

2020年には東京オリンピックも予定されておりますので、今後もますますふえていくだろうということが予想されておりますので、本市としても、この流れをうまくつかんで外国人観光客誘致につなげたいというふうに思っているところでございます。

本市にございます、さまざまなすばらしい素材、これはいつも宝の山だと申し上げてきておりますけれども、その多くが、実は外国人観光客が好む素材だというふうに私は考えております。最近、JTBさんのほうで台湾の富裕層向けに菊池溪谷をぜひPRしていきたいとご決定いただきましたことは、そういう意味では大変うれしいニュースでございます。

ただ、ここの私どもが持っております自然、歴史、食といった素材をまだまだ磨き上げていく必要があると思いますし、また、外国語の表記ですとか、外国語によるガイドの育成など、観光地としてのレベルアップを図ることが今後の課題だというふうに考えておるところでございます。

そして何よりも、やはり一番の重要なことというのは、心からのおもてなし、この体制づくりであろうと思いますので、このおもてなし体制づくりを全市的な観点から進めていくという所存でおるところでございます。

それから2点目に、台湾宜蘭市との交流についてということでございますが、台湾は議員がおっしゃるように大変親日家が多うございまして、特に日本料理、温泉、

日本の自然といったふうな日本固有の文化というものを大変お好みでいらっしゃる、そういうニーズが強いと思います。最近、高雄熊本間のチャーター便ができましたし、先ほどのJTBさんの追い風等もございますので、大変いいチャンスが来ているなと思います。

一方、友好都市ということで見ますと、今、海外に3つの友好都市ございますけれども、さまざまな事情が重なったこともあって、まだまだそちらのほうとも十分なお付き合いができていないということでございますので、まずは宜蘭市さんに限定せずに台湾全土から観光客をお客様として取り込んでいくと。その積み重ねをまず注力したいと。その中からいろいろなプラス効果が出てくると思いますので、それを積み上げる過程の中で、また考えていきたいというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

〔登壇〕

○12番（大賀慶一君） まだまだ本市におきましては観光客の誘致、これは伸び代がたくさん残っておりますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

施政方針について伺います。

江頭市長にとりましては、4年間の任期の折り返しの年であります平成27年度でございますが、2年間の助走期間を経て、いよいよ具体的な政策をより着実に実行し、現実的な成果を期待される残りの2年間ではないかと思っております。

市長は2年前、それまでのご経験をもとに、別の視点から菊池市を変え、市の発展につなげたいという思いで市長にチャレンジをされてきたのだと思っております。今後2年間でどのように市政を実現されていくのか、また、今回の施政方針の中にそれらのことをどれだけ反映されておられるのかという観点から、しっかりと施政方針を読ませていただきました。

そこで、何点かについて私の感じたことを質問や提案をさせていただきたいと思っております。

施政方針につきましては、昨日までに多くの議員の方が質問されております。かぶったところはあるかと思いますが、確認の意味で質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず1点目に、経済の活性化の仕組みの中で、「儲かる農業」プロジェクトについて2点お尋ねをいたします。

1点目、本年も第3回の菊池米食味コンクールが開催されますが、これまで2回

の実施をされたわけですが、2回の実施の成果や反省点はどのように捉えられておりますでしょうか、お尋ねいたします。

2点目に、平成28年度に本市で第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会が開催されます。非常に喜ばしいことで、私もわくわくしております。その規模や内容につきまして、具体的にわかっておりましたらお示しを願いたいと思います。

次に、観光戦略「癒しの里」の構築プロジェクトについて伺いをいたします。

市長はの中で、今後は農家レストランや農家民宿を推進して都市との交流を通じた定住化を図りたいとありましたが、私も本市の魅力度をアピールするためには大変すばらしい企画ではないかと考えております。

そこで1点目に、今後はどのようなスケジュールなどで取り組んでいかれるのか、具体的な内容がわかりましたらお尋ねをいたしたいと思います。

2点目に、竜門ダム一帯の整備についてお尋ねいたします。

その中で、竜門ダム一帯について都市住民の週末レジャー基地として大型のレガッタ大会やオリンピック合宿ニーズを取り込むための整備に着手をしていくというお考えがありました。この竜門ダムの整備につきましては、私を初め多くの議員がこれまでも一般質問において何度となく訴えてまいりましたが、目に見えた整備というのは今まだなされていないと私は思っております。市長はどのように具体的に整備をされていくのか。先日もお答えがありましたが、よろしく願います。

3点目に、大型レガッタ大会の誘致、オリンピック合宿の誘致を行っていくとのございますが、今後どのようなことを具体的に行うのかお示しをいただきたいと思います。

4点目に、観光基盤づくりのための日本一の桜の里、森の中のまち、ホテル王国の長期プロジェクトを行うと述べてありますが、その中で、ホテルの里づくりについてお尋ねをいたします。

旭志の麓地区、七城の前川地区は、既にホテルの生息地として広く県下はもとより県外までにも知られております。しかし、地元の住民の人たちも環境の維持や運営を行うのは大変苦労されております。そこで、地元への支援や、あるいは環境整備、例えば、トイレなどの整備についてはどのように考えられておりますか、お尋ねいたします。

5点目に、その他の主要施策の中で、菊池テクノパークの企業誘致についてお尋ねをします。

菊池テクノパークは、今ご承知のように、熊本県が一昨年、県下で唯一造成された工業団地でありまして、約23ヘクタールの用地が完成し、既に企業の誘致を行っていると同っております。地理的条件にも恵まれておりますので、我々も大い

に優良企業の立地があるものと期待をいたしているところでございます。

そこで質問ですが、最近、二、三の企業からの引き合いがあったと伺いましたが、内情はどのようになっておりますでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。できる範囲でお答えを願えませんか。

以上についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

〔登壇〕

○経済部長（松野浩一君） それでは、私のほうからは、「儲かる農業」プロジェクトの取り組み状況と、その次に、「癒しの里」構築プロジェクトの具体的な取り組みの中のホテルの里への支援、それと、菊池テクノパークの現状ということで3点お答えいたしたいと思います。

まず、菊池米食味コンクールは、良食味づくりによります菊池米のブランド化のために平成25年度より開催しており、本年度を含めると3回の開催になるというところでございます。

一昨年は64点の出品でございましたが、昨年158点の出品があり、米のうまさを点数化いたしました食味値についても上昇しており、生産される農家の方々の意識も高まっているものというふうに感じているところでございます。

また、初年度の菊池米食味コンクールの開催後に、米の食味を競い合う世界大会である米・食味分析鑑定コンクール国際大会の誘致を行いまして、平成28年度に第18回の大会の開催が既に本市で決まっているところでございます。

昨年11月に青森県田舎館村で開催されました第16回大会では、国内外から4,369点ものお米の出点がございまして、国内最大の規模を誇るコンクールとなっているところでございます。

全国の生産農家の皆さんが、この大会での最高評価となります国際総合部門の金賞を目指しまして数千人の方々が開催地へ集結するため、宿泊や飲食を含めまして経済的効果は大会2日間で数千万円ぐらいになるだろうというふうに聞いているところでございます。

また、第13回の開催地でございました金賞を獲得された群馬県川場村におきましては、米がブランド米として確立いたしまして、その経済効果は数億円規模になっているということもお聞きしているところでございます。

この大会が価格競争に負けないための菊池米ブランド化を加速する絶好の機会となり、農業の活性化と農家収入の拡大につながっていくことを期待しているところでございます。

次に、ホテルの里への支援ということで、トイレの設置についてお考えはという

ことですが、まず現況といたしましては、ホテル観賞期間中に、小原と高柳ホテル公園に仮設トイレを合計３基設置しているところでございます。お客様の苦情などはございませんが、もし今後、必要があれば設置数をふやすことで対応してまいりたいと考えております。

また、平成２５年第３回定例会でもご提案いただきましたホテル資料館などの整備につきましては、現在のところ計画はございませんけれども、現在あります小原ホテル交流館や道の駅旭志のイベントホールなど、既存の施設を利用してホテルの生態を説明したパネルや写真を展示するといったことができないか、地域のホテルを育てる会の皆様を交えて検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、県営菊池テクノパークにつきましては、議員がおっしゃいましたとおり、平成２６年３月に造成が完了いたしまして、分譲面積約１５．５ヘクタール、平米当たり１万３，０００円で現在、販売を進めているところでございます。

県のほうに聞きましたところ、関東、関西における展示会への出展、セミナーの開催などの誘致活動が行われているというところでございます。また、本市でも、今年度は８月及び２月に関東、関西における展示会への出展を行い、また、大手業界紙へのＰＲ広告を掲載いたしまして、積極的に誘致活動を行っておるところでございます。

これまで、県におけます企業誘致の状況について確認をいたしましたところ、先ほどおっしゃいましたように、数社から問い合わせがあつておるということは聞いておりますが、中には立地候補地といたしまして現地を視察された企業もありましたが、現時点では立地が確実となっている企業はないという状況の報告を受けているところでございます。また、本市におきましても同様の状況でございます。

本市といたしましても、積極的な誘致活動を進めるのはもちろんのこと、誘致の方向性といたしまして、環境を配慮した電気自動車や燃料電池等の環境関連分野、企業の農業参入の高まりを背景といたしました食品関連の分野、さらには世界的な高齢化に伴い今後高い成長が期待できます医療、介護機器関連分野等に対しまして、県とさらに連携をいたしまして、積極的な企業誘致を展開してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

〔登壇〕

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、癒しの里プロジェクトの中の農家レストラン、農家民泊について回答させていただきます。

本市には、豊かな自然、景観、人材、農産物など地域資源がございますので、地

域食材を生かした料理を楽しめる農村でのレストランや、農家の生活の場に招き入れ、ありのままの農家の暮らしを体験させる農家民泊を推進したいと考えております。

現在、本市の中での取り組みとしましては、きくちふるさと水源交流館で、さまざまな農業体験や食事、宿泊の提供を行っております。

個々の農家では、農業体験やファームステイ等を通して都市農村交流は行われておりますが、農家レストランや農家民泊までの取り組みまでは至っていない状況でございます。

地域にある昔ながらの手料理によるおもてなしに加え、地域コミュニケーションによる高齢者の元気づくりや、収益源の仕組みづくりなどの取りかかりとしまして、市民の方への先進事例についての講演会や先進地研修などにより支援体制を構築して、癒しの里きくちとして推進してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

〔登壇〕

○教育部長（松岡千利君） おはようございます。私のほうからは、竜門ダム一帯に関する件とレガッタについてお答えさせていただきます。

まず竜門ダム一帯につきましては、観光客の誘客やレジャー、スポーツでの活用等も含めまして、総合的かつ一体的な整備に向けて、現在、問題点の洗い出しや課題の抽出を行いまして、必要に応じ整備に着手したいと考えておるところでございます。

次に、ボート場関係でございますけれども、これは全国レガッタ大会やオリンピックの合宿などに対応できるような艇庫や備品の施設整備を行っていきたいと考えております。この詳細につきましては、現在、県のボート協会と協議に入ったところでございます。

また、大会の誘致につきましては、平成２８年５月に全国の２７歳から８０歳代までのボート愛好者が集います、実に１，０００人規模の全国大会として、全日本マスターズレガッタ大会を開催することになっております。その後、平成３１年には、若人の祭典であります全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイでございますが、このボート競技、さらには東京オリンピックに向けたボート競技のキャンプ地として誘致を行っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

〔登壇〕

○１２番（大賀慶一君） ありがとうございます。それぞれに頑張っていただきたい

と思います。

それでは、再質問をいたしたいと思います。

食味コンクールについて1点目にお尋ねをいたしたいと思います。

食味コンクール、これは非常に2回の実績しかまだありませんけれども、結果としてどうなのかということでございましたが、先ほどもありましたように、参加者も相当ふえておりますので、喜ばしいことだと思っております。しかしながら、まだまだ市民の皆さんには周知がなされておられません。

私は、そこでご提案でございますが、この食味コンクールに、米に限らず、例えば、本市の農畜産物などを一堂に会した一大イベント、農業祭的なことは取り入れていかれないのかとお尋ねをしたいと思います。今、食に関するフェア、例えば、各地でB級グルメのいろいろな催しがされておりますが、非常に多くの人たちを集めておりますので、そういうことも一緒にやっていけばという提案でございます。

それから、2点目でございますが、米の食味コンクール国際大会につきまして、これは今お答えがありました、数千人規模の非常に大きな大会でもございますが、この大会におもてなしをするために、例えば、本市の食材を使った各旅館、ホテルの人たちに統一したメニューで本市をアピールできないかと私は考えております。

例えば、数千人規模でございますので、どうしても市内だけでは足りない。近辺の市や町にも宿泊される方がおると思いますが、それらを含めて統一したメニューでおもてなしができないかという提案でございますが、それに、それをするために早目に商工会や旅館組合などと協議をされるようなお考えはないのかのお尋ねをしたいと思います。

竜門ダムの整備につきましては、昨日の岡崎議員の答弁にもいろいろ答えてはありましたけれども、期せずして私と岡崎議員は同じ質問でございますけれども、艇庫から栈橋までボート出し入れというのが私たちも非常に練習しまして、危険でもありますし大変労力も要ります。そのところをぜひ改良していただけないかということでございます。

今、部長のほうからボート協会といろいろ協議をしているということでございますので、お答えは結構でございます。

それからまた、レガッタ大会につきましては、全国市町村交流レガッタ大会について1点お尋ねをしたいと思います。

昨年、本市も議員チーム、あるいはまた、本市の予選で1位になられた男女それぞれの方が全国大会に出場されておるわけでございますけれども、昨年の市町村レガッタ大会に出場した一般チームの男女ともに1位のチームの旅費が半額に削られたというお話でございました。私はこのことは、今から市長がおっしゃる市民力を

発揮しながら市民一丸となって誘致に当たり取り組むことが必要かと思っております。この大会も1,000人規模の大きな大会でございますので、その旅費が半額になったというのはどのようなことかと、ひとつ伺いをいたしたいと思えます。

それから、6点目でございますが、次でございますが、ホテルの里につきましては、先ほど答弁がありました、やはりきのうの答弁の中で、旭志地区のホテルの餌でございますカワニナの飼育場を委託したいというようなお話でございましたけれども、私の申しているのは、それらの例えば資料館、飼育場、あと、ホテルの幼虫の飼育場、それらを兼ねた公園整備というのができないかというのを私は訴えているところでございますが、それらのこともぜひ考えていただければと思っております。

以上のことについてご答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうからは、菊池米食味コンクールの取り組みについて回答させていただきます。

農業祭のような形との組み合わせはどうかというご質問でございますが、菊池米食味コンクールのほうは、菊池のお米を一堂に集めて審査、評価することで、安全性、それから、食味をアピールするとともに、そういう形で良質な米づくりに日々精進する生産者の皆様の支援と、それから、菊池米のブランド化を進めることでの消費拡大といったことが主な目的でございます。

一方で、各地で開催されてきております農業祭については、本市農産物の収穫への感謝、それから、消費者への物産販売促進とPRといったことを目的に、これはJAさんが主催でやっていらっしゃいます。

市のほうでこの2つを同日にということになりますと、それぞれかなり大きい大会でございますから、運営が難しゅうございますので、市として今これを2つ一緒にということでは考えておりませんが、農業祭については、JAさんが同じタイミングで開催を運営される分には構わないわけですから、お話はさせていただこうかなというふうに思います。

それから、おもてなしといいたしめようか、菊池御膳等のアイデアでございますけれども、数千人規模のお客様が予定されますので、これより早速、各商工会あるいは温泉旅館協同組合等と全市を挙げてのおもてなし体制についての論議を始めるところでございますので、今のアイデアもその中で検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 先ほどホタルのところで少し勘違いしておりました部分がありましたので、改めてお答えさせていただきます。

現在、ホタル観賞期間中にご存じのとおり小原と高柳のホタル公園がございます。その部分に関しまして、今後、地域のホタルを育てる会の皆様方といろいろな話を交えながら、今後やり方をどういうふうにしていくかを検討してまいりたいと。

今後、小学校等にもホタルを育てることで来年度、平成27年度は3校を指定してやっていくわけでございますので、そのあたり、今後広めていくというところで考えておりますので、その辺また検討させていただくならばと思っております。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ご指摘をいただきました、全国市町村交流レガッタ大会への市民レガッタの代表チームの派遣についてでございますが、平成27年度の派遣につきましては、全額市費負担での予算を計上いたしておるところでございます。以上です。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 今、全国レガッタ大会には、ことしは全額負担するというところでございます。大変ありがたい結果だと思っております。

それからホタル、市長の方針として、全市的にホタルを飛ばせていきたいとおっしゃっておりますが、これはなかなか全市的に飛ばすというのは大変な労力と日にちが要ることだと思っておりますが、先ほども言いましたように、ホタルを育てる拠点としてぜひ公園の整備をしていかなければ、私は、そこで幼虫なりカワニナなりを生育して、それを広めていくということが1つの方向ではないかと思っておりますので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

竜門ダムにつきましては、非常に専門家の方からも一級品のコースであるということの評価いただいております。今後、このすばらしいコースを生かすも殺すも、やはり環境の整備あたりだと思っておりますので、ぜひともこの整備には力を入れて、大きな大会が、また、ましてオリンピックも控えておりますし、そういうふうな誘致がスムーズに行きますような体制をつくっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩をいたします。

○

休憩 午前 10 時 57 分

開議 午前 11 時 05 分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

〔登壇〕

○18番（木下雄二君） 皆さんおはようございます。質問の前に、今月末をもって市役所を退職される19名の方々に対しまして、長い間、合併前から、市町村の時代から、それぞれの地域の発展のために頑張っていたことに敬意と感謝を申し上げたいと思います。今後は、これまでの行政経験を生かして、菊池市発展のために、さらにご協力をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、道路整備について。県道原立門線の整備の進捗状況をお尋ねいたします。

この路線につきましては、地域住民の生活道路はもちろん、菊池高原ゴルフ場、オートポリス等の観光ルートとして重要な路線でありますので、これまで何度も質問、要望を続けておりますが、おかげさまで地元区長会、地権者の方々、そして、県道でありますので、地元県議のご協力により、老朽化しておりました原味橋のかけかえ工事が完了いたしました。しかしながら、この原立門線はまだ未整備の部分が多く、継続して整備していかなければなりません。特に、原味橋から伊野橋までの部分は道路幅員が狭く、対向車との離合も困難な状態であり、早急な整備が必要です。市としても、県に対して引き続き熱心に要望をしていただき、先般の質問では、いよいよ用地交渉が進み、工事が開始されて整備が進んでいるようであります。現在の進捗状況と今後の計画をお示してください。

次に、県道鯛生菊池線についてお尋ねをいたします。今回は、特に歩道の整備についてお尋ねをいたします。

菊池市内から竜門ダムまでの約7キロメートルは、ダム等のイベントで交通量の増加、集中が進んでおります。しかし、この区間はカーブが多く、菊池北小学校等の通学路でありながら、歩道も未整備な区間が多く、とても危険な状況であります。先般、地元県議にもお願いはしておりますが、市としての県に対しての要望の状況をお示しいただきたいと思います。

次に、聖護寺線についてお尋ねをいたします。

聖護寺線は、鳳来区の鳳儀山聖護寺、菊池第13代菊池武重公が大智禅師を招いて建立した、菊池一族の精神のよりどころとなっていたお寺に続く市道です。現在は、国際禅道場として多国籍の方々が来られております。菊池市として貴重な聖地

の一つであり、観光面からも重要な資源であります。しかしながら、現在の市道は道路幅員が狭く、未整備の状況であります。市としての今後の計画をお示してください。

次に、市道西迫間寺小野線についてお尋ねをいたします。

この路線は、竜門ダム下流域の避難道路としての整備の必要性がありながら、特に、市野瀬区集落内については未整備の部分が多く、道路幅員も狭く、地域住民の生活道路としても支障が生じております。市としてどのように認識しておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

次に、市道古川伊倉線についてお尋ねをいたします。

この路線につきましては、国道３８７号の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路として、また、産さん滝、千畳河原への観光ルートとして、これまで何度も質問、要望をしまいましたが、おかげさまで現在、千畳河原からさ細永橋までの改良が進み、夏は多くの観光客で賑わっております。今後は、滝集落から伊倉区までの整備となると思われますが、今後の整備計画をお示しいただきたいと思います。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） 県道、市道の整備の進捗状況についてというお尋ねだったと思います。

まず、県道原立門線及び鯛生菊池線につきましては、県の管理道路でございますので、県北広域本部土木部に確認しました内容をお答えいたします。

県道原立門線の原味橋から伊野橋までの狭窄区間約４００メートルの整備につきましては、現在、用地取得が完了しております、平成２６年度１０月から工事に着手しているということでございます。当該区間の道路拡幅は、河川内の工事が伴うために、当面の間は非出水期施工となり工事期間が制限されますが、今後も段階的に工事を進め、早期完成を目指したいということでございます。

次に、鯛生菊池線でございますが、歩道整備につきましては、ことし１月に要望がありまして、１月２７日に菊池北小学校の校長先生やＰＴＡの方々と、県、市によります通学路緊急点検を実施しております。県では今後、歩道整備区間について、事業化の可能性を検討するというところでございます。本市としましても、県への要望を行っていきたいと考えております。

続きまして、市道聖護寺線と西迫間寺小野線についてですけれども、現時点では改良の計画はありませんが、狭窄区間につきましては、現地調査を行ってまいりたいと考えております。

次に、古川伊倉線につきましては、滝区から伊倉区までの約1,160メートルの実施設計が完了しております。現在、用地協議を進めておりますので、平成27年度からは一部工事に着手することができると考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

〔登壇〕

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。それぞれ地元にとっては大変重要な道路ばかりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。特に、現在、聖護寺線と西迫間寺小野線、特に市野瀬の集落内は、現地調査をしていただくとわかると思いますが、非常に狭くて、菊池市の中でも非常に不便な道だと思いますので、さらに調査をしていただいて、ぜひとも改良のほうを進めていただきたいと思います。

それでは次に、学校跡地、閉校後の活用の進捗状況についてお尋ねをいたします。

平成25年4月1日から統合された小学校4校のうち、現在3校がまだ活用されていない状況のようであります。私は統合される前から、地域から小学校がなくなることによって地域社会に多大な影響を及ぼすことを指摘し、早急に地元との協議を行い、跡地利用については同時進行で取り組みをされるように強く要望をしておりましたが、なかなか成果は出ていないようであります。閉校後の学校の活用が長引けば長引くほど、地域の活力はもちろん、建物の老朽化、維持管理の負担も増加してまいります。市としても、このような観点からも最優先に取り組む必要があると思われませんが、閉校後の跡地の活用の進捗状況をお示しいただきたいと思ひます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

〔登壇〕

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、学校跡地の進捗状況についてお答えさせていただきます。

学校跡地の活用につきましては、地域住民の意向を尊重することを原則として、公共施設の管理運営、地域の発展、校区住民の利便性の向上などの観点から、検討を行っているところでございます。

体制としましては、地域の代表者で組織された検討会や庁内においては企画振興検討委員会や専門部会にて会議を重ねております。これまでの取り組みとしまして、地域ニーズを踏まえたもの、行政需要への対応、民間事業者等への活用により検討を行っており、アンケート調査や庁内での公共施設活用の検討、民間アイデアの募集を行っております。

平成26年度につきましては、5月から7月末まで民間活用の提案を公募し、幾

つかの提案をいただきましたので、優良な企業への交渉を行いました。誘致には至っておりません。現在、企業からの問い合わせについては随時対応しておりますが、交渉を行っている企業はなく、市内の専門部会にて活用案を検討している状況でございます。グラウンド、体育館につきましては、社会体育施設として、また、避難所、投票所としても利用しており、校舎につきましては、市の備品等の保管場所が不足しておりますので、一時、暫定的に利用しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。今、部長の答弁を聞いてみますと、いずれにしても何も進んでいないと。先般、荒木議員のご指摘によって、年間の維持管理費の資料をいただきました。それぞれの学校の合計で620万円ほど年間にかかっているということでございます。先ほど私も申し上げましたように、結局、長引けば長引くほど、この維持管理費もかかってくるわけですね。それと、建物も老朽化していく。これは早急にやらないと、やっぱり大変な状況になってくると思います。施政方針を私はこういった形でファイリングしておりますけれども、平成26年度の施政方針の中で、学校跡地問題を触れておられます。平成26年度は3行でした。今年度は2行に減っております。「学校跡地の活用につきましても、有効活用を図るため地域住民の意見を尊重しながら、できるだけ早い時期に活用の方向性をお示ししたいと考えております」、この2行だけです。平成26年度は、それにちょっとつけ加えているだけですね。だから、この状況の中で、どういう取り組みをしているのかというのが見てとれるわけですね。だから、私としては、とにかくこの問題はやっぱり最優先です。この問題については、市長がやっぱりトップセールスでもして、ほかの自治体ではいろんな新聞を見ますと、学校跡地については積極的にやって、その結果が出ている地域がたくさんあります。ですから、菊池市の場合はあと3校も残っているんです。早急にやらないと、大変な問題になってくると思いますので、このことについては市長のほうから答弁をいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 学校跡地の検討状況についてということでございますが、今のお話の中で、私どものほうから、途中経過について、一つ一つの事案については特にご説明をしておりませんけれども、私自身も東京や福岡などの企業に出かけまして、このセールスを行ってきているところでございます。

その中で、実際にご興味をお示しになって、迫水小学校の視察につなげたケースも複数あるところがございます。その中には、製造業もあれば、東京のホテル運営会社が興味を示された点もございましたが、残念ながら成約には至っておりません。

この学校跡地の問題は、言うまでもなく市の持っております資産の活用という点だけではなくて、地域活性化につながる非常に重要な課題だというふうに私は認識しております。なるべく早く成約に至りますように、一層セールスを強化してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。市長が今申されましたように、最重点項目だと思います。いずれにしましても、その地域地域の地元の方々としては、学校がなくなったということで非常に寂しい思いをされております。それに対しての地域の活性化には、やはりその学校跡地をきちんと活用することが一番大事なことでと思いますので、さらに最重点項として取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは次に、防災無線の戸別受信機設置について質問をさせていただきます。

この件につきましては、平成26年6月定例会において、荒木崇之議員より市内でも旧菊池、七城、旭志には防災無線の戸別受信機がない状況を指摘され、市内の安全・安心に最も必要不可欠である防災無線の戸別受信機設置の要望をしていただきました。特に、荒木議員の旧泗水地区は平成7年に戸別受信機が設置されておりますので、現在、市民の暮らしに欠かせないものと認識した上での質問、要望でありましたので、非常に説得力を感じたところであります。

私の地元、中山間地は、ひとり暮らしのお年寄りが多く、雨の日や風の強い日は特に聞こえにくいとの声をお聞きいたします。荒木議員への市長の答弁は、今後につきましては、まずは今年度末のデジタル防災行政無線の運用開始の状況を確認した上で、よりよい方法を検討していきたいとのことでありましたが、やはり現実的には戸別受信機の設置が必要になってくると思われますが、市として、今後、市内全域に防災無線の戸別受信機の設置の考えがあるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。防災無線の戸別受信機の全市内への配置ということでございますけれども、本市では、市民の皆様には災害情報を伝え、

安全、的確に避難行動等がとれるように、現在、デジタル防災行政無線の整備を進めているところでございます。順次整備したところからデジタル放送に移行しておりますが、市内全域での供用開始は3月末を見込んでおるところでございます。

防災行政無線の音声は、地形や風などの気象状況により聞き取りにくい地域の発生が避けられない現状でございます。そこで、ご指摘の戸別受信機につきましては、まずは放送を受信しづらい谷合いの住民、住居、あるいは避難所、学校施設及び区長様の家に優先して設置したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。戸別受信機については、泗水のほうは全部ついているということでございますので支障はないんですが、先ほどから申しますように、私たちのほうの中山間地はひとり暮らしが多いと。そういう中で、外に出ないと聞こえないということでございますので、お年寄りの方は耳がなかなか聞こえにくい方もいらっしゃると思います。そういう中で、室内にそういう戸別受信機があればいろんな情報が得られるということの要望だと思うんですね。ですから、先ほど部長が申されたように、それぞれ聞こえにくいところについては優先的につけることができるのであれば、今からそういう形で申請をすればつけるようになるのでしょうか。そのことについて、答弁をいただきたいと思いますが。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 申請すればというお話でございますけれども、今考えておりますのは、そのほか、急傾斜地の崩壊等によりまして、住民の生命、または身体への危害が生じるおそれがあるとされます土砂災害特別警戒区域にある住居につきましては、戸別受信機の設置も検討しているところでございます。

そのほか、戸別受信機にかわる、全部かわるという意味ではございませんけれども、いわゆる行政防災無線を補完するものとしまして、現在、どこにいても災害情報を受信することが可能な登録制のメール、安心メールでございますとか、RKKテレビのデータ放送「デタボン」、あるいはエリアメール、市のホームページ等々で災害情報の伝達を行っていきたいと考えております。

また、今回のデジタル防災行政無線の整備に伴いまして、いわゆる聞き逃したと、聞き漏れたと、放送をもう一度聞きたいという方のために、テレホンサービスを4月からやっていきたいというふうに考えているところでございます。24時間、ご家庭の電話、携帯電話等から利用が可能になりますので、市民の皆様、その辺を

周知してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。実は、私どもの地元のほうである区長さんから、自分たちの地域は特に聞こえにくいので、私たちの地域だけでも、その戸別受信機を自分たちが負担をしてでもつけたいと、そういう要望がありました。そして、市のほうに問い合わせましたら、価格的なものも含めて、今の状況ではなかなかそういう判断ができないということでございますので、今後はそういうことが私たち地元なんかではやっぱり発生してくると思うんですよ。自分たちで個人負担をしてでもそれをつけていただきたいという状況になってくると思っていますので、やはり市民の安全・安心が一番でございますので、そういうことを踏まえた上で、いろんな調査検討を、今後はしっかりやっていただきたいと思います。

以上でございます。

それでは次に、小川基金の奨学金としての活用の時期についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、平成21年3月定例会の質問以来、これまで何度も質問、要望を続けてまいりました。私自身、平成22年12月に直接、故小川水實氏のご遺族の小川恵美様とお会いすることができ、青少年育成に対する熱意を感じたところであります。前回の答弁では、小川恵美様とは直接連絡等がなかなかうまくいかず、顧問弁護士との調整をさせていただいているとのことであり、教育委員会としては、入学準備金等の奨学金制度は、平成27年度の入学者から適用させたいと考えており、条例等整備の準備も済ませており、相手様のご同意があり次第、関係条例等を上程したいとのことでありました。しかし、先般の議会月例会において、小川恵美様との調整がつかず、改めて小川恵美様に交渉しなければならなくなったとの報告がありました。奨学金、特に入学準備金制度を期待している市民にとっては、大変残念でなりません。結果的にこのような状況になったことを踏まえ、市のこれまでの対応と今後の取り組みについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） これまでの経過と現状についてお答えさせていただきます。

昨年8月に、江頭市長と原田教育長が小川基金の活用に関する協議のために上京をいたしております。しかしながら、残念なことに先方様の急用によりまして面会ができませんでしたので、そのとき協議用として持参しておりました資料を後日郵送したところでございます。

その資料の基金活用の内容としましては、それまで小川恵美様と江頭市長との間での数回にわたる協議をもとに、小川様のご意向でもありました交通遺児・孤児を支援する奨学金等給付制度、それと２つ目に、ある程度のご理解を得ているというふうに判断しておりました成績優秀者への入学準備金給付制度、この２つをメインとしまして、さらに小川水寶記念文庫の創設と、子どもたちが直接触れる機会が少ない音楽や舞台芸術を体験させたいとの思いから、小川水寶記念教育事業の４点についてお示しをさせていただいたところでございます。

この件につきましては、改めて１１月に市長が上京をしまして、顧問弁護士様との面会の上に調整を図ってきたところです。特に、１つ目の交通遺児・孤児を支援する奨学金等給付制度と、２つ目の成績優秀者への入学準備金給付制度、これについて、先ほどご紹介もありましたけれども、来年度、いわゆる平成２７年度の入学者を対象とするためのお願いを強力に進めてきたところでございます。

以上のような経緯につきましては、ことし１月２１日の議会月例会において説明をさせていただきました。その議会月例会説明後の１月２６日に、顧問弁護士様より回答文書が届きましたところでございます。その内容としましては、１つ目の交通遺児支援奨学金等給付、３つ目の小川水寶記念文庫、それから、４つ目の小川水寶記念教育事業については行わないこと。２つ目の入学準備金につきましては、入学準備金だけでなく、入学時費用のほか、在学中の奨学金を給付する制度に変更することといった内容で、奨学金の制度について、詳細については再度検討をするようにというご指示をいただいたところでございます。この回答を受けまして、去る１月３０日の議会審議会にて、回答内容のご説明と、時期的な関係から、平成２７年度入学者からの対応が非常に厳しくなったということのご報告をさせていただいたところでございます。

以上、これまでの経緯でございます。

〔「今後の取り組みは」と呼ぶ者あり〕

○教育部長（松岡千利君） 今後の取り組みにつきましては、先ほどご紹介いたしました奨学金制度の内容を、先方様と十分、協議検討をいたしまして、関係条例等の整備を済ませて、平成２８年度からの実施に向けて準備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

〔登壇〕

○１８番（木下雄二君） ありがとうございます。今、部長のほうから今までの経緯をずっと説明していただいたわけですが、基本的に、相手の方の気持ちと、こちら側の思いというのがちゃんとかみ合わない、やっぱりこういうこ

とはできないと思うんですね。ですから、先般、１月２１日の議会月例会でいただいたときには、交通遺児支援奨学金等等給付についてと、成績優秀者への入学準備金の給付についてということだけで議員の方々には説明がありました。その前に、先ほど言われた図書の購入とか、文化事業などのあれに使うということ、そういうのやりとりがあったということでございますので、そういうことをこちらのほうから提案する前に、いろんな方々にもきちんと相談した上で物事をやっていかないと、向こうの気持ちと、やっぱりこちらの思いが伝わっていないような状況だと思います。このことについては、相手方の名誉の問題もありますので、市長のほうから、どういった立場で私どもが小川恵美様のほうに今後対応していかなければいけないかということも踏まえて、市長のほうから答弁をいただきたいと思いますが。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） 小川基金に関する確認でございますが、お答えする前に、１点、今のご質問の中でわからない点があるので、先に確認をさせていただきたいと思いますが、今、最後のほうでおっしゃいました小川さんの名誉のためにとおっしゃった意味が、ちょっと私わかりかねておりまして、といいますのは、小川さんご一家から当市が、当時でいけば旧泗水町が、ご好意によりまして大変巨額のご寄附をいただいておりますから、私どもは小川さんご一家に対して常に感謝と尊敬の念を感じずにはおられません。ですから、もともとある意味では、小川家におかれては半永久的に、私どもから見ますと名誉をずっと持たれている、それほど素晴らしいことをなさったと思っておりますので、今、ご発言があったような名誉回復的なことをちょっと私わかりかねておりまして、想定したことがない、ある意味考えたことすらない言葉だったものですから、何かこの議会の場においてそのようなご発言があるということは、何らかの事実関係なり根拠があつてのことかと今思ったものですから、私がもしそれを知らずにお答えしますと大變的外れになる可能性もありますので。それから、それ以前にもしそうであるなら、小川さんご一家のご温情に対して、大變申しわけないこととなりかねませんので、まず、今の議員のご質問にお答えする前に、今の名誉回復とおっしゃった点のところが少しわかりかねますので、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

〔登壇〕

○１８番（木下雄二君） ありがとうございます。今、市長のほうから名誉という形についての反問といいますか、質問がございましたので、お答えしたいと思います。私どものほうに、１月２１日に議会のほうに月例会で報告があったときには、

交通遺児支援奨学金等給付についてと成績優秀者への入学準備金の給付について、この２点だけでございました。その後、１月３０日、議会審議会での報告のときには、３、４、先ほど申されました図書の購入と文化振興のためのその分をお断りになったと、そういう形の報告をされましたので、やはり議会の方々は、私どもは、１と２、これは何度も言いますけど、それだけのことを申請しているのに、何でもたいろんなことで断られたんだろうかなと。やっぱりなかなか理解できないような状況になったと思うんですね。だから、私はあえてそういうことも含めて、この議事録に残すために、この中できちんとした今までの経過と、ちゃんと説明をしておかなきゃいけないということで、私はあえて今回質問をさせていただきました。その件でございます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今のお答えを踏まえまして、私のほうでご説明をさせていただきます。

まず、冒頭に申し上げましたように、この小川さんご一家からのご寄附というのは大変巨額でございますので、大変ありがたく、感謝しておるわけでございます。ですから、私どもは、そのご意向を一番尊重して、ご意向に沿う形で何とか実現をしていきたいということで、これまで何回かお話を伺ってきたわけでございます。この８月に実際に小川さんにはご都合がありまして、会えなくなっておりますけれども、その前に、２回お会いしております。１回目は私の就任間もなくで、これはご挨拶をかねて、ざっくりとしたご意向を伺ったと。その中で、ご本人のほうから、経済的な理由で学校に行けないのは大変かわいそうであると。それから、とりわけ交通遺児のところは本当に胸を痛めているというふうなお話がありました。それを踏まえて、平成２６年２月でございましたけれども、倉原教育長と一緒に伺いまして、もう一回意向、考え方を確認させていただきました。このときは、まだ具体的提案の段階ではなくて、どういうことであればご意向にかなうだろうかと。それから、どういったふうなお好みといたしますか、そこら辺をゆっくり聞いて、それで持ち帰って提案につなげていこうと、こういう趣旨でございました。

２月は幸いにも議事録を残しておりまして、いろいろなご質問をさせていただいたんですが、ノーとおっしゃったものは一つもございません。それは、あくまでもいろんなご質問に対するお答えの中で、その感触、ニュアンスの中から、これであれば可能性があるなど、これであれば確度が少し低いかもしれないなということを踏まえて、この８月のご提案にしたわけでございます。ご提案の中に４点ございますが、１月の議会へのご説明の中では、交通遺児に対する奨学金と、それから交通遺

児も含めた経済困窮者の家庭に対する入学準備金、給付型ということでご説明をさせていただいております。そのほかに、ご本人にご提案したのは図書館ができますので、子供文庫に小川さんのお名前をおつけして、ぜひやらせていただきたいというお話と、地方ではなかなか芸術に触れる機会がございませんので、そういったふうな音楽とかオーケストラに触れる機会などに使わせていただければありがたいということで、この3番目と4番目というのは弁護士の方にご説明する際にも小川さんとあらかじめお話をしていたニュアンスもわかっておりますので、そのこともお話しした上で……

〔「市長、簡潔にお願いします、後が。簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり〕

○市長（江頭 実君） はい、わかりました。

ということでございますから、私のほうから見て3と4というのは、追加オプション的な性格でもととは位置づけておりますので、あえて議会へのご説明はしていないところでございます。

今回のご回答は、交通遺児ということに限定せずに、奨学金の給付型ということでのご回答が来たところでございますので、それを踏まえて、もう一回制度設計に入るということでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

〔登壇〕

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしましても、結果的に、あと3、4ですか、その分については向こうのほうからある面でお断りになったということでございますので、結果的には、やっぱりなかなかお互いのお話し合いがうまくいっていない状況になったんだと思います。いずれにしましても、この件についてはまた改めて質問をさせていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） 再度、私の説明がちょっと足りなかったかもしれませんので、補足させていただきますが、ちょっと触れましたように、大変ありがたいご遺徳でございますので、極力、小川さんご一家の意向を尊重するということで、私どもは一切、こちらからご提案は申し上げますけれども、あくまでご本人のご意向に沿った形で、都度都度そのご意向に沿って修正しながらやっているということでございますから、何か私どものほうからの、これは交渉ではございませんので、あくまで小川さんのご意向を都度都度、お考えがもし修正なされば、その修正に沿った形でやっておるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

それでは次に、龍龍館の再開の時期についてお尋ねをいたします。

竜門ダム関係については、先般から岡崎議員、大賀議員から質問もございましたけれども、私は龍龍館の再開についてお尋ねをしていきたいと思います。

ダム関係につきましては、これまで竜門ダムに対する国有資産等所在都市市町村交付金を含め、何度も質問、要望をさせていただきました。今回は特に、龍門地域の活性化に必要不可欠な施設である龍龍館についてお尋ねをいたします。

この龍龍館は、当初、龍門地域のふるさと振興会で管理運営をされておられましたが、これまでに、平成19年に一度休館されましたが、平成20年に改めて地元の有志により再開をされております。その後、地元のためにと責任を持って努力されておりましたが、現在は平成25年より休館の状況であります。これまで私からも竜門ダムは、建設においてご協力いただいた水没者を初め、菊池龍門地域の皆様のおかげであることを前提に、特に、国有資産等所在都市市町村交付金はダムがある地域に限って交付されるものであり、金額は年度によって違うようではありますが、多いときは1億円を超えています。現在は一般財源としての取り扱いですので、ダム関係、龍門地域に活用されていない状況ですので、私からもこれまで行政としても何らかの支援を強くお願いをしておりましたが、結果的には支援はできておりませんので、龍門地域のシンボリックな施設、龍龍館は閉館の状況であります。

そこでお尋ねですが、龍龍館を市としてどのように認識して、再開の時期を含め、今後の対応をお示しいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

龍龍館につきましては、議員がおっしゃいましたように、昨年3月初旬に休館以降、龍門ふるさと振興会におきまして、早期再開に向けました協議を重ねてこられてまいりました。しかし、状況が厳しく再開のめどが立たずに、本年2月10日付で指定管理解除申し出が提出されたところでございます。本市といたしましても、まことに残念ではございますが、指定管理に関する協定書に基づきまして、解除の申し出を承認いたしましたところでございます。

今後につきましては、平成27年度早々より公募の準備を進めまして、新たな指定管理者を決定することとあわせて、施設の老朽化等に伴う改修を行いながら、できるだけ早い時期に再開を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

〔登壇〕

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。部長の答弁によりますと、地元の方々の指定管理者はお断りになったと。これまでの、今まで当初から、地元の方々の協力によってずっと運営をしていた龍龍館でございます。当初から地域の核になるということの目的のもとに龍龍館は建設されたと思います。それが、地元の方が、ある面ではやる気がなくなったといえますか、もうやっていけなくなったと。この結果については、本当に残念でございます。今後、指定管理者をまた再募集ということになると思いますけれども、本来であれば、一生懸命努力をして地元の方々に続けていただきたいと思います。そのようなことを願って、次の質問に入っていきたいと思います。

それでは次に、ポケットパーク足湯等の再検討についてお尋ねをいたします。

この足湯については、平成23年9月定例会の予算化のときから反対をしておりますが、現在も気持ちは変わっておりません。費用対効果の面からも、市民感覚からしても、改善が絶対必要であります。これまで何度も質問、要望を行い、廃止を求めてまいりましたが、市としては今後も足湯の継続を示しております。

これまで私は足湯のアンケートの内容を指摘し、年間の経費も示していないようなアンケートで、本当に市民の意見と言えるのか。せめて、各区長に対して、初寄り等で、これまでの経費、年間の維持管理費が約250万円かかっているということを区民に示したアンケートのとり直しをお願いいたしました。市としては、新たなアンケートは実施しないとのことでありました。

そこで、私は毎年、地元の各区の初寄り等に、新年の挨拶に回っておりますので、ことは改めて私なりの足湯に対するお尋ねをしてまいりました。地域の方々の意見としては、それぞれの足湯の場所を知らない、経費がそんなにかかっているなら、早くやめたほうがよい、そんなお金があるなら市道の草切りをやってほしい、いつも誰も利用していない、無駄だから早く廃止したほうがよい、いずれにしても、厳しい意見がほとんどであります。

私は初寄り等で意見をお聞きして、改めて市民のためにも早急に廃止すべきだと再認識をいたしました。市民の厳しい暮らしの中、無駄な経費を使うわけにはいかないのであります。市としては、足湯については廃止するとなると事業費の返還も伴うとの答弁がなされておりますが、私としては補助金を返納しても廃止をする必要があると思いますが、市の考えをお示してください。また、補助金返納について調査をされたのか、お答えください。

次に、院の馬場ポケットパークのこれまでの経費と今後の管理の状況についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、中原宏隆君。

[登壇]

○建設部長（中原宏隆君） まず、1点目のポケットパーク足湯の廃止についてでございますが、これまで答弁いたしましたとおり、維持管理費の工夫によるコスト削減を図りながら、隈府中央地区の回遊スポットの一つとして活用していきたいと考えております。したがって、国の補助金の返還は考えておりません。

また、2点目の院の馬場ポケットパークのこれまでの経費についてでございますが、植栽整備工事費が183万4,000円。それから、ラブベンチ整備費が58万3,000円となっております。今後の管理につきましては、全市的なまちづくりにつながるように、市民有志、ボランティアで組織する維持管理組織を目指したいと考えております。

以上、お答えします。

[「部長、それぞれの金額は。院の馬場」と呼ぶ者あり]

○建設部長（中原宏隆君） 院の馬場ですけど、院の馬場の経費につきましては、植栽整備工事が183万4,000円、それから、ラブベンチの設置につきましては58万3,000円となっております。

[「賞金とかそういうのが全部あったでしょう。それぞれです、それぞれ。そういうもののトータル」と呼ぶ者あり]

○建設部長（中原宏隆君） 賞金については、20万円の賞金ということで出しております。

[「副賞なんかも」と呼ぶ者あり]

○建設部長（中原宏隆君） 副賞が、5万円2本だったと思います。

[「それを全部きちんと。まあ、いいです」と呼ぶ者あり]

○建設部長（中原宏隆君） 以上です。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。ポケットパーク足湯については、基本的に継続していくと。管理費の削減等をやりながらということでございますけれども、なかなかそんなに簡単には削減はできないと思います。

それと、お答えがありませんでしたけれども、補助金を返納するというふうになれば、どのくらい返納しなければいけないかということはお答えがありませんでしたので、また次に質問をしていきたいと思います。今後の質問ですね。

それと、院の馬場については、ラブベンチの、言うなればデザインといいますか、その賞金が総額で30万円です。グランプリというのが20万円、それぞれの副賞が5万円ずつですね。最終的には福岡の方がそれをとられたということでございますが、きのう子育て支援のほうの「めぐるん券」の活用について報告がございました。それぞれに「めぐるん券」を活用するという報告がございました。そのときに、子育てお祝い金の拡充という形で質問をしたときに、「めぐるん券」の活用をお願いしたわけでございます。このラブベンチのグランプリ、20万円というのは高額でしたのでびっくりしましたが、私はそのときにも、「めぐるん券」を活用したらどうでしょうかということの提案をして、市長はそのときに検討しますということでございましたが、聞くところによると結果的には現金で差し上げられたということでございます。どういう感覚で現金になったのか、私はなかなかわからないところもございますが、その件だけでも結構でございますので、市長から答弁をいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） ポケットパークの賞金の中の「めぐるん券」についてということでございますが、議員のほうからそうやってご提案があった際には、もう既に募集要項を出してございまして、その中では、「めぐるん券」ということを条件にしておりますでしたので、改めまして、これは検討というだけではなくて、実際に入賞されたときに賞金をお渡しする際に、「めぐるん券」でいかがだろうかということをご相談いたしました。が、ご本人からは、それは遠慮させてくれということがございまして、強制はできませんので、ご本人の意向を尊重したということでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

〔登壇〕

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。私が提案をしましたときには、まだその賞金を誰がとるかというのは決定していなかったと思います。それぞれの考えだと思いますけれども、市民感情から言えば、やはり、私も簿記の経験からいうと、商品券はたしか現金扱いでございます。そういう観点からも、こちらのほうから賞金を差し上げる状況でございますので、ぜひとも地元のほうでお買い物でもしていただきたいという思いをお願いすればよかったのではないかなというふうに考えております。

次に進みたいと思います。

それでは次に、鞠智城跡の国営公園化の取り組みについてお尋ねをいたします。

鞠智城跡につきましては、平成16年2月に国内4例目の国指定史跡となりましたが、菊池市部分の掘切門については、鞠智城の正門でありながら、これまで整備復元が全くできておりません。私もこれまで何回も質問、要望を続けておりますが、進んでいないのが現状であります。

平成19年3月に菊池市国営鞠智城歴史公園設置期成会が設置され、その後も国営公園化に向けたシンポジウムが開催されたり、県関係国会議員による鞠智城国営公園化推進議員連盟が設立され、現在は、菊池市、山鹿市の連携のもとに、国営化に向けた取り組みが進んでいると思われまます。

平成26年3月定例会において改めて質問をさせていただいたときの答弁では、市の教育委員会や地元掘切区の代表者で構成される史跡鞠智城跡保存管理計画策定委員会の審議を経て、第3次鞠智城跡保存整備基本計画の策定が予定されているとのことでありました。

また、県都市計画課では、鞠智城大規模歴史公園基本計画検討委員会において、有識者による国営公園化に向けた検討がなされており、今後、国営公園としての鞠智城のあり方について協議が進められているとのことでありましたが、市として、現在の取り組みを具体的にお示ししたいと思えます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 鞠智城跡の取り組みということでございます。

国史跡である鞠智城跡の国営公園化については施政方針には記載しておりませんが、非常に重要な取り組みということは認識しております。

県においては、東京でのシンポジウムや若手研究者による特別研究を実施するとともに、鞠智城の歴史的価値を広く認識していただくため、特別展示会など、まず、特別史跡の指定を目指して取り組まれております。

国営公園化に向けた本市の取り組みとしましては、期成会を中心に国営化推進キャンペーンの一環として、鞠智城の日を県と山鹿市と合同での開催やチラシ、グッズの配布による周知など、鞠智城により多くの市民の皆様に足を運んでいただくよう努めているところでございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。今回の施政方針の中にも、私は昨年度も申し上げたんですけれども、この鞠智城跡の国営公園化については一言も触

れていないと。今年度も、また同じように触れていないと。そういう意味も踏まえて今回質問をさせていただいたわけでございます。

いずれにしても、菊池市の観光、また歴史に基づいたいろんな開発についても、特に堀切門は鞠智城の正門でございます。そういう観点からも、ぜひとも一生懸命取り組んでいく政策ではないかということでもありますので、あえて今回質問をさせていただきましたので、市長から、何かお答えがあれば答弁をいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 鞠智城に対する私の思いということでよろしいでしょうか。

[「はいはい」と呼ぶ者あり]

○市長（江頭 実君） 県、それから山鹿市、それから当市と、大変、鞠智城の国営公園化というのは大きな夢を描いておりますし、ぜひとも実現したいことでもあります。それは私どもの誇りにつながるとともに、やはりいろいろな意味での活性化にも必ずつながっていく意義の大きいものだと思います。しかしながら、今やらなければいかんのは、これは文科省に、これを国指定史跡に認めてもらわなきゃいかんわけですから、文科省としては、やはり一つ一つ地道な学術的な積み重ねが必要な時期であるということで、そのために今若手研究者ですとか、さまざまなシンポジウムを重ねてきているわけでございますので、こうしたところにたくさんの市民が出ていただけますよう、議員の皆さんも含めまして、そうしたことの意識を常に引き上げていきたいというふうに思いますし、必要なことについて私どもは全力で取り組んでいくという覚悟でございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございました。今、市長のほうで文科省というふうに申されましたが、たしか国土交通省の管轄になるのじゃないかというふうに私は認識しておりますが、その答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時10分から開きます。

○

休憩 午後零時06分

開議 午後1時02分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 皆さんこんにちは。「君が代は、千代に八千代に、さざれ……」

○議長（森 清孝君） 平君、質問をしてください。

○1番（平 直樹君） 国歌斉唱、この国歌を、議会開会日のまず最初に、市民、国民の幸せを全力で考える菊池市最高レベルの会議で歌って始められたらいいなと考えている議席番号1番の平直樹です。

政治理念、菊池市民がうれしいこと。政治目標、政治をもっと近くに。判断基準、子どもたちが大きくなったときにどうかの3本柱で、日々の議員活動を行っております。選挙という荒波を乗り越えてこられた方々や職員はもちろんのこと、菊池市民全員が菊池がもっとよくなってほしいと考えているという認識を出発点にして前進していこうと思っています。今ご縁あってこの言動を見聞きしていただいている皆さん、一緒によかまちばつくっていきましょう。

余談ではございますが、午前中に病院に行き、インフルエンザではないという診断書をいただきまいりましたので、安心していただきたいと思います。

さて、議員になって考えることがたくさんふえましたが、そんな中、時間がたつて少しずつなれてきた部分もあります。しかし、どうかすると、なれてきたからこそ感化されて見えにくくなっている部分もあるかもしれないということも出てきました。私たち議員も市長も、市民から選ばれてここにいるのです。そして、私たちは特に市民に対してどうなのかという目線で物事を考えるべきです。向いている先が市民ではなく、議員同士や行政のほうばかりを向いてしまって、やるべきことをやれないというようなことがないように、市民からしたら、これってどうなんだろうと常に考えること、この当たり前のことを決して忘れることのないようにしながら、市議会議員の大きな役割は行政のチェック機関でもありつつ、さらに市民の声を行政に届けながら、全力で市民、国民の幸せにつながる努力をすべきだと自分自身に言い聞かせながら、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、移住・定住についてです。

私は昨年6月議会にて、移住者、新しい菊池んもん、新人さんをつくっていくことはとても大事で、そのためには、市役所内に移住・定住に関するワンストップ窓口の創設や、何より市民全員の危機感の共有が大事ではないですかと質問をさせていただきました。そして、現在研究中との答弁でした。

あれから9カ月、施政方針の中に、平成26年10月に総合窓口を企画振興課に開設、また、ホームページに「きくち暮らしのすすめ」を開設したとあります。総

合窓口とワンストップ窓口というのは同意だと解釈するとして、そのときにご紹介した「田舎暮らしの本 日本「住みたい田舎」ベストランキング」にご応募いただいたみたいで、総合ランク 16 位、95 点中 62 点でした。素晴らしいと思います。上位 3 位の研究をされているとは思いますが、この出してみても出た結果から見えてきた現状の課題、問題点は何ですか、教えてください。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

〔登壇〕

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、平議員のご質問にお答えします。

現在までの取り組み状況を踏まえまして、課題等について回答させていただきます。

人口減少が進む中、価値観や生き方も多様化しており、経済的反映よりも治安や自然、歴史文化を重視する方向に変化し、都会に住む多くの方から地方回帰のニーズが高まっていると推察します。

このような中、平成 26 年 6 月以降の取り組みにつきましては、まず、移住されました方からのご意見を伺うために、8 月に「住みやすさ日本一の菊池づくり」をテーマとした移住された方を対象としての市長と語る会を開催いたしました。

10 月には、市内での連携体制のもと、移住希望者への総合窓口を企画振興課とし、また、ホームページ上には、先ほどありましたけれども、「きくち暮らしのすすめ」を開設して、菊池市定住支援制度や空き家・空き地情報、子育て、教育など必要な必要な情報をまとめて掲載しているところでございます。12 月には、先ほどありました「田舎暮らしの本」に初めて応募いたしまして、295 市町村中 16 位と本市をアピールできたと考えております。さらに、本年 1 月には、東京で開催されました移住フェアに初めて参加するなど、大都市における PR 活動を行っております。

この間、徐々にではありますが、移住の問い合わせもふえており、移住後の支援や具体的な施策の展開ができるよう、先進地研修や情報収集も行っているところでございます。

2 点目のランキングの結果を受けての課題や問題点につきましては、まず、住まい探しの情報提供としまして、ホームページにある空き家・空き地情報活用制度を活用いただいておりますが、登録が少ないために需要に対して物件が不足している状況でございます。

また、移住フェアで一番多かった相談は仕事探しでございました。地域で暮らすためには、住居と同様に必要となるのが仕事でございますので、就労支援の充実が

不可欠であると感じたところでございます。

さらに、定住に向けましては、移住する側と受け入れる側の双方に課題があると考えております。このため、地域コミュニティの一員として根づいてもらうなど、初めての土地で暮らす移住の不安を軽減させ、地域での受け入れ体制に伴う意識の醸成を図るため、短期間住んでもらうような仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、一緒になって地域コミュニティを活性化させるためには、受け入れる側だけではなく移住者側の意識や考え方も重要になりますので、移住・定住の推進に向けて具体的な戦略が必要であると考えております。

以上お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 答弁ありがとうございます。

私がもし移住希望者だったらという点でいろいろ物事を考えたときに、どうだろうなと思って、とりあえず菊池市役所だけではなくて近隣の山鹿市、合志市、菊陽町、大津町の各庁舎、各役場に直接行って調べてきました。本市、この庁舎も含めて、どこにも「移住・定住大歓迎」といった文字が一つも見られませんでした。どこにもなかったんですね。

私、考えたんですけど、やっぱり自分の市役所に行くのもちょっと緊張したりするのに、全く知らない土地の役場とか庁舎に入っていくときにそういった言葉があると、すごくうれしいんじゃないのかなというふうに思ったんですね。

許可をいただいていますので、出させていただきます。

例えば、こういった形で文字として、入ってすぐにこういう言葉が目につくようなところにあれば、すごくわかりやすいんじゃないかというふうに思ったんですね。こういった言葉ですね。一応、一生懸命私なりにつくって、こういうのはどうだろうかというふうに思ったのを持ってきたんですけども、ちょっと議場にふさわしくないということで議場の外に置いていますので、例えば、くまモンの看板をつくって、こういうのを上げたりとか、そういうことをすると移住関係につながると思うし、職員が入り口のところに座っていらっしゃいますけれども、その方に、その看板を見て声をかけやすいんじゃないのかなというふうに思うんですね。この市は移住・定住に関してかなり歓迎してくれているなど、第一印象がよくなると思うんです。菊池市の市民の方から見ても、行政は本気でこのことについて取り組んでいるんだなというふうに、その本気度も伝わると思いますし、ひいてはそれがやっぱり市民との危機感の共有につながるとも思うんですね。さらに、ふやしていき

い年齢層というのも私なりにありまして、やっぱり同世代の子育て世代、生産年齢と言われる方々だと思うんです。

今、江頭市長が提唱されている「癒しの里」というキャッチコピー、これは本当素晴らしいと思うんですけども、私たちの世代、30代や40代の世代よりも、そのキャッチコピーがもう1つ上の世代向けかなというような印象を受けるんですね。

[パネルを示す]

○1番（平 直樹君） 私もそれなりに考えてきたんですが、私が考えてきたのはこちらですけども、「マザーランド」「安心・安全 癒しの里」「森と水と極上の温泉」「都会に近い田舎暮らし」、こういった世代を意識した選択肢をふやすということも大事なのかなというふうに思うんですね。それは世代間で少しずつずれが出てきますので、庁舎内の若い方々にも聞いていただいたらいいと思うんですけども、「癒しの里」というのは大きくあって、その中で、世代世代で、その「癒しの里」から波及したいろいろなキャッチコピーを設けて、それがホームページにあると、僕らの若い世代がそれを見て、行ってみようかなというような気持ちが隆起しやすいんじゃないのかなというふうに思うんですね。

私なりに、熊本に移住された方で菊池市に今住んでいらっしゃる方ですね、菊池市を選ばなかった方に直接お話を聞いてみました。ある方は、衣・食・住、これはもう完璧ですと、できれば菊池市にすぐにでも住みたいと。でも、先ほど部長の答弁にもありましたように、やっぱりそれを支える仕事がないと。また、別の方は、仕事と住まいと行政のバックアップ、これはもう必要不可欠だと思いますと。受け入れ地域と移住者、新人さんのかけ橋になるような、いわば人たらしのスキルをしっかりと持った方がかなり重要だろうと。今、募集されている地域おこし協力隊の皆さんには、その辺しっかりと面接で見きわめていただきたいというふうに思います。

こんな生の声を聞けば聞くほど、私、何も全て菊池市、本市だけで無理に完結させなくてもいいんじゃないのかというふうに思うんです。ベッドタウンですね、考え方的には。本市に仕事がないという理由が断トツなので、仕事をつくっていくというのは本当大事なことだと思うんですけども、もしも近隣自治体に仕事があるのなら、そちらを紹介して外貨を稼いできてもらうという考え方もあるんじゃないかなと思います。住むのはこの菊池市に住んでもらって、いかに都会に近くて通勤圏内であるかというお勧めの仕方があると思うんですね。そのためには、近隣自治体の仕事状況も把握すべきだと思いますし、そう考えたら、旭志地区、泗水地区を私たちみたいな生産年齢向けの住宅開発エリアとして進めていって、中心市街地

には昔あった中心市街地活性化基本計画のようなびしっとした計画を立てて、商業の中心を明確に描いた図面を掲げると。総合計画にもしっかりとエリア分けされています。

現在、一番の懸念事項である仕事ですが、今どのようなご紹介のされ方をされていますか。さらに、今後、近隣自治体の求人情報を集めて総合窓口などで希望者の方に情報提供する考えはありますか。２点お聞かせください。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） 平議員の再質問でございます。

どのような紹介をしているかということでございますけれども、現在、直接的にまだ移住されてこられる方にこちらのほうから紹介という形ではやっておりませんが、ハローワーク等を通じまして、今後、産・官・学・金・労・言というふうな中においても、移住者に対する情報提供のほうを行ってまいりたいというふうに考えます。

それから、受け付けのほうに関しましては、また今後それぞれ、現在、庁舎等も整備中でございますけれども、いろんな方面から移住者の方がわかりやすいようなものをつくっていききたいというふうに考えます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○１番（平 直樹君） 大津町だったと思いますけれども、大津町の庁舎は、入ってすぐ右側に求人情報というのがどんと置いております。そういったものもちょっと一回見られて参考にされたらというふうに思います。

熊本県内でも、和水町、南阿蘇村、上天草市、南関町、産山村、山都町は移住・定住にかなり前向きに努力されているようですし、２月２１日、２２日には八代市のほうで、県内に入られて八代市に入られていない、八代市じゃないところに入られた各地の移住者、新人さんに声をかけてモニターツアーを行われたとのこと。それは何でかといったら、自分たちのまちを見てもらって、何が悪いのかというのを実際に移住者の方に見てもらうというような企画をされているそうです。すばらしい取り組みだと思うんですよ。これは菊池市もすぐにでもできるようなことだと思うので、改めて、県外から菊池市に来てくださいというのと加えて、既に熊本県内に入られている方に、もう一回菊池に住んでみませんかというような企画、そういう事業はすごく有益だと思いますので、そのためにもやっぱり受け入れ体制の充実が急務だと思います。

今、部長も答弁いただきましたけれども、総合窓口が企画振興課にあって、庁舎

整備も絡んでというふうにお答えいただきましたけれども、今まさに移住希望者の方が菊池の市役所に来られるのに、その庁舎整備は全く関係のない話ですから、すぐやれることはあると思うんですよ。企画振興課、2階にあります。窓口というのはやっぱり1階にないといけないと思うんですね。移住・定住に関するガイドブックやパンフレットがあるわけでもない。せっかく菊池市定住化支援対策一覧というものがあるんですけれども、そういうものが目に触れるところに置いてあるわけでもない。市長の年頭挨拶の中にもあったじゃないですか。縦割り行政を乗り越えていかねばならんと。ただ、悲しいかな、担当者の口から出る言葉はいまだに、すみません、こちらの担当ではないので、向こうの課に聞いてみないとわかりませんというような残念なお言葉です。まだまだ名ばかりの総合窓口だと感じていますが、市長、今後どうなっていますか。おい、平、心配すんなど、今からがつんといくぞというふうなプランがあると期待していますが、どうですか、教えてください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの平議員のご質問は、定住者促進に対応した体制づくりということかと思います。

定住していただくためには、今おっしゃいましたように、こちらの受け入れ体制をきちっとする必要があると思います。大変不安を持って定住の検討をなさっていることだと思いますので、住居に関すること、就労に関すること、子育て・教育環境等々、多岐にわたる課題がございますので、仮称ですけれども、定住支援センターというものを設置して、相談窓口のワンストップ化というものを図って移住者の支援を行っていききたいというふうに考えております。

それから、そのほかにも、空き家の掘り起こしですとか、移住希望者の相談、それから空き家物件とのマッチングなどを行う移住・定住のコンシェルジュという専門スタッフを置きまして、そこに地域おこし協力隊2名を配置して対策を組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

また、そのほかにも、子育て環境を今、並行的に整備をしているところでございます。

また、新しい移住者の層を掘り起こすという意味でも、この地域おこし協力隊の別の方には、アーティスト・イン・レジデンス等のいわゆる地域文化創造型という形で別途の役割を担ってもらおうと、そして発信と地域振興にも役立てていきたいと、そのように今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） ぜひ期待しながら、続いての質問に移りたいと思います。

ここでお願いがあります。次の質問からは、特に簡潔に答えてもらえるような質問を考えておりますので、できるだけ答弁は短く簡潔にご協力をお願いいたします。

それでは、菊池市市民会館の利用についてお尋ねいたします。

2点、まず、菊池市市民会館は一体誰のためにありますか。2点目、これまで全ての利用者に公平な立場で利用していただいておりますか、お答えください。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） まず、1点目です。当然、条例に定めてある内容からしても、市民のためにある施設だというふうに思っております。

2点目です。公平性の話でございますが、条例規則、その他ルールがございますので、この見地から見ましたものは当然問題はないというふうに思っておりますが、運営上の細かい実態というものがまだつかめておりませんので、その辺はご指摘をいただくということであれば調査をしたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 答弁ありがとうございます。市民のためにありまして、公平にやっているということ、運営の実態があれば教えてほしいということでした。

それでは、再質問いたします。

菊池市市民会館とは、文化会館と泗水ホールの2施設あります。そこで、これから特に文化会館についてお聞きいたします。

文化会館には、大ホールと小ホールと小さい練習室という部屋が3つあります。菊池市市民会館条例施行規則にのっとり運営され、菊池市市民会館のパンフレット、こちらですけれども、こちらにもわかりやすく各部屋の利用料金が明記されております。利用するにはお金がかかるということですけど、これは当然だと思いますが、特に練習室なんです、ある団体、ここでは便宜上、X協会というふうに言いますね。このX協会に所属していれば練習室の使用料が無料になると聞いていますが、本当ですか、教えてください。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 無料になるかというお話ですけれども、文化会館の使用料の減免という措置がございます、その対象とする団体を決めておりますので、た

だいまおっしゃった協会というのはその中にある団体ではないかというふうに私は捉えておるところです。

したがって、その団体に入っておれば、減免、免除が可能であるということでお答えします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1 番（平 直樹君） 答弁ありがとうございます。

事実であるということは、無料で使われていたということをご存じだったということですが、それはいつから知っていらっしゃいましたか、教えてください。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） そのこのところは、まだちょっと詳しく情報をつかんでおりません。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1 番（平 直樹君） いつからかはちょっと不明だということですね。

では、少し話を変えまして、大・小ホール、練習室ともに予約は半年前から可能なんですね。現在、予約状況を調べてみますと、練習室はほぼ平日は埋まっております。ここに資料がありますけれども、誰が借りていらっしゃるかというと、大体菊池市か、そのX協会に所属されている方々が押さえられていると。ただですからね、とりあえず押さえますよね。

そして、その中でも月謝等を取られているところもあると聞いていますが、その事実は知っていらっしゃいますか、教えてください。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 利用の申請につきましては、規定によりまして6カ月前からということになっております。ただし、利用の許可については順位というのがございまして、申し込みが早かったほうから許可をするという順位の制限もございます。しかし、6カ月間というのはかなり先のことになりますので、後で申し込まれた方からしますと、既に入ってしまったというような実態もあるやに聞いております。その辺で利用者の方に若干ご迷惑がかかっているという情報は聞いております。

それから、催し物をされるときに参加者から料金、月謝とかを取っているかというご質問だと思いますけれども、具体的な事例につきましてはまだつかんでおりま

せん。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 申し込み順の話ですけれども、半年前から予約ができると。大体そのX協会に入られている方は毎日毎日使っていらっしゃるので、次に行くときに半年前の予約はできるわけですね。そういうことも知らない普通の市民は、それは後から来て予約をしようと思っても埋まっているので使えないと、これが現実だと思います。

不明ですというふうに言われましたけれども、知らないはずはないと思いますが、実はここに平成25年度分のX協会所属団体が使用された大ホール、小ホール、そして練習室の使用をまとめたものをつくってまいりました。練習室はただですし、大・小ホールは半額免除になっています。その1年分、もしも無料や半額免除がなかったとした場合の計算がこちらになります。これは1年分ですね、平成25年。X協会さんが全体で使われたのが299万918円、そのうち減免額は221万5,603円、入金が77万5,315円と。その隣にイベントとありますが、イベントをされているんでしょうね、このイベントは66万9,141円かかっていますが、減免は全部減免で、ただでやっていますよということです。こういった金額になります。イベントを抜いて299万円ですね。そのうちの減免が221万5,000円なので、このイベントについてお尋ねしたいと思いますけれども、主催はX協会ではなくて菊池市でいいんですね。生涯学習課がやられているということで間違いないですか、お答えください。

〔「議長、団体名を個別具体的に言わんとわからんです。こっち聞いていて」「何を言っているかわからん」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 暫時休憩します。

○

休憩 午後1時31分

開議 午後1時35分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） じゃ、すみません、改めてお伺いいたします。

X協会と私が言っていたのは、菊池市文化協会のことでございまして、その文化協会の主催ではなくて、そのイベントは菊池市が主催でされているイベントだとい

うことでいいですね。私が調べたところでは、生涯学習課が主催となってされていますけれども、それが間違いないかだけ教えてください。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） イベントの名称が何であるか、教えていただけますでしょうか。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 菊池市文化祭です。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 私の記憶では、菊池市教育委員会が主催というふうに記憶しております。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 私も改めてその主催という言葉、辞書を引いてきました。「主催」、名詞、中心となって会合や行事を行うこと。また、その人や団体、機関とあります。

改めて伺います。打ち合わせには、生涯学習課からではなく違う課の、その文化協会の事務局をされている方だけが来られているとお伺いしていますが、企画、構成、準備、片づけに至るまで菊池市の主催で間違いないですね。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 主催につきましては、あくまで菊池市教育委員会だと思います。

あと、運営につきましては、それぞれ活動されている方の総意によって動いているものではなかろうかというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 何かきつくなりましたね。一応先ほどの金額ですが、299万円、減免221万円ですね。300万円近い金額が1年間で減免になっておりますが、ホームページにも、こちらの料金表にも、ちゃんと備考として「大ホール以外の施設使用の場合、入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的として使用するときの使用料は、本表の使用料の2倍の金額です。」と明記してありま

す。

いろいろ調べてきましたが、一般の菊池市民は減免のことなど知らない人が多いですが、内容がわかると、税金をこんなことに使っているのはおかしいと言っている。知っている人や関係者だけが得をするという仕組みはおかしいんじゃないですか。菊池市から指定管理を受けたときから引き継ぐように言われました。これは8年前です。事業料を徴収しているのに使用料が減免なのはおかしい。別の団体は同じようなことをされているが、事業料を徴収しているので、ちゃんと2倍払っています。文化協会主催の文化祭が減免なのはなぜかわからない。他市町村で減免なのはちょっと聞いたことがないよなんて声も聞いております。減免だからと思いますが、当日予約しているにもかかわらず、来なかったり、その日キャンセルをされます。文化協会が半年前から練習室を押さえているので、一般の方がほとんど使用できない状況です。

市長を含め市役所の方々は知っているのに、8年間、何の対策もしてこなかったという意見もあります。今まで不明です、まだ存じていませんというお答えが残念だなというふうに思いますが、なぜ文化協会に所属していれば練習室は利用料金がただ、大・小ホールは半額、減免なんでしょうか。菊池市市民会館条例施行規則の第何条何項に該当するのか、その根拠を教えてください。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） まず、利用面におきまして、仮に営利の使用が一般の市民の方の使用を大きく妨げているということであれば、これはやっぱり問題だというふうに思いますので、そこは詳しく調査をして、利用の制限といいますか、許可の段階で検討は必要かなというふうには感じます。

それから、減免につきましては、条例規則のルールにのっとりまして、文化活動、いわゆる社会教育団体等につきましては減免ができるというふうに私は聞いておりますので、細かいところの判断はちょっとこの場ではできませんが、そういうルールにのっとりやっているということだけ申し上げたいと思います。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） ここに、市民会館の条例施行規則があります。多分これに該当するんじゃないかというところをちょっと読み上げます。

第8条「条例第13条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次に定めるとおりとする。」、1「県、市又は市の機関が主催する式典及び催物等 免除」、2「市内の小・中・高等学校児童生徒のための催物等で市長が必要と認める

場合 免除」、3「市内の社会教育関係団体などが主催する自主事業で市長が必要と認める場合 5割」、4「前3号に掲げる場合のほか、公益上特に必要があると市長が認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」。

改めて聞きます。第何項ですか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ただいまご紹介ありましたのは、菊池市市民会館条例施行規則第8条でございまして、先ほど読み上げられました第3項の社会教育関係団体、これに含まれると思います。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 3項の社会教育関係団体などが主催する自主事業で市長が認める場合は5割と、そういうことですね。その団体に所属していれば練習室がただとはどこにも書いていない。イベントをやるときには主催地は菊池市で、運営はその団体がされていると、まさに詭弁ですね。要は、全ての利用者に対して全く公平じゃなかったということですよ。これは指定管理会社が勝手にやったことですか、違いますよね。

僕はこの文化協会が悪いと言いたいんじゃないんですよ。文化協会に入られた方は、こうだよというふうに教えられて使用されていたのかなというふうに思うんですけども、一部の特権をはっきり認識していたにもかかわらず、指定管理会社から8年前から同じような数字を上げられて、知っていたにもかかわらず、今の今までなぜか見て見ぬふりをしてきた執行部、そして、悪いというこのルールそのものに責任や原因があるんじゃないですか、どうですか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 施設は、冒頭に申し上げましたように市民のためにあるということは、これはもう間違いございまして、その施設は市が設置者でございまして、やはり市が定めたルール等にのっとってやっていることは間違いございませんけれども、それが運用面で何らかのそういう課題があると思いますならば、そこは今後精査の上、対応したいと思います。さらには、運営審議会たる組織もございまして、そちらのほうにも案件を提示しながらご意見を伺って、適切な対応をしたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） まだ時間もありますので、もうちょっと聞いてみたいと思います。

先ほど言いましたけれども、私は菊池市市民会館をもっと多くの市民の方に、えこひいきすることなく利用してもらいたいというふうに考えています。そのためには、市が主催するイベントであろうが料金が発生すること、これは当然だと思うんです。その場所を使うためにはお金がかかる、これは誰が考えても当たり前のことなんですね。公平に利用してもらおうのが大前提なのに、特権をつくってきて容認していた今までとは、ここできっぱり縁を切ってほしいんですが、本当全く公平じゃないですよ。

指定管理会社も同じ思いなんです。公平に使っていただきたいというふうな思いを持っていらっしゃる。ただ、その管理会社への苦言もあります。文化協会に所属されているある方にお話を聞く機会がありました。そこで、平時、特にそのイベント時にはすごく態度が悪いと。もう料金がどうであれ、管理会社のスタッフは使用者、利用者に気持ちよく会館を使ってもらおうお手伝いをするのが仕事のはずです。「いらっしゃいませ」「ありがとうございます」というふうな基本的な姿勢ができていないのが現状かと思います。市も、管理会社も、そして利用者も、お互いそれは基本的なマナーであると思うんです。しっかりそれは肝に命じてほしいと思います。

さて、ここから一般会計の予算書にも移るんですが、この団体に85万5,000円の補助金もついています。利用料はまけてあげて、さらに補助金もつけてあげる。知らなかったという答えは、すごくバランスが悪いなというふうに思うんですけれども、私ごとですけれども、私も今月、文化会館の大ホールを使用させていただきます。もちろん、かかったお金はお支払いします。私はこの協会には所属しておりません。自分が開催したいから、そのイベントを開催するわけですね。下手くそですけど、音楽もやっています。誰かのためにやっているわけじゃなくて、自分がステージに立ちたいとか、パフォーマンスをしたいという気持ちが原点でやるわけですから、そこに補助金をもらおうとか、ただにしてもらおうという考えはありません。そういう根幹にある思いは一緒だと思うんですけれども、お金がかからないようにするためには、じゃ、文化協会に入ればいいじゃないかというふうに考えていますか、教えてください。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 思っておりません。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） よかったです、その答弁で。

221万5,000円1年間で免除して、85万5,000円補助金をつけて、私みたいな者が練習室を利用したいなというときには予約も取れない。ある団体さんはダンスを教えるのにお金をもらっているから、提示されている金額の倍お金を払って使用されているこの現実をかんがみて、不公平はありますか、ありませんか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 先ほどもお答えしましたように、利用料を取って、いわゆる営利的な活動であれば、その活動が一般市民の利用に大きく支障があるということであれば、それはやはり考慮すべき点かなとは思いますが、不公平感というのは、私の立場からは、ちょっと利用者の方の意見を聞いてみないと何とも言えないところもございますので、そこはご勘弁いただきたいと思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） わかりました。一応この使用、菊池市市民会館条例施行規則というものに、公益上特に必要がある場合というふうに言われたらどうしようと思って調べていたんですけど、こっちも使わなくてよかったですけども、これだけ説明をして立場上言えないというお答えは、きつい答弁を求めているんだなとは思ってはいますが、1年間で減免になった225万1,500円という金額は、全く文化会館に関係していない市民からの税金を使っているということにほかならないと思います。だって、私が文化協会でなかったら225万円は払わないかんですよ。

少なくとも、部長は知らないとおっしゃいますが、8年前からこの金額はもう上がっていたわけですね。知らないという答弁をいただくと、すごく心苦しくなりますが、知っているんです。220万円ですよ、8年掛けたら幾らですか。そのお金、どうしますか、教えてください。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） その収入があるかないかという差はもう歴然としていると思いますので、それは改めて申し上げるまでもないと思いますが、先ほど知らないというか、それについての話は、減免そのものがあるということは、私ももちろん当然理解をいたしておりますが、どの団体がどの活動によってどれだけの減免を受

けたかというところまでは、私は存じ上げていないという意味で申し上げたところ
でございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

〔登壇〕

○1番（平 直樹君） 払うべきお金だったと私は考えておりますので、そのお金をさ
かのぼってどうするかというふうに聞いたつもりであります。中身をまだ精査し
ておられないということです。この場でこれから追及することはないですけれ
ども、また次回、精査されるでしょうから、改めてどう考えられているかはお聞き
したいなというふうに思いますが、大事なのは今後です。

今、私なりに問題提起をさせていただきました。先ほどから何回も言いますが、
文化会館は、泗水ホールも含めて菊池市民のものだと思うんです。みんなにやっぱ
り公平公正に使ってもらって、あんないいステージで自分たちがやりたいパフォー
マンスだとか自己主張していただきたいというふうに思うんです。そのためには、
市が主催するイベントであろうとお金を払う、これが公平公正を保つ大事な最初の
一歩なんじゃないかというふうに思います。

重ねて申しますけれども、私は文化協会の方々が悪いと言いたいんじゃないんで
す。それを知っていて黙認してきた行政が悪いというふうに強く思っています。

市長、今後、今の問題を聞いてどうしていききたいか、今後、文化会館をどがんし
ていききたいか、教えてもらっていいですか。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） 今、平議員のほうからさまざまなお話を聞いたところでござい
ます。まず、何よりも実態調査をして、不公平なものがあれば是正しますし、市民
の皆様から見て納得的な公平なものをもう一回、見直していきたいと思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

〔登壇〕

○1番（平 直樹君） そのお言葉を聞いて安心しました。これからよりよい文化会館、
泗水ホール、菊池市市民会館の運営をされていくことを切に願いまして、私の一般
質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 以上で一般質問を終わります。

○

日程第2 議案第46号 上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 清孝君） 次に、日程第２、議案第４６号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案第４６号についてご説明申し上げます。

追加議案書の１ページをお願いいたします。

議案第４６号、平成２６年度菊池市一般会計補正予算（第１０号）でございます。

国の補正予算による地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策事業及び阿蘇火山活動の降灰対策事業を実施するため、予算の補正をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、追加議案についてご説明いたします。

追加議案書の１ページをお願いいたします。

議案第４６号、平成２６年度菊池市一般会計補正予算（第１０号）でございます。

あけて２ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に７億８，７３３万７，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２５４億７，２９５万４，０００円とするものでございます。

補正の内容は、主に国の補正予算による緊急経済対策に関するものでございます。

それでは、主な内容をご説明いたします。

１０ページをごらんください。歳入でございます。

１ 枠目の項２、国庫補助金の補正額１億９，５９７万２，０００円の増額は、緊急経済対策事業に係る財源分としまして交付されるものでございます。

２ 枠目の県補助金につきましても、主に緊急経済対策事業に係る財源分として、県を通じて交付されるものでございます。

４ 枠目の市債でございますけれども、緊急経済対策事業としまして実施します橋梁補修事業の地方負担分の財源としまして、地方債を、合併特例事業債を活用するものでございます。

続きまして、１２ページをお願いいたします。

項１総務管理費、目１８総合戦略推進費の各節に計上しております予算につきましては、地方創生先行型交付金事業として取り組む事業の補正額でございます。

主なものとしましては、１３ページ中段の節１３委託料でございますけれども、

総合戦略策定に伴います経費、あるいは人材育成等に伴います経費、インターネットショップ関連の委託料等でございます。

最下段の節 19 負担金補助及び交付金でございますけれども、まちの駅・たびの駅補助事業、あるいはブランドづくり関連補助事業等々でございます。

次に、14 ページをお願いいたします。

項 1 農業費に計上しております予算につきましては、緊急経済対策事業として全額県費で実施する青年就農給付金事業補助金等々でございます。

また、同じく農業振興費の説明欄の一番下でございますけれども、これは緊急経済対策事業ではございませんが、阿蘇山の火山活動に伴います降灰対策事業費として計上しているものでございます。

2 枠目の項 1 商工費につきましては、地域消費喚起生活支援型の交付金事業に要するプレミアムつき商品券発行事業に係る補助金の計上でございます。

3 枠目の項 2 道路橋りょう費につきましては、緊急経済対策事業としまして実施する橋梁補修事業でございます。

それでは、4 ページに戻っていただきまして、第 2 表、繰越明許費補正でございます。

国の補正予算による緊急経済対策事業につきましては、繰り越して事業を実施することとなっておりますので、対象事業費の全額を翌年度に繰り越しをさせていただきたいと思っております。

また、阿蘇山の火山活動に伴います降灰対策事業につきましても、県の補助事業ではありますけれども、県が繰り越して実施するということでございますので、当市においても全額翌年度へ繰り越して実施したいと考えております。

次に、5 ページでございます。

第 3 表、地方債補正でございます。

緊急経済対策事業として実施します、先ほど説明しました橋梁補修事業の地方債を発行しますために、限度額を 23 億 1,120 万円とするものでございます。

以上が追加提案させていただきました議案第 46 号の説明でございます。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

ここで暫時休憩します。

○

休憩 午後 2 時 02 分
開議 午後 2 時 33 分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） それでは、議案第46号について質疑をします。

13ページをおあけください。

その中で、上から4段目のARイベント等委託料とありますが、ARの意味を教えてください。

以上です。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長兼市長公室長（小川秀臣君） それでは、荒木議員のご質疑にお答えいたします。

ARイベント事業と申しますのは、ARは現在、広報紙にもしておりますスマホでする拡張現実という表現でしておりますけれども、スマホ関係を使ってそのコードを読み取れば、そういった動画的ものが見れるといったもので、今後の総合戦略、市内への交流が期待できるようなイベント等にそれを使って進めていきたいというところでございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 拡張現実、Augmented Realityということだと思いますが、この議案書もそうなんですけど、施政方針も英語が多いんですよ、横文字が。PRとかありますけれども、これも首都圏宣伝業務委託料とかいうふうに、日本人ですから、できれば日本語を使っていたきたいなと。わからない場合は、行政改革大綱みたいに注釈をつけるべきではないかなと思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） ほかに質疑ありませんか。

平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 一つだけ、先ほど全協のほうで樋口議員のほうからご指摘があった金額の出し方の違いなんですけど、私はその付託される委員会にいませんので、今いただいた議案書を見るしかないんですが、よければ議案書の差しかえ、これが追加で、こっちはそもそものやりかえだと言われても、ちょっとわかりませんので、そういった議案書の差しかえというのは可能ですか。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 議案については執行部のほうより上程していますので、修正権は既に議会のほうに移っていますので、できますれば、そのわかりやすい資料を皆さんにお渡しするということをお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） ほかにありませんか。

大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 議案第46号の13ページにございますが、まちの駅・たびの駅というのが初めて聞く言葉でございますが、簡単でよございますので、どういう事業かということをご説明願いたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） まちの駅とか、そういう名称で今出ておりますけれども、観光に来ていただきます旅行者の皆様方に、市街地に来られたときに、トイレとか、そういうのを気軽にさせていただくために、トイレの改修とか、そういうおもてなしでございます。ちょっとベンチをつくったりとか、そういう市街地の中にちょっとずつつくっていくという、道の駅のちょっと小さくなった版みたいところでございます。改修などを補助していくというところで考えている事業でございます。

[「以上です」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第46号は総務文教常任委員会、経済建設常任委員会に付託をします。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は3月18日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時39分

第 6 号

3 月 1 2 日

平成 27 年第 1 回菊池市議会定例会

議事日程 第 6 号

平成 27 年 3 月 12 日（木曜日）午前 10 時 17 分開議

第 1 議案第 19 号 平成 26 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）、議案第 30 号 平成 27 年度菊池市一般会計予算、議案第 46 号 平成 26 年度菊池市一般会計補正予算（第 10 号）の訂正について

説明・採決

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 19 号 平成 26 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）、議案第 30 号 平成 27 年度菊池市一般会計予算、議案第 46 号 平成 26 年度菊池市一般会計補正予算（第 10 号）の訂正について

説明・採決

出席議員（20 名）

1 番	平	直 樹	君
2 番	東	奈津子	さん
3 番	坂 本	道 博	君
4 番	水 上	隆 光	君
5 番	出 口	一 生	君
6 番	猿 渡	美智子	さん
7 番	松 岡	讓	君
8 番	荒 木	崇 之	君
9 番	柁 原	賢 一	君
10 番	工 藤	圭一郎	君
11 番	城	典 臣	君
12 番	大 賀	慶 一	君
13 番	岡 崎	俊 裕	君
14 番	水 上	彰 澄	君
15 番	泉 田	栄一朗	君
16 番	森	清 孝	君

17番	樋口正博君
18番	木下雄二君
19番	山瀬義也君
20番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	木村利昭君
政策企画部長兼 市長公室長	小川秀臣君
総務部長	馬場一也君
市民環境部長	倉原良則君
健康福祉部長	木原雄二君
経済部長	松野浩一君
建設部長	中原宏隆君
七城総合支所長	大山堅四郎君
旭志総合支所長	水上満弘君
泗水総合支所長	上田譲二君
財政課長	中村喜範君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊藤道俊君
教育長	原田和幸君
教育部長	松岡千利君
農業委員会事務局長	原和徳君
水道局長	藤本辰広君
監査事務局長	宮村公男君

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
事務局課長	徳永裕治君
議会係長	松原憲一君

○議長（森 清孝君） 全員起立をお願いします。
（全員起立）

おはようございます。
着席をお願いします。

午前１０時１７分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１ 議案第１９号 平成２６年度菊池市一般会計補正予算（第９号）、議案第３０号 平成２７年度菊池市一般会計予算、議案第４６号 平成２６年度菊池市一般会計補正予算（第１０号）の訂正について
説明・採決

○議長（森 清孝君） 日程第１、議案第１９号、平成２６年度菊池市一般会計補正予算（第９号）、議案第３０号、平成２７年度菊池市一般会計予算及び議案第４６号、平成２６年度菊池市一般会計補正予算（第１０号）の訂正の件を議題とします。
執行部の説明を求めます。
市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、改めましておはようございます。それでは、議案第１９号、平成２６年度菊池市一般会計補正予算（第９号）、議案第３０号、平成２７年度菊池市一般会計予算及び議案第４６号、平成２６年度菊池市一般会計補正予算（第１０号）の訂正についてご説明申し上げます。

平成２６年度一般会計補正予算（第９号）における基金繰入金の歳入予算補正及び歳出予算補正の財源内訳、この訂正に伴い、補正予算（第１０号）歳入の補正前の額並びに平成２７年度当初予算における歳入予算の市債の節区分の表記などにつきまして誤りがありましたので、その訂正をお願いするものでございます。

今回の件につきましては事務処理上の確認不足によるものであり、深くおわびを申し上げます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、訂正につきましてはよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。それでは、議案の訂正についてご説明を申し上げます。

まず、議案書（その２）の１ページをお願いします。

議案第１９号、平成２６年度菊池市一般会計補正予算（第９号）でございます。

１８ページ、１９ページをお願いいたします。

４枠目、款１８繰入金、項３基金繰入金につきまして、目１財政調整基金繰入金、節１財政調整基金繰入金の補正額１０億４，３４１万２，０００円の減額を１０億４，２４０万２，０００円の減額に、補正後の計１億７，６９９万２，０００円を１億７，８００万２，０００円に、目１４教育振興基金繰入金、節１教育振興基金繰入金の補正額１３１万８，０００円の減額を２０８万８，０００円の減額に、これに伴い、補正後の計１，２２２万７，０００円を１，１４５万７，０００円に改め、未計上の歳入減額分として、目２４ジュニアスポーツ育成ゆうり基金繰入金、節１ジュニアスポーツ育成ゆうり基金繰入金、２０ページ、２１ページに加えることとなりますけれども、補正前の額を５０万円、補正額を２４万円の減額、補正後の額２６万円を加えるものでございます。

次に、５３ページをお願いいたします。

１枠目の款９教育費、項１教育総務費、目３教育振興費の補正額の財源内訳、特定財源のその他９５万１，０００円の減額を１７２万円の減額に、一般財源７６万９，０００円の減額をゼロ円に改め、下段の項計、同じく特定財源のその他２９４万４，０００円の減額を３７１万３，０００円の減額に、一般財源７８９万円の減額を７１２万１，０００円の減額に改めるものでございます。

次に、５７ページをお願いいたします。

２枠目の款９教育費、項６保健体育費、目１保健体育総務費の補正額の財源内訳、特定財源のその他ゼロ円を２４万円の減額に、一般財源５２万円の減額を２８万円の減額に改めるものでございます。

次に、５９ページをお願いいたします。

１枠目の款９教育費、項６保健体育費の補正額の財源内訳の計、特定財源のその他７６万２，０００円の減額を１００万２，０００円の減額に、一般財源２１５万３，０００円の減額を１９１万３，０００円の減額に改めるものでございます。

次に、９ページに戻っていただきたいと思います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括、款９教育費の補正額の財源内訳、特定財源のその他６０１万６，０００円の減額を７０２万５，０００円の減額に、一般財源８，０８５万６，０００円の減額を７，９８４万７，０００円の減額に、歳出合計の特定財源のその他４億３，２１９万２，０００円を４億３，１１８万３，００

0 円に、一般財源 8 億 2, 9 5 7 万 9, 0 0 0 円の減額を 8 億 2, 8 5 7 万円の減額に改めるものでございます。

この議案第 1 9 号、平成 2 6 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）の訂正に伴いまして、追加議案書の議案第 4 6 号、平成 2 6 年度菊池市一般会計補正予算（第 1 0 号）につきましても訂正がございます。

追加議案書の 1 0 ページでございます。

歳入の 3 枠目、款 1 8 繰入金、項 3 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金の補正前の額 1 億 7, 6 9 9 万 2, 0 0 0 円を 1 億 7, 8 0 0 万 2, 0 0 0 円に、補正後の計 2 億 2, 3 2 3 万 1, 0 0 0 円を 2 億 2, 4 2 4 万 1, 0 0 0 円に訂正をお願いするものでございます。

次に、別冊にしております平成 2 7 年度菊池市一般会計予算書の 4 0 ページ、4 1 ページをお願いいたします。

2 枠目の款 2 1 市債、項 1 市債、最下段の目 9 教育債の節区分につきまして、4 1 ページ下段から 3 枠目、節 3 中学校債を節 2 小学校債に訂正をお願いするものでございます。

今回の訂正につきましては事務処理上の確認不足によるものでございまして、深くおわびを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。今後はこのようなことが発生しないよう、十分に気をつけてまいりたいと考えております。

訂正につきましては、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（森 清孝君） 説明が終わりました。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決をします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 1 9 号、議案第 3 0 号、議案第 4 6 号の訂正について承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 9 号、議案第 3 0 号、議案第 4 6 号の訂正については承認することに決定しました。

ここで発言の申し出がっておりますので、これを許します。

総務部長、馬場一也君。

〔登壇〕

○総務部長（馬場一也君） 議案第 1 9 号、3 0 号、4 6 号の訂正につきましては、ご承認をいただきましてありがとうございます。

なお、議案の訂正につきましては、議案第 1 9 号、平成 2 6 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）は訂正箇所が複数ページにわたっておりますので、本会議後、

訂正後の新たな補正予算書の配付をさせていただきたいと思います。そのほかの議案の訂正につきましては、自席の上にそのまま議案書を置いていただきまして、職員により訂正をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 本件につきましては各常任委員会に付託をしておりますが、訂正後の議案に基づき、さらに審査をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午前１０時３０分

第 7 号

3 月 1 8 日

平成 27 年第 1 回菊池市議会定例会

議事日程 第 7 号

平成 27 年 3 月 18 日（水曜日）午前 10 時開議

第 1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

第 2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○

追加議事日程（第 7 号の追加 1）

第 1 議員提出議案第 1 号 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき
事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

第 2 意見書案第 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

○

本日の会議に付した事件

日程第 1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追加日程第 1 議員提出議案第 1 号 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議
決すべき事件を定める条例の一部を改正する条
例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

追加日程第 2 意見書案第 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

○

出席議員（20 名）

1 番	平	直 樹	君
2 番	東	奈津子	さん
3 番	坂 本	道 博	君
4 番	水 上	隆 光	君
5 番	出 口	一 生	君
6 番	猿 渡	美智子	さん
7 番	松 岡	讓	君

8 番	荒 木 崇 之 君
9 番	柁 原 賢 一 君
1 0 番	工 藤 圭一郎 君
1 1 番	城 典 臣 君
1 2 番	大 賀 慶 一 君
1 3 番	岡 崎 俊 裕 君
1 4 番	水 上 彰 澄 君
1 5 番	泉 田 栄一郎 君
1 6 番	森 清 孝 君
1 7 番	樋 口 正 博 君
1 8 番	木 下 雄 二 君
1 9 番	山 瀬 義 也 君
2 0 番	境 和 則 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長兼 市 長 公 室 長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	中 原 宏 隆 君
七城総合支所長	大 山 堅四郎 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 譲 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
教 育 部 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君

水 道 局 長
監 査 事 務 局 長

藤 本 辰 広 君
宮 村 公 男 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長
事 務 局 課 長
議 会 係 長
議 会 係

城 主 一 君
徳 永 裕 治 君
松 原 憲 一 君
新 永 晶 子 さん

○議長（森 清孝君） 全員起立をお願いします。
（全員起立）

おはようございます。
着席をお願いします。

午前１０時００分 開議

○議長（森 清孝君） ただいまより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１ 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） それでは、日程に従いまして、日程第１、去る３月３日、３月６日の会議において各常任委員会に審査を付託しました議案第２号から議案第４６号まで及び請願第１号並びに陳情第１号、陳情第２号の４８案件について各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、工藤圭一郎君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（工藤圭一郎君） 皆さんおはようございます。本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案件８件、予算案件３件、議決案件３件の１４案件でございます。現地視察を踏まえ、４日間にわたり慎重に審議しましたので、その経過と結果について報告いたします。

まず、議案第２号、公益的法人等への菊池市職員の派遣等に関する条例の制定について申し上げます。

この条例は、公益的法人等への菊池市職員の派遣等に関し必要な事項を定める必要があるとの説明がありました。

次に、議案第３号、菊池市地域振興基金条例の制定について申し上げます。

この条例は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、菊池市における市民の連帯の強化及び地域振興等のための事業の費用に充てるため、菊池市地域振興基金を設置すると説明がありました。

次に、議案第４号、菊池市公共施設等総合管理計画策定審議会条例の制定について申し上げます。

この条例は、本市が所有する公共施設等を長期的な視点から総合的かつ計画的に管理するための公共施設等総合管理計画の策定及び見直し等を行うための審議会を

設置する必要があると説明がありました。

次に、議案第５号、菊池市の未来を考える懇談会条例の制定について申し上げます。

この条例は、これまで各地域にあった地域審議会を廃止して、新たに市民のまちづくりへの主体的な参画と協働のまちづくりを推進するため、菊池市の未来を考える懇談会を設置するとの説明がありました。

委員より、地域審議会の一本化として設置する会であるならば、今まであった権利を残してもらいたい。弱体化した組織を設置することには納得いかないとの質疑に、執行部より、各地域審議会との協議の中で、今までの審議会の目的の中で、新市建設計画の普通建設事業の各地区の執行についての確認は継続的に行うということで合意を得ているとの答弁がありました。

反対討論として、４つの地域審議会を１つにまとめる中で、今回提案されている懇談会の条文が変わってきている。これから合併特例債が５年間延びて、これからの一番大事な時期である。今回の懇談会条例では、地域審議会の委員の４分の１以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは開催するものとするという条文が抜けている。これでは以前の審議会の内容より弱体化しているとの反対討論がありました。

賛成討論として、新しい一歩として新しい条例が出てきた。さまざまな審議会の任命のあり方については、率直に反省して改めていかないといけない。しかし、合併したそれぞれの地域が一緒になって新しい菊池市のあり方について考えていくという方針についてはいいのではないかと理由により賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数により原案は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第８号、菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるとの説明がありました。

次に、議案第９号、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。

行政手続法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行う必要があるとの説明がありました。

次に、議案第１０号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、議案第５号、菊池市の未来を考える懇談会条例の関連でもあります。公共施設等総合管理計画策定審議会委員、菊池市の未来を考える懇談会委員及び景

観計画検討委員会委員の日額を加えるもの、また、生活保護就労支援員の月額を加えるものですが、議案第５号が否決となり、菊池市の未来を考える懇談会委員の部分を削除する修正案が出されました。

修正案を審議した結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。修正案を除いた部分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１１号、菊池市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

市職員の特殊勤務手当支給について、勤務の特殊性に応じた支給とするため、条例の一部を改正する必要があるとの説明がありました。

次に、議案第１９号、平成２６年度菊池市一般会計補正予算（第９号）について申し上げます。

そのほとんどが事業実績、または執行見込みによる減額補正であります。

付託分中、主なものを申し上げます。

委員より、昨年実施した公共交通体系に係るアンケートの結果を受け、路線変更、または七城地区への導入をする考えはないかとの質疑に、執行部より、アンケート結果を精査して検討するとの答弁がありました。

次に、議案第３０号、平成２７年度菊池市一般会計予算について申し上げます。

付託分中、主なものを申し上げます。

委員より、款９教育費、項２小学校費、目１学校管理費、節１４使用料及び賃借料のうち事務用機器７，９０６万４，０００円、同じく款９教育費、項３中学校費、目１学校管理費、節１４使用料及び賃借料のうち事務用機器３，９２１万８，０００円について、今回計上されているＩＣＴ教育機器導入について、大規模校と小規模校も導入される台数は同じであるが、教育の平等性が損なわれるのではないかとの質疑に、執行部より、大規模校には既存の機器を特別加算として配備する、新年度導入してから教職員と今後の使用については検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、教職員の負担にならないような方策を考えているかとの質疑に、執行部より、新たなものは考えていないが、研修を数回実施する予定であるとの答弁がありました。

また、委員より、今回導入される機器はリースなのか、買い取りなのかとの質疑に、執行部より、リース方式の利点は、計画的な整備が短期間に可能、新しい機器への更新も容易、もしものときのメンテナンスサービスが受けられるとの理由により、タブレットＰＣについてはレンタル、電子黒板と実物投影機についてはリースを考えているとの答弁がありました。

また、委員より、款 9 教育費、項 5 社会教育費、目 5 文化振興費、節 1 4 使用料及び賃借料の 8 5 5 万 5, 0 0 0 円について、菊池市文化会館の土地の賃借料について決算特別委員会や一般質問でも検討を求める声が上がっているが、どのように取り組まれるかとの質疑に、執行部より、土地の不動産鑑定をしており、鑑定額をもとに所有者と交渉を行った。現在までの経過もあり、契約内容を含めて今後粘り強く交渉したいとの答弁がありました。

反対討論として、款 9 教育費、項 6 保健体育費、目 2 体育施設費、節 1 5 工事請負費の予算の中に市営プール建設工事が計上されているが、設計時点の内容と条件が異なっている。1 つが、2 5 メートルは公認ですということであったが、公認ではない。2 つは、プールの南側の用地買収が設計時点の後に決められて執行部の説明に疑義があるとの理由により反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 4 1 号、第 2 次菊池市総合計画の策定について申し上げます。

菊池市が誕生して 1 0 年目の節目に当たり、第 2 次菊池市総合計画を策定するので、今後の市の進むべき方向を明確にするための総合的、長期的計画であり、市政における全ての施策の基本となるものである。市民との協働をテーマに、数値化した成果指標を設け、目標達成に向けた具体的な取り組みを示しているとの説明がありました。

委員より、前期基本計画は平成 2 9 年度までとなっているが、進捗状況の報告はあるのかとの質疑に、執行部より、毎年、総合計画評価委員会を行っていく。今後、議会へ報告ができるよう進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第 4 2 号、第三次菊池行政改革大綱の策定について申し上げます。

普通交付税の削減等でさらに厳しい状況が予想されるため、第三次行政改革大綱を策定し、目標達成に向けて実施計画を作成して取り組んでいくとの説明がありました。

委員より、行政改革が進む中で危惧されるのが今後の総合支所のあり方と考える。これからの 1 0 年が大事な期間である。総合支所の取り扱いとか権限を示してほしい。地域にどんな問題があるのか、このままでは声が小さくなる。思い切った施策を示してほしいとの質疑に、執行部より、本庁と総合支所のすみ分けが進んでいない。総合支所を支所化するのが基本的な考えであるが、体制をどうするのかについては考えなければならないとの答弁がありました。

反対討論として、つまごめ荘の民営化については、民営化の是非のところから検討する方針にもかかわらず、平成 3 0 年度に決定、平成 3 1 年度に移譲というような見通しが書かれていることに対して、市民に誤解を招く可能性が高いとの理由に

より反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４３号、辺地総合整備計画の策定について申し上げます。

この計画は、平成２７年度から平成３１年度の５年間の策定計画であり、今回は１２地域の整備計画を策定するとの説明がありました。

次に、議案第４６号、平成２６年度菊池市一般会計補正予算（第１０号）について申し上げます。

この予算は、国の補正予算による地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策事業に伴う予算であるとの説明がありました。

以上、慎重に審議しました結果、議案第２号から議案第４号、議案第８号から議案第９号、議案第１１号、議案第１９号、議案第４１号、議案第４３号、議案第４６号については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおりご賛同を賜りますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（森 清孝君） 次に、福祉厚生常任委員長、岡崎俊裕君。

〔登壇〕

○福祉厚生常任委員長（岡崎俊裕君） おはようございます。本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案７件、予算案１０件、請願１件でございます。現地調査を踏まえ、４日間にわたり慎重に審議をいたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第６号、菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定については、利用者負担である保育料について規則で定めることとしており、今回の改正は料金の引き上げが目的ではなく、現行の水準をもって新制度に対応するための条例制定であるとの説明を受け、特に質疑はありませんでしたが、委員より、菊池市は近隣市町と比べても保育料が安く、子育てに熱心であるということをもっとＰＲすべきとの意見がありました。

次に、議案第１２号、菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定については、第６条の利用要件で小学校１年生から３年生までとされているものを小学校に就学している児童と改正するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第１３号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、平成２７年度から平成２９年度までの介護保険料を改定及び介護保険法の一部改正に伴う所要の改正を行うものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、将来の負担増に備えて少々値上げしてでも基金を積み立てておくべきと思うがとの質疑に対し、今回の介護保険料の増額については、被保険者の負担をなるべく抑えるように設定しており、基金への積み立てができる状況にはないとの答弁がありました。さらに、委員より、もしも財源が不足するときはどうするのかとの質疑があり、執行部より、県に各自治体から積み立てている財政安定化基金を借りることになるとの答弁がありました。

次に、議案第14号、菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第15号、菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については関連がありますので、一括して審議をいたしました。

執行部より、両議案とも介護保険法の改正に伴い、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が定められたことにより、この省令を準則として定めている当該条例を改正するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第16号、菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、厚生労働省令の一部改正に伴い条例改正するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第17号、菊池市老人保健福祉及び介護保険運営協議会条例の一部を改正する条例の制定については、条例中の「老人」の表記を「高齢者」に改めるため条例改正をするものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第19号、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第9号）中、付託分については、そのほとんどが事業実績、もしくは見込みによる減額補正であります。

委員より、毎年、ごみステーション整備事業補助金の減額があっていたと思うが、ことは申請が結構あったのかとの質疑に対し、執行部より、ことは見込みどおりであったとの答弁がありました。

委員より、七城と泗水で水質検査をするようになっていたと思うが、結果はどうだったのかとの質疑に対し、執行部より、場所の選定で区長と協議しており、年度内には結果が出る予定であるとの答弁がありました。

委員より、塵芥処理施設費の光熱水費610万円の増額は、こんなにも予定が立てられないのかという質疑に対し、執行部より、エコ・ヴィレッジの電気料について、今まで4月1日の検針は新年度の4月で支払っていたが、4月1日の検針は3

月分のため当該年度の光熱水費で支払うことになり、約一月分を補正しているとの答弁がありました。

次に、議案第20号、平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第21号、平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、議案第22号、平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）、議案第28号、平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）については、そのほとんどが事業費の確定及び実績見込みによる減額であり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第30号、平成27年度菊池市一般会計予算中、付託分について、その主なものを申し上げます。

委員より、社会保障・税番号制度システム整備委託料は、市民課や税務課など各課に予算が上がっていて全部足すと相当な金額になるが、これは各課で業者と交渉しているのか、それとも、電算室で一括して交渉し予算計上しているのかとの質疑に対し、執行部より、各課で交渉しているが、他市とも比較し精査しているとの答弁があり、さらに、委員より、他市と比較してなるべく安くなるように情報を仕入れてほしいとの要望がありました。

次に、委員より、塵芥処理施設費の消耗品費3,800万円と修繕料1億1,550万円について、エコ・ヴィレッジ旭の修繕は毎年こんなにかかるのかとの質疑に対し、エコ・ヴィレッジ旭が十二、三年経過しており、設備が老朽化している。ごみ分別収集を周知徹底してはいるが、中には燃えるごみに金属などが入っていて破砕機が欠けたりすることもあり、消耗品、修繕料が高額となっているとの説明がありました。

また、委員より、社会福祉協議会補助金として5,736万6,000円とあるが、職員給与はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、補助金は職員人件費分として計上しているとし、人件費については社会福祉協議会職員と市役所の各年代の平均給与による比較表が示されました。

委員より、社会福祉協議会と市役所の職員給与のすり合わせができていない。補助団体のほうが給与が高いということがないように調整をし、市の給料表に準じて上げていくように徹底してほしいとの意見に対し、総務課職員係と協議し、社会福祉協議会とも協議を進めたい。ただし、給与については団体の権限であるため、市から主導的にはできない。財政支援団体ではあるが、どのようなやり方が適切なのか、関係法令を勘案しながらやっていく必要があるとの答弁がありました。

次に、委員より、フッ化物洗口については不安に思う市民もいるので、実施については判断を保護者に委ねると問題はないのではないか。危険性の周知はどうする

のかとの質疑に対し、執行部より、現在のところ世界保健機関などで安全であるとしており、自治体として実施するものであるが、実施前には保護者説明会を行い、保護者の同意書をとった上で実施したいとの説明がありました。

委員より、熊日新聞によると県内で26年度実施しているというのは297校、今、検討中が335校で、ここまで含めると県内で81.3%が導入されることになる。これまで事故の例は報告されているのかとの質疑があり、執行部より、菊池市では保育園で平成17年度から実施しているが、事故の例はないとの答弁がありました。

委員より、フッ化物洗口だけに頼るのではなく、ブラッシングも進めていくのかという質疑に対し、執行部より、フッ化物洗口とブラッシング指導と食習慣の3つが重なって虫歯予防、歯周病疾患の予防ができるので、今後も3つをあわせて保健指導を行っていくとの答弁がありました。

また、委員より、施政方針にもうたっているが、子ども医療費助成事業において市外で医療機関を受診する場合の現物給付についてはどう変わるのかとの質疑に対し、執行部より、今まで市内では医療機関の協力で自己負担分は徴収せずに受診できていた。平成27年度からは市外の医療機関についても窓口での自己負担がないようになるとの説明がありました。さらに、委員より、医療費が増大する懸念があり、3年程度で検証すべきとの意見がありました。

次に、議案第31号、平成27年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算についての主なものは、委員より、過去5年の一般会計からの繰り入れはどれぐらいあっているのかとの質疑に対し、執行部より、法定外の繰り入れは予算上お願いしているが、ここ5年間、実際のところはないとの答弁がありました。

次に、議案第32号、平成27年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算についての主なものは、委員より、保険料は年金からの天引きだと思うが、滞納繰り越しが発生する理由はとの質疑に対し、保険料は原則年金からの天引きとなるが、年金受給額が18万円未満の方など、納付書により保険料を納められる普通徴収の方がいるため、滞納繰り越し分が発生するとの答弁がありました。

次に、議案第33号、平成27年度菊池市介護保険事業特別会計予算についての主なものは、委員より、食の自立支援事業に関し、委託するに当たっては入札をするのかという質疑に対し、執行部より、現在、要綱に定める基準により社会福祉協議会、泗水苑に委託しており、民間を含めての入札は実施していない。ただ、若干赤字になりつつあるとの話もあり、民間も含めたところで今後検討していかなければならないとの答弁がありました。

次に、議案第39号、平成27年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算につ

いては、委員より、使用料及び賃借料の事務用機器は電話機５０台分のリース料が毎年１５０万円かかっているということだが、購入したほうがいいのではないかとの質疑に対し、執行部より、購入した場合とリースの場合の比較をしており、財政課とも協議を行い、リースのほうが年間の負担が軽減されること、また、故障した場合は購入であれば修理の間、使用できないが、リースであればすぐに交換し使用することから、リースで計上しているとの答弁がありました。

次に、請願第１号、手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願は、まず、紹介議員から説明を受け、慎重に審査しました。紹介議員より、今でもろう学校内で手話を教える授業が認められておらず、行われていない。手話言語法の制定によって手話を教える授業を組み込んでほしいということや、災害時の放送も手話を使って耳の不自由な人にも伝わるようにすることや、裁判も手話で受けられるようにするなど、手話が生活に欠くことのできない権利となっていくように採択をお願いしたいとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、手話言語法が成立したとして、学校での授業時間はどの程度考えられているのかとの質疑に対し、紹介議員より、ここで言っているのはろう学校で教えるということであり、一般の学校で手話を教えるということではないとの答弁がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第６号、議案第１２号から議案第１７号、議案第１９号から議案第２２号、議案第２８号、議案第３０号から議案第３３号及び議案第３９号並びに請願第１号については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決、採択すべきものと決定をいたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、福祉厚生常任委員長の報告といたします。

○議長（森 清孝君） 次に、経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） 皆様おはようございます。それでは、経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例２件、予算案１５件、議決案件２件、陳情２件です。現地調査も踏まえ慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第７号、菊池市景観計画検討委員会条例の制定について、菊池市の豊かな自然、景観を守っていくため、指定区域内で建築、建設等、景観にかかわる開発を行う場合に指導することができ、開発の届け出を義務づけることができる景観行政団

体になることを目指している。そのために必要な計画案、条例を作成していくために条例を制定するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、どこまでの抑止力があるのかとの質疑に対し、執行部より、強制力は余りないが、誘導することが今まではできなかったもので、誘導と届け出による内容の確認ができるようになるとの答弁がありました。

次に、議案第18号、菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成26年第3回臨時会で菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が改正されており、それに準じて菊池市企業職員の給与の種類及び基準について条例の一部を改正するものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第19号、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第9号）、議案第23号、平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）、議案第24号、平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第25号、平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第26号、平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）、議案第27号、平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）、議案第29号、平成26年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）ですが、そのほとんどが事業費確定によるものであります。

次に、議案第30号、平成27年度菊池市一般会計予算中、付託分について、その主なものを申し上げます。

款5農林水産業費、項1農業費、目4農業振興施設費の工事請負費の2、160万円において、委員より、龍龍館の台所、厨房、手すり等の工事を行うとのことだが、地元の龍門ふるさと振興会が指定管理者をやめる決断をする前に、ソフト面、ハード面でのバックアップはできなかったのかとの質疑に対し、執行部より、市としてもさまざまな措置を講ずるなどして、できる限りのバックアップをしてきたつもりである。今後も竜門ダム周辺の維持管理については、引き続きお願いしていきたいと考えているとの答弁がありました。

款5農林水産業費、項1農業費、目7ブランド推進費において、委員より、日本の米づくりにおける本当に熱心な方や今までの大会で金賞をとった地域等との交流を通して、少しでも技術を習得していただき、平成28年に菊池市で開催される第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会ではぜひ金賞がとれるように準備していただきたいとの意見に対し、執行部より、金賞受賞者を招いての指導や第17回大会の現地研修等を実施していく予定である。また、仮称ではあるが、菊池米金賞獲得実行委員会を立ち上げ、生産技術の向上と大会の成功を目指していくとの答弁

がありました。

款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費の有害獣防止対策事業補助金50万円において、委員より、田舎のほうでは高齢化により耕作地の管理が行き届かず、狩猟する方も高齢化が進んでおり、厳しい状況になりつつある。狩猟する方の確保についても早目に手を打っていただきたいとの意見に対し、執行部より、猟友会の会員も高齢化により人が減ってきており、新しい方も入っていない状況である。今後は市も含めて対応を考えていかなければならないとの答弁がありました。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費の空き店舗対策モデル事業補助金400万2,000円において、委員より、温泉街を通る国道沿い等、空き店舗が非常に多い。家賃補助を充実させるなど、空き店舗を埋めていくような施策を打ち出してはどうかとの質疑に対し、執行部より、空き店舗マップを作成することにより、入居希望者に情報提供できるように、また、不動産会社にも空き店舗の情報を提供していくよう整備を進めている。今後の施策としては、市が1つの空き店舗を持ち、ある程度の改修まで行い、そこにチャレンジしていただくようなスペースを設けるなどの空き店舗対策を検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費の地域おこし協力隊活動助成金200万円において、委員より、土木課予算の地域おこし協力隊とはどのような仕事をするのかとの質疑に対し、執行部より、桜の里プロジェクト実行委員会の運営、活動の推進、また、森の中のまちプロジェクト、ホテル王国プロジェクトにおいても、基本的に仕組みづくりを中心にやってもらうよう考えているとの答弁がありました。

款7土木費、項4都市計画費、目4公園費の工事請負費6,726万9,000円において、委員より、工事請負費の竹林整備の内容と整備後の維持管理体制はどのように考えているのかとの質疑に対し、執行部より、まず、竹の伐採を行うよう考えており、その後、桜やもみじ等の植栽を行って、景観的にすぐれた観光資源の一つとなるような整備をしていきたいと考えている。維持管理費については、竹の処理は煩雑なため、できるだけ手がかからないような工夫をしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第34号、平成27年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算については、委員より、簡易水道事業法適用移行事務支援業務委託料とはどのような内容なのかとの質疑に対し、執行部より、平成28年度の統合に伴う会計処理等の事務であり、職員だけで処理を行うのは困難であるため、職員で処理できない部分について委託するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第35号、平成27年度菊池市公共下水道事業特別会計予算について

は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第36号、平成27年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、委員より、使用料収入が維持管理費を上回っているため料金値上げは必要ないように思うがとの質疑に対し、執行部より、使用料収入は維持管理費を上回っているが、今まで事業に使用した起債分の償還払いについても公共下水道の場合は充てることができるため、それを含めると使用料だけでは賄っていけない状況であるとの答弁がありました。

議案第37号、平成27年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算については、委員より、市町村整備型合併処理浄化槽の長期債利子は長期債元金との比率からするとかなり高いようだがなぜかとの質疑に対し、執行部より、毎年度50基程度市町村設置型合併処理浄化槽がふえており、長期債の償還に関して、当初は利子の償還が多いが、事業が進んでいくと利子の償還が減り元金の償還が多くなっていく。このため、現在は長期債利子が多くなっているとの答弁がありました。

議案第38号、平成27年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算については、委員より、汚泥施設引抜業務委託料は、泗水地区が3カ所で1,892万7,000円なのに対して七城地区が2カ所で2,186万7,000円となっているが、どのような仕組みになっているのかとの質疑に対し、執行部より、1トン当たり幾らと金額が決まっているので、それぞれの汚泥引き抜き量に応じて予算を組んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第40号、平成27年度菊池市水道事業会計予算については、委員より、平成28年度に地下水、井戸水の水質検査が行われるが、硝酸態窒素が検出された場合、市でどのように対応するのかとの質疑に対し、執行部より、市条例に菊池市フッ素及び硝酸態窒素除去器設置補助金要綱を定めており、除去器の設置にかかった費用の3分の1の補助を受けることができるため、希望する家庭で申請して利用していただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第44号、市道路線の廃止について及び議案45号、市道路線の認定について、主なものは旧県道の市道への移管に伴い起点、終点を変更するため市道路線の廃止と認定を行うものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第46号、平成26年度菊池市一般会計補正予算（第10号）中、付託分について、その主なものを申し上げます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の阿蘇火山活動降灰地域関連事業補助金859万2,000円について、委員より、お茶と園芸に対して支援するということだが、このぐらいでは十分な対応はできない。ほかの地域の事例や地元の要望を聞き取った上で、補正予算をすぐ出せるようなタイムリーな対応ができる

よう準備していたほうがよいのではないかとこの質疑に対し、執行部より、機械関係の要望についてホームページに掲載しており、3月31日まで受け付けしている。また、県において平成27年度予算の補正が行われるようであるとの答弁がありました。

また、委員より、シイタケやイチゴなど表面に火山灰が付着してはいけない種類の作物もあり、ハウス内の換気ができなくなるので、ビニールより汚れにくい材質のものとかフィルターをつけて換気するとか、何らかの対策を考えてほしいとの要望がありました。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費の商品券事業補助金1億1,100万円について、以前、商品券を販売したときは先着順としたが、今回は市内の全世帯を対象に1世帯当たり4万円を上限として販売し、4万4,000円の商品券を交付する。また、中学生以下の子どもがいる世帯に対しては、1人当たり追加で2万円分購入することができるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、プレミアム商品券を使用できる期間はどれくらいかとの質疑に対し、執行部より、4月から準備に入り、5月中旬には印刷を終了し、販売を6月中旬から開始する予定でいる。平成27年度限りの事業であるため、販売終了後の作業を考慮すると、使用期限を10月末までと考えているとの答弁がありました。

款7 土木費、項2 道路橋りょう費、目3 道路橋りょう維持費6,637万9,000円について、平成27年度に補助対象で修繕を行う予定であった橋梁7カ所分を前倒しして行う工事費用であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、現在、橋梁の点検があつて、延命のための修繕が行われているようだが、そのことによって橋の寿命はどれくらい延びるのかとの質疑があり、執行部より、今までは橋梁の修繕はほとんど行っていない状況であり、今回の補修により数十年程度寿命が延びるところで事業を行っている。ただし、延命ができないような橋梁については、一部をつくりかえたり、全体をつくりかえたりしているとの答弁がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました陳情第1号及び陳情第2号を除く議案第7号、議案第18号、議案第19号、議案第23号から議案第27号、議案第29号、議案第30号、議案第34号から議案第38号、議案第40号、議案第44号から議案第46号については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、討論のあった陳情第1号及び陳情第2号について申し上げます。

陳情第1号、国道325号の早期ルート決定及び現道4車線化拡幅工事についての陳情書は、過去における県のPI委員会の2車線、4車線併記並びにルートの未

確定ということがこれからの新ルート決定に対して障害になっている節がある。早急に P I 委員会を開催して、その中で住民との議論を深めて新ルートの確定まで行い、それをもとに県や国に対して要望をしていくことが望まれるとの賛成討論がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第 2 号、大型商業施設進出反対についての陳情書は、法的、強制的に大型商業施設の進出をとめることは非常に難しいかもしれないが、定住促進の一環として、当該箇所における住宅地等の誘致を行い、また、コンパクトシティのまちづくりに貢献できる場所でもあるため、土地利用等に関して、できる限り執行部にもご協力をお願いしたいとの賛成討論がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員長の報告を終わらせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

松岡譲君。

[登壇]

○7 番（松岡 譲君） おはようございます。経済建設常任委員長に対する質疑を申したいと思います。

質問内容につきましては、立地適正化計画策定の目的、内容、区域についてお尋ねしたいと思います。

議案第 30 号、平成 27 年度一般会計当初予算の 131 ページでございます。款 7 土木費、項 4 の都市計画費、目 1 都市計画総務費でございます。節 13 の委託料の立地適正化計画策定業務委託料 1, 208 万 9, 000 円並びに 9 ページの第 3 表債務負担行為でございますが、平成 28 年度の債務負担行為、立地適正化計画策定業務委託 1, 191 万 6, 000 円、合計の 2, 400 万 5, 000 円について、その目的と内容、区域についてどういった議論がなされたかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） 松岡議員の質疑にお答えします。

議案第 30 号、立地適正化計画策定業務委託についてということで、当委員会での目的と区域、内容が議論されたかとありましたけれども、当委員会では特に議

論はありませんでした。

ただ、私として理解しているところとしまして、まず、目的ですけれども、目的は、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現するというのが目的だと理解しております。そして、区域については、都市計画区域内ということです。そして、その内容については、医療福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地して、福祉や交通を含め土地全体の構造を見直し、コンパクトシティの考えを進めていくということと私は理解しております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） それでは、経済建設常任委員長に再質問というような形でさせていただきます。

今、コンパクトシティという話が出てまいりましたが、人口が減少する社会を迎え、国は地方創生として東京圏域への一極集中が続く中において、各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、地方の活性化と人口減対策のための総合戦略計画の策定を促し、本市におきましても昨年11月に戦略本部が立ち上げられました。本市におきましても、できることなら市内全域でその効果が期待されます。また、立地適正化計画策定がコンパクトな街中をつくるための計画であるとすれば、菊池市においては先般の中心市宣言とともに、生活圏域を一極集中するための計画となることが想定されるのではないかと考えております。

私たち議員としましては、中心的な役割を果たす市街地の必要性も理解できますが、周辺地域、とりわけ身近な小学校区単位の生活圈、小さな拠点も守らなくてはならないというジレンマを抱えることになります。そこで、立地適正化計画策定は周辺地域との連携や周辺地域振興のまちづくりを包括する計画とされるような議論があったかを再度お尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） 再質問にお答えします。

松岡議員の再質問でございますけれども、周辺地域振興のまちづくりも包括する計画とされるような議論があったのかというご質問ですけれども、それについては議論はありませんでした。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ありがとうございます。再々質疑ということで、これが最後になりますけれども、せっかくだから、ちょっと言わせていただきます。

まだ立地適正化計画策定の中身がはっきりしない中でお答えいただくのは難しいと思いますけれども、将来的には都市再生整備計画にもつながっていくと思われます。

コンパクトな社会の基盤整備には、人々が生活するための道路、公園、上水道、下水道、防災対策、交通等のライフラインの整備も出てくると思います。しかし、一方では、普通交付税の一本化算定等、本市の財政基盤も厳しい状況となっておりますが、整備に関する予算的な裏づけとなる財政計画、これにつきましては、歳入面につきまして都市計画税等の導入といったことも含まれるかもしれませんけれども、そういうふうな形での財政計画を含めたところでの議論はあったのかを再度お尋ねいたしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） 再々質問にお答えします。

財政計画も含んだ計画とする等の考えが示されたのかということですが、非常に重要な内容でありますけれども、これからの立地適正化計画策定ということで、今回は議論はありませんでした。

○議長（森 清孝君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員長報告が否決の議案第5号、菊池市の未来を考える懇談会条例の制定について及び修正可決の議案第10号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上の2議案を除き討論を行います。

議案第2号から議案第4号まで、議案第6号から議案第9号まで、議案第11号から議案第46号まで及び請願第1号、陳情第1号、陳情第2号、以上46案件について討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） おはようございます。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。議案第13号、30号、31号、32号、33号、42号について反対討論を行います。

まず、議案第 13 号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

一般質問でも述べましたが、これだけ市民の暮らしが厳しいとき、介護保険料を値上げし、市民への負担を図るべきではないと思います。一般会計からの繰り入れも行うなどして値上げは中止すべきと考え、反対討論とします。

次に、議案第 30 号、平成 27 年度菊池市一般会計予算についてです。

反対理由の 1 つは、部落解放同盟への直接的な補助金を含めた関連予算についてです。

特定の団体に不適切な額の補助金の支出を続けるというのは不公平であり、部落差別を逆に固定化させるものであり、この支出は不適切であると思います。

2 つ目は、生活保護費の扶助費が前年度の予算よりも約 7, 100 万円削減されている点です。削減の理由は、実績に合わせて、より適正に予算を計上したとの趣旨でしたが、全国でも生活保護受給の希望者はふえています。生活保護は国民の生存権を守る最後のとりでです。市民の暮らしの実態を顧みない扶助費削減には反対です。

3 つ目は、マイナンバー制度を導入前提とした関連予算についてです。

マスコミの報道でも、また、各紙世論調査でも、この制度導入に当たっての不安や懸念の声が上がっています。国民のプライバシーを危うくする仕組みづくりを強引に推進することは反対であり、そのことを前提とした予算にも反対です。

以上をもって議案第 30 号の反対討論とします。

次に、議案第 31 号、平成 27 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算についてです。

私の一般質問の市からの回答でも、国保税の市民への負担は大変厳しいとの答弁がありました。それならば、国からの新たな支援も活用して引き下げに踏み切るべきです。市民の暮らしの実態を踏まえ、速やかな対応を求め、反対討論とします。

次に、議案第 32 号、平成 27 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。

本制度そのものが高齢者を年齢で差別し、給付を抑制し、負担をふやしていく問題のある制度であると考え、その制度そのものに反対とする立場から反対討論とします。

次に、議案第 33 号、平成 27 年度菊池市介護保険事業特別会計予算についてです。

要支援者からのヘルパー取り上げや 2 割負担の導入など、負担増と給付削減がめじろ押しの今回の国の制度改悪には反対であり、大もとには国の責任がありますが、実施主体である菊池市はさらなる市民の負担軽減措置を講じ、必要なサービスを十

分受けられるように独自の努力を行うべきであると考え、反対の討論とします。

次に、議案第４２号、第三次菊池市行政改革大綱の策定についてです。

本大綱では、効率的な市民サービスの推進や効果的な行財政運営の推進の名のもとに、特別養護老人ホームの民営化、上下水道料金の見直しなどが掲げられており、市民生活への負担や自治体の任務放棄につながるような内容であり、認めることはできません。

以上の理由から反対討論とします。

以上、６つの議案についての反対討論とします。

○議長（森 清孝君） ただいま議案第１３号、議案第３０号、議案第３１号、議案第３２号、議案第３３号、議案第４２号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第１３号に対する討論を行います。

議案第１３号に対する賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 議案第１３号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで議案第１３号に対する討論を終わります。

次に、議案第３０号について反対討論がありましたので、議案第３０号に対する討論を行います。

議案第３０号に対する賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 議案第３０号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで議案第３０号に対する討論を終わります。

次に、議案第３１号について反対討論がありましたので、議案第３１号に対する討論を行います。

議案第３１号に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 議案第３１号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで議案第３１号に対する討論を終わります。

次に、議案第３２号について反対討論がありましたので、議案第３２号に対する討論を行います。

議案第３２号に対する賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 議案第３２号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで議案第３２号に対する討論を終わります。

次に、議案第３３号について反対討論がありましたので、議案第３３号に対する討論を行います。

議案第３３号に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 議案第３３号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで議案第３３号に対する討論を終わります。

次に、議案第４２号について反対討論がありましたので、議案第４２号に対する討論を行います。

議案第４２号に対する賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 議案第４２号について、ほかに討論はありませんか。

猿渡美智子さん。

〔登壇〕

○６番（猿渡美智子さん） おはようございます。猿渡美智子です。議案第４２号、第三次菊池市行政改革大綱の策定についてに反対する立場から討論をします。

第三次行政改革大綱の基本方針に、民間活力の活用として特別養護老人ホームの民営化が上げられています。高齢化や介護の問題がますます深刻となる現状の中、特別養護老人ホームを自分自身の問題として考える市民も少なくないはずです。

民営化の検討に当たっては、これから広く市民の声も聞いていかなければならないと思います。しかるに、第三次行政改革大綱の参考資料に、平成３０年、民間移譲、平成３１年、移譲後の検証という日程が設定されていることで既に結論が出ているという印象を受けます。確認しましたら、民営化ありきの検討ではないということでしたが、そうであるならば、日程の明記は避けるべきです。

これから経済効率一辺倒ではない論議をしていかなければならないと思います。市民の生活と深くかかわる介護の問題です。公立であることのメリットがどこにあるのか、民営のメリットがどこにあるのかというところからしっかりと考えなければなりません。

よって、日程の設定があり、民営化ありきの印象が拭えない議案第４２号には反対いたします。

以上です。

○議長（森 清孝君） 議案第４２号について反対討論がありましたので、議案第４２号に対する討論を行います。

議案第４２号に対する賛成者の発言を許します。

荒木崇之君。

[登壇]

○８番（荒木崇之君） それでは、議案第４２号、第三次菊池市行政改革大綱の策定について賛成討論いたします。

本市は自主財源４割にも満たない市であります。家庭で例えるなら、２８０万円の生活をしていながら、収入は６０万円しかありません。このような状態でずっといくなれば、今後、５年間で１７億６，０００万円の普通交付税が削減されるわけですが、これに対応できるでしょうか。今回の第三次行政改革大綱では、第一次、第二次にはなかった公共施設の削減も入っております。今、菊池市が進めることは、お金を使うことではなく、お金をなるべく使わないようにして、そして、有効に使う、これが必要ではないかと思っております。

そういう意味から、私はどんどん行革を進めるべきだと思いますので、議案第４２号に賛成いたします。

○議長（森 清孝君） 議案第４２号について、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで議案第４２号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

大賀慶一君。

[登壇]

○１２番（大賀慶一君） 議案第３７号について、私は反対討論をいたします。

議案第３７号、平成２７年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算でございますが、中山間地における合併浄化槽等の使用料につきまして不公平感が否めません。

よって、私はこの案件に対して反対討論をいたしたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 議案第３７号について反対討論がありましたので、引き続き議案第３７号に対する討論を行います。

議案第３７号に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで議案第３７号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。

ここで暫時休憩します。

○

休憩 午前 11 時 16 分

開議 午前 11 時 23 分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより採決します。

ただいま討論がありました議案第 13 号、議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 37 号、議案第 42 号を除き、一括採決します。

議案第 2 号から議案第 4 号まで、議案第 6 号から議案第 9 号まで、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 14 号から議案第 29 号まで、議案第 34 号から議案第 36 号まで、議案第 38 号から議案第 41 号まで、議案第 43 号から議案第 46 号まで及び請願第 1 号、陳情第 1 号、陳情第 2 号、以上の 39 案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決、採択であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、以上の 39 案件につきましては各常任委員長の報告のとおり可決、採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第 13 号、議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 37 号、議案第 42 号については起立により採決します。

お諮りします。議案第 13 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第 30 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第 30 号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第 31 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第 3 1 号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第 3 2 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第 3 2 号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第 3 3 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第 3 3 号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第 3 7 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第 3 7 号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第 4 2 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第 4 2 号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、総務文教常任委員長報告が否決であります議案第 5 号、菊池市の未来を考える懇談会条例の制定について討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

岡崎俊裕君。

〔登壇〕

○ 1 3 番（岡崎俊裕君） 議案第 5 号、菊池市の未来を考える懇談会条例の制定について賛成の立場で討論を行いたいと思います。

委員会の報告でもあったように、合併して 1 0 年がたっております。今後のまちづくり、菊池市づくりを進めていく上では、市民の声を聞いていく何らかの懇談会あたりをつくって、いろんな立場の人たちの意見を聞いて、新しいまちづくりに向けて、新市の建設に向けて行っていくことが大切ではないかと思います。委員長報告の中にもありましたように、市民のまちづくりへの主体的な参画と協働

のまちづくりを推進するために、菊池市の未来を考える懇談会を設置するという力強い声明があつておりますので、この議案を通して、新しいまちづくりをしていくことが我々の務めではないかというふうに思っております。

菊池市民の早い一体化に結びつけて、新しい意見を取り入れながら新市のまちづくりにともに努めていければと思っておりますので、賛成の立場で討論いたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森 清孝君） 拍手はやめてください。

次に、反対者の発言を許します。

松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） こんにちは。私は議案第5号、菊池市の未来を考える懇談会条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

理由は1つでございます。今回の懇談会条例には、地域の願いに寄り添い、その思いに応えるべき主体性を持たせるための条文が欠落しているためでございます。

個人的には新市建設計画の進捗状況が思わしくない地域の市議として、従来の地域審議会の存続を思うものですが、合併後10年を経過しており、市当局の地域審議会を一本化して地域の意見を聞くとのことお考えは理解できます。地域審議会は合併後の新市建設計画の進捗状況や施策全般に関して、よりきめ細やかに住民の意見を反映するために創設されたものと認識しております。しかし、現実では新市建設計画の進捗状況において地域間の不均衡が生じており、地域審議会の役割が果たされていないとする地域において延長を望む声があるのも事実です。このことも地域住民の民意であり、行政としても、議会としても真摯に受けとめなければなりません。

本年1月の市広報で、議長の念頭のご挨拶の中に、利益の配分から負担の分かち合いの時代へ移るとの言葉で、これからの厳しい時代をあらわされております。まさしくこれからが地域と市民の英知を集め、来るべき厳しい時代に向け、市長が掲げられた行政、議会、市民が一体となった市民力が試されるときだと考えます。行政と地域の一体感のもとで市政を推し進めるためにも、今回の条例の中にこの懇談会を諮問機関とする文言並びに懇談会の委員として責任ある審議会とするためにも、これまでの地域審議会同様に、委員の4分の1の要請があれば会議を招集する権利を与えるべきだと考えます。行政主導の曖昧な懇談会とすることは断じてあってはならないと考えております。地域の強い願いに応えるためにも、再度条文を検討して、しかるべき修正を加えた後に再提案すべきものと考えます。

議員各位におかれましては、市民の視点に立って開かれた広がる議論確保の観点からのご賛同いただきますようお願い申し上げ、本議案に対する反対討論といたし

ます。

[傍聴席から発言する者あり]

○議長（森 清孝君） 傍聴の方、発言はやめてください。

ほかに討論はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 議案第5号、菊池市の未来を考える懇談会条例の制定について反対討論をいたします。一部、松岡議員とかぶる点がありますが、ご了承ください。

この条例案は、合併時に旧4市町村が均衡ある発展を遂げるためにつくられた4つの地域審議会を1つにするとの内容で提案されたと思います。しかし、4つの地域審議会をまとめることに異論はありませんが、条例の内容が地域審議会の権限をそぐような懇談会条例となっています。平成26年11月20日の月例会で執行部より配られた新市建設計画と地域審議会についての資料、こちらになりますが、これによると、平成27年から5カ年間で位置づけられていた新市建設計画普通事業は69事業、その他必要と考えられる事業の15事業と合わせると、84事業、総額83億円にも上ります。これを今回提案された懇談会で審議しても、単に市長に報告するとしか定めてありません。せめて市長の諮問に応じ答申するといったような会議でなければ、ただの井戸端会議で終わるのではないのでしょうか。

市長は施政方針の中で市民力という言葉を使っていますが、市民力、いわば市民の声をじかに市長に届ける機関が地域審議会だと私は考えます。その審議会の権限を弱めるような懇談会の条例案は施政方針とは異なるものと思います。

そのような理由から本議案に反対し、再度地域審議会のあり方について検討されるように要望し、反対討論といたします。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

議案第5号、菊池市の未来を考える懇談会条例の制定について、総務文教常任委員長の報告は否決であります。よって、可を諮る原則により原案について採決します。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

次に、総務文教常任委員長報告が修正可決であります議案第10号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。

議案第10号について、総務文教常任委員長の報告は修正であります。よって、総務文教委員会の修正部分について、起立により採決します。

お諮りします。議案第10号について、総務文教常任委員会の修正案に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立少数です。よって、議案第10号の総務文教常任委員会の修正案は否決されました。

議案第10号の修正案が否決されましたので、原案について採決します。採決は起立によって行います。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（森 清孝君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会

- 1 菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査について

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

○

追加日程第 1 議員提出議案第 1 号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第 1、議員提出議案第 1 号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

城典臣君。

〔登壇〕

○ 1 1 番（城 典臣君） それでは、議員提出議案第 1 号の提案理由の説明を申し上げ

たいと思います。

お手元の議員提出議案をごらんください。

今回の改正は、市が進められる定住自立圏構想の策定に当たり、議決の根拠となる条例の改正を行うものです。

新旧対照表で説明いたします。別紙の新旧対照表 1 ページをごらんください。

左が現行、右が改正案でございます。改正部分には下線が引いてあります。

現行の条例は、議会の議決を定める事件に総合計画基本構想に基づく基本計画の制定と菊池市行政改革大綱の策定があります。今回の改正で、これに定住自立圏を形成するための方針の策定を加え、第 2 項で「計画及び大綱」を「計画、大綱、及び方針」に改めるものです。

議案に戻っていただきまして、附則で、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしております。

議員各位におかれましては速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第 1 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第 1 号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第 1 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第 2 意見書案第 1 号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第 2、意見書案第 1 号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

岡崎俊裕君。

[登壇]

○ 1 3 番（岡崎俊裕君） 意見書案第 1 号についてご説明を申し上げます。

意見書案第 1 号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出について申し述べます。

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声でなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う人たちにとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話を作り培ってきたのである。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006 年（平成 18 年）12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011 年（平成 23 年）8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障される。」と定められた。

また、同法 22 条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって菊池市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるように強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を目指した「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 18 日

熊本県菊池市議会議員 森 清 孝

衆議院議員 町村 信孝 様

参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
文部科学大臣	下村	博文	様
厚生労働大臣	塩崎	恭久	様
総務大臣	高市	早苗	様

上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定によって福祉厚生常任委員会より提出いたします。

提案理由としましては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもたちが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を目指した手話言語法（仮称）を制定するように強く求めるものであります。

これが本案件を提出する理由でございます。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願いを申し上げます、提案理由といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして平成27年第1回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

閉会 午前 11 時 47 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 森 清 孝

菊池市議会議員 坂 本 道 博

菊池市議会議員 水 上 隆 光

付 録

平成 2 7 年第 1 回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(2 月 2 4 日 ・ 3 月 1 8 日 議決)

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 2 号	公益的法人等への菊池市職員の派遣等に関する条例の制定について	原案可決
議案第 3 号	菊池市地域振興基金条例の制定について	原案可決
議案第 4 号	菊池市公共施設等総合管理計画策定審議会条例の制定について	原案可決
議案第 5 号	菊池市の未来を考える懇談会条例の制定について	原案可決
議案第 6 号	菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について	原案可決
議案第 7 号	菊池市景観計画検討委員会条例の制定について	原案可決
議案第 8 号	菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 9 号	行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第 1 0 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 1 号	菊池市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 2 号	菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 3 号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 4 号	菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 5 号	菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第16号	菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第17号	菊池市老人保健福祉及び介護保険運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第18号	菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第19号	平成26年度菊池市一般会計補正予算（第9号）	原案可決
議案第20号	平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第21号	平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第22号	平成26年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第23号	平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第24号	平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第25号	平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第26号	平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第27号	平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第28号	平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第29号	平成26年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第30号	平成27年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第31号	平成27年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第32号	平成27年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 3 3 号	平成 2 7 年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第 3 4 号	平成 2 7 年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算	原案可決
議案第 3 5 号	平成 2 7 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第 3 6 号	平成 2 7 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第 3 7 号	平成 2 7 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算	原案可決
議案第 3 8 号	平成 2 7 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第 3 9 号	平成 2 7 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算	原案可決
議案第 4 0 号	平成 2 7 年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第 4 1 号	第 2 次菊池市総合計画の策定について	原案可決
議案第 4 2 号	第三次菊池市行政改革大綱の策定について	原案可決
議案第 4 3 号	辺地総合整備計画の策定について	原案可決
議案第 4 4 号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第 4 5 号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 4 6 号	平成 2 6 年度菊池市一般会計補正予算（第 1 0 号）	原案可決
議員提出議案		
議員提出議案第 1 号	地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議 事		
議事第 1 号	農業委員の推薦について	4 人推薦
意 見 書 案		
意見書案第 1 号	「手話言語法」制定を求める意見書	原案可決
請 願		
請願第 1 号	手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願	採択
陳 情		
陳情第 1 号	国道 3 2 5 号の早期ルート決定及び現道 4 車線化拡幅工事についての陳情書	採択
陳情第 2 号	大型商業施設進出反対についての陳情書	採択

菊池市議会会議録
平成27年第1回1月臨時会
平成27年第1回3月定例会

平成27年6月発行

発行人 菊池市議会議長 森 清 孝

編集人 菊池市議会事務局長 城 主 一

作 成 株式会社小出速記事務所

電 話 (0952) 30-2621

~~~~~  
菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888

電 話 (0968) 25-2325